

小鹿野町地域防災計画

令和 7 年 3 月
小鹿野町防災会議

沿 革

平成 2 0 年 3 月 3 1 日作成

平成 2 1 年 3 月 3 1 日修正

平成 2 5 年 3 月 2 1 日修正

平成 2 7 年 3 月 4 日修正

平成 2 8 年 3 月 1 7 日修正

平成 3 0 年 3 月 9 日修正

平成 3 1 年 4 月 1 6 日修正

令和 元年 9 月 2 4 日修正

令和 5 年 4 月 1 日修正

令和 7 年 3 月 3 日修正

〔目 次〕

総則.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 小鹿野町の概況.....	2
第3節 過去の地震の履歴.....	5
第4節 地震被害想定.....	6
第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	10
風水害・事故災害等対策編.....	19
第1章 災害予防計画.....	21
第1節 防災組織整備計画.....	21
第2節 防災まちづくり計画.....	26
第3節 防災教育計画.....	28
第4節 防災訓練計画.....	32
第5節 防災活動拠点等整備計画.....	36
第6節 応急活動及び応援協力体制の整備計画.....	40
第7節 災害情報体制の整備計画.....	42
第8節 避難予防対策計画.....	46
第9節 要配慮者安全確保計画.....	55
第10節 物資及び資機材等の備蓄計画.....	62
第11節 医療体制等の整備計画.....	69
第12節 水害予防計画.....	72
第13節 土砂災害予防計画.....	73
第14節 竜巻等突風予防対策.....	83
第15節 火災予防計画.....	88
第16節 林野火災予防計画.....	91
第17節 危険物等災害予防計画.....	93
第18節 原子力事故災害予防計画.....	95
第19節 農業災害予防計画.....	98
第20節 道路災害予防計画.....	99
第21節 雪害予防計画.....	102
第22節 火山噴火降灰予防計画.....	109
第23節 文化財災害予防計画.....	116
第24節 大規模停電予防計画.....	117
第25節 ライフライン災害予防対策.....	118
第2章 災害応急対策計画.....	119
第1節 活動体制計画.....	119
第2節 事前措置及び応急措置等計画.....	131
第3節 応援協力要請計画.....	133

第4節	自衛隊災害派遣要請計画.....	138
第5節	県防災ヘリコプター出場要請計画.....	141
第6節	注意報及び警報伝達計画.....	143
第7節	災害情報通信計画.....	151
第8節	災害広報計画.....	162
第9節	土砂災害防止計画.....	165
第10節	竜巻等突風応急対策.....	168
第11節	交通対策計画.....	170
第12節	災害救助法適用計画.....	173
第13節	避難計画.....	176
第14節	要配慮者の安全確保対策計画.....	188
第15節	救急救助・医療救護計画.....	191
第16節	遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画.....	194
第17節	飲料水・生活用水・食料・生活必需品の供給計画.....	196
第18節	応急住宅対策計画.....	201
第19節	文教対策計画.....	204
第20節	障害物除去計画.....	206
第21節	緊急輸送計画.....	207
第22節	要員確保計画.....	209
第23節	環境衛生計画.....	211
第3章	災害復旧復興対策計画.....	216
第1節	迅速な災害復旧計画.....	216
第2節	計画的な災害復興計画.....	219
第3節	生活再建等の支援計画.....	220
第4章	複合災害対策計画.....	234
第1節	基本方針.....	234
第2節	予防・事前対策.....	235
第3節	応急対策.....	237
第5章	広域応援計画.....	239
第1節	基本方針.....	239
第2節	具体的取組.....	239
第6章	事故災害等対策計画.....	250
第1節	火災対策計画.....	250
第2節	林野火災対策計画.....	252
第3節	危険物等災害対策計画.....	254
第4節	原子力事故災害対策計画.....	257
第5節	農業災害対策計画.....	262
第6節	道路災害対策計画.....	263
第7節	航空機事故対策計画.....	265

第8節	雪害対策計画.....	267
第9節	火山噴火降灰対策計画.....	273
第10節	文化財災害対策計画.....	278
第11節	大規模停電対策計画.....	279
第12節	ライフライン災害対策計画.....	280
震災対策編.....		282
第1章	震災予防計画.....	284
第1節	防災組織整備計画.....	284
第2節	防災まちづくり計画.....	284
第3節	震災に強い地域（社会）づくり計画.....	284
第4節	建築物耐震性向上等計画.....	288
第5節	防災教育計画.....	291
第6節	防災訓練計画.....	291
第7節	防災活動拠点等整備計画.....	291
第8節	応急活動及び応援協力体制の整備計画.....	291
第9節	災害情報体制の整備計画.....	292
第10節	避難予防対策計画.....	292
第11節	要配慮者安全確保計画.....	292
第12節	物資及び資機材等の備蓄計画.....	293
第13節	医療体制等の整備計画.....	293
第14節	帰宅困難者対策.....	294
第15節	調査研究.....	296
第16節	地盤災害予防計画.....	298
第17節	地震火災等の予防計画.....	298
第18節	危険物等災害予防計画.....	300
第19節	ライフライン災害予防計画.....	300
第2章	震災応急対策計画.....	304
第1節	活動体制計画.....	304
第2節	事前措置及び応急措置等計画.....	310
第3節	応援協力要請計画.....	310
第4節	自衛隊災害派遣要請計画.....	310
第5節	県防災ヘリコプター出場要請計画.....	310
第6節	災害情報通信計画.....	310
第7節	広報広聴計画.....	315
第8節	土砂災害防止計画.....	317
第9節	消防活動計画.....	318
第10節	災害救助法適用計画.....	321
第11節	交通対策計画.....	321
第12節	避難計画.....	322

第13節	要配慮者等の安全確保対策.....	322
第14節	救急救助・医療救護計画.....	323
第15節	遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画.....	324
第16節	飲料水・食料・生活必需品の供給計画.....	324
第17節	応急住宅対策.....	324
第18節	文教対策計画.....	325
第19節	障害物除去計画.....	328
第20節	緊急輸送計画.....	328
第21節	要員確保計画.....	328
第22節	環境衛生計画.....	328
第23節	公共施設等の応急対策.....	329
第24節	帰宅困難者支援対策.....	331
第25節	ライフライン災害対策計画.....	334
第3章	震災復旧復興対策計画.....	338
第1節	迅速な災害復旧計画.....	338
第2節	計画的な災害復興計画.....	338
第3節	生活再建等の支援計画.....	338
第4章	複合災害対策計画.....	338
第1節	基本方針.....	338
第2節	予防・事前対策.....	338
第3節	応急対策.....	338
第5章	広域応援計画.....	338
第1節	基本方針.....	338
第2節	具体的取組.....	338
第6章	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置.....	339
第1節	基本方針.....	339
第2節	具体的取組.....	339
第7章	北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置.....	341
第1節	基本方針.....	341
第2節	具体的取組.....	341
第8章	最悪事態（シビアコンディション）への対応.....	343
第1節	シビアコンディションを設定する目的.....	343
第2節	シビアコンディションへの対応.....	343
第3節	シビアコンディションの共有と取組の実施.....	343

総則

第1節 計画の目的

第1 趣旨

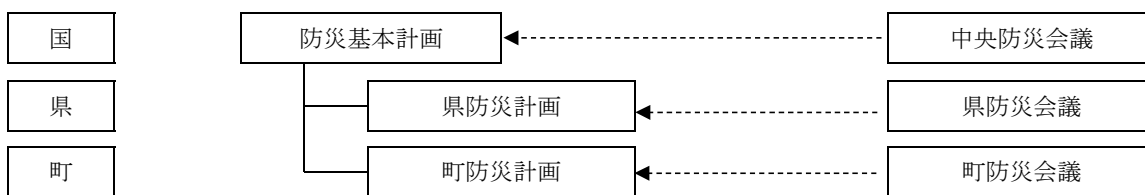
この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、小鹿野町の地域に係る災害について、町民の生命、身体及び財産を保護するため、国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画に基づき、必要な事項を定めるものとする。

- 1 町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害防除に関する計画
 - (4) 被災者の救助保護に関する計画
 - (5) 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - (6) その他の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

第2 計画の作成

小鹿野町防災会議は、小鹿野町地域防災計画を作成し、及び当該計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、町の防災会議と防災計画の体系は、次のとおりである。



第3 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 町 小鹿野町
- 2 町防災計画 小鹿野町地域防災計画
- 3 県 埼玉県
- 4 県防災計画 埼玉県地域防災計画
- 5 知事 埼玉県知事
- 6 町本部 小鹿野町災害対策本部
- 7 県本部 埼玉県災害対策本部
- 8 災対法 災害対策基本法
- 9 救助法 災害救助法

第2節 小鹿野町の概況

第1 自然的条件

1 位置

本町は埼玉県西北部、秩父山岳地帯のほぼ中央に位置し、東京都心部から70km～80kmの距離にある。東、南、西にかけて秩父市、北西は群馬県と接している。

2 地形

西部の山間地は急峻で、東部に平坦地が開けている。総面積は171.26km²、全体の約83%は山林・原野で占められている。河川は河岸段丘若しくはV字溪谷であり、地すべりやがけ崩れが起きやすい。地質は西部に中・古生層からなる秩父帯と山中地溝帯が分布し、東部は新生代新第三紀層で、大型ほ乳類「パレオパラドキシア」の化石が発見されるなど、地質学的に魅力のある地域である。

3 気象

内陸性の盆地気候で寒暖が激しい地域となっている。夏の気温は30℃以上で蒸し暑く、雷雨が多い。冬は乾燥して冷え込みが強く、－8℃～－10℃まで下がる。

第2 社会的条件

1 人口

令和2年国勢調査人口の総数は10,928人で、世帯数は4,170世帯となっている。人口は平成12年の15,061人に比べ、27.4%減少している。世帯数は平成12年の4,541世帯に比べ8.2%減少し、1世帯あたりの人員は2.62人と、年々核家族化が進行している。

年少人口（0～14歳）は9.5%と年々減少傾向にあり、令和2年の県平均（11.7%）を下回る結果となっている。生産年齢人口（15～64歳）は51.5%となっており県平均（59.0%）より低く、減少傾向にある。反対に老年人口（65歳以上）は38.9%と県平均（26.3%）より高く、年々増加する傾向にある。

人口と世帯の推移

単位：人、世帯

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総 人 口	15,061	14,480	13,436	12,117	10,928
世 帯 数	4,541	4,583	4,503	4,363	4,170
1世帯あたりの人員	3.32	3.16	2.98	2.78	2.62
県 人 口	6,938,006	7,053,689	7,194,556	7,266,534	7,344,765
県 世 帯 数	2,482,374	2,647,746	2,841,595	2,971,659	3,162,743
1世帯あたりの人員(県)	2.79	2.58	2.53	2.45	2.32

資料：国勢調査

年齢3区分別人口の推移

単位：人、%

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年（県）
年 少 人 口（0～14歳）	2,290	1,863	1,643	1,367	1,038	858,384
割 合	15.2%	12.9%	12.2%	11.3%	9.5%	11.7%
生 産 年 齢 人 口（15～64歳）	9,177	8,744	7,849	6,712	5,624	4,335,188
割 合	60.9%	60.4%	58.4%	55.4%	51.5%	59.0%
老 年 人 口（65歳以上）	3,594	3,872	3,944	4,037	4,248	1,934,994
割 合	23.9%	26.7%	29.4%	33.3%	38.9%	26.3%

資料：国勢調査

2 土地利用

本町は秩父多摩甲斐国立公園、県立西秩父自然公園、県立両神自然公園、県自然環境保全地域などに指定されており、豊かな自然に恵まれているため、今後、観光立地の面からも期待されている。このような環境の中に住宅地を中心に商業地、工業地を計画的に配置するとともに、それらを取り巻く農地と併せてバランスの良い都市の形成を図っていく。

3 交通

(1) 公共交通

本町の公共交通機関は、路線バスとデマンド型乗合タクシーにより構成されている。近年、自家用車への転換が進み、路線バスの利用者が減少傾向にあるが、自家用車等の交通手段を持たない人にとっては、買い物や通勤・通学、医療機関や福祉施設の利用など、生活圏内の移動に不可欠である。また、観光客等の移動手段としても重要である。

(2) 道路交通

本町の道路交通網は、国道299号、県道37号・43号・209号・279号・282号・283号・367号及び主要な町道が幹線道路網を形成し、これらを補完するように町道が張り巡らされている。また、国道140号バイパスとなる西関東連絡道路の整備が進み、山梨方面や熊谷方面への交通の利便性が向上している。

第3 災害履歴

本町では、大雨、雷、降ひょうによる気象災害の被害が多いが、雷、降ひょうは災害としての規模が比較的小さい。

また、台風や豪雨による災害の甚大化や熱中症患者の増加など、地球温暖化の影響がすでに顕在化しており、今後さらに深刻化するおそれがある。

町の地域内で発生した災害は、次に示すとおりである。

年 号	西暦	記 事
平成11年 8月13日～15日	1999	大雨（熱帯低気圧の影響による集中豪雨） 13日から秩父地方で激しい雨が降り続き、13日15時から14日23時までの秩父での総降雨量は、448mmを記録した。 この記録的な大雨により、町内で河川の増水・氾濫、山崩れ・がけ崩れ等の土砂災害が発生したため、小鹿野町消防団に出場を要請し、警戒体制第2号配備によって警戒に当たった。 町内の被害：負傷者1名、自主避難26世帯、床上浸水3戸、床下浸水41戸、道路決壊40箇所、道路冠水26箇所、橋梁被害5箇所、河川被害9箇所、がけ崩れ77箇所、給水不能3000戸
平成12年 2月17日	2000	山林火災 17日23時30分頃、日尾の父不見山付近で山林火災が発生し、翌18日14時に小鹿野町災害対策本部を設置、陸上自衛隊の災害派遣を要請、近県の防災航空隊・消防団の協力を得て消火活動にあたり、22日14時に鎮火した。 焼失面積：約35.9ha（埼玉県分約34.4ha、群馬県分約1.5ha） 人的被害：小鹿野町消防団員 1名（骨折）

年 号	西暦	記 事
平成26年 2月14日	2014	大雪（急速に発達した低気圧の影響による大雪） 14日から15日にかけて、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、関東甲信地方を中心に雪が降り続き、秩父では98cmと観測史上最大の積雪となった。 この大雪により、町では警戒体制第1号配備によって警戒に当たったが、災害応急対策を実施する必要があるため、16日正午から非常体制第1号配備に切り替え町本部を設置した。 町内の被害：負傷者3名、住家171件、カーポート等350件、農業用ハウス393棟、畜舎5棟、給水不能323世帯531人、孤立集落732世帯1,921人
令和元年 10月12日	2019	大雨（令和元年東日本台風（台風第19号）の影響による記録的な大雨） 11日深夜から12日深夜にかけ、大型で非常に強い台風第19号により、広範囲で記録的な大雨となった。 累計雨量は小鹿野観測所で504mm、河原沢観測所で578mmとなり、町内では住家の一部破損、道路の陥没、孤立集落の発生などの被害が発生したため、小鹿野町消防団に出動を要請、陸上自衛隊に災害派遣を要請、非常体制2号配備（小鹿野町災害対策本部扱い）によって警戒にあたった。 町内の被害：避難者数504人、住家被害は全壊2棟、一部損壊5棟、床下浸水21棟、非住家被害は一部損壊4棟、床上浸水1棟、床下浸水6棟、道路損壊32箇所、道路冠水7箇所、橋りょう被害3箇所、河川被害10箇所、がけ崩れ84箇所、孤立世帯は27世帯52人

第3節 過去の地震の履歴

町に影響を及ぼす地震としては、震源が近い、いわゆる直下型地震と、中～長距離に起こる巨大地震とがある。これら有史以来の歴史的な被害地震については、気象庁等によって地震カタログとして整理されている。この中から、過去に県内に被害を与えたと記録されている地震は、全部で17ある。

なかでも大きな被害を与えた地震としては、818年の関東諸国の地震、1855年の安政江戸地震、1923年の関東大地震、及び1931年の西埼玉地震及び2011年の東日本大震災が上げられる。

県における被害地震

発生年月日	マグニ チュード (M)	経度	緯度	深さ (km)	震源地域	備考
818.	7.5	36.50	139.50	—	関東諸国	
878. 11. 1	7.4	35.50	139.30	—	関東諸国	
1615. 6. 26	6.5	35.70	139.70	—	江戸	
1630. 8. 2	6.3	35.75	139.75	—	江戸	
1649. 7. 30	7.0	35.80	139.50	—	武蔵・下野	
1703. 12. 31	8.2	34.70	139.80	—	関東南部	
1791. 1. 1	6.3	35.80	139.60	—	川越・蕨	
1854. 12. 23	8.4	34.00	137.80	—	東海	
1855. 11. 11	6.9	35.65	139.80	—	江戸	安政江戸地震
1859. 1. 11	6.0	35.90	139.70	—	岩槻	
1894. 6. 20	7.0	35.70	139.80	—	東京湾北部	
1894. 10. 7	6.7	35.60	139.80	—	東京湾北部	
1923. 9. 1	7.9	35.20	139.30	—	関東南部	関東大地震
1924. 1. 15	7.3	35.50	139.20	—	丹沢山地	
1931. 9. 21	6.9	36.15	139.23	0	埼玉県北部	西埼玉地震
1968. 7. 1	6.1	35.59	139.26	50	埼玉県中部	
1989. 2. 19	5.6	36.01	139.54	54	茨城県南西部	
2011. 3. 11	9.0	38.10	142.85	24	三陸沖	東日本大震災

第4節 地震被害想定

第1 地震被害想定調査の概要

県は、平成25年度に5回目となる「埼玉県地震被害想定調査」の報告書を作成した。東日本大震災を踏まえ、首都直下地震に備えた新たな被害想定を実施した。また、平成28年度に地震被害量推計調査を実施している。

調査における主な特徴は、①震源モデルについては、フィリピン海プレート上面の震源深さ等、新たな知見に基づくモデルとした。②想定地震については、想定外をなくす観点から科学的に考える最大級の想定地震を設定した。（深谷断層と綾瀬川断層を一体とした“関東平野北西縁断層帯地震”の設定）③浅部地盤については、従来よりも地層を詳細に分析する“地質層序”をもとにして、より精緻化し、地盤モデルの精度をさらに向上させた。④検討対象については、これまで地震発生の確度が低いことから対象としなかった歴史地震も対象とした。⑤被害量の算出に当たっては、できる限り詳細な客観的データを収集・分析し、科学的根拠に基づき“現実的に考える最大の被害量”の把握に努めた。⑥火災延焼被害については、実際の市街地における密集状況や防火・耐火建物の状況を反映した火災延焼手法を採用した。⑦その他、最近の地震の被害状況を踏まえた新たな予測項目を設定したことである。

第2 想定条件

地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって、変わってくる。そこで、想定地震ごとに、以下に示すケースを設定して、予測を行った。

1 季節・時刻3ケース

- ・夏12時－大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・冬5時－大多数の人が住宅にあり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
- ・冬18時－火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

2 風速2ケース

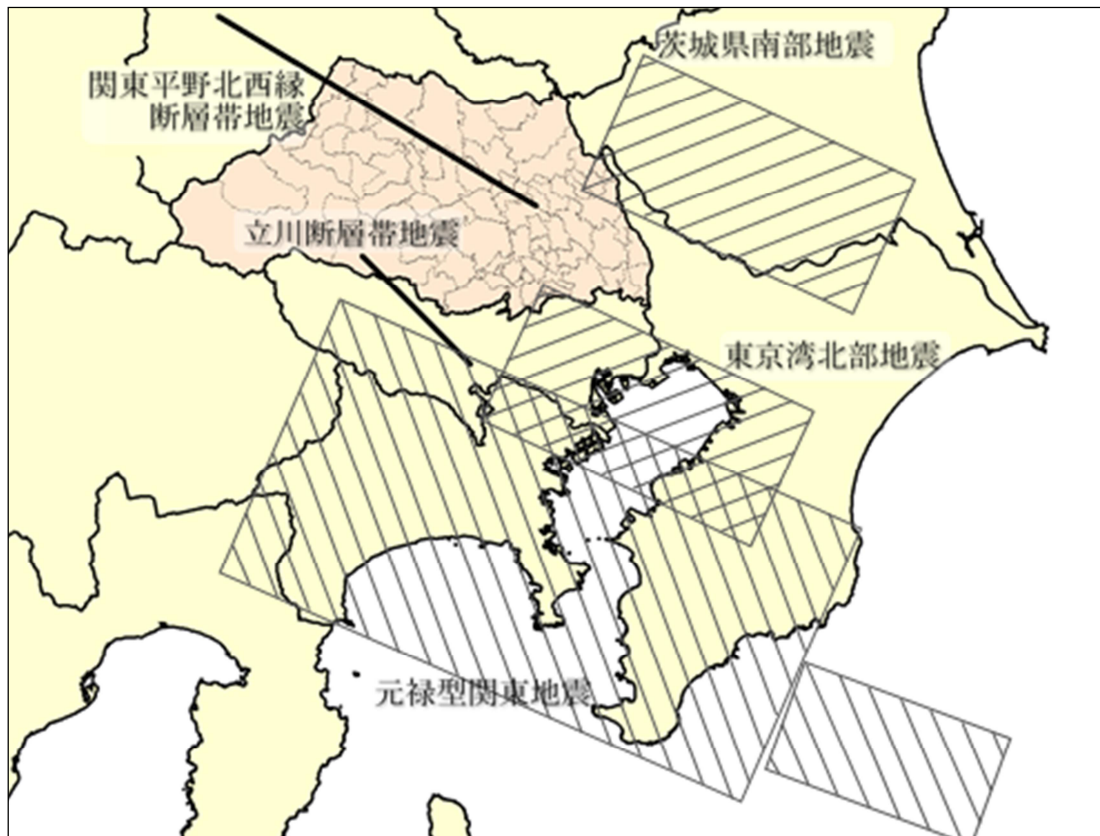
- ・3m/s－平均的な風速のケース
- ・8m/s－強風のケース

想定地震の一覧

今回の調査の想定地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考に、以下の5つの地震とした。

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源の深さに関する最新の知見を反映
	茨城県南部地震	7.3	※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一帯の断層として想定 ※今後30年以内の地震発生確率（深谷断層帯）：ほぼ0%～0.1%
	立川断層帯地震	7.4	最新の見地に基づく地震条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5～2%

想定地震の断層位置図



活断層による地震動について

活断層による地震動の推計に当たっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定した。

関東平野北西縁断層帯は3点（北、中央、南）、立川断層帯は2点（北、南）のパターンを設定した。



第3 埼玉県地震被害想定調査における小鹿野町の被害想定結果

項目		予測内容	ケース	風速	東京湾北部	茨城南部	元禄型関東	関東平野北西縁 断層帯			立川 断層帯		
								(破壊開始点北)	(破壊開始点中央)	(破壊開始点南)	(破壊開始点北)	(破壊開始点南)	
建物		全壊数	-	-	0	0	0	1	1	1	0	0	
		半壊数	-	-	0	0	0	10	15	17	0	0	
火災		焼失棟数	冬 5 時	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	
				8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	
			夏 12 時	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			冬 18 時	3m/s	0	0	0	0	1	1	0	0	
				8m/s	0	0	0	0	1	1	0	0	
人的被害		死者数 (人)	冬 5 時	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	
				8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			夏 12 時	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			冬 18 時	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		負傷者数 (人)	冬 5 時	3m/s	0	0	0	2	3	3	0	0	
				8m/s	0	0	0	2	3	3	0	0	
			夏 12 時	3m/s	0	0	0	1	2	3	0	0	
				8m/s	0	0	0	1	2	3	0	0	
			冬 18 時	3m/s	0	0	0	1	2	3	0	0	
				8m/s	0	0	0	1	2	3	0	0	
生活支障		避難所避難者数 -1 日後-(人)	冬 18 時	3m/s	0	0	0	2	3	3	0	0	
				8m/s	0	0	0	2	3	3	0	0	
		避難所避難者数 -1 週間後-(人)		3m/s	0	0	0	2	3	3	0	0	
				8m/s	0	0	0	2	3	3	0	0	
		避難所避難者数 -1 月後-(人)		3m/s	0	0	0	1	2	2	0	0	
				8m/s	0	0	0	1	2	2	0	0	
		帰宅困難者数 (人)	夏 12 時	-	254	225	227	875	875	875	434	389	
ライフライン	電力	電柱被害数(本)	冬 18 時	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	
				8m/s	0	0	0	0	1	0	0	0	
		停電世帯数 -1 日後-(世帯)		3m/s	0	0	0	2	4	2	0	0	
				8m/s	0	0	0	2	4	2	0	0	
	上水道	断水世帯数 -1 日後-	-	-	0	0	0	3	1	1	0	0	

第4 平成28年度地震被害量推計調査

国の地震調査研究推進本部は平成27年4月に「関東地域の活断層の地域評価」を公表し、綾瀬川断層（伊奈-川口区間）及び越生断層が活断層の可能性があると評価された。

しかし、綾瀬川断層（伊奈-川口区間）については過去の活動、断層のずれの向き、活動性のいずれも評価できず、精度の良い資料を集積させ、活断層の存否を判断する必要があると国により評価された。この評価を受け、国による詳細な調査が進められている。また、越生断層も最新活動時期や平均活動間隔が不明とされている。

綾瀬川断層（伊奈-川口区間）、越生断層については不明な事項もあるが、活断層であると仮定して、暫定的にこれらの断層による地震が発生した場合の被害量の調査を県は平成28年度に行った。

			深谷断層帯・ 綾瀬川断層	越生断層
建物被害	全壊棟数	(棟)	約87,000	約100
	半壊棟数	(棟)	約173,000	約1,200
	全半壊棟数	(棟)	約260,000	約1,300
火災（冬18時8m/s）	焼失棟数	(棟)	約26,000	約100
建物被害（全半壊棟数）＋火災焼失棟数合計 （冬18時8m/s）		(棟)	約286,000	約1,400
火災（冬18時8m/s）	出火件数	(件)	約500	約10
人的被害（冬5時8m/s）	死者数	(人)	約5,800	約10
	負傷者数	(人)	約40,000	約200
避難所避難者数（冬18時8m/s）	1週間後	(人)	約300,000	約400

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第1 小鹿野町

町は、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。

町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに町域内の公共団体及び町民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。

2 災害応急対策

- (1) 警報の伝達及び避難情報の発令に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
- (7) 犯罪の予防、交通対策その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- (8) 緊急輸送の確保に関すること。
- (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

第2 埼玉県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

1 秩父地域振興センター

- (1) 県災害対策本部秩父支部の設置及び運営に関すること。
- (2) 災害情報の収集及び報告に関すること。
- (3) 秩父防災基地の開設及び運営に関すること。

2 秩父福祉事務所

- (1) 福祉関係各法に基づく保護に関すること。
- (2) 日本赤十字社県支部との連絡に関すること。

3 秩父保健所

- (1) 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。
- (2) 細菌及び飲料水の水質検査に関すること。
- (3) そ族、衛生害虫等の消毒方法の指示に関すること。
- (4) 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。
- (5) 災害救助食品の衛生に関すること。
- (6) 病院、診療所及び助産所に関すること。
- (7) り災者の医療助産その他の保健衛生に関すること。

4 秩父農林振興センター

- (1) 農林畜水産被害状況の調査に関すること。
- (2) 農作物等農業共済に関すること。
- (3) 農業災害融資に関すること。
- (4) 主要農作物の種子及び苗の確保に関すること。
- (5) 農作物病虫害防除対策及び指導に関すること。
- (6) 防除機具及び農薬の調整に関すること。
- (7) 治山、森林管理道施設の応急対策に関すること。

5 秩父県土整備事務所

- (1) 降水量及び水位等の観測通報に関すること。
- (2) 洪水予報の受理及び通報に関すること。
- (3) 河川、道路及び橋梁等の被害状況の調査及び応急修繕に関すること。

6 小鹿野警察署

- (1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 警告及び避難誘導に関すること。
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。
- (4) 交通対策に関すること。
- (5) 犯罪の予防検挙に関すること。
- (6) 行方不明者の搜索と検視（見分）に関すること。
- (7) 漂流物の処理に関すること。
- (8) その他治安維持に必要な措置に関すること。

第3 消防

1 秩父消防本部

- (1) 消防施設、消防本部体制の整備に関すること。
- (2) 消防防災に関する広域的な施設及び設備の整備に関すること。
- (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。
- (4) 消防知識の啓発、普及に関すること。

- (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (6) 火災発生時の消火活動に関すること。
- (7) 水防活動の協力に関すること。
- (8) 被災者の救助、救援に関すること。

2 小鹿野町消防団

- (1) 消火活動に関すること。
- (2) 水防活動に関すること。
- (3) 救助、救援活動に関すること。
- (4) 消防知識の啓発、普及に関すること。
- (5) その他災害活動に関すること。

第4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。(災対法第3条第1項)

1 関東農政局

(1) 災害予防対策

ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。

(2) 応急対策

- ア 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。
- イ 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。
- ウ 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。
- エ 営農技術指導、家畜の移動に関すること。
- オ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。
- カ 応急用食料・物資の支援に関すること。
- キ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。
- ク 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。
- ケ 関係職員の派遣に関すること。

(3) 復旧対策

- ア 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。
- イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。

2 東京管区气象台（熊谷地方气象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
- (6) 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説・防災対策への助言を行うこと。（気象庁防災対応支援チーム：JETT）

3 秩父労働基準監督署

- (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- (2) 職業の安定に関すること。

4 関東地方整備局

管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。

(1) 災害予防

- ア 災害対策の推進に関すること。
- イ 危機管理体制の整備に関すること。
- ウ 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること。
- エ 防災教育等の実施に関すること。
- オ 防災訓練に関すること。
- カ 再発防止対策の実施に関すること。

(2) 災害応急対策

- ア 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること。
- イ 活動体制の確保に関すること。
- ウ 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。
- エ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。
- オ 災害時における応急工事等の実施に関すること。
- カ 災害発生時における交通等の確保に関すること。
- キ 緊急輸送に関すること。
- ク 二次災害の防止対策に関すること。
- ケ ライフライン施設の応急復旧に関すること。
- コ 地方公共団体等への支援に関すること。
- サ 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関する
こと。
- シ 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関すること。
- ス 被災者・被災事業者に対する措置に関すること。

(3) 災害復旧・復興

- ア 災害復旧の実施に関すること。
- イ 都市の復興に関すること。
- ウ 被災事業者等への支援措置に関すること。

第5 自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊）

1 災害派遣の準備

- (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
- (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。

2 災害派遣の実施

- (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。

- (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第6 指定公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

(災対法第6条第1項)

1 東日本電信電話(株)・(株)NTTドコモ

- (1) 電気通信設備の整備に関すること。
- (2) 災害時における重要通信の確保に関すること。
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

2 KDDI株式会社

- (1) 電気通信設備の整備に関すること。
- (2) 災害時における重要通信の確保に関すること。
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

3 日本郵便株式会社

- (1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
- (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に關すること。

4 日本赤十字社

- (1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行うこと。
- (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。
- (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。

5 日本放送協会（NHK）

- (1) 県民に対する防災知識の普及に関すること。
- (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

6 日本通運株式会社

災害応急活動のため、知事の車両借上要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。

7 東京電力パワーグリッド株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

※県防災計画に記載のある指定公共機関のうち、町に関係するもののみ記載

第7 指定地方公共機関

1 一般社団法人埼玉県トラック協会

災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。

2 株式会社テレビ埼玉

- (1) 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

3 株式会社エフエムナックファイブ

- (1) 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

4 一般社団法人埼玉県医師会、一般社団法人埼玉県歯科医師会、公益社団法人埼玉県看護協会

- (1) 医療及び助産活動の協力に関すること。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

5 一般社団法人埼玉県バス協会

災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

6 一般社団法人埼玉県LPガス協会

- (1) LPガス供給施設の安全保安に関すること。
- (2) LPガスの供給の確保に関すること。
- (3) カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。
- (4) 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること。

第8 一部事務組合

1 秩父広域市町村圏組合（秩父消防本部を除く。）

- (1) 災害時におけるごみの処理に関すること。
- (2) 災害時における火葬及び霊柩業務に関すること。
- (3) 飲料水の供給活動の実施に関すること。
- (4) 水道被災施設の応急対応及び復旧活動の実施に関すること。
- (5) 施設の防御及び復旧に関すること。

第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第7条第1項）

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

【公共的団体等の協力業務の例】

- ・ 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- ・ 災害時における広報等に協力すること。
- ・ 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- ・ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- ・ 被災者の救助業務に協力すること。
- ・ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。

・被害状況の調査に協力すること。

- 1 一般社団法人秩父郡市医師会（以下「秩父郡市医師会」という。）、秩父郡市歯科医師会、秩父郡市薬剤師会
 - (1) 医療及び助産活動の協力に関すること。
 - (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
 - (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。
- 2 ちちぶ農業協同組合
 - (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
 - (3) 被災農家に対する融資、斡旋に関すること。
 - (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。
 - (5) 農産物の需給調整に関すること。
- 3 秩父広域森林組合
 - (1) 県、町が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関すること。
 - (2) 被災組合員に対する融資又はその斡旋に関すること。
- 4 西秩父商工会
 - (1) 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること。
 - (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
 - (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。
- 5 一般社団法人埼玉県建設業協会秩父支部
 - (1) 町が実施する災害応急対策及び復旧対策等の協力に関すること。
 - (2) 救助物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。
 - (3) 災害時における応急仮設住宅建設についての協力に関すること。
 - (4) 災害時における住宅応急修理についての協力に関すること。
- 6 社会福祉法人小鹿野町社会福祉協議会（以下「小鹿野町社会福祉協議会」という。）
 - (1) 高齢者、乳幼児、傷病者及び障がい者（児）など災害対応能力の弱い者、また言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人、旅行者などを含めた要配慮者の支援に関すること。
 - (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
- 7 病院等経営者
 - (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
 - (2) 被災時の病人等の受入れ、保護に関すること。
 - (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
- 8 社会福祉施設経営者
 - (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。
 - (2) 災害時における受入対象者の保護に関すること。
- 9 金融機関
被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
- 10 女性団体等社会教育団体

町が実施する応急対策についての協力に関すること。

- 11 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）

災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する対策への協力に関すること。

- 12 町民

食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること。

資 料 編 〇 防災関係機関連絡先一覧 （ P 1 ）

風水害・事故災害等対策編

第 1 章 災害予防計画

第 1 節 防災組織整備計画

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、小鹿野町防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進し、防災組織の万全を期するものとする。

第 1 小鹿野町防災会議

町に、小鹿野町防災会議を置く。(災対法第16条)

防災会議の組織及び運営については、小鹿野町防災会議条例に定めるところによる。また、男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。なお、その所掌事務については、次のとおりとする。

- 1 小鹿野町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- 4 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

資 料 編	○秩父郡小鹿野町防災会議委員名簿	(P 3)
	○小鹿野町防災会議条例	(P 120)

第 2 町本部

町の地域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、町長は、町防災計画の定めるところにより、町本部を設置する。
(災対法第23条の2)

第 3 防災関係機関

1 防災関係機関の組織の整備

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、それぞれの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

2 防災関係機関相互の連携

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務については、災害対策の総合性を発揮するため、相互に連絡協調して、円滑な組織の整備運営がなし得るようにする。

第 4 自主防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず町民による自主的な防災活動、すなわち町民自ら出火防止、初期消火及び被災者の救出救護、避難誘導など地域での助け合いが必要とされる。また、これらの防災活動は、町民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

このため、地域に密着した自主防災組織の結成及び組織率の向上を促進する。併せて、女性の責

任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、ジェンダー主流化の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

1 組織化の推進

自主防災組織を編成するように努めるとともに、組織の編成に当たって、次の点に留意し、各地域の実情に応じて最も有効と考えられる単位で組織編成を行う。

自主防災組織編成時の留意事項

- ① 既存のコミュニティである自治会等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位にする。また、自治会加入率の維持、向上を促す。
- ② 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。
- ③ 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図っていく。

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平時

- ア 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- イ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ウ 資機材の備蓄、保守管理
- エ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- オ 初期消火資機材、救助用資機材及び救護用資機材等の整備・点検等
- カ 地域内の危険箇所や要配慮者等の把握

(2) 発災時

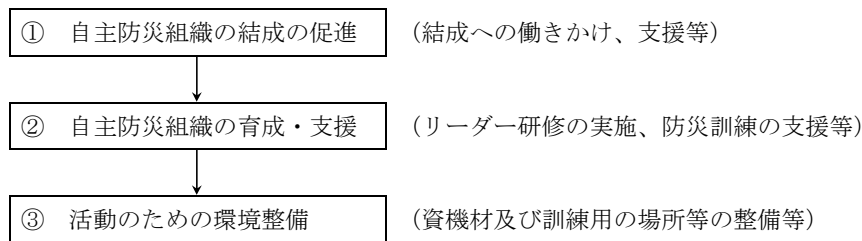
- ア 出火防止、初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- カ 地区防災計画の策定に関すること
- キ 要配慮者の安全確保等
- ク 避難所の自主的な運営（町が避難所を運営する場合は運営の協力）

3 活動の充実・強化

災害時に適切な行動をとるためには、日頃の訓練により体得した経験が大切である。

町は、自主防災組織が実施する防災知識普及活動・防災訓練等の活動に対して補助金を交付し、自主防災組織の育成強化を図る。

なお、育成に当たっては、次の点に留意して、自主防災組織の指導・育成に努める。



また、自主防災組織の活性化や町民が自らまちづくりに関わり地域課題を解決する意識の醸成を図るため、既存組織の活動の活性化や1組織に複数のリーダーを置くこと、組織の中心的役割を担う者及び女性リーダーの育成に関して指導・助言を行う。

第5 民間防火組織の整備

地域社会においては、町民一人一人が常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、初期消火、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

町は、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化を行っていく。

民間防火組織の活動は、次のとおりである。

- 1 幼年消防クラブ……知識の習得、啓発活動
- 2 少年消防クラブ……知識の習得、啓発活動
- 3 婦人防火クラブ……啓発活動、初期消火・避難・救護等の防災活動

第6 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。特に、住宅地においては、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間町外へ通勤して不在のケースも多い。町は、町内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図るとともに、企業等における事業継続のための取組を支援する。

1 施設内の防災組織の育成

町は、学校、病院、文化センター等不特定多数の人が出入する施設に対し、秩父消防本部と連携して防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

2 事業所内の防災組織の育成

町は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけ連携を図り、被害の拡大を防止する。

町は、中小企業等に災害時に重要業務を継続するための事業継続計画の策定を促す。また、企業等の事業継続計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 危険物等関連施設の防災対策

町は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定され

る場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 関係機関への協力体制の確立

町は、災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主的防災組織の整備を促進して、民間協力機構の充実を図る。特に、次に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

- (1) 民生委員、日赤奉仕団及び自治会
- (2) 農協、商工会等関係団体
- (3) P T A、女性団体及びその他の町民団体
- (4) その他の公共的団体

第7 ボランティア等の活動環境の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。このため、町は、ボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、ボランティア団体等との連携を積極的に推進していく。

1 災害ボランティアセンターの設置

町は、平時から小鹿野町社会福祉協議会などと連携を図り、災害時の協力体制の確立に努め、災害ボランティアセンターの設置、受付及び活動（炊き出し、清掃、救援物資の仕分等）の訓練を実施する。

発災後にあっては、ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となるボランティアセンターを設置する。

2 災害ボランティアセンター内の業務

ボランティアセンターでは、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となり、ボランティアの受入れ、振り分けなどを行う。また、被災が甚大な場合、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等の支援を要請する。

3 ボランティア支援及び活動環境の整備

町は、N P Oやボランティア団体の支援に取り組むとともに、小鹿野町社会福祉協議会等の関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

また、災害時に、町は、小鹿野町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ボランティアを円滑に受け入れるための体制構築に努める。

4 ボランティア関係機関等との情報共有

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

5 被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の派遣要請

町は、必要に応じて、県に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

また、町は、平時から被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を養成し、判定体制を整備・維持に努める。

第8 地区防災計画の策定

災害対策基本法による地区防災計画の策定を通じて、自助・共助による地域の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の向上を図るため、町民や自主防災組織に対して、地区防災計画の策定に係る情報提供等を行うとともに、地区防災計画の提案手続きの検討及び策定を推進する。

第2節 防災まちづくり計画

大規模災害による被害を最小限にとどめるため、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える市街地における避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備等をはじめとするまちの防災構造化を推進し、災害に強いまちづくりに努めるものとする。

また、コンパクトシティの形成を見据え公共施設の統廃合を検討し、中長期的な視点による計画的な公共施設の維持管理や更新に取り組み、防災活動拠点となる公共施設の整備を図るものとする。

第1 防災まちづくりの基本

町民が安心して生活できる住み良いまちづくりを進めるため、防災面に配慮して、計画的な市街地の整備を推進していく。

また、防災まちづくりは、市街地整備などのハード施策とともに、まちづくり組織の育成や仕組みづくりなどのソフト施策が重要である。

このため、町は、自治組織を単位とする自主防災組織の育成・強化や、子どもから高齢者までが参加できる防災・減災活動の取組を促進し、災害に強いまちづくりを推進する。

建設業による道路啓開等の復旧・復興を担う人材を含めた労働者の育成と確保のため、雇用促進普及啓発事業の推進を図る。

防災まちづくりの基本的な考え方

- ① 市街地の実情に応じた計画を策定し、総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。
計画は、主に災害予防のためのまちづくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するためのまちづくりも視野に入れた計画を策定する。
- ② 防災面から見て、市街地の特性にあった整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。
- ③ 震災等の広域災害に対しては、避難地の確保や避難路の整備等について、近隣市町と連携した対応を図る。
- ④ 高齢者・障がい者等の要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。
- ⑤ 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保するまちづくりを目指し、町民に親しまれ、災害時には、活動しやすいまちの整備を図る。

第2 防災まちづくりの基本的施策

1 自然空間の計画的保全

公園・緑地は、市街地における緑のオープンスペースとして、町民の憩いの場として、またレクリエーションやスポーツの場として重要な役割を果たしていると同時に、災害時には、延焼遮断空間、避難空間、救援活動の拠点として重要な役割を有している。

このため、公園の樹林や緑地の保全を推進するとともに、都市公園等については、耐震性貯水槽、防災井戸、夜間照明、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。

2 避難地、避難路の確保・整備の推進

広場や公園等を利用し、避難地の確保・整備を図る。

3 延焼遮断空間・地区骨格道路の整備

広幅員幹線道路、緑道、河川等、また耐震不燃化した中高層建物等は、延焼遮断空間としての機能を有するため、道路の拡幅、沿道の緑化等の整備を推進する。

また、延焼遮断空間で囲まれた地区においては、地区内の延焼防止空間となり、安全な避難路となる地区骨格道路の整備を図る。

4 地区防災拠点の整備

町内の避難所と、周辺の公共施設及び農地等の自然空間を、災害応急支援活動の場として一体的に利用できるよう整備を図る。

5 エネルギーの確保

町は、電力供給が途絶した場合を想定し、企業や家庭において代替電力として蓄電池等の普及促進を図る。また、木質バイオマス発電や太陽光発電、水力発電などの再生可能エネルギーの導入とその活用・転用を促進し、雨水の再利用、井戸水及び自家用発電機の普及に努める。

第3節 防災教育計画

災害時に防災活動が円滑に実施できるよう、防災業務に従事する職員に対し防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、町民に対し自主防災意識のかん養、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため、次のとおり防災教育を行うものとする。

第1 町職員に対する防災教育

応急対策の実行主体となる町職員は、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次に示すような防災教育を定期的に行う。

1 職員初動マニュアルの活用

発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した職員初動マニュアルを配布し、周知を図る。

職員初動マニュアルの作成に当たっては、以下の内容に留意する。

- (1) 初動参集
- (2) 参集途上の情報収集
- (3) 救助、応急手当
- (4) 初期消火
- (5) 避難誘導
- (6) 避難所の開設、運営
- (7) 災害情報の取りまとめ
- (8) 広報活動
- (9) その他必要な事項

2 防災訓練の実施

災害の種別と特性に応じ、防災関係機関と連携して消火訓練、避難訓練等の防災訓練を実施する。また、図上訓練やシミュレーション訓練等を実施し、職員に災害時におけるとるべき行動、任務等の周知徹底を図る。

3 研修会及び講演会等の実施

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として招き、研修会及び講演会等を実施する。

4 防災機器操作の習熟

救出資機材及び浄水器等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

第2 一般町民に対する防災教育

町民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、防災思想の高揚を図り、各地区における地域防災体制の確立を図る。

1 普及啓発の内容

- (1) 災害の種別、特性、一般的知識
- (2) 地域における災害特性と危険箇所の周知
- (3) 家庭における風水害対策

- (4) 避難所・避難場所の周知
- (5) 被害報告及び避難方法
- (6) 災害時における心得
- (7) 過去の災害の状況
- (8) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (9) その他の災害対策に必要な事項

2 普及啓発の方法

(1) 防災関係資料の作成配布

町は、災害発生時に町民一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災パンフレット、マイ・タイムライン作成に関するパンフレット、防災マップ等を作成、配布し、防災知識の普及啓発を図る。

町民は、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成に努める。

「広報おがの」や町ホームページ等に防災関連記事を掲載して防災知識の普及啓発を図る。

マイ・タイムライン作成の留意点

～県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」より～

1. 事前の確認

①住んでいる場所の特徴

住んでいる場所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に入っているか市町村が作成するハザードマップで確認

②避難先の想定

住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。

- ・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」
- ・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」
- ・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」

2. 情報の入手

気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。

3. 早めの避難

(2) 講演会・研修会の実施

町は、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害体験者等を講師として招き、講演会・研修会を開催する。また、ジェンダー主流化の視点からの防災対策についても講演会・研修会を開催する。

(3) 防災教育用教材の貸出し

町は、防災教育に役立つ映画、ビデオ、スライド等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出しを行う。

(4) 学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実

町は、平時から防災に関するNPO等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。また、学生等の若年層の世

代が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させる。

(5) あらゆる組織を通じた普及啓発の実施

町は、町内で活動する老人クラブ等、あらゆる組織を通じて普及啓発に努めるものとする。

3 家庭内の三つの取組の普及

町民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。

(1) 家具の配置の見直しや、転倒防止器具の取り付けなどをして家具類の転倒・落下・移動を防止する。

(2) 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段である「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」及び各携帯事業者の「災害用伝言板」をそれぞれ体験し、発災に備える。

(3) 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食品などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるおそれがあるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

4 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

町の防災主管課・福祉主管課等は、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第3 学校教育における防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。学校防災マニュアルに基づき、避難、発災時の危険及び安全な行動について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

1 学校行事としての防災教育

災害発生時に児童生徒等が常に安全に避難できるよう実践的な態度や能力を養うために年間を通じて計画的に、避難訓練を行うとともに、防災専門家や災害体験者の講演を実施する。

2 教科目による防災教育

社会科や理科、保健体育科等の一環として、災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

児童生徒が、自ら安全意識を持ち、危険を予測することや回避する能力を身に付け、主体的に行動できるような防災教育を行い、より実践に即した訓練の実施を図る。

3 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の対応力の向上に努める。

また、学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める。

第4 事業所等における防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

町は、秩父消防本部と連携して、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。また、社会福祉施設などの民間事業者と防災訓練を通じた連携体制の強化を図る。

第5 適切な避難行動に関する普及啓発

町は、町民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとする。

第4節 防災訓練計画

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力のかん養に努める。また、町、防災関係機関、町民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指すとともに、関連機関が連携し、防災訓練を実施する。

第1 町が実施する訓練

町は、町民を対象とする訓練に災害図上訓練や避難所開設・運営訓練を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施に努める。

1 総合防災訓練

災対法第48条に基づき、関係機関と合同して、各種応急対策の万全を期するため、次により総合防災訓練を実施する。

(1) 実施の時期

防災の日を中心とした日、又は訓練効果のある日を選び実施する。

(2) 実施場所

学校など総合防災訓練に適した場所とする。

(3) 実施方法

町の主催又は県との共催により、消防署等防災関係機関、関係団体及び町民の協力を得て実施する。

(4) 訓練種目

次に掲げる訓練の全部又は一部を総合して立体的に実施する。

ア 避難誘導訓練

イ 救出救護訓練

ウ 消火訓練

エ 水防訓練

オ 通信訓練

カ 非常参集訓練

キ その他総合訓練に必要な訓練

2 消防訓練

消防機関の機能を十分に発揮し、町民の生命、財産を保護するため、次により消防訓練を実施する。

(1) 実施の時期

春秋の火災予防週間を中心とした適当な日、又は訓練を必要と認める日を選び実施する。

(2) 実施場所

町内の訓練に適した場所とする。

(3) 実施方法

消防職員及び消防団員を中心として、町民の協力を得て実施する。

(4) 訓練種目

- ア 火災警報伝達訓練
- イ 出動訓練
- ウ ポンプ操法訓練
- エ 操縦、放水訓練
- オ 救助訓練
- カ 避難訓練
- キ 非常招集訓練
- ク 通信訓練
- ケ 特別消防訓練
- コ その他消防訓練

3 水防訓練

梅雨期及び台風期の出水に備えて、水防活動を迅速、的確に遂行するため、次により水防訓練を実施する。

(1) 実施の時期

訓練は出水期前に実施する。

(2) 実施場所及び方法

町内で水防訓練に適した場所において、関係機関の協力を得て実施する。

(3) 訓練種目

次に掲げる訓練の全部又は一部について実施する。

- ア 水防工法
- イ 避難誘導訓練
- ウ 水防資材の輸送訓練
- エ 通信・情報連絡訓練
- オ 非常招集訓練
- カ 広報訓練
- キ その他水防上必要な訓練

4 避難救助訓練

災害時における避難指示及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、次により避難救助訓練を実施する。

(1) 実施の時期

総合防災訓練等の訓練と併せて行うほか、随時単独で実施する。

(2) 実施の場所

学校、病院、工場、会社、事業所等受入人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。

(3) 実施方法

消防機関等の指導のもと、単独あるいは総合防災訓練等とあわせ実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設等においては児童・生徒、受入対象者等の人命を保護するため、避難訓練に重点を置くものとする。

5 災害通信連絡訓練

災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため、次により災害通信訓練を実施する。

(1) 実施の時期

総合防災訓練と併せて行うほか、定期的あるいは随時実施する。

(2) 実施方法

町の通信関係をはじめ防災関係機関、アマチュア無線クラブ等の協力を得て実施する。

(3) 実施事項

ア 災害に関する予報、警報の通知及び伝達

イ 被害状況報告

ウ 災害応急措置についての報告及び連絡

(4) 訓練種目

ア 通信連絡訓練

イ 非常通信訓練

6 非常招集訓練

災害時における災害応急対策を円滑、迅速に対処するため、次により非常招集訓練を実施する。

(1) 実施の時期

総合防災訓練の際、又は効果のある日を選び実施する。

(2) 実施方法

町防災計画に定めるほか、各関係機関の防災計画に定める方法により実施する。

7 発生が想定される危機や災害についての図上訓練

町は、発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めた具体的なシナリオを作成し、図上訓練を繰り返すことで、関係機関同士の強固な連結の推進や人材育成を行い、町全体の危機・災害対応力の強化を図る。

第2 自主防災組織等が実施する訓練

1 自主防災組織が実施する訓練

自主防災組織は、消防職員等に必要な防災指導を受け、災害発生直前、又は災害発生初期に、地域で町民による適切な防災活動が実施できるよう、実践的な訓練を行う。

実施の際には、地域内の要配慮者等の参加を積極的に促し、避難誘導等の必要な支援を行う。

2 防火管理者が実施する訓練

学校、病院、工場、事業所、その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき消火訓練、避難訓練等を実施する。

3 児童・生徒の避難訓練等

学校等の施設管理者は、児童・生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。

第3 訓練の検証

訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに併せて実施するものとするが、訓練実施後等において訓練の評価及び検証を行う。

1 評価及び検証の方法

訓練の評価及び検証は、おおむね次の方法により実施する。

- (1) 訓練後の意見交換会、検討会の開催
- (2) アンケートの実施
- (3) 訓練の打合せ時での検討

2 検証の反映

検証した結果について評価や課題等を整理し、必要な見直し資料とする。

- (1) 町本部の動員配備体制の見直し
- (2) 関係機関との協力体制の再構築
- (3) 次期の防災訓練への反映

第5節 防災活動拠点等整備計画

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、町本部を設置する小鹿野町役場の耐震性の向上及び防災対策上の中核機能を高めるとともに、被災地域に対する救援活動を行う防災活動拠点の防災機能の向上を図る。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を有機的に結びつけ緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

第1 防災活動拠点の整備

1 防災活動拠点の指定

町は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を町の防災活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。

また、地域の実情に応じて必要な広域的消防防災拠点施設及び設備を計画的に整備する。

町の防災活動拠点

- | | | |
|------------|---|---|
| ① 災害対策活動拠点 | ⇒ | 小鹿野町役場 |
| ② 避難拠点 | ⇒ | 指定避難所、指定緊急避難場所 |
| ③ 物資集積拠点 | ⇒ | 小鹿野文化センターホール、小鹿野総合センター1階、
両神振興会館 |
| ④ 物資輸送拠点 | ⇒ | 飛行場外離着陸場（旧小鹿野町立三田川中学校・秩父防災基地・秩父ミュージックパーク・両神（両神防災ヘリポート）） |
| ⑤ 医療活動拠点 | ⇒ | 小鹿野中央病院 |

資料編	○指定緊急避難場所一覧	(P11)
	○指定避難所一覧	(P12)
	○飛行場外離着陸場一覧	(P14)
	○救援物資集積所一覧	(P14)

2 防災活動拠点の老朽化対策

災害時に町本部が設置され、災害時の拠点となる町庁舎、また避難所が開設される学校等の公共施設については、耐力度調査を実施し、その調査結果をもとに補強工事等を行い、不燃化を図る。

3 防災活動拠点の整備

(1) 設備等の整備推進

災害対策活動拠点及び避難拠点等に、計画的に防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電機、太陽光発電設備等の整備を図る。

(2) 連絡手段の構築

災害時に防災活動拠点施設間の迅速な連絡が図られるよう、各防災活動拠点施設への防災行政無線等の連絡手段の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的の実施する。また、各防災活動拠点への災害時優先電話の登録等、連絡手段の多重化・多様化を進める。

(3) 要配慮者に配慮した整備

避難路となる歩道、避難地・避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への障がい者用トイレや手すり等の設置を推進する。

(4) 備蓄の推進

ア 町庁舎等への備蓄

町庁舎等に災害応急対策要員用の食料、生活必需品等の備蓄を推進していく。

イ 学校等への備蓄

学校等に防災備蓄倉庫を設置し、食料、毛布等の備蓄を推進していく。

(5) 防災活動拠点の強化

町は、町本部となる小鹿野町役場、又は役場が被災した場合は町本部が設置される公共施設に、災害対策室を設置する。

また、災害発生時、陸路による緊急輸送が困難な場合に備え、臨時ヘリポート等の整備を検討し、空中輸送体制の確保に努める。

第2 緊急輸送ネットワークの整備

1 県による緊急輸送道路の指定

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図、地震被害想定結果や地域の現況等に基づき、次の基準にしたがって緊急輸送道路を選定し、緊急輸送ネットワークを整備している。

(1) 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

(2) (1)の道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

ア 県本庁舎

イ 県地域機関庁舎

ウ 市町村庁舎

エ 防災基地

オ 県営公園

カ 防災拠点校

キ 災害拠点病院

ク 着岸施設（河川）

ケ コンテナ取扱駅 等

(3) 町の地域における県指定緊急輸送道路

町の地域における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

町の地域における県指定緊急輸送道路

種 別	道 路 種 別	路 線 名	区 間
一次特定緊急輸送道路	埼玉県管理国道	国道299号	小鹿野町飯田（皆野両神荒川線との交差点）～飯能市中山（299号との交差点）
二次緊急輸送道路	主要地方道	皆野両神荒川線	秩父市下吉田（吉田総合支所）～秩父市荒川贅川（140号との交差点）

二次緊急輸送道路	一般県道	小鹿野影森停車場線	小鹿野町長留(秩父防災基地)～秩父市久那(秩父荒川線との交差点)
二次緊急輸送道路	一般県道	小鹿野影森停車場線	小鹿野町小鹿野(299号との交差点)～小鹿野町役場
二次緊急輸送道路	一般県道	小鹿野影森停車場線	秩父郡小鹿野町小鹿野字石井戸2696-1～秩父郡小鹿野町下小鹿野字北扶桑原2114-1
二次緊急輸送道路	町道	町道49号線	小鹿野町下小鹿野字花園2009番2地先～小鹿野町下小鹿野字南扶桑ケ原2002番1地先

2 町による緊急輸送道路の指定検討

町は、災害時に効率的な緊急輸送が実施できるよう、町の地域の県指定緊急輸送道路と町の防災活動拠点（前記第1の「1 防災活動拠点の指定」参照）を結ぶ町道、また町の防災活動拠点同士を結ぶ町道を町の緊急輸送道路として指定することを検討し、拡幅等の必要な整備を推進する。

3 緊急輸送道路等の整備

(1) 道路の整備

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化等、災害による障害物の発生を少なくするように努めるものとする。

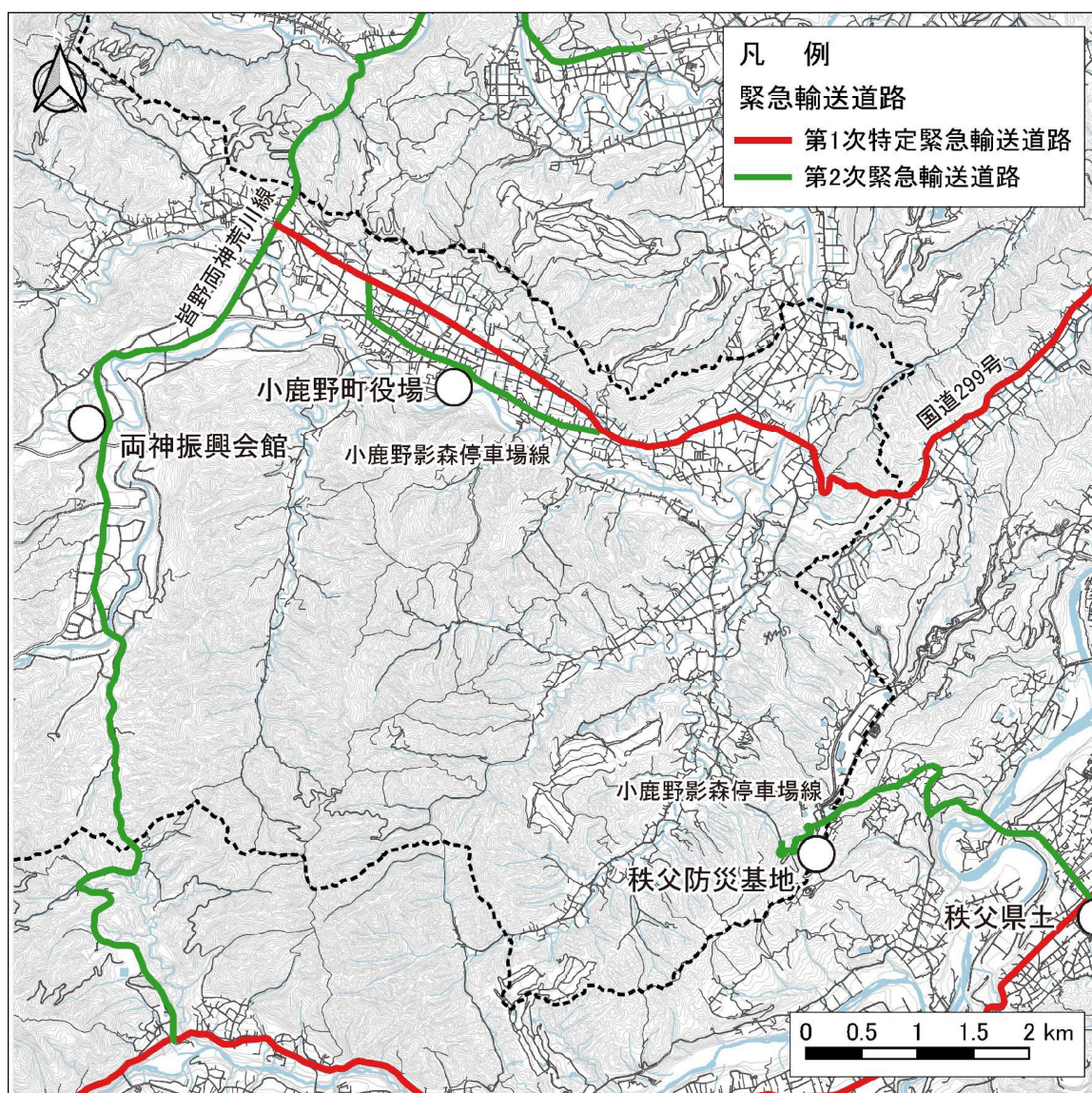
また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。

町は、緊急輸送道路の通行を確保するため、道路沿いの樹木伐採等の通行安全対策に努める。

(2) 道路啓開体制の構築

災害時に緊急輸送が迅速に実施できるよう、平時から道路啓開について各道路管理者や一般社団法人埼玉県建設業協会秩父支部等と協力体制の構築に努める。

別 図



第6節 応急活動及び応援協力体制の整備計画

災害発生時に災害応急対策を速やかに実施するため、必要な体制を整備する。また、大規模災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を行うための応援協力を想定し、当該応援協力を円滑に行うため、平時から応援協力体制を整備する。

第1 応急活動体制の整備

1 町本部等の体制整備

町は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する町本部の体制及びその前段階の配備体制を整備する。なお、これら町の活動体制については、本節第2章第1節「活動体制計画」のとおりとする。

2 業務継続計画の策定

町は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画（BCP）を策定する。さらに計画に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。

3 応急対応、復旧復興のための人材の確保

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧及び復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保策をあらかじめ整備するように努める。

第2 応援協力体制の整備

1 他市町村との相互応援体制の整備

町は、町の地域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等による応援要求に関し、県内外の市町村と相互応援協定の締結を図るものとする。

また、災害時の応援要請手続の円滑化のため、平時から他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

2 専門的技術職員による相互応援体制の整備

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるため、町は、県と連携して体制を整備する。

3 防災関係機関との応援協力体制の整備

町は、町の地域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、防災関係機関や幅広い業種の企業等と応援協定を締結しておく。

また、災害時において防災関係機関等への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続等について事前協議を行い、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平時から訓練及び情報交換等を実施する。

4 公共的団体との協力体制の整備

町は、町内又は所掌事務に係る公共的団体と連絡を密にし、災害時に積極的な協力が得られるよう協力体制を整備するとともに、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議し、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておく。なお、これらの団

体の協力業務については、総則第5節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」第9のとおりである。

第3 受援体制の整備

町は、外部からの応援職員等を迅速かつ円滑に受入れ、情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

また、当該体制を確保するため、受援計画の策定に努めるものとする。

第7節 災害情報体制の整備計画

災害時に迅速かつ的確に災害対応を行うためには、正確な情報をいかに素早く収集・分析・加工・共有・伝達が図れるかにかかっているが、大規模災害発生時には電話が集中するなど、通信の確保に支障が生じるおそれがある。

災害時に通信が確保できるよう、過去の災害時の教訓等を踏まえ、各種情報システム及び情報通信設備を整備する。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術及びS N Sの活用など、災害指揮情報のデジタル化を推進し、災害時に効果を上げる総合的な災害オペレーション支援システムを構築する。

デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システム（S I P 4 D等）を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

第1 通信施設の現況

町が所有する通信施設の現況は、次のとおりである。

- 1 町防災行政無線（同報系）
- 2 県防災行政無線、災害オペレーション支援システム
- 3 町ホームページ（インターネット回線等による配信）
- 4 インターネットメール（エリアメール、おがの安心・安全メール）
- 5 町公式S N S
- 6 電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

第2 情報通信設備の安全対策

災害時に防災情報システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次のような安全対策を講ずるものとする。

1 非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保しておく。また、定期的にメンテナンスを行う。

2 非常時の通信網の確保

町は、防災行政無線のデジタル化を行い、防災情報の確実な伝達に努めるとともに、通話品質の向上を図る。

3 通信回線のバックアップ

重要性の高い基幹系業務等は堅牢なクラウドコンピューティング技術を活用する。

防災行政無線の通信回線については、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。

4 行政情報基盤の機能強化

町は、災害時、データ保管及び業務中断を最小限とするため、住民基本台帳システムをはじめとする重要な基幹システムについてクラウドコンピューティング技術の活用を推進する。

第3 情報収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

1 情報収集体制の整備

町は、災害情報の収集を行うため、国や県及び関係機関等との連絡体制の強化を図る。また、災害時における被害状況を調査するため、地域別に情報の収集及び報告に関する地区調査員を定めるとともに、被害状況等を把握するため、次のような情報収集システムを整備する。

- (1) 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム
- (2) アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム
- (3) 駆けつけ通報等

2 情報の分析・加工体制の整備

町は、平時から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図る。

(1) 災害情報シミュレーションシステムの整備

町は、上記のデータベースを活用し、被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備する。

(2) 人材の育成

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。

3 情報共有・伝達体制の整備

(1) 情報共有体制の整備

町は、災害や被害の情報等について、県や他市町村、防災関係機関等で共有するための各種情報システム及び情報通信設備等の整備を図る。また、県や関係機関等との連絡体制を強化するとともに、情報通信網の確保に努める。

(2) 情報伝達体制の整備

町は、避難所、町出先機関、町防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。

また、町民には、迅速かつ的確に情報提供できるシステムの整備を促進する。

災害時に孤立の可能性がある集落には、通信手段の多重化など伝達体制の確保を図る。

(3) 防災行政無線の整備推進

町は、防災行政無線（同報系（戸別受信機を含む。）及び移動系）の整備を推進し、適正な運用と維持管理に努める。また、防災情報の伝達手段について、多重化・多様化を推進する。

(4) 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的の実施する。

4 災害時優先電話の周知

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、通話が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、町は、あらかじめ町役場、小中学校等の主要な公共施設の電話を災害時優先電話としてN T Tに登録している。

町は、平時から次の措置を行い、また職員に周知を図り、災害時に有効に活用できるよう努める。

周 知 事 項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

資 料 編 。災害時優先電話設置状況一覧

(P14)

5 インターネットメール等の活用

(1) 町ホームページの整備

町は、インターネット回線等を通じた町ホームページで「災害時の避難所」、「防災無線及び災害情報のご案内」等の情報を町民に提供している。

災害時に、災害情報の提供や町民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平時から活用方法等について検討する。

(2) 町公式SNSの整備

町は、町公式SNSを整備し緊急情報等の情報発信を行っている。災害時、町民に迅速かつ的確な情報を伝達できるよう、情報発信の促進と利用率の向上に努める。

(3) 緊急速報メール・エリアメールの活用

携帯電話会社は、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができる携帯電話向けサービスを提供し、対象エリアにいる利用者に限定して配信している。

本町では、緊急速報メール・エリアメールを使った災害・避難に関する情報のうち、避難情報の発令に係る情報配信について活用していく。

(4) 全国瞬時警報システム（Jアラート）・公共情報コモンズ（Lアラート）の活用

消防庁は、地方公共団体と連携して全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）の整備を推進している。また県では、公共情報コモンズ（以下「Lアラート」という。）の運用を行っている。

町は、防災行政無線、Jアラート及びLアラートを活用し、国等からの情報を迅速に町民に伝達するよう努める。

(5) おがの安心・安全メールの活用

登録制メール「おがの安心・安全メール」により、緊急情報、防災行政無線情報等情報配信をしている。

おがの安心・安全メールは、文字による情報配信であることから、聴力障がい等要配慮者に対する情報伝達手段としても有効であることから、多くの町民に登録・活用してもらえるよう広く周知啓発を行い、利用率の向上に努める。

第4 外国人に配慮した伝達体制の確立

町は、外国人への災害情報の伝達を効果的に行うため、災害情報や避難所、避難道路の標識など、外国語や絵文字の併記表示の整備に努める。

第5 アマチュア無線局との協力体制の確立

災害発生時に、各地区の被害情報の収集・伝達等、町の災害情報体制を補完するため、平時から

町内のアマチュア無線クラブと協力体制を確立するとともに、防災訓練等を通じて収集内容・伝達先等について習熟を図り、町の災害情報体制の強化を推進する。

第6 情報化の推進

1 携帯電話の通話品質と通信速度向上の促進

町は、平時から電気通信事業者と連携して、携帯電話やスマートフォンによる通話品質の悪い地域における通信環境の改善、通信速度の向上及び無線LAN（W i - F i）の環境整備の促進を図る。

2 地上波デジタルテレビ視聴対策の推進

町は、安定的なテレビ視聴ができるように努めるとともに、地域間格差なく地上デジタル放送の視聴が可能となるよう県や関係機関等に受信対策の要望を図る。

第7 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第8節 避難予防対策計画

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を受けた被災者及び延焼拡大やがけ崩れ等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

なお、風水害等の予測可能な災害と地震等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営、及び対象者の行動に違いがあるので、これらの状況を踏まえて計画を策定する。

第1 避難計画の策定

1 避難計画の策定

町は、避難指示、高齢者等避難等について、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にした避難計画を作成する。なお、避難計画の策定に当たっては、町民及び防災関係機関と事前に十分協議を行う。

また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、自治会等による避難組織の確立や、防災訓練、研修会等を通じて地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底を努める。必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

災害時に迅速かつ的確な避難、また避難所への誘導が行えるよう、次の事項に留意して避難計画を策定する。

避難計画作成上の留意事項

- 1 高齢者等避難、避難指示の判断基準及び伝達方法
- 2 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 避難所への経路及び誘導方法
- 4 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 衣料、日用品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
- 5 避難所の管理・運営に関する事項
 - (1) 管理・運営体制の確立
 - (2) ボランティアの受入れ
 - (3) 避難受入中の秩序保持
 - (4) 避難民に対する災害情報の伝達
 - (5) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (6) 避難民に対する各種相談業務
- 6 広域避難地等の整備に関する事項
 - (1) 受入施設
 - (2) 給水施設
 - (3) 情報伝達施設
- 7 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

平時における広報	災害時における広報
① 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行	① 防災行政無線・広報車による周知
② 町民に対する巡回指導	② 避難誘導員による現地広報
③ 防災訓練等	③ 自治会を通じた広報
④ 町ホームページ等	

2 避難行動要支援者の避難支援計画

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿や個別計画を策定するものとする。（避難行動要支援者を含む要配慮者対策については、第9節「要配慮者安全確保計画」を準用する。）

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、作成に際してデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

3 洪水等に対する町民の警戒避難体制

町は、河川等の氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したもののについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

4 局地的短時間大雨

町は、避難情報の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の大雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令する。

第2 発災前の避難決定及び町民への情報提供

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。町は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、町民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

町民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

第3 避難情報の発令判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難情報の発令ができるようあらかじめ明確な判断基準の設定に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

町は、避難情報の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。なお、マニュアルの作成にあたり、災害の特性と町民に求められる避難行動（計画された避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）や具体的かつ確実な伝達手段（地震時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災・行政情報放送システムの屋外スピーカや広報車が故障するという問題を考慮した伝達手段の確保）に関して留意する。

2 避難情報の発令・伝達体制の整備

町は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

(1) 町長が不在時の発令代行の順位

(2) 発令の判断に必要となる気象情報等の確実な入手体制の整備

第4 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保

1 指定緊急避難場所の指定

町は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、町民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。本計画で「避難場所」と示すものは「指定緊急避難場所」のこととする。）を指定し、必要に応じて見直すこととする。（災対法第49条の4）

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するように努める。

指定緊急避難場所の指定基準

地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の（１）～（３）の条件を満たすこと。

地震を対象とする避難場所については、次の（１）～（５）の全ての条件を満たすこと。

- （１）災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること。
- （２）他の法律等により指定される危険区域外に立地していること。
- （３）周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること。
- （４）耐震基準を満たしており、安全な構造であること。
- （５）地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること。

2 広域避難場所の確保

指定緊急避難場所のうち、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の町民を対象に、大規模火災を避けるためのものを「広域避難場所（平成16年国土交通省告示第767号の広域避難地）」とする。町は、次の基準を目安とし、地域の実情に応じてあらかじめ広域避難場所を選定確保する。

広域避難場所の確保基準

- 面積10ha以上とする。（面積10ha未満の公共空地でも、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積10ha以上となるものを含む）
- 避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- 要避難地区の全ての町民を受け入れることができるよう配慮する。
- 木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- 大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところとする。
- 純木造密集市街地から270m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。
- 次の事項を勘案して避難地を区分けし、町民一人一人の避難すべき場所を明確にしておく。
 - ・避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

- ・避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
- ・避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地受入力に余裕をもたせる。

3 避難路の指定

町は、広域避難場所を指定した場合、多くの町民が避難に使用すると予想される道路を避難路として指定を図っていく。指定に当たっては、次の基準を参照し、選定、確保する。なお、指定緊急避難場所への避難路についても、下記の基準に基づき避難路を選定し、日頃から町民への周知徹底に努めるものとする。

また、避難路に指定された道路の管理者等は、災害時の避難行動を支援するため、道路照明や夜間でも見やすい道路標識の導入等について、町に協力するよう努める。

避難路の確保基準

- ・避難路は、できるだけ幅員の広い道路又は緑道とする。
- ・避難路は、相互に交差しないものとする。
- ・避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- ・避難路の選定に当たっては、町民の理解と協力を得る。
- ・避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

4 指定避難所の指定

町はあらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な町民を受け入れる福祉避難所を含む。本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」のこととする。）を指定する。（災対法第49条の7）

指定管理施設が指定避難所となっている場合、町は、指定管理者と事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

土砂災害の危険がある場所や水害時には浸水する可能性のある場所は避難所としないことを基本とし、町は、そのことを平時から町民に周知する。

指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

指定避難所の指定基準

- ・原則として、自治会又は学区を単位として指定する。
- ・原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定する。
- ・建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC 板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
- ・余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- ・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- ・発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- ・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- ・環境衛生上、問題のないこと。

5 福祉避難所の指定

町長は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者のために、次の事項に留意し「福祉避難所」としてあらかじめ指定するように努める。

なお、指定に当たっては、施設のバリアフリー化や主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている等、要配慮者の利用に適している施設を選定する。生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、受け入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアに当たる人材の確保について配慮する。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般の避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の分けをする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

- (1) 相談等に当たる介助員等の配置（おおむね10人の対象者に1人）
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

6 指定避難所における生活環境の確保

(1) 現況

町は、避難拠点として、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。

また、高齢者や障がい者等、特別な介助が必要な要配慮者の避難所として、町内3箇所に福祉避難所を指定している。要配慮者は、必要に応じ、当該避難所を使用することができる。

資料編	○指定緊急避難場所一覧	(P11)
	○指定避難所一覧	(P12)

(2) 生活環境の確保

ア 指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。

イ 指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

ウ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

エ 指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

オ 避難所等での感染症予防、食中毒の発生やまん延防止のため、予防接種の実施や消毒、衛生害虫駆除を行うための体制の整備を図る。

避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例

- ・LPガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置
- ・停電対応型空調機器の設置
- ・太陽光発電や蓄電池
- ・ソーラー付LED街灯

7 避難所運営計画の策定

町は、避難所運営計画を策定し、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

- ・避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- ・避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ・避難所の管理・運営体制
- ・福祉避難所の設置
- ・町災害対策本部との情報連絡体制
- ・避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担
- ・被災者の自立支援

8 町民への周知

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所が分かるよう配慮する。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

また、下記についても町民に周知を図っておくものとする。

- ・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在
- ・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来さない最小限度のものにすること。
- ・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

9 避難所運営マニュアルの作成

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、町民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

10 車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる町民への支援

町は、避難所の運営に当たっては、現に避難所に滞在する町民だけでなく、在宅や車中、テン

トなどでの避難生活を余儀なくされる町民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

第5 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- 1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等
- 2 義務教育の児童・生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、給食の実施方法等
- 3 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、受入施設の確保、移送の実施方法等
- 4 高齢者、障がい者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びに受入施設の確保、給食等の実施方法等
- 5 不特定多数の人間が出入する施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- 6 工場、危険物保有施設においては、従業員、町民の安全確保のための避難方法、町、警察署、消防署との連携等

第6 学校等の避難計画

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、消防署、警察署、町及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

1 防災体制の確立

(1) 防災計画

災害が発生した場合に園児・児童・生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。

この計画作成に当たっては、公立小中学校管理規則にしたがって計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

(2) 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、町、県及び防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

(3) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

特に、施設設備の管理は、次の事項に留意する。

ア 日常点検の実施

日常園児・児童・生徒がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が災害

の衝撃によってどのような破損につながりやすいかを点検する。

イ 定期点検の実施

一定の期日を「安全点検日」と定めて、防災の視点から全ての施設・設備を各担当者がチェックする方法で実施する。

特に、校舎等の建物の点検に当たっては、建物の耐震性、出入口、廊下、階段など使用に支障はないか、廊下の角などにある格納庫などが振動で倒壊したりしないか等について点検する。

(4) 防火管理

災害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

ア 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

イ 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

2 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の園児・児童・生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。

(1) 避難誘導の基本的な考え方

ア 園児・児童・生徒の生命の安全保持を第一とする。

イ 園児・児童・生徒の恐怖心を大きくしないように、教師は的確な判断と毅然たる態度を保ち信頼を失わないようにする。

ウ 平時から、あらゆる機会をとらえて、集団行動の規律の徹底を図り、統一のとれた行動がとれるようにする。

(2) 避難場所の設定

避難経路及び避難場所は、1箇所だけでなく、第2、第3の避難経路及び避難場所を確保する。また、町は、被災者の住まい確保に向け、民間賃貸住宅やホテル・旅館等の借上げに係る協定の締結を検討する。

なお、避難場所は、町指定の避難所と次のことを検討の上、確保する。

ア 危険物保有施設の近くでないこと。

イ 近くの建物から火災が発生しても安全な広さがあること。

ウ 建物が倒れても安全な広さがあること。

エ 傾斜地でないこと。

オ 埋立て地でないこと。

カ 高圧線などがないこと。

キ 深い穴、河川、低地及び崖付近でないこと。

(3) 避難要領

災害が発生したときは、適切な情報を得て的確な判断のもとに行動する。

- ア 地震発生時は混乱を招くので、原則として一時机の下などに退避し、第一震が収まると同時に次の退避措置をとる。
- イ 緊急事態の際は、学級又は学年が教師の指示にしたがって、それぞれ安全な場所に退避する。
- ウ 園児・児童・生徒の掌握（人員点呼）、安全の確認をする。
- エ 家庭への連絡と園児・児童・生徒の引き渡しを確実にする。

第9節 要配慮者安全確保計画

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

第1 要配慮者対策

1 要配慮者に配慮したまちづくりの推進

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備を推進するとともに、車椅子使用者にも支障のない避難地・避難所出入口付近等のスロープ化、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置、避難所となる公共施設への障がい者用トイレ・エレベーター・手すり等の設置など要配慮者に考慮した防災基盤整備を促進する。

2 緊急通報システム等の充実

町は、要配慮者が緊急事態に対応できるよう、一人暮らし高齢者や障がい者の世帯に対しては緊急時通報システムの利用ができる緊急時通報装置貸与事業を行っている。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、町民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、協力員の確保のほか、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、平時から協議等をしていく。

3 手話通訳者の養成

災害時に聴覚障がい者等への災害情報の提供、広聴活動等が適切に行えるよう、手話講習会を開催し、実効性のある手話通訳者の養成を行うとともに、災害時における通訳者派遣事業について協議を行っておくものとする。

4 避難誘導體制の整備

避難訓練を通じ、また自主防災組織の育成に当たって、地域住民等の協力を得て要配慮者の支援員等を確保するなど、地域ぐるみの避難誘導體制の整備を図る。

5 防災教育及び訓練の実施

町は、災害に関する基礎的知識の普及啓発のために、広報紙、パンフレット、ちらしの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼び掛け、実地訓練を体験させるとともに、町民に対して要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。

6 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

町は、町内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。

(2) 社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

(3) 見守りネットワーク等の活用

町は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否確認を兼ねる配食サービスなどの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

(4) ボランティアの育成

町は、小鹿野町社会福祉協議会と連携して、社会福祉サービスの充実を図るため、ボランティア講座や講習会、研修などを計画的かつ積極的に実施し、ボランティアの育成に努める。

また、障がいを有する人々も健常者と同じように社会参加や活動ができる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の周知に努め、障がいのある人のニーズに沿ったボランティアの育成を図る。

(5) 支援体制の充実

町は、小鹿野中央病院と保健福祉センターを核として、地域の医療機関や福祉事業者、ボランティアなど関係機関と連携しながら地域包括ケアシステムの充実を図り、誰もが健康で安心して暮らすことのできる環境づくりを促進する。

また、支援が必要な高齢者等の総合相談や権利擁護支援を行う地域包括ケアセンターの充実や、民生委員、児童委員の活動支援、生活支援コーディネーターなどの増員を図る。

7 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、手話通訳者の派遣体制の整備、文字放送テレビやFAXの設置、要配慮者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう避難所の運営計画を策定する。

8 社会福祉施設との協力体制の確立

災害時に一般避難者との共同生活が困難な介護を要する要配慮者等に対して、必要とする支援が図れるよう、平時から介護設備が整った町内社会福祉施設管理者と災害時における受入れ等の協力について協議を行うなど、協力体制の確立を図るものとする。

9 相談体制の確立

町は、災害時に県とともに被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう、平時から支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

10 ヘルプカード（防災カード）

町は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成及び配布、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

11 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備

町は、災害時に、障がい者が必要な情報を取得することができるよう、関係機関と連携して、障がい者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努める。

第2 在宅の避難行動要支援者対策

1 避難支援等関係者

災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）は次のとおりとする。

- (1) 地域の自主防災組織
- (2) 行政区長
- (3) 消防団分団長
- (4) 民生委員
- (5) 小鹿野町社会福祉協議会
- (6) 小鹿野警察署
- (7) 秩父消防署西分署
- (8) その他避難支援等の実施に携わる関係者

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

高齢者	65歳以上の単身高齢者 70歳以上の高齢者のみで構成する世帯 要介護認定区分3、4又は5を受けている者
身体障がい者	1級又は2級
知的障がい者	㊤又はA
精神障がい者	1級
難病患者等	特定疾患医療受給者で、重症患者の認定を受けている者 小児慢性特定疾患医療受給者で、重症患者の認定を受けている者
支援希望者	特別の事情を有する者（日本語による意思疎通に支障がある外国人、老老介護、日中独居等）で、支援を希望するもの

3 情報の収集等

要配慮者の情報に当たっては、関係各課が把握している次の台帳等から情報を収集する。

また、難病患者等町で把握していない情報等については、必要に応じ、都道府県等へ情報の提供を求め、収集するものとする。

- (1) 住民基本台帳
- (2) 身体障害者手帳交付情報
- (3) 療育手帳交付情報
- (4) 精神障害者保健福祉手帳交付情報
- (5) 介護保険要介護認定者一覧

4 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 名簿の記載事項

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別

- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 身近な避難支援等関係者の有無及び情報
- ク 親族等緊急連絡先
- ケ 心身の状態及び留意事項
- コ その他避難支援等の実施に必要な事項

(2) 名簿作成の留意事項

- ア 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、地域の自主防災組織、消防団分団長、小鹿野町社会福祉協議会、民生委員等との連携に努める。
- イ 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査する。

5 名簿の更新

常に変化する避難行動要支援者の状況を踏まえ、名簿への登録又は削除は随時受け付け、掲載されている情報については、適宜更新し、速やかに反映させていくものとする。

6 名簿情報の利用及び提供

町は、避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう整備する。

- (1) 災害の発生に備え、本人の同意を得た者の名簿情報は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し提供するものとする。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく避難支援等関係者に対し、提供することができる。
- (3) 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者等から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

7 名簿情報を提供する場合の配慮等

- (1) 名簿情報を提供する場合は、提供を受ける者に対して第三者へ情報を漏らさぬよう適正な取扱いを求めるとともに、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (2) 名簿情報の提供を受けた者若しくは当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、名簿情報から知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、町は、避難支援者等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

9 個別避難計画の策定

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。作成に際しては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れないときの対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

10 防災訓練の実施

町は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、秩父福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

第3 社会福祉施設等入所者の対策

1 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、町は県の協力を得てこれを指導する。

2 緊急連絡体制の整備

(1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時において、防災担当課（総務課）及び福祉施設担当課（福祉課）と電話連絡等により情報の交換を行っているが、より迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して、職員の確保に努める。

(2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう、緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。

3 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

4 施設間の相互支援システムの確立

町は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合に、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど、近隣の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

町は、施設管理者が行う災害時における他施設からの避難者の受入体制の整備について支援するものとする。

5 被災した在宅避難行動要支援者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の避難行動要支援者を受け入れるための体制整備を行う。

6 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、災害に備えて次に示す物資等を備蓄しておくものとし、町はこれを指導する。

- (1) 非常用食料（高齢者食等の特別食を含む。）（3日分）
- (2) 飲料水（3日分）
- (3) 常備薬（3日分）
- (4) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分）
- (5) 照明器具
- (6) 熱源
- (7) 移送用具（担架・ストレッチャー等）

7 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者・通所者に対し、防災に関する知識等を普及啓発するための講習会等を定期的に実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」等について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、町はこれを促進する。

8 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日頃から自治会、ボランティア団体及び近くの高等学校等との連携を図っておく。

また、災害時の災害ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

第4 外国人への対策

1 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるよう、平時から外国人の人数や所在の把握に努める。

2 防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

3 防災知識の普及啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成、配布し、防災知識の普及啓発に努める。

また、広報紙や町ホームページ等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係る行政情報についての外国語による情報提供を行う。

4 防災訓練の実施

町は、平時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第 10 節 物資及び資機材等の備蓄計画

大規模な災害が発生した直後の町民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。

第 1 備蓄の留意点

1 想定される災害の種類と対応

県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成25年度報告）で想定されている「東京湾北部地震」「茨城県南部地震」「元禄型関東地震」「関東平野北西縁断層帯地震」「立川断層帯地震」発生時において、必要な物資を想定し、備蓄する。

備蓄品目及び数量の目標値は、被害が発生する関東平野北西縁断層帯地震を対象とした。

なお、備蓄に当たっては、高齢者人口の推移等についても勘案して、必要な物資（品目・数量）の備蓄を推進する。

2 発災時の人口分布と対策の対応

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定を行うものとするが、昼間人口が大きい地域等の就業者に対しては、個々の企業における備蓄対策の推進を促していく。

3 要配慮者への配慮

食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、要配慮者に配慮した品目を補充していく。

第 2 食料、生活必需品、飲料水の備蓄並びに調達体制の整備

1 物資調達・輸送に関する体制の整備

町は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

2 食料の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 食料の備蓄

ア 基本事項

（ア）実施主体

町、県が行う。

（イ）食料給与対象者

災害時の食料給与の対象者は、避難住民及び災害救助従事者とする。

（ウ）備蓄数量

備蓄数量は、県の想定に準ずることを基本とし、避難者用を町と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上、町の災害救助従事者用（自治体ごとに各自の分を備える）を3日以上備蓄する。

なお、町民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

備蓄数量は、町、県による備蓄を踏まえて、次のとおりに設定する。

供給対象者	町	県	合計
避難者	1.5日分	1.5日分	3日分
災害救助従事者	3日分	(3日分)	3日分

(エ) 備蓄品目

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、避難住民の多様なニーズに対応するものとする。

例示すると、次のとおりである。

○主食品……………アルファ米、乾パン、おかゆ、クラッカー等

○乳児食……………粉ミルク、離乳食等

○その他……………保存水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

イ 備蓄場所

備蓄食料は、品目及び数量等を総務課が把握しておく。

管理予定場所は以下のとおりとする。

(ア) 小鹿野町役場

(イ) 文化センター倉庫

(ウ) 武道場防災倉庫

(エ) その他空き公共施設の一部を借用した倉庫

※秩父防災基地（県備蓄品の備蓄場所）

ウ 食料の備蓄計画の策定

町は、備蓄すべき食料の数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定しておく。

エ 食料の備蓄

町は、ウの食料の備蓄計画に基づき、避難住民及び災害救助従事者を対象とする食料の備蓄を行う。また、町民に対しても各々最低3日間（推奨1週間）分の居宅での備蓄を行うよう、町ホームページ、広報紙等を通じて啓発する。

(2) 食料の調達

ア 食料の調達計画の策定

町は、調達すべき食料の品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、食料の調達計画を策定しておく。

イ 食料の調達体制の整備

町は、大規模災害発生時に円滑に食料等を調達できるよう、近隣の他市町村、町内の食料生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

(3) 食料の輸送体制の整備

大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、平時から生産者、販売業者、輸送業者と十分に協議しておくとともに、町内の物資生産者、販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。

(4) 食料集積地の指定

町は、災害時に町内食料販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を、救援物資集積所に集積することとし、災害時に迅速、適切に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、平時から集積スペースの区分、物資の受入れ・仕分・搬出要員の指名など、必要な措置を行っておくものとする。

なお、当該施設の所在地、経路等をあらかじめ県に報告しておく。

資 料 編 〇救援物資集積所一覧 (P14)

3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 生活必需品の備蓄

ア 基本事項

(ア) 実施主体

原則として町が行い、県にその補完を要請していくものとする。

(イ) 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(ウ) 備蓄目標数量

町は、県が地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震」に基づき、町と県で避難者用をそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上備蓄する。

なお、町民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

(エ) 備蓄品目

町民の基本的な生活を確保する上で必要な次のような生活必需品のほか、避難所での生活が被災者に心身に与える衛生的な影響を最小限にとどめるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄を図っていく。また、要配慮者や女性にも配慮したものとする。

- | | | | | |
|------------|---------|-----------------|---------|--------|
| a 寝具 | b 外衣 | c 肌着 | d 身回り品 | e 炊事用品 |
| f 食器 | g 日用品 | h 光熱材料 | i 簡易トイレ | j 情報機器 |
| k 要配慮者向け用品 | l 簡易ベッド | m マスク、防塵マスク、消毒液 | | |

イ 備蓄場所

生活必需品は、品目及び数量等を総務課が把握しておく。

管理予定場所は以下のとおりとする。

(ア) 小鹿野町役場

(イ) 文化センター倉庫

(ウ) 武道場防災倉庫

(エ) その他空き公共施設の一部を借用した倉庫

※秩父防災基地（県備蓄品の備蓄場所）

ウ 生活必需品の備蓄計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

エ 生活必需品の備蓄

町は、ウの生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の購入、備蓄、更新、処分等を行う。

(2) 生活必需品の調達

ア 生活必需品の調達計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定しておく。

イ 生活必需品の調達体制の整備

大規模災害発生時に円滑に調達できるよう、近隣の他市町村、町内の販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

(3) 生活必需品の輸送体制の整備

大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、近隣の他市町村、町内の販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。

(4) 生活必需品集積所の指定

町は、災害時に町内販売業者等から調達した生活必需品や他市町村から搬送される救援物資を、救援物資集積所に集積することとし、災害時に迅速、適切に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、平時から集積スペースの区分、物資の受入れ・仕分・搬出要員の指名など、必要な措置を行っておくものとする。

なお、当該施設の所在地、経路等をあらかじめ県に報告しておく。

資 料 編 〇救援物資集積所一覧 (P14)

4 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として秩父広域市町村圏組合水道局と町が行い、県にその補完を要請するものとする。

イ 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の給水が停止した断水世帯及び緊急を要する病院等の医療機関とする。

ウ 1日当たり目標水量

県が地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による最大断水人口を想定し、被災後の時間経過に伴って次の水量を目標とする。

災害発生からの期間	目標水量	水 量 の 根 拠
災害発生から3日	3リットル／人・日	生命維持に最小必要な水量
災害発生から10日	20リットル／人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から21日	100リットル／人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から28日	250リットル／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

エ 品目

- (ア) 給水タンク
- (イ) ポリタンク
- (ウ) ポリ袋
- (エ) その他

オ 備蓄場所

応急給水資機材の備蓄場所は、秩父広域市町村圏組合水道局西秩父事務所とし、給水タンク1t、ポリ容器20リットルを20個、10リットルを100個保管しているが、今後とも必要な応急給水資機材の備蓄を図る。

資 料 編 。 応急給水用資機材一覧 (P14)

(2) 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定

秩父広域市町村圏組合水道局と町は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を策定しておく。

(3) 応急給水資機材の備蓄

秩父広域市町村圏組合水道局と町は、(2)の応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(4) 応急給水資機材の調達体制の整備

町は、(2)の応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得ておく。

(5) 検水体制の整備

町は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

第3 防災用資機材の備蓄

1 基本事項

防災用資機材を用いて行う救助活動等は発災直後に行わなければならないため、即対応が可能な町が備蓄を行う。

(1) 実施主体

原則として町が行い、県にその補完を要請していくものとする。

(2) 目標数量

目標数量は、「関東平野北西縁断層帯地震」の被害想定に基づき、各避難所の受入人員の計画値を目安とする。

(3) 品目

- ア 浄水器
- イ 簡易トイレ、組立トイレ
- ウ 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）
- エ 移送用具（自転車、バイク、担架等）
- オ 道路、河川などの応急復旧活動に必要な資機材
- カ 発電機
- キ 投光器
- ク 炊飯器
- ケ テント、ブルーシート、土のう袋等
- コ 避難所用資機材（看板、表示版、レイアウト図）
- サ 携帯電話用充電器

(4) 備蓄場所

防災用資機材を用いて行う救助活動は、災害発生直後に迅速に行わなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。町は、主要な公共施設での備蓄のほか、自主防災組織や自治会単位での備蓄場所の整備を検討していく。

2 防災資機材等の備蓄計画の策定

町は、各避難所の受入人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定しておく。その際、自主防災組織あるいは自治会単位での備蓄体制を整備していく。

3 防災資機材等の備蓄

町は、防災資機材等の備蓄計画に基づき、また定期点検や防災訓練等を通じて災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

第4 医薬品等の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本事項

(1) 実施主体

原則として町及び国保町立小鹿野中央病院が行い、県にその補完を要請していくものとする。

(2) 利用対象者

災害時の医療救護活動を行う町、国保町立小鹿野中央病院及び町が要請した機関とする。

(3) 品目及び目標数量

品目は、大きくは緊急医薬品等医療セットと、軽治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、県が実施した地震被害想定結果に基づく人的被害の数量を目安として整備する。

(4) 備蓄場所

災害対策本部に救急箱を備蓄するなど、必要な医薬品等の備蓄を図る。なお、医薬品等の備蓄場所は以下のとおりとする。

- ア 小鹿野町役場
- イ 国保町立小鹿野中央病院

2 医薬品等の備蓄並びに調達計画の策定

町は、県の地震被害想定結果に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等を把握し、災害時の医療救護活動のための医薬品等の備蓄並びに調達計画を策定しておく。

3 医薬品等の備蓄

- (1) 町は、2の医薬品等の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療救護活動のための医薬品等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。
- (2) 災害時の医薬品等備蓄施設における、医薬品等資材の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。

4 医薬品等の調達体制の整備

町は、2の医薬品等の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療救護活動のための医薬品等の調達に関し、秩父郡市薬剤師会、町内医薬品等取扱い業者と協議しておくなど、災害時における調達体制の構築を図る。

第5 民間事業者との連携体制

町は、災害発生直後の被災町民等の生活を確保するため、ちちぶ農業協同組合、ガソリン販売事業者及び食料品スーパー等の民間事業者と新たな協定の締結を促進するなど、事前から連携を強化しておくものとする。

第6 輸送施設・拠点の確保等

町は、平時から、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、飛行場、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点について把握・点検する。

また、町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

第7 輸送手段の確保

町は、地域防災計画に基づき、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にしておく。陸路による緊急輸送が困難な場合に備え、救援物資の運搬手段としてドローンの活用を検討し、空中輸送体制の整備を図る。

また、県からの助言及び指導に基づき、輸送体制の整備を促進する。

第 1 1 節 医療体制等の整備計画

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対処していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平時から災害発生直後の初期医療体制、後方医療機関への負傷者の搬送体制について整備を図る。

また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

第 1 初期医療体制の整備

1 初期医療体制の整備

町は、国保町立小鹿野中央病院、秩父郡市医師会、秩父郡市歯科医師会、秩父郡市薬剤師会、秩父消防本部及び町内の自主防災組織と協議し、事前に次の項目について計画を定めることとする。

(1) 救護所の整備

避難所となっている公共施設に救護所を設置する体制を整備する。また、災害発生状況に合わせて救護所を増設できる体制を検討する。

(2) 災害医療支援隊の応援

町は、災害発生時に災害医療支援隊の迅速な応援が得られるよう、平時から国保町立小鹿野中央病院、秩父郡市医師会等と協議を行っておく。

(3) 医療品等の確保

災害医療支援隊が使用する医薬品及び医療資機材は、国保町立小鹿野中央病院をはじめとする医療機関、秩父郡市薬剤師会等の協力を得るとともに、町内の薬局・薬店等からの調達体制を整備する。

2 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、医療救護活動を支援できるよう、秩父消防本部が定期的に実施する「普通救命講習」等への受講を啓発する。

資 料 編 。医療機関一覧

(P 13)

第 2 後方医療体制の整備

1 現況

県は、災害拠点病院として、県内に「基幹災害拠点病院」を 3 箇所、「地域災害拠点病院」を 19 箇所指定している。また、保健所管内別に救急医療機関を指定している。

町内では「国保町立小鹿野中央病院」が救急医療機関として指定されている。

2 後方医療体制の整備

救護所や町内医療機関では対応できない重症者や特殊医療を要する患者については、後方医療機関に搬送して治療を実施する必要があることから、秩父消防本部と連携協力して重症者等を後方医療機関へ搬送する体制の整備を図る。

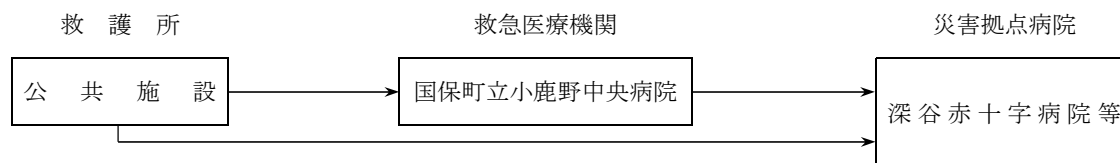
(1) 後方医療支援体制の確立

町は、救護所や町内医療機関では対応できない重症者等を受け入れる等の後方医療支援の体制について、県、関係医療機関との協議の上、確立を図る。

(2) 搬送体制の整備

ア 輸送体制の確立

救護所から救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは町外の後方医療機関への広域搬送（二次搬送）について、町有車両、救急車やヘリコプター等を利用した搬送手段、輸送順位及び輸送経路を、事前に関係機関と協議し、搬送体制を確立する。



イ 関係機関等との連携

町は、県や秩父郡市医師会、消防署等の関係機関と連携し、トリアージの実施や後方医療機関への搬送体制の整備を図る。

第3 応援医療体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら多量の医療救護需要を賄うため、応急医療活動に必要な物資の提供や要員の派遣について、県内外の他市町村と災害時における医療協力体制を確立する。

町は、平時から、県の医療機関、大学医療機関等と業務提携を促進し、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう連携強化に努める。また、秩父地域の病院や診療所、秩父郡市医師会との連携推進により情報交換や技術交流を密接に行い、広域医療体制の充実を図る。

町は、多量の医療救護需要を賄うため、「関東平野北西縁断層帯地震」の被害想定に基づく人的被害の量を目安とした、災害時の医療救護活動のための医薬品等を備蓄する。

町は、大規模災害発生時に、迅速かつ円滑に医療救護活動の応援を受け入れられるよう、災害派遣医療チーム（DMAT）の受援体制を検討する。

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医療品及び医療資機材の調達等全ての医療救護面において、広域的な応援協力要請について情報連絡するための連絡網を確立する。

第4 平時からの医療環境の充実

1 医療設備の整備

町は、平時から地域の医療ニーズを把握し、状況に応じた設備の整備や更新を計画的に推進する。

2 人材の確保と育成

町は、医療の充実や地域医療を支えていくため、平時から優秀な人材の確保や配置に努める。また、町や関係医療機関等は、医療安全、感染症対策、接遇等様々な研修会に参加し、地域医療の資質向上や利用者から信頼される医療スタッフの育成を図る。

3 医師の確保

町は、秩父地域をはじめとする関係医療機関や県の協力を得ながら、医師の安定的な確保に努める。また、就学資金貸付制度のほか、総合診療専門医養成プログラム「ちちぶ」等の制度を活用し、医師の確保を図る。

第5 医療関係団体との連携・協力体制の構築

町は、医療関係団体との災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、救護所の運営などの連携や協力体制の構築を図る。また、平時から医療関係団体と通信訓練等を実施し、災害時の医療救護体制の整備に努める。

第 1 2 節 水害予防計画

第 1 治山

森林は、洪水、山腹崩壊、土砂流出等の山地災害を防ぐという保安上重要な機能を有している。治山事業は、山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地の防災対策を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより、山地災害を防止する目的を達成するためのものである。

1 現況

本町には、山が急峻で河川が河岸段丘若しくはV字溪谷の箇所があることから、土石流、がけ崩れ、地すべり等の災害の危険にさらされている。このため、治山事業、急傾斜地崩壊防止対策事業、砂防事業、保安林の整備を促進する必要がある。

2 治山事業

山地災害を防止するため、地すべりや山腹崩壊防止に取り組むほか、下流域への土砂の流出や災害防止のための治山事業を推進する。

3 森林管理

森林が有する国土保全機能を保持し、倒木や土砂災害、洪水など山地災害の発生リスクを減らすため、森林環境譲与税を活用した森林管理や、森林管理道の整備を図る。

第 2 治水

河川は、貴重な水の供給源である反面、洪水等により町民生活や産業に重大な脅威を与え及ぼす。このため、河川管理者に対して河川の早期改修・整備を要望するとともに、浸水事業等を積極的に推進し、水害の未然防止に努める。

1 現況

本町は山岳地帯にあり、県内の他の地域に比べ急傾斜なため危険度はかなり高い。

2 河川の改修

環境護岸や親水護岸の整備を行い、うるおいのある水辺空間の形成と自然環境の保全に努める。

3 水害リスクの周知

町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として町民、滞在者その他の者へ周知する。

4 浸水対策

町は、集中豪雨等による浸水被害の解消を図るため、浸水の原因究明に努め、関係機関と連携した排水施設等の整備を図る。また、用水の氾濫を防止するため、自動転倒堰や排水路等の整備を推進する。

5 洪水ハザードマップの作成

町は、水害リスク情報をもとに、洪水ハザードマップを作成・配布・公表し、町民等に対する浸水被害への危機管理意識の啓発に努める。ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

第 13 節 土砂災害予防計画

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、町民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれがある土砂災害に対して、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害発生を予防するための対策を実施する。

第 1 土砂災害警戒区域

1 定義

土砂災害警戒区域とは、土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域をいう。平成13年4月に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第7条に基づき、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）ごとに、知事が指定した区域である。

土砂災害警戒区域におけるその発生原因となる土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊については、以下のとおりである。

(1) 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

(2) 地すべり

地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域）及び地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

(3) 急傾斜地の崩壊

傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域、急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域及び急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

2 現況

町内では、土砂災害警戒区域として572箇所が指定されている。そのうち、土石流は132箇所、地すべりは9箇所、急傾斜地の崩壊は431箇所が指定されている。

土砂災害警戒区域の指定状況は、資料編による。

資料編。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（P17）

3 土砂災害警戒区域の予防対策

(1) 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域を指定している。町は、県により土砂災害警戒区域が指定された場合には、警戒避難体制を整備する。

(2) 土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進

県は、土砂災害防止法に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進する。町は、指定された土砂災害警戒区域において、警戒避難体制を定め、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難地に関する事項を記載した印刷物の配布を行う。

(3) 基礎調査の実施

県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施する。

(4) 土砂災害警戒区域における対策

知事は、町長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

町は、以下の項目に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

- ア 土砂災害警戒区域を含む自治組織や町民に対し、ハザードマップを配布・公表し、町民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
- イ 土砂災害警戒区域内の町民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- ウ 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を平時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。

要配慮者 施設の範囲	老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、病院、診療所、助産所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等過程を置く専修学校
---------------	---

- エ 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- オ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、町民に周知するとともに、緊急時に町民の避難を促す伝達システムを整備していく。また、土砂災害に関する情報や避難情報は、防災行政無線、広報車、電話、FAX、テレビ、ラジオ、インターネットメールなどにより、警戒区域内の町民に対し確実に伝達する。

町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

上記エに該当する施設については、本計画に、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

上記エに該当する施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、町長に報告しなければならない。また、計画に定めるところにより、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のために訓練を行わなければならない。

資 料 編 ○要配慮者利用施設一覧 (P13)

4 土砂災害に対する町民の警戒避難体制

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

また、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

第2 土砂災害特別警戒区域

1 定義

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ町民に著しい危害が生じるおそれがあるため、土砂災害防止法第9条に基づき、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）ごとに知事が指定した区域である。また、要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域である。

2 現況

町内では、土砂災害特別警戒区域として526箇所が指定されている。そのうち、土石流は111箇所、急傾斜地の崩壊は415箇所が指定されており、地すべりである土砂災害特別警戒区域の指定はない。

土砂災害特別警戒区域の指定状況は、資料編による。

資 料 編 ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (P17)

3 土砂災害特別警戒区域の予防対策

知事は町長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 住宅宅地分譲地、要配慮者関連施設の建設のための開発行為に関する許可
- (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- (3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物の所有者に対する移転等の勧告
- (4) 勧告による移転者への融資、資金の確保

第3 砂防指定地

1 定義

砂防指定地とは、砂防法（明治30年3月30日法律第29号）第2条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域である。

砂防指定地の指定を要する区域のうち、主なものは、以下のとおりである。

- (1) 溪流若しくは河川の縦横浸食又は山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は顕著となるおそれのある区域
- (2) 風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域

2 現況

町内では、砂防指定地として59箇所が指定されている。

砂防指定地の指定状況は、資料編による。

資料編。砂防指定地一覧 (P39)

3 砂防指定地の予防対策

(1) 砂防指定地の指定

知事は治水上砂防のため、砂防設備を必要とする土地に対し、砂防法第2条の規定により、砂防指定地の指定を国土交通大臣に進達できる。国土交通大臣は砂防指定地として、これを指定することができる。

(2) 砂防指定地内の行為の制限

砂防指定地内においては、埼玉県砂防指定地管理条例第3条に基づき、土石流発生の要因となる行為を規制する。規制行為については以下のとおりである。

- ア のり切り、切土、掘削、盛土等による土地の形状の変更
- イ 土石の類の採取又は鉱物の採掘
- ウ 工作物の新築、改築、増築、移転又は除却
- エ 立木竹の伐採又は樹根の採掘
- オ 木竹の滑下又は地引による搬出

第4 地すべり防止区域

1 定義

地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第3条に基づき、知事の意見をきいて、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域である。

地すべり防止区域の指定を要する区域は、以下の(1)及び(2)の区域を包括する地域（「地すべ

り地域」と総称。)であり、公共の利害に密接な関連を有する区域をいう。

(1) 地すべり区域

ア 地すべりしている区域

イ 地すべりするおそれのきわめて大きい区域

(2) 地すべり区域に隣接する区域

ア 地すべりを助長・誘発している地域

イ 地すべりを助長・誘発するおそれがきわめて大きい地域

2 現況

本町は急峻な地形が多く、町内では地すべり防止区域として、国土交通省所管が2箇所、農林水産省所管が5箇所、指定されている。

地すべり防止区域の指定状況は、資料編による。

資料編。地すべり防止区域一覧 (P 40)

3 地すべり防止区域の予防対策

(1) 地すべり防止区域の指定

知事は地すべりが発生又は発生のおそれがあり、保全対象物に危険が及ぶと予測される場合は、地すべり等防止法第3条により、地すべり防止区域として、国土交通大臣及び農林水産大臣に進達することができる。それぞれの主務大臣は、地すべり防止区域としてこれを指定することができる。

(2) 地すべり防止区域内の行為の制限

地すべり防止区域内においては、地すべり等防止法第18条に基づき、地すべりの要因となる行為を規制する。規制行為については以下のとおりである。

ア 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為。

イ 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為。

ウ のり切又は切土をする行為。

エ ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良。

オ 地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為。等

第5 急傾斜地崩壊危険区域

1 定義

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第3条に基づき、町長の意見をきいて、知事が指定した区域である。

急傾斜地崩壊危険区域の指定を要する区域は、以下の(1)及び(2)の区域を包括する区域である。

(1) 崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地をいう。以下同じ。）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの

- (2) (1)に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域

2 現況

本町は平坦地が少なく、急傾斜地に近接して住宅が建設されている地域が多い。町内では、急傾斜地崩壊危険区域として8箇所が指定されている。

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、資料編による。

資料編。急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧 (P40)

3 急傾斜地崩壊危険区域の予防対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上である土地をいう。）について、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのある箇所に対し、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域内の行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域内においては、急傾斜地法第7条に基づき、急傾斜地崩壊の要因となる行為を規制する。規制行為については以下のとおりである。

- ア 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- イ ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ウ のり切り、切土、掘さく又は盛土
- エ 立木竹の伐採
- オ 木竹の滑下又は地引による搬出
- カ 土石の採取又は集積 等

第6 山地災害危険地区

1 定義

山地災害危険地区とは、山地から発生する山腹の崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれがある地区をいう。山地災害危険地区は、災害の発生形態により、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区の3種類に区分されている。

山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区については、以下のとおりである。

- (1) 山腹崩壊危険地区とは、山腹崩壊又は落石による災害が発生するおそれがある地区をいう。
- (2) 崩壊土砂流出危険地区とは、山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある地区をいう。
- (3) 地すべり危険地区とは、地すべりによる災害が発生するおそれがある地区をいう。

2 現況

山地災害は、集中豪雨や台風による山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出等によりもたらされる。森林はこれらの災害を防ぐ機能を備えており、その役割が重要な森林を農林水産大臣又は県

知事は保安林に指定するとともに、機能低位等となった森林において、治山事業を実施している。また、山地災害の発生する危険度が高い地区を調査、把握し、山地災害危険地区として、情報を町民に周知している。

町内では、山腹崩壊危険地区は78地区、崩壊土砂流出危険地区は130地区、地すべり危険地区は21地区が指定されている。

山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区の指定状況は、資料編による。

資料編	○山腹崩壊危険地区一覧	(P41)
	○崩壊土砂流出危険地区一覧	(P42)
	○地すべり危険地区一覧	(P44)

3 山地災害危険地区の予防対策

(1) 保安林の指定等

農林水産大臣又は知事は山地災害から町民の生活を守るため、公益上特に必要な森林を保安林に指定し、将来にわたり適正に維持管理を行う。令和3年3月31日現在、町の保安林面積は、4,569haである。

保安林のうち、主なものは、以下のとおりである。

ア 水源かん養保安林

森林土壌が雨水を吸収して、川に流れる水量を調節し、洪水等を防止する。

イ 土砂流出防備保安林

表土の浸食、土砂の流出による土石流等を防止する。

ウ 土砂崩壊防備保安林

急峻な山地の崩壊を防止する。

(2) 保安林の指定の効果

保安林の指定は、保全上必要な機能を持ち備えた健全な森林を将来にわたり維持していくことを目的とし、山地災害から町民の生活を守ることにつながるものである。この保安林を維持していくため、次の制限がある。

ア 立木伐採、土地の形質変更時に知事の許可を受けなければならない。

イ 立木伐採後の植栽義務

なお、これに併せ税金の免除、減額等の措置が講じられている。

(3) 治山事業の推進

山地災害に対して町は、国の森林整備保全事業計画に基づき、荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業を推進する。

(4) 山地災害危険地区の情報収集

町は県に対し、山地災害危険地区に関する資料の提供を求め、地域に密着した情報を入手する。

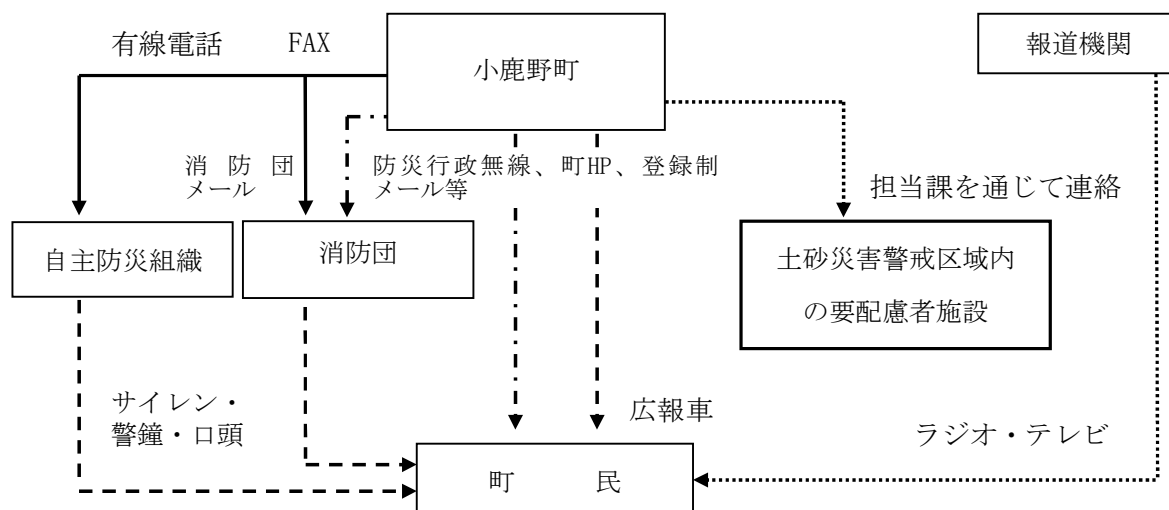
4 盛土による災害の予防対策

危険が確認された盛土に対する是正指導

町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去 命令等の是正指導を行う。

第7 土砂災害警戒情報の伝達方法系統図

土砂災害警戒情報の伝達方法は次のとおりとし、迅速かつ正確に行う。



第8 土砂災害ハザードマップの作成等

1 土砂災害ハザードマップの作成

町は、県が指定する土砂災害警戒区域等をもとに、土砂災害に対する円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項（土砂災害警戒区域等、土砂災害に関する伝達方法、避難場所、その他必要な事項）を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、町民等に土砂災害に対する危険性の周知と避難対策を推進していく。ハザードマップには以下の項目を記載する。

土砂災害の警戒避難体制に関して、ハザードマップに記載すべき事項

- ① 土砂災害警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - ・土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - ・自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり
- ② 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - ・避難場所
- ③ その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項（必要に応じて）
 - ・雨量情報
 - ・土砂災害警戒情報、警戒避難基準雨量（降雨指標値）
 - ・避難情報（高齢者等避難、避難指示等）
 - ・土砂災害の特徴・前兆現象
 - ・避難時の心得・携行物
 - ・主要な避難路
 - ・その他

2 土砂災害に対する正しい知識の普及

町は、町民が学校や職場、地域における防災訓練を通じて土砂災害発生時に自らとるべき行動について周知徹底を図るとともに、土砂災害に関する正しい知識の普及啓発に努める。

第9 大規模盛土造成地マップの作成・公表

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公表するとともに、宅地の安全性の把握を実施するよう努めるものとする。

第14節 竜巻等突風予防対策

町は、突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、町民への注意喚起を行うとともに町民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

第1 現況

1 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

日本では、年平均で約20件（2007年～2022年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。

平成25年9月2日の竜巻災害では、さいたま市・越谷市・松伏町が被災し、9月15日から16日にかけての台風第18号に伴う竜巻災害では、熊谷市・行田市・滑川町が被災した。また令和2年7月25日に発生した竜巻により三郷市が被災した。

竜巻の発生数は、台風シーズンの9月がもっとも多く、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。また、地理的には関東平野や沿岸域が多い。

2 特徴

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

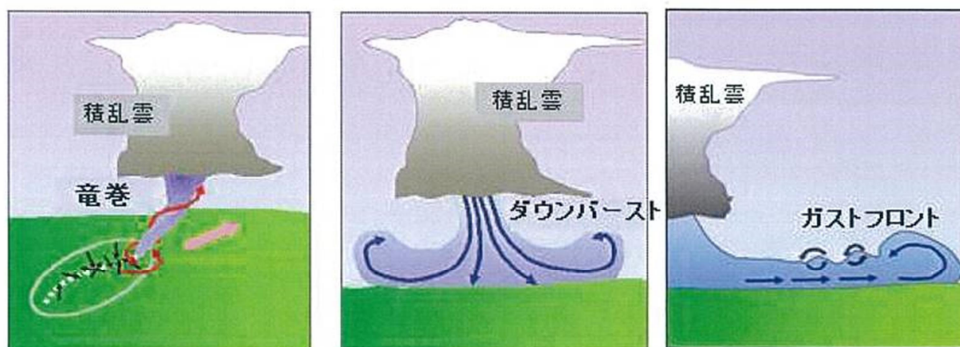
3 その他の突風

(1) ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

(2) ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。



※出典：気象庁HP

4 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

5 課題

竜巻などの激しい突風は局地的な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度は低い。

【参考：竜巻注意情報の概要】

- ・竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県秩父地方など）で気象庁から発表される。
- ・竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約1時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。

竜巻注意情報の発表例

埼玉県竜巻注意情報 第1号

令和××年××月××日××時××分 気象庁発表

埼玉県秩父地方は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、××日××時××分まで有効です。

- ・適中率は5%程度、捕捉率は30%程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもあり、予測精度は低い。

【参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要】

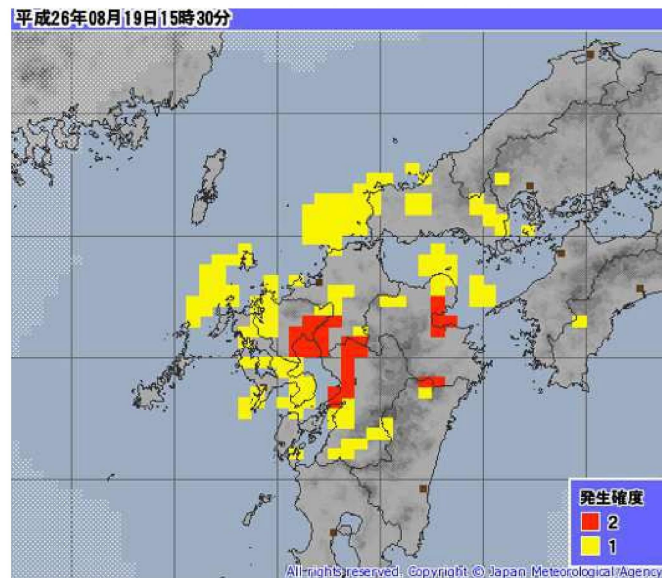
竜巻発生確度ナウキャストは、10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。

竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と1時間先までの予測が提供されており、10分ごとに更新されている。

- 1 発生確度 1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。
(適中率 1～7%、捕捉率 80%)
- 2 発生確度 2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。
(適中率 7～14%、捕捉率 50～70%)

発生確度 1 以上の地域では、予測の適中率は発生確度 2 に比べて低くなるが、捕捉率は 80% であり見逃しが少ない。

竜巻発生確度ナウキャストの発表例



発生確度 2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 予測の適中率※は 7～14% 程度、捕捉率は 50～70% 程度である。 発生確度 2 となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
発生確度 1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。 発生確度 1 以上の地域では、予測の適中率※※は 1～7% 程度であり発生確度 2 に比べて低くなるが、捕捉率は 80% 程度であり見逃しが少ない。

※ 発生確度 2 の予測の適中率 : 発生確度 2 となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※ 発生確度 1 以上の予測の適中率 : 発生確度 1 以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

(補足) 上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去 30 ヶ月の従属資料による検証値です。

※出典：気象庁HP

第 2 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

1 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

町は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や町民への普及啓発を行う。

※ (参考) 町民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等

2 小中学校における竜巻への理解の促進

- (1) 竜巻発生メカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。
- (2) 竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。
- (3) 安全管理体制の充実を図る。

第3 竜巻関係の気象情報についての普及啓発

町は、県及び熊谷地方気象台と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、町民への普及啓発を行う。

第4 物的被害を軽減させるための方策

町及び公共施設の管理者等は、公共施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

また、低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第5 竜巻等突風対処体制の確立

町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、県及び防災関係機関と事前に調整しておく。

第6 情報収集・伝達体制の整備

1 町民への伝達体制

町は、事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、町民への登録を促す。

また、防災行政無線、緊急速報メールなど町民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

2 目撃情報の活用

町は、町職員や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

第7 具体的な対処方法の普及

町民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

町は、ホームページや広報紙等で、対処法を分かりやすく掲示するよう努める。

竜巻から命を守るための対処法

- ・頑丈な建物への避難
- ・窓ガラスから離れる
- ・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・避難時は飛来物に注意する

具体的な対応例（埼玉県竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

(A) 竜巻注意情報発表時、(B) 積乱雲の近づく兆しを察知したとき、(C) 竜巻の接近を認知したときには、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例

状況の時系列的変化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一来るに備え、早めの避難開始を心がける。
(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき (積乱雲が近づく兆し) 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C) 竜巻の接近を認知したとき (竜巻接近時の特徴) ① 雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ② 飛散物が筒状に舞い上がる ③ 竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音） ④ 耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき なお、夜間で雲の様子が分からないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 (屋内) ・窓から離れる。 ・窓のない部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 (屋外) ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

※出典：埼玉県地域防災計画（令和4年3月）

第15節 火災予防計画

火災の発生を未然に防止するため、町は、秩父消防本部と連携して、消防施設の整備充実、消防団員の教養訓練等を実施して、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の実をあげ、町民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するものとする。

第1 消防力の整備強化

1 消防組織の整備充実

常備消防力は、1市4町による広域消防で、1本部、1消防署、4消防分署を有し、町には西分署が配置され、火災の予防・警戒・鎮圧等の消防業務に当たっている。

また、火災発生等の場合に地域の防火活動の中核として初期消火、避難誘導等のほか、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するなど、地域の防災リーダーとして重要な役割を担っている消防団は、団本部及び5支団、23分団定数545名で構成されている。

消防団員の資質の向上を図るため、平時から定期的に教育訓練を実施する。また、消防団による消防機能の低下を防ぐため、必要に応じて消防団組織の再編成、体制の見直し及び設備強化に努める。

2 消防施設等の整備充実

町は、消防力の現勢等を把握し、秩父消防本部と連携して「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するように消防機械器具、消防水利施設等の整備年次計画に沿って行い計画的な保全と更新を図るものとする。特に、災害により消火栓が機能しない場合に備えて、計画的に防火水槽の増設を進めるとともに、河川等の自然水利の活用を図る。また、消防団員減少に伴う分団再編も進んでいることから、消防力保持のため消防団員が活動しやすい詰所整備を行い適正な配置を図るとともに、車両や車庫、資機材などの増強を図る。

資 料 編 〇消防水利の現況 (P16)

3 点検整備計画

町は、災害発生時に消防活動が迅速に実施できるよう、平時から消防機械器具等の点検整備、消防訓練等を実施する。

4 応援協力体制の確立

大規模災害の発生に際して、町のみでこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、市町村相互間及び関係機関等との間の協力体制を確立しておく。また、協定に基づく消防団相互応援や緊急消防援助隊の受援体制の適切な運用を図る。

第2 火災予防対策

1 火災発生原因の制御

(1) 防火管理者制度の効果的な運用

ア 秩父消防本部は、学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに、当該管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図る。

イ 防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

(2) 予防査察指導の強化

秩父消防本部は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう指導する。

(3) 社会福祉施設等の火災予防対策

社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

(4) 火災予防運動の実施

町民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及浸透させるため、町は、秩父消防本部、小鹿野町消防団と連携・協力して、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

第3 防災環境の整備

1 消防団員の確保対策

近年の経済情勢、社会環境の変化により、消防団員の減少は全国的な傾向である。現在、町の消防団員の定数は545人と多いが、今後、町の地域外への通勤者が増えるなど、団員の確保に困難を来す可能性も考えられる。

このため、これらの打開策として、次の事項を検討するものとする。

- (1) 消防団装備の機械化、軽量化
- (2) 消防ポンプ自動車等の重点配置
- (3) 消防団組織の発展的改善、合理的再編成の推進
- (4) 中核となる団員の育成、団員の資質向上の推進
- (5) 団員の処遇改善
- (6) 女性消防団員の加入促進
- (7) 機能別団員制度の導入
- (8) 町広報紙やホームページ等を活用した消防団に関するPR活動の実施
- (9) 町内の事業所への消防団応援事業所登録の推進

資 料 編	○小鹿野町消防団条例	(P123)
	○小鹿野町消防団規則	(P127)

2 民間自衛防災組織等の育成強化

火災の危険性に鑑み、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により地域における自衛消防力の強化に努める。

(1) 民間防災組織の確立

地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、婦人防火クラブ、幼少年消防クラブなど民間防災組織の育成強化に努める。

(2) 自主防災組織の育成

大規模災害発生時には消防力にも限界があり、「自分たちのまちは自分たちで守る」という住民自治の精神にたって、地域住民が力を合わせて災害に立ち向かうための組織として、自治会等を単位とする自主防災組織を充実する必要がある。

このため、災害時に有効に機能するよう組織と活動力の向上を図り、町民による消火器消

火、バケツリレー等の初期消火力を高め、秩父消防本部及び小鹿野町消防団と一体となった火災発生防止のための活動体制の確立を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、女性の責任者等の育成、ジェンダー主流化の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。また、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。

(3) 事業所等の自衛消防組織の育成強化

大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図る。

(4) 消防用設備等の整備充実

防火対象物等の関係者は、公設消防機関の活動開始前における消防活動に必要な資機材を整備するとともに、公設消防隊の活動を円滑ならしめるための諸施策を講ずる。

3 一般家庭に対する啓発

広報紙等を通じ、また秩父消防本部と連携して、一般家庭に対し消火器等の普及を図り、これらの器具の取扱い方を指導するとともに、風呂水のくみ置き等を奨励し、初期消火のための体制づくりを図る。

第4 防災知識の普及

町は、秩父消防本部等の協力を得て、年2回春季と秋季に実施する火災予防運動や防災訓練を通じて、町民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図るものとする。

また、防災マップ等を作成し、町民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、防災知識の普及、訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第 16 節 林野火災予防計画

本町は、町面積の約83%が山林や原野で占められている。また、林野火災の特徴として、地形の制約等の状況から、燃焼時間が長時間に及ぶ場合が多い。

火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災を予防し、被害の拡大防止又は軽減を図るための対策について定めるものとする。

第 1 現状

林業の採算性の悪化等から、管理不足による森林の荒廃が進んでいるが、一方で山間地域の道路整備が進み、ハイカー等の森林への入り込みが増加している。

その結果、林野火災が多発し、森林に隣接した住宅への延焼の危険が高くなっている。

第 2 林野火災の予防対策

1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、県や林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備し、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の映像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡システムの一層の強化を図るものとする。

林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保に努める。

なお、町及び県の整備する情報連絡システムについては、風水害・事故災害等対策編第 1 章第 7 節「災害情報体制の整備計画」に準ずるものとする。

2 消火活動体制の整備

町は、林野火災に備え、水利や消火剤等の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努めるものとする。また、平時から消防関係機関、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、水利の確保や消火剤の確保及び消防体制の整備に努めるものとする。

3 避難受入活動への備え

(1) 避難誘導

町は、林野火災に備えて避難所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民や入山者への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、高齢者、障がい者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時から避難誘導體制を整備するものとする。

(2) 避難所の指定

町は、山小屋、避難壕、宿泊施設等を避難所として指定し、住民や入山者への周知徹底に努めるものとする。また避難所として指定された建物については、必要に応じて点検・整備を行い、応急復旧活動を行うための資機材も確保しておくものとする。

町は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な措置を、住民や入山者及び施設管理者に周知するものとする。

(3) 防災訓練の実施

町は、自衛隊や住民を含む当該関係者の参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等

の訓練を実施するものとする。

訓練を行うに当たっては、林野火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 防災体制の充実

(1) 火災予防の啓発

林野火災の原因は、たばこ・たき火など、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、森林の巡視や火災予防の啓発活動を進め、その防止を図る。

町は、森林の保全巡視や、林業関係者や入山者に対する火災予防の啓発を行うほか、ポスターの掲示等で、入山者に注意喚起を図る。

また、火災の延焼により道路が遮断されることによる集落や住居が孤立する地域を把握し、居住者等にも注意を喚起するものとする。

(2) 防火対策

町は、消火活動に資する森林管理道、防火貯水槽の整備及び維持管理を実施するものとする。また、林野火災の発生及び延焼拡大の可能性の高い森林の林縁に、防火帯等を造成するものとする。

森林所有者は、維持管理にあつては、下刈、枝打、除伐等を適切に行い、火災予防及び延焼防止を図り、林業関係団体等は、林野火災の多発時期における巡視等、自主的な森林保全管理活動を推進するものとする。

5 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

(3) 緊急輸送活動への備え

町は、林野火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、風水害・事故災害等対策編第1章第5節「防災活動拠点等整備計画」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

また、町は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第 17 節 危険物等災害予防計画

危険物施設、高圧ガス施設の火災、爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、施設管理者及び防災関係機関は相互に連携を図り予防対策を推進する。

第 1 危険物施設

1 施設の現況

町内に所在する危険物施設は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	○危険物施設数	(P16)
-----	---------	-------

2 災害予防対策

秩父消防本部は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、危険物施設の管理者等に対し、必要な指導、助言等を行う。町は、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

(1) 危険物貯蔵所等の整備改善

ア 危険物貯蔵所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

イ 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

(2) 危険物取扱者制度の効果的な運用

ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

イ 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

ウ 法定講習会等の保安教育を実施する。

(3) 施設、取扱いの安全管理

ア 施設の管理に万全を期するため、危険物施設保安員等の選任を指導する。

イ 危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成、遵守を指導する。

第 2 高圧ガス施設

1 施設の現況

町の地域には、第一種製造業者 1 箇所、第二種製造業者（兼第二種貯蔵所）1 箇所を含み、資料編のとおり L P ガス販売所がある。

資料編	○ガス販売所数	(P16)
-----	---------	-------

2 災害予防対策

県及び秩父消防本部は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの取扱い等について、保全検査、必要な指導等を行う。

(1) 高圧ガスの販売・貯蔵、移動及び消費等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

(2) 警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導に当たる。

ア 警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導に当たる。

イ 危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成、遵守を指導する。

- (3) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。
- (4) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう、施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

第3 火薬類施設

1 施設の現況

町内には火薬類施設がある。

2 災害予防対策

- (1) 火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを火薬類取締法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害を防止し公共の安全の確保を図る。
- (2) 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導を行う。
- (3) 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

第 18 節 原子力事故災害予防計画

福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、生活にも大きな影響が及んだところである。

核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、迅速かつ円滑な対応を図るための予防対策を定めるものとする。

第 1 現状

本町には、原子力施設（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。また、本町は、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特性等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域である「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設からおおむね半径5キロメートル）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent Planning Zone・施設からおおむね半径30キロメートル））に含まれていない。

しかし、県内には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数立地している。

第 2 計画において尊重する指針

本計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、町はその動向に注視していく。

第 3 原子力事故災害の予防対策

1 放射性物質取扱施設の把握

町は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 情報の収集・連絡体制の整備

町は、県や放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備し、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。なお、町及び県の整備する情報連絡システムについては、風水害・事故災害等対策編第1章災害予防計画第7節「災害情報体制の整備計画」に準ずるものとする。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。

4 緊急被ばく医療体制の整備

町は、あらかじめ県や消防関係機関、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。なお、出動に当たっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意するものとする。

5 防護資機材の整備

町は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

6 避難所の指定及び避難収容活動への備え

(1) 大規模な避難住民の受入れ

風水害・事故災害等対策編 1 章第 8 節「避難予防対策計画」を準用する。

(2) 避難所の指定

町は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、町民への周知徹底を図るものとする。

(3) 避難誘導

町は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時から避難誘導体制の整備に努めるものとする。

7 飲料水の供給体制の整備

風水害・事故災害等対策編第 2 章第 17 節「飲料水・食料・生活必需品の供給計画」を準用する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、県や国等と協働して実施するものとする。

8 広報体制の整備

町は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平時から広報体制を整備するものとする。

9 住民相談窓口の整備

町は、町民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

10 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災教育と知識の普及

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、以下の事項について、防災関係職員には必要に応じて教育を実施し、町民には広報を行うものとする。

ア 放射線及び放射性物質の特性に関すること。

イ 放射線防護に関すること。

ウ 放射線による健康への影響に関すること。

エ 放射線関係事故発生時に町がとるべき措置に関すること。

オ 放射線関係事故発生時に町民がとるべき行動及び留意事項に関すること。

カ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。

キ その他必要と認める事項

(2) 訓練の実施と事後評価

町は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施するものとする。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第 19 節 農業災害予防計画

農業は、本町の重要な産業であるが、農地の大部分が山間部の傾斜地で狭小のため、機械化が進まず零細農家が多い。凍霜害による農作物の減収を最小限に防止し、農家経営の安定に資するため、凍霜害の防除体制を整備し防除技術、被害調査方法及び被害後の技術対策等について定めるものとする。

第 1 農業災害の予防対策

1 凍霜害防除、被害調査及び技術対策体制

町は、ちちぶ農業協同組合等関係団体と連絡を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合はその被害実態を把握するとともに技術対策等を関係農家に周知する。

また、秩父農林振興センター等の関係機関が行う、凍霜害の防除体制、情報の伝達、被害後の技術対策等の指導、推進に協力する。

町は、ちちぶ農業協同組合等の関係団体と協力して以下の事項を行うものとする。

(1) 注意報の把握体制の確立

町及びちちぶ農業協同組合等の関係団体は、凍霜害の防除技術の普及、被害実態の把握、善後対策等の実施に努めるとともに、あらかじめ町内の関係農家を指導して、霜注意報の把握体制を確立しておく。

凍霜害の常習地帯においては、町内の地勢、地形等を把握して重点的な対策を行うように準備する。

(2) 周知と啓発

町及びちちぶ農業協同組合等の関係団体は、気象台の発表する霜注意報等を把握し、これを関係農家に周知徹底するよう努めるとともに、町内農家においてもこの霜注意報等を独自で把握して対応するように指導啓発する。

2 霜注意報等の伝達

町は、県から霜注意報等の伝達があった場合は、直ちにちちぶ農業協同組合等関係団体に伝達する。

ちちぶ農業協同組合等関係団体は、町から霜注意報の伝達があった場合、直ちに電話、無線等の方法により関係農家に伝達する。

3 農業生産基盤の整備

(1) 基幹農業水利施設

町は、農地の多面的機能を維持するため、基幹農業水利施設の計画的な補修・更新の推進を図る。また、災害発生時、周辺道路の迂回路として利用が想定される農道を保全し整備を推進する。

(2) 遊休農地

町は、遊休化した農地の集積や流動化を促進し、新たな農業の担い手が利用しやすい農地の確保に努める。

第20節 道路災害予防計画

水害や地震その他の理由により道路の亀裂、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

第1 道路の安全確保

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておく。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集、連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者に災害発生 of 危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

2 道路施設等の整備

(1) 危険箇所の把握

町は、過去に被災履歴がある箇所等を中心に防災・減災対策を実施する。

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

なお、町内には、県から災害の発生するおそれのある道路区間として「異常気象時通行規制区間」と「特殊通行規制区間」に設定されている区間があるため、関係機関と協力して交通関係者並びに地域住民や道路利用者に周知を図るものとする。

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	担当 事務所名	規制区間		交通量 台／日	通行止め 時間雨量 (mm)	危険内容	迂回路	指定年度	備考
		自 至	延長(km)						
299号	秩父	小鹿野町 河原沢～ 群馬県境	4.9	12,532	120	落石 土砂崩落 路肩欠崩	なし	昭和45年	志賀坂峠

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	担当 事務所名	規制区間		交通量 台／日	規制条件（通行 止め）	危険内容	迂回路	指定年度
		自 至	延長(km)					
皆野両神 荒川線	秩父	秩父市上 吉田～小 鹿野町小 鹿野	3.2	4,510	パトロール等により危険が予想されるとき	落石 土砂崩落	皆野両神 荒川線、 下小鹿野 吉田線	平成4年

路 線 名	担 当 事務所名	規制区間		交通量 台／日	規制条件（通行 止め）	危険内容	迂 回 路	指定年度
		自 至	延長 (km)					
皆野 荒川線	秩 父	秩父市荒 川小野原 ～小鹿野 町長留	5.0	9,910	パトロール等に より危険が予想 されるとき	落 石 土砂崩落	な し	平成4年
両神 小鹿野線	秩 父	小鹿野町 両神薄小 倉～小鹿 野町両神 薄大平	10.7	1,536	パトロール等に より危険が予想 されるとき	落 石 土砂崩落	な し	平成4年
藤倉 吉田線	秩 父	秩父市上 吉田～小 鹿野町藤 倉	9.9	1,841	パトロール等に より危険が予想 されるとき	落 石 土砂崩落	な し	平成4年
薄小森線	秩 父	小鹿野町 両神薄～ 小鹿野町 両神小森	13.9	285	パトロール等に より危険が予想 されるとき	落 石 土砂崩落	な し	平成4年

(2) 予防対策の実施

道路管理者は、次の各予防対策に努めるものとする。

ア 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

イ 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

ウ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

エ 他の道路管理者と連携し、又は働きかけ、バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

オ 道路の老朽化対策として、長寿命化等の計画的な維持管理及び更新を推進する。

カ 災害時、確実な避難や応急対策活動ができるよう、道路の無電柱化を促進し、安全性を高める。

(3) 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

第2 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

町及び道路管理者は、平時から他の道路管理者や警察、消防機関等との間において、情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

2 通信手段の確保

町は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、町の整備する情報通信システムについては、風水害・事故災害等対策編第1章第7節「災害情報体制の整備計画」に準ずる。

第3 災害応急体制の整備

1 職員の体制の整備

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

2 防災関係機関との連携体制

町は、災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、建設業者との維持管理業務委託契約締結による道路施設の応急復旧体制の整備や、あらかじめ関係機関・団体との相互応援協定の締結を促進する等、平時から関係機関との連携を強化しておく。

第4 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、町は他の道路管理者と連携して、風水害・事故災害等対策編第1章第5節「防災活動拠点等整備計画」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。

また、町は、災害発生時における道路管理体制の整備に努める。

第5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、平時から広報体制を整備する。

また、町は、町民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成しておく。

第 2 1 節 雪害予防計画

埼玉県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、県内では、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となった。こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

第 1 基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、なだれ災害、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（登山事故））が、住民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

第 2 大雪災害の特徴（平成26年2月の大雪の状況）

2月13日21時に南西諸島で低気圧が発生した。しだいに発達しながら本州の南海上を北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500m付近は－6℃以下の寒気に覆われていた。この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、埼玉県では1週間前（2月8日から9日）に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で62cm、秩父で98cmとなった。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深積雪である。

第 3 予防・事前対策

1 町民が行う雪害対策

(1) 取組方針

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、町民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、町民は飲料水や食料等の備蓄など、平時から災害に対する備えを心がける。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）の奨励 ・町民が担うべき雪害対策の重要性の啓発 ・町民、企業との協力体制の確立
町民	・食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標） ・除雪作業等用品の準備・点検 ・町民、企業との協力体制の確立
事業者	・町民、企業との協力体制の確立

(3) 具体的な取組内容

ア 自助の取組

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際や児童の通学時、徒歩での通勤時には、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪や電線など頭上からの落雪にも十分注意するものとする。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

町は、町民が行う雪害対策の必要性和実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

イ 町民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには町民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。町は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

その他、風水害・事故災害等対策編第1章第1節「防災組織整備計画」を準用する。

2 情報通信体制の充実強化

(1) 取組方針

町は、降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、町民の適切な対処を促す。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・ 気象情報等の収集・伝達体制の整備 ・ 町民への伝達及び事前の周知 ・ 県や防災関係機関との情報共有
町民	・ 気象情報の主体的な入手

(3) 具体的な取組内容

ア 気象情報等の収集・伝達体制の整備

町は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

イ 町民への伝達及び事前の周知

町、県及び熊谷地方気象台は、町民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を町民に伝達する体制を整えとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ町民への周知に努める。

町民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

ウ 防災関係機関との情報共有

大雪により被災した場合、町は、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を県及び関係機関と共有する。その他、風水害・事故災害等対策編第1章第7節「災害情報体制の整備計画」を準用する。

3 雪害における応急対応力の強化

(1) 取組方針

町及び県、防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画的に整備するとともに、平時からの相互の連携強化を図る。また、町は道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・大雪対応事前行動計画（タイムライン）の作成 ・防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

(3) 具体的な取組内容

ア 大雪対応事前行動計画（タイムライン）の作成

町は大雪災害に対応するため、事前行動計画（タイムライン）の作成を検討する。

計画については、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮したものとする。

イ 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

町は、防災用資機材等の確保と利用環境の整備を図るため、救助活動等を実施する警察本部及び消防機関、防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。また、町は道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

雪害に対応する防災用資機材（例）

・除雪機 ・スノーシュー ・かんじき ・ストック ・そり ・スノーダンプ ・スコップ・長靴 ・防寒具 ・防寒用品 ・ポリタンク
--

4 避難所の確保

(1) 取組方針

町は、地域の人口、地形及びなだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。その他、風水害・事故災害等対策編第1章第8節「避難予防対策計画」を準用する。

5 孤立予防対策

(1) 取組方針

町は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行うとともに、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等、事前措置を講ずる。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・孤立集落が必要とする支援の想定 ・孤立のおそれがある地区の状況把握 ・救援実施に必要な体制整備 ・孤立集落を生まないための取組（早期避難所開設）の検討 ・地域コミュニティによる支援機能の強化 ・孤立のおそれがある地区に対し、長期孤立を想定した備蓄の奨励
町民	・地域コミュニティによる支援機能の強化 ・（孤立のおそれがある地区の町民）長期孤立を想定した備蓄

(3) 具体的な取組内容

ア 孤立集落が必要とする支援の想定

孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行うものとする。

イ 孤立のおそれがある地区の状況把握

町は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行うものとする。

孤立のおそれがある地区

- ・平成26年2月の大雪で孤立した地区
- ・集落につながる道路等において迂回路がない
- ・集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い
- ・土砂災害警戒区域等が孤立化のおそれのある集落に通じる道路があり、土砂災害発生時に、道路が被災した場合、交通途絶の可能性が高い
- ・架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い

ウ 救援実施に必要な体制整備

町は、孤立のおそれのある地区に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。

孤立するおそれのある地区においては、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。また、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。さらには、気象警報等をもとに、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。

エ 地域コミュニティによる支援機能の強化

地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。そのため、地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

オ 長期孤立を想定した食料備蓄の奨励

町は、孤立するおそれのある地区については、最低7日間は外部からの補給がない場合でも自活できるよう、町民に対し、飲料水や食料の備蓄を奨励する。

6 建築物の雪害予防

(1) 取組方針

町は、防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの町民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

(2) 役割

機関名等	役割
町、施設管理者	・建築物被害を軽減させるための措置

(3) 具体的な取組内容

ア 建築物被害を軽減させるための措置

町は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者にかかわる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

(ア) 新設施設等の耐雪構造化

町は、公共施設等の新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

(イ) 老朽施設の点検及び補修

町及び施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

7 道路交通対策

(1) 取組方針

町及び道路管理者は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・道路交通の確保 ・関係機関の連携強化
道路管理者	・道路交通の確保

機関名等	役割
	・積雪状況の把握及び情報発信 ・雪捨て場の事前選定 ・関係機関の連携強化

(3) 具体的な取組内容

ア 道路交通の確保

町及び道路管理者は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。また、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

イ 積雪状況の把握及び情報発信

町及び道路管理者は、除雪作業着手の判断を確実かつ容易とするため、道路管理用カメラ及び雪尺（積雪標柱）の設置により、積雪状況を把握する。また、道路利用者へ、カメラ画像を公開し積雪状況の情報発信を行うことで、注意を促す。

ウ 雪捨て場の事前選定

町及び道路管理者は、運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。選定に当たっては、あらかじめ関係機関等と協議を行い、発災時における連携を図る。

エ 関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、町と県、国等との連絡体制をあらかじめ確立する。異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておくものとする。

オ 適切な道路管理及び交通対策

集中的な降雪、暴風雪等により走行不能となる車両が発生した又は発生するおそれがある場合等において、車両の滞留が発生する前に、町は関係機関と調整の上、道路の通行止めも含めた計画的・予防的な通行規制を検討又は実施し、集中的な除雪作業に努める。

その他、風水害・事故災害等対策編第1章第7節「災害情報体制の整備計画」を準用する。

8 交通対策

(1) 取組方針

公共交通を確保するため、交通事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者は、町等と連携しながら広く町民に周知する。

9 ライフライン施設雪害予防

(1) 取組方針

ライフライン事業者は、大雪による被害から電力、通信、ガス及び上水道等の確保を図り、降積雪時におけるライフライン機能を維持し、町民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止

を図るため、予防対策を講ずる。

(2) 役割

機関名等	役割
ライフライン事業者	・雪害対策の推進 ・積雪に強いライフラインの研究

(3) 具体的な取組内容

ア ライフラインにおける雪害対策の推進

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

10 農林業に係る雪害予防

(1) 取組方針

県は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。町は県の行う指導等に協力する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・農産物等への被害軽減対策

(3) 具体的な取組内容

ア 農産物等への被害軽減対策

積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第 2 2 節 火山噴火降灰予防計画

埼玉県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和 2 年）によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により 2 ～ 4 cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では 8 ～ 16 cm、北部の大部分及び秩父地域全体は 0.5 cm 以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性があることが示されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明 3 年（1783 年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

第 1 基本方針

富士山及び浅間山の噴火が町民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

第 2 被害想定

1 富士山が噴火した場合

中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和 2 年）によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により 2 ～ 4 cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では 8 ～ 16 cm、北部の大部分及び秩父地域全体は 0.5 cm 以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性がある。



（出典：大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ「降灰シミュレーションのパラメータと計算結果」より抜粋）

- 2 その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合にも、県内で数cmの降灰堆積の可能性はある。

【降灰とは】

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

【火山灰の特徴】

- 粒子の直径が2mmより小さな噴出物（2～0.063mmを砂、0.063mm未満をシルトと細分することもある）
 - マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片
 - 亜硫酸ガス（SO₂）、硫化水素（H₂S）、フッ化水素（HF）等の火山ガス成分が付着
 - 水に濡れると硫酸イオン等が溶出
 - 乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
 - 硫酸イオンは金属腐食の要因
 - 溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる湿った火山灰は乾燥すると固結する
 - 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000℃と低い
 - 粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
- 苦鉄質（シリカに乏しい）マグマ⇒ 非爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率少ない
珪長質（シリカに富む）マグマ ⇒ 爆発的噴火 ⇒ 細粒粒子の生産率多い

（出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会）

第3 予防・事前対策

1 火山噴火に関する知識の普及

（1）取組方針

町は、火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

噴火警報・予報、降灰予報

○ 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

○ 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や町民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、町地域防災計画に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	レベル4 (高齢者等避難)

噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ)噴火 が発生、あるいは発生すると予 想される。	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れ たところまでの火 口付近	火口周辺に影響を及ぼす(この 範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ)噴火が発生、あるい は発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状 態によって、火口内で火山灰の 噴出等が見られる(この範囲に 入った場合には生命に危険が及 ぶ)。	レベル1 (活火山である ことに留意)

噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは発生する と予想される。	居住地域 厳重警戒
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ)噴火 が発生、あるいは発生すると予 想される。	入山危険
	火口から少し離れ たところまでの火 口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この 範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ)噴火が発生、あるい は発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状 態によって、火口内で火山灰の 噴出等が見られる(この範囲に 入った場合には生命に危険が及 ぶ)。	活火山である ことに留意

○噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の町民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとっていただくために発表する。噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
 - ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
 - ・この他、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
- ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

○火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、又は噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

○ 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

○ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

①降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

②降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表
- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであつても必要に応じて発表

③ 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであつても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表

降灰予報で使用する降灰量階級表

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや少量	0.1mm以上 1 mm未満
少量	0.1mm未満

○ 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

○ 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

①火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

②月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

③噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する

(2) 役割

機関名等	役割
町	- 火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発 - 火山情報の種類と発表基準の周知 - 降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知
町民	- 気象庁が発表する火山の噴火警報の理解 - 自分の住む地域の降灰の予測状況の把握 - マスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備

2 事前対策の検討

(1) 取組方針

町は、県の支援の下、降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

(2) 役割

機関名等	役割
町、県、秩父広域市町村圏組合水道局	- 町民の安全、健康管理等 - 降灰による空調機器等への影響 - 視界不良時の交通安全確保

	・農産物等への被害軽減対策 ・上水道施設への影響の軽減対策 ・降灰処理
--	---

3 食料、水、生活必需品の備蓄

(1) 取組方針

富士山が噴火した場合、道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。町は、発災時に冷静な対応を町民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

その他、風水害・事故災害等対策編第1章第3節「防災教育計画」を準用する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄の促進 (3日分以上を目標。可能であれば1週間以上を推奨)

第23節 文化財災害予防計画

町内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策を推進するとともに、文化財保護に関する町民の意識を広め、高めていくものとする。

第1 文化財の現況

町内において、防火防災を必要とする国、県及び町指定の文化財は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○指定文化財一覧	(P173)
--------------	--------

第2 文化財の災害予防対策

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、秩父消防本部と連携・協力して次の事項について徹底を期するものとする。

(1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防災施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- イ 所有者に対する啓発
- ウ 管理保護についての助言と指導
- エ 防災施設に対する助成

第24節 大規模停電予防計画

第1 予防・事前対策

1 避難所、公共施設等への非常用電源の整備

町及び公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、避難所、公共施設等への非常用発電機の設置等を推進し、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制の整備を図る。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

なお、整備に当たっては、次の点に留意する。

- ・非常用電源の用途及び容量
- ・非常用電源を供給する機器の選定
- ・機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

(1) 避難所

町は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。

また、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

(2) 防災拠点

町は、町本部を始めとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図る。

(3) 福祉・医療施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努める。

町は、大規模停電発生時に電源車の配備等、県や電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

2 非常用発電機の燃料確保

町及び公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

3 大規模停電を想定した訓練の実施

町及び公共施設等の施設管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員や利用者への周知に努めるものとする。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

第 2 5 節 ライフライン災害予防対策

震災対策編第 1 章第 19 節「ライフライン災害予防計画」を準用し、ライフラインの確保については次のとおり対応する。

第 1 ライフラインの確保

電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の生命、身体及び財産を保護するため、第一義的に災害応急対策を実施する機関として災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び本防災計画の定めるところにより、災害応急対策に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するとともに、必要により他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び町民等の協力を得て災害応急対策を実施する。

第1 町の活動体制

1 町の活動体制

(1) 初動・待機体制

台風接近時における大雨強風注意報の発表など、各種警報の発表により災害の発生が予想される場合において、初期初動体制の迅速化を図るため、平日の勤務時間内では総務課が、勤務時間外・休日等は気象警報・注意報発表時の職員参集基準に基づき、あらかじめ定められた防災担当班が庁内で待機する体制

(2) 警戒体制

大雨又は大雪警報の発表や比較的軽微な災害が発生した場合において、町本部を設置せず、通常の組織により災害対策活動を実施する体制

(3) 非常体制

大雨等特別警報の発表や甚大な被害が発生した場合において、災対法第23条の2第1項の規定に基づき、町本部を設置して災害応急対策を実施する体制

第2 町本部の設置及び運営

1 町本部の設置

(1) 町本部の設置基準

町長は、次に掲げる基準に該当するときは、町本部を設置する。

- ① 町の地域に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- ② 町の地域に非常災害又は激甚な災害が発生したとき。
- ③ その他町長が必要と認めるとき。

(2) 町本部の閉鎖時期

町の地域に災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したときに、町長が町本部を閉鎖する。

(3) 町本部設置等の手続

ア 町本部の設置及び設置後の配備体制は、総務課長が本部員となる部長等の意見を聞いた上で町長へ具申し、町長がこれを決定する。ただし、緊急を要し当該部長等の意見を聞くことができないときは、これを省略することができる。

イ 町本部の閉鎖及び配備体制の解除については、上記アの規定を準用する。

(4) 町本部設置及び閉鎖の通知

町本部の設置及び配備体制の決定又は町本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われたときには、直ちに総務課長はこの旨の放送を行い、次の機関に対し通知する。

ア 知事

イ 小鹿野町防災会議委員

ウ その他必要と認める機関の長

(5) 町本部の設置場所

町本部は、「小鹿野町役場」とする。庁舎が被災した場合は、町長の指示に基づき、被災していない公共施設の中から選定し、町本部を設置する。

(6) 本部室の開設

町本部を設置したときは、本部室を開設し、その入口に「小鹿野町災害対策本部」の標識を掲げる。

(7) 町本部の活動分担任務

ア 本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、町長をもって充てる。

イ 副本部長

災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長、教育長、病院長をもって充てる。

ウ 本部員

災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、全課長、技監、病院事務長、消防団長をもって充てる。

災害対策本部長、災害対策副本部長、本部員の構成及び事務分掌

職 名	担 当 者 名	事 務 分 掌
本 部 長	町 長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副 本 部 長	副 町 長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
	教 育 長	副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。
	病 院 長	教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。
本 部 員	全課長・技監・病院事務長・消防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

エ 部、班

(ア) 町本部に部及び班を置き、部に部長、副本部長、班に班長を置く。

(イ) 部長は、本部長の命を受け、部に属する業務を掌理し、所属の各班を指揮監督する。

(ウ) 班長は、部長の命を受け、所属職員を指揮監督し、当該班の業務に従事する。

(エ) 各班に属する職員は、当該班員となりあらかじめ定められた業務に従事する。

(8) 町本部の組織及び事務分掌

町本部の組織及び事務分掌は、別表に定めるとおりである。

2 本部会議

- (1) 本部長は、町の災害対策を推進するため、本部会議を招集・主宰し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (3) 本部会議において協議する主な事項は、次のとおりである。

本部会議における主な協議事項

- ① 災害情報、災害対策現地報告等に基づく対策の検討
- ② 災害の規模及び動向の把握
- ③ 災害救助法の適用等災害対策の協議決定
- ④ 本部長指令
- ⑤ 自衛隊災害派遣要請
- ⑥ 災害対策の調整
- ⑦ 配備体制の変更及び本部の閉鎖

3 現地対策本部

町本部に、災害地にあつて町本部の事務の一部を行う組織として、災対法第23条の2第5項の規定に基づき、現地対策本部を設置することができる。

4 災害対応業務を行う人員の確保

町は、災害の規模が大きく、町職員等での災害対応の円滑な実施や総合的なマネジメント（情報分析、計画策定、組織調整等）が困難である場合、受援計画に基づき、災害対応業務に必要な人員の確保を図る。

第3 職員の配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、状況に応じた配備体制をとり、災害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図る。

1 職員の配備体制

災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び区分は、次のとおりとする。

配 備 区 分		活 動 開 始 基 準	活 動 内 容	動 員
初動・待機体制		・ 台風接近時における大雨、強風注意報の発表など、各種警報の発表により災害の発生が予想される場合	初期初動体制の迅速化を図るため、庁内で待機する	〔勤務時間内〕 総務課 〔勤務時間外〕 気象警報・注意報発表時の職員参集基準に基づき、あらかじめ定められた防災担当班
警 戒 体制	1号配備	・ 大雨・大雪いずれかの警報が発表又は災害の発生が予測される場合	主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、保健課長、まちづくり観光課長、産業振興課長、建設課長、その他指示を受けた職員
	2号配備	・ 比較的軽微な災害が発生した場合	被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制	当該災害に関係ある職員のみ動員（警戒体制1号配備で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員）
非 常 体制	1号配備	・ 大雨・大雪・暴風・暴風雪の特別警報が発表又は相当規模の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合	応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員を配備して活動する体制	応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員
	2号配備	・ 甚大な被害が発生した場合	全職員を動員して町の組織及び機能の全てを挙げて活動する態勢	全職員

2 配備体制の決定

(1) 初動・待機体制

総務課長が決定する。

(2) 警戒体制

総務課長が副町長の承認を得て決定する。

(3) 非常体制

本節「第2 町本部の設置及び運営」で定める町本部設置等の手続を準用する。

第4 職員の動員体制

1 職員の招集

(1) 初動・待機体制時の招集

勤務時間内においては総務課職員、勤務時間外においては緊急連絡網等によって、気象警報・注意報発表時の職員参集基準に基づき、あらかじめ定められた防災担当班を招集する。

(2) 警戒体制時の招集

勤務時間内においては庁内放送や電話等、勤務時間外においては緊急連絡網や職員メール等

によって、警戒体制で動員する職員を招集する。

(3) 非常体制時の招集

町長の指示を受けた総務課長が、勤務時間内においては庁内放送や電話等、勤務時間外においては緊急連絡網や職員メール等によって、直ちに非常体制で動員する職員を招集する。

2 職員の参集

(1) 勤務時間内の参集

勤務時間内に配備命令を受けた場合は、職員は直ちに配備命令に従い所定の場所に急行する。出張等で通常の勤務場所から外出している場合は、至急参集する状況であれば、遂行中の職務を中断し、勤務場所に急行する。

(2) 勤務時間外の参集

ア 参集場所

勤務時間外に配備命令を受けた場合は、職員は直ちに配備命令に従い所定の場所に急行する。連絡がない場合、又は連絡を受けることができない場合は、自発的に参集する。

イ 参集時の留意事項

(ア) 参集する際には、災害応急活動が行える服装、手袋、懐中電灯、ラジオその他必要なものを携行する。

(イ) 職員は、人命救助等以外はできる限り参集に努めるとともに、参集途上における被害状況等の情報をできる限りメモをとりながら参集する。

(3) 参集対象外の職員の対応

配備命令を受けていない職員は、テレビやラジオ等で情報収集を行い、自宅で待機し、緊急招集に備える。

(4) 自主参集

ア 勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、所定の場所に参集するものとする。

イ 職員は、テレビ、ラジオ等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると判断したときは、動員命令がない場合であっても、自主的に所定の場所に参集する。

(5) 非常参集

職員は、勤務時間外等において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、直ちに最寄りの公共施設又は避難所に参集する。参集後、所定の配備につくことができない、又は配備につく必要がないとされた場合は、所属課長に今後の対応について確認を行い、指示に従う。

3 配備人数の報告

各課所長は、配備命令等により職員を配備したときは、総務課長を通じて、配備人数を町長に報告する。

4 突発的災害発生時の対応

町民から突発的な事故等が発生したという連絡を受けた場合、総務課長は、直ちに町長へ報告し、町長の指示を各課所長等に伝達する。休日の日直者が町民から連絡を受けた場合は、直ちに総務課長へ報告する。

第5 災害初動期における防災体制の確立と対応

町職員は、災害が発生した場合、災害発生初動期において実効性のある活動を実施できるよう、職員初動マニュアルに基づき初動活動を行うものとする。

第6 災害時の行政サービス業務について

町は、災害が発生した場合、災害応急対応の業務や行政サービス等の通常業務を中断しない、又は早急に復旧させるため、業務継続計画に基づき業務遂行を図る。

第7 町民等の活動体制

1 町民の行動

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもと、次のことについて可能な限りの防災活動を行う。

(1) 浸水対策

浸水被害が発生する前の準備として、特に浸水のおそれがある地域住民は次のような対策を実施し、災害による被害の軽減を図る。

ア 畳は高い台の上に積み重ねたり、押入れの上段を利用する。

イ タンスは引出しを抜き、高いところへ置く。

ウ 押入れの下段のものは上段へ移す。

エ ガスの元栓を閉め、電源は切る。

オ 溝や下水は流れを良くしておく。

(2) 飛来物対策

ア 家屋の屋根、塀等の応急補修を行う。

イ 飛ばされるおそれのある物の固定を行う。

ウ 雨戸のない窓ガラス戸に、板などを打ちつけ、飛来物による破損から守る。

エ 風で折れたりするおそれのある枝や木は切り落としておく。

(3) 二次災害防止活動

ア 破損した電気器具類、引き込み線、屋内配線からの漏電に対する注意

イ 危険物施設などで、配管の破損、危険物の漏洩に対する注意

ウ 倒壊のおそれのある建物及び周辺地域の立入禁止

2 自治組織の活動

自治組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯感に基づき活動を行うものとし、町や防災関係機関と連携協力した次のような活動を行う。

(1) 情報の収集及び伝達

ア 地域における災害の被害状況（人的被害、住宅の浸水等の状況）等を早期に収集把握し、直ちに防災関係機関に対して通報するとともに、必要な場合には防災関係機関に災害応急活動を要請し、防災関係機関と協力して適切な災害応急活動を行う。

イ 防災行政無線、口頭連絡など多様な手段により防災関係機関からの災害情報の収集に努め、これらを地域住民に対し迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努める。

(2) 避難誘導

ア 自治組織は、地域の避難誘導の中心的役割を担当し、地域に適合した避難計画に基づき、

避難誘導の責任者の指示にしたがって集団で避難する。

イ 避難に際しては、町民が不必要な荷物を持たないように注意するとともに、乳幼児や高齢者、障がい者、外国人など要配慮者の避難支援を行い、安全避難に努める。

(3) 救出救護

ア 救出活動

(ア) 救出活動が必要な場合には、速やかに消防機関等の出動を要請するとともに、近隣住民の協力を得ながら、資機材を有効に活用して迅速な救出活動を行う。

(イ) 救出活動は、状況に応じて周囲の人の協力を求め、二次災害の発生防止に努めながら活動を行う。

イ 救護活動

負傷者が出た場合は、町民自らにより応急救護活動を行うとともに、その負傷者の救護病院等への搬送を行う。

(4) 水防活動

大規模な災害時には、多数の被害、道路冠水等により関係機関のみでは十分な水防活動が行えないことが予想されるため、土のう作成等の消防団の水防活動への協力に努める。

(5) 避難所開設時の避難生活の管理運営協力

避難所が開設された場合には、自治組織は、避難所住民、町、学校等施設管理者、ボランティア等と協力して、避難生活が良好に秩序だて管理運営されるよう努める。

(6) 自主防災組織の活動

町は、自主防災組織の組織率の向上を推進する。

また、自主防災組織は、町・警察等の関係機関と協力し地域の安全確保に努める。

3 事業所の活動

事業所は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は適切な対応により、利用者、従業員の安全を確保し、災害の拡大防止と混乱防止に努めるとともに、地域コミュニティの一員として自主防災組織等と連携を図り、地域の安全確保、各種の応急対策活動を展開する。

(1) 自衛消防組織の迅速な編成、出動

(2) 正確な情報の収集と顧客等への伝達

(3) 出火防止措置及び初期消火活動、危険物の安全管理の確認

(4) 顧客等の安全確保、適切な避難誘導行動

(5) 自治組織と連携した地域における救出救護、消火等の防災活動

(6) 災害応急資機材の提供などの地域貢献活動

(7) 事業所としてできる経済社会安定活動

別表

町本部の組織及び事務分掌

1 組織

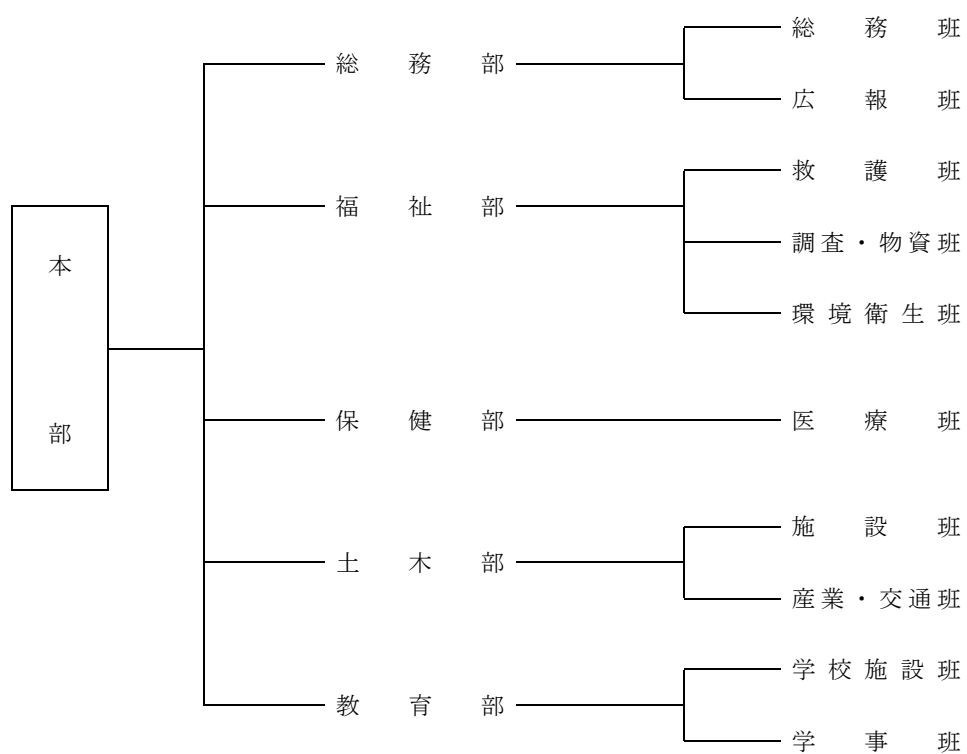
〔本部長〕 町長

〔副本部長〕 副町長、教育長、病院長

〔本部員〕 全課長、技監、病院事務長、消防団長

〔構成員〕 全職員

本部員及び構成員は、本部長の指揮のもとに各々の分担業務に従事するほか、本部長の指示により他の部、班に応援するものとする。



2 編成及び事務分掌

部	班	構 成 員	事 務 分 掌
各部・班共通事項			1 各部・班の動員配備に関すること。 2 災害対策本部及び各部・班間の連絡調整に関すること。 3 所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること。）。 4 他部・班の応援に関すること。
総 務 部 部長 総務課長 副部長 総合政策課長 技監 まちづくり観光課長 会計課長 議会事務局長	総務班	総務課職員 総合政策課職員 まちづくり観光課職員 会計課職員 議会事務局職員	1 本部の開設、閉鎖に関すること。 2 部員の招集、編成派遣に関すること。 3 各部との連絡調整に関すること。 4 各部の出勤人数の調査に関すること。 5 県及び防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 6 防災関係機関への応援要請、受援体制の確保及び「応援・受援班」の設置に関すること。 7 自衛隊派遣要請依頼、医療救護等地域外に対する派遣要請依頼に関すること。 8 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。 10 諸災害予算の編成、執行及び帳簿の整理に関すること。 11 災害経費の出納に関すること。 12 消防団に関すること。 13 庁用自動車等輸送配車に関すること。 14 本部長の秘書に関すること。 15 防災会議に関すること。 16 災害時の職員の厚生に関すること。 17 庁舎の自衛及び電気通信施設の保全に関すること。 18 道路等の交通状況の把握及び交通規制に関すること。 19 バス等公共機関の運行状況把握に関すること。 20 町議員の対応に関すること。 21 緊急時議会対策に関すること。 22 公務災害補償に関すること。 23 災害対策物資の調達確保に関すること。 24 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 25 自主防災組織の対応に関すること。 26 応急復旧計画調整に関すること。 27 災害対策実施の総括に関すること。 28 その他本部長の命じた事項に関すること。 29 他の所管に属さないこと。

部	班	構 成 員	事 務 分 掌
	広報班	総務課職員 (広聴広報統計担当) 総合政策課職員	1 予警報の受理及び通報に関すること。 2 各種被害状況の収集及び報告に関すること。 3 災害状況の広報に関すること。 4 町内の電気及び通信施設の状況把握に関すること。 5 情報システムの管理に関すること。 6 視察、見舞いのための来庁者接遇に関すること。 7 災害状況の報告に関すること。 8 写真等による災害記録に関すること。 9 報道機関との連絡調整に関すること。 10 陳情見舞者に関すること。 11 その他本部長の命じた事項に関すること。
福 祉 部 部長 福祉課長 副部長 税務課長 住民生活課長 こども課長	救護班	福祉課職員 こども課職員 こども園職員 保育所職員 保健課職員	1 福祉施設の被害調査に関すること。 2 救護班の編成活動に関すること。 3 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設運営に関すること。 4 園児の安全確認、避難に関すること。 5 保育所の被害確認、応急対策に関すること。 6 応急保育に関すること。 7 り災者の避難誘導に関すること。 8 民間団体活用に関すること。 9 ボランティアの受入れに関すること。 10 日赤活動との連絡調整に関すること。 11 要配慮者に関すること。 12 避難行動要支援者の安否確認、避難支援等に関すること。 13 福祉避難所に関すること。 14 その他本部長の命じた事項に関すること。
	調査・物資班	福祉課職員 住民生活課職員 税務課職員	1 人的被害の調査に関すること。 2 り災者の調査に関すること。 3 り災証明等に関すること。 4 被災証明に関すること。 5 被災者台帳の作成に関すること。 6 安否情報に関すること。 7 災害相談及び住民要請の窓口対応に関すること。 8 町税の減免に関すること。 9 行方不明者の捜索及び救出に関すること。 10 遺体の捜索、処理及び埋葬に関すること。 11 炊き出しその他による食品の供給に関すること。 12 被服、寝具その他生活必需品の供給に関すること。 13 見舞金及び救援物資の受入れ、整理、配給に関すること。

部	班	構 成 員	事 務 分 掌
			14 被災者の飲料水の確保に関すること。 15 秩父広域市町村圏組合水道局との連絡調整に関すること。 16 その他本部長の命じた事項に関すること。
	環 境 衛 生 班	住民生活課職員 (環境衛生担当) 衛生センター職員	1 災害時の廃棄物処理に関すること。 2 災害時の公害監視及び処理に関すること。 3 有害物質等の安全確保体制に関すること。 4 災害時の環境保全に関すること。 5 災害時のペット対策に関すること。 6 災害時のし尿処理に関すること。 7 その他本部長の命じた事項に関すること。
保 健 部 部長 病院事務長 副部長 病院医事課長 保健課長	医療班	町立病院医師・ 職員 保健課職員	1 り災者の医療、助産に関すること。 2 保健医療施設の被害調査に関すること。 3 医療救護班の編成及び活動に関すること。 4 医師会、その他関係機関との連絡調整に関すること。 5 医薬品、医療器材の確保及び輸送に関すること。 6 死亡者の処置に関すること。 7 病院、診療所、助産所に関すること。 8 災害時の健康相談に関すること。 9 災害時の保健衛生に関すること。 10 災害時の感染症の防疫対策及び各種消毒に関すること。 11 その他本部長の命じた事項に関すること。
土 木 部 部長 建設課長 副部長 産業振興課長	施設班	建設課職員	1 被災住宅の応急修理に関すること。 2 町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 3 応急仮設住宅建設に関すること。 4 被災建築物の被害調査及び指導に関すること。 5 被災建築物の応急危険度判定活動に関すること。 6 被災宅地の応急危険度判定活動に関すること。 7 建設業者の連絡確保及び労務供給に関すること。 8 その他本部長の命じた事項に関すること。
	産 業 ・ 交 通 班	建設課職員 産業振興課職員	1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急補修に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 国・県道の連絡に関すること。 4 緊急輸送路の確保に関すること。 5 危険箇所等の確認巡視及び応急対策及び応急復旧に関すること。 6 障害物除去に関すること。 7 農業関係の被害調査に関すること。

部	班	構 成 員	事 務 分 掌
			8 商工業関係の被害調査に関すること。 9 食品調達に関すること。 10 病虫害、家畜伝染病防除に関すること。 11 商工会、農業協同組合等との連携体制に関すること。 12 その他本部長の命じた事項に関すること。
教 育 部 部長 学校教育課長 副部長 生涯学習課長	学校施設班	学校教育課職員 生涯学習課職員	1 文教施設の被害調査に関すること。 2 学校及び各連携機関との連絡に関すること。 3 学校の災害応急対策に関すること。 4 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設及び運営の協力に関すること。 5 避難所の炊出供給に関すること。 6 その他本部長の命じた事項に関すること。
	学事班	学校教育課職員 生涯学習課職員	1 応急教育の方法及び指導立案に関すること。 2 災害時における学校教育に関すること。 3 教材、学用品の供与に関すること。 4 児童及び生徒の安全確認及び避難に関すること。 5 文化財保護及び応急対策に関すること。 6 その他本部長の命じた事項に関すること。

第2節 事前措置及び応急措置等計画

町の地域に災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、町長は災害の拡大を防止するため必要な事前措置及び応急措置等を行うものとする。

第1 事前措置等

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は町防災計画の定めるところにより、次の措置をとるものとする。

1 出動命令等

町長は、消防団に対して、出動の準備をさせ、若しくは出動を命ずるものとする。

また、必要により秩父消防本部、警察官に出動を求める等、災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求めるものとする。（災対法第58条）

2 事前措置

災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。（災対法第59条第1項）

3 避難の指示等

人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。（災対法第60条）

第2 応急措置

町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は町防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施しなければならない。（災対法第62条）

応急措置に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

1 警戒区域の設定等（災対法第63条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）

2 町の地域内の他人の土地、建物等の工作物の一時使用、又は土石等の物件の使用・収用（災対法第64条第1項）

3 工作物の除去、保管等（災対法第64条第2項）

4 知事の指示に基づく応急措置

応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときに、知事から必要な指示がなされた場合は、当該応急措置を行う。（災対法第72条第1項）

第3 従事命令

町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、応急措置の実施のために必要な人員、物資、施設等が一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がないときは、次の事項について従事命令を発して応急活動を行うこととする。

1 町の地域の町民又は応急措置を実施すべき現場にある者に対する応急措置の業務への従事（災対法第65条第1項）

- 2 火災現場付近にある者に対する消防作業への従事（消防法第29条第5項）
- 3 町の地域の町民又は水防の現場にある者に対する水防作業への従事（水防法第24条）

第4 損害補償

1 損失補償

町は、前記第2の2による工作物の使用、収用等の処分が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災対法第82条第1項）

2 損害補償

町の地域の町民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、町は、条例を整備し、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。（災対法第84条第2項、救助法第12条）

第3節 応援協力要請計画

災害時に、迅速な応急対策等が困難と判断した場合には、直ちに応援協定締結先あるいは県等に応援を要請し、適切な応急救助を実施するものとする。

また、受援計画に基づき、大規模災害発生時等に外部からの人的支援を受けるに当たり、速やかに応援要請や受入れができるよう、情報収集、役割分担、情報提供方法及びOA機器等の準備に関して検討するものとする。

第1 応援協定等に基づく要請

町は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ次の覚書を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定等に基づく応援が必要と判断した場合は、協定書で定められた手続に従い、直ちに応援を求めるものとする。

協 定 名	協 定 先	概 要
災害時における協力支援に関する協定	ちちぶ農業協同組合	施設・車両・機械の使用及び農作物・食料の提供
秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書	秩父地域5市町	普通応援、特別応援
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県	県内全市町村の相互応援
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会	
災害時における避難施設の使用に関する覚書	小鹿野高等学校	体育館を避難施設として使用
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合	
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	災害時情報交換・情報連絡員設置
災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	埼玉土地家屋調査士会	家屋被害認定調査及びり災証明の相談
災害時における物資の輸送に関する協定書	社団法人埼玉県トラック協会 秩父支部	町の要請に基づき物資等を緊急輸送する
大規模災害発生時における秩父郡小鹿野町公共施設の一時使用に関する協定書	埼玉県小鹿野警察署	小鹿野警察署が倒壊した時、「バイクの森おがの」を一時使用する
埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	埼玉県と埼玉県内の全市町村	埼玉県・市町村生活再建支援金の支給等
災害時の医療救護活動に関する協定書	秩父郡市薬剤師会	調剤、服薬指導
災害時の医療救護活動に関する協定書	秩父郡市歯科医師会	避難所で口腔ケア
災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社) 秩父郡市医師会	応急処置、死体検案
災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉司法書士会	相続・登記等被災者からの相談
災害時におけるLPガス応急対応に関する協定書	(一社) 埼玉県LPガス協会 秩父支部小鹿野ブロック	
秩父郡小鹿野町と郵便局との地域における協力に関する協定書	日本郵便株式会社	地域見守り・道路損傷・廃棄物不法投棄・災害発生時の相互協力

協 定 名	協 定 先	概 要
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給等
災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定書	埼玉県営繕・公園事務所長	秩父公園の避難地及び防災施設の利用
災害における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	被災地への物資の供給
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	町民への迅速な災害情報の提供
災害時の施設利用等に関する協定書	有限会社戸田乳業	飲料を避難施設へ支給
災害時における被災者支援に関する協定書	埼玉県行政書士会	被災者支援のための行政書士業務相談
災害時における福祉避難所施設に関する協定書	社会福祉法人 小鹿野福祉会	福祉避難所としての施設利用と要配慮者支援の協力
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	電力の早期復旧に関する相互協力
災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定書	株式会社千島測量設計	災害時における被害状況調査及び応急復旧に対する技術的支援
災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定書 (3者連名)	桂測量設計株式会社 正伝測量有限会社 株式会社ヤマホン 小鹿野営業所	災害時における被害状況調査及び応急復旧に対する技術的支援
災害時における葬祭協力等に関する協定書	埼玉県葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力

資 料 編	○災害時における協力支援に関する協定	(P45)
	○秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書	(P46)
	○災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	(P48)
	○災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	(P50)
	○災害時における避難施設の使用に関する覚書	(P52)
	○災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	(P54)
	○災害時の情報交換に関する協定	(P58)
	○災害時における家屋調査認定調査に関する協定書	(P59)
	○災害時における物資の輸送に関する協定書	(P63)
	○大規模災害発生時における秩父郡小鹿野町公共施設の一時使用に関する協定書	(P67)
	○埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	(P69)
	○災害時の医療救護活動に関する協定書(秩父郡市薬剤師会)	(P70)
	○災害時の医療救護活動に関する協定書(秩父郡市歯科医師会)	(P72)
	○災害時の医療救護活動に関する協定書((一社)秩父郡市医師会)	(P74)
	○災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	(P76)
	○災害時におけるLPガス応急対応に関する協定書	(P78)
	○秩父郡小鹿野町と郵便局との地域における協力に関する協定書	(P80)
	○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(P87)
	○災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定書	(P89)
	○災害における物資供給に関する協定書	(P91)
	○災害に係る情報発信等に関する協定	(P94)
	○災害時の施設利用等に関する協定書	(P96)

資 料 編	○災害時における被災者支援に関する協定書	(P98)
	○災害時における福祉避難所施設に関する協定書	(P102)
	○災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	(P108)
	○災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定書	(P110)
	○災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定書(3者連名)	(P112)
	○災害時における葬祭協力等に関する協定書	(P114)

第2 他市町村長への応援要求

町長は、町の地域に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、下記に示す事態の際に必要があると認めるときは、災対法第67条の規定に基づき他の市町村長に対して応援を求めることができる。

- ① 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、町のみでは十分に行えないと判断されるとき。
- ② 町のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- ③ 夜間や暴風雨時で被害状況の把握が十分にできない状況下であって、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

第3 知事等への応援要請等

町長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援の斡旋を求める場合は、県統括部に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請の斡旋を求める場合	風水害・事故災害等対策編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第83条 災対法第68条の2
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合	① 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17
NHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の斡旋を求める場合	① 放送要請の理由 ② 放送事項 ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項	災対法第57条

第4 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

町は、町職員等だけでは災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員やジェンダー主流化担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

要請対象業務は下記のとおり。

	機 関	業務・職種	
対 象	短 期	町本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、り災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対 象 外	短 期	国や関係団体による ルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	－	

第5 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請することができる。

支援については、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」が原則となっている。

町は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要であると判断した場合、対口支援団体の決定前においては県に派遣を要請する。対口支援団体の決定後においては、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

第6 応援の受入れ

1 連絡窓口の明確化

町長は、県及び他市町村等との連絡や情報交換等を行うため、総務部総務班に連絡窓口を設置する。

2 受入体制の確立

町は、応援職員等が効率的に業務を行えるよう、業務内容、執務スペース又は作業場所、休憩又は宿泊場所その他業務に必要な受入体制を確立しておく。

また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

第7 相互応援協力の確立

町長は、災対法第67条の規定により、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り応援する。また、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第8 救援物資の受入体制の確立

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い

て備蓄状況の確認を行うとともに、救援物資集積所等を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れられるよう、直ちに職員を派遣して飛行場外離着陸場の整備を図るほか、救援物資集積場所として指定されている資料編中の施設において速やかに集積、仕分、搬送等ができるよう、集積スペースの区分け、受付・仕分・配分要員等の配備など、必要な準備を行う。

資 料 編 ○飛行場外離着陸場一覧

(P 14)

第 9 県防災ヘリコプターの出場要請

災害発生時に際し、県防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、風水害・事故災害等対策編第 2 章第 5 節「県防災ヘリコプター出場要請計画」の定めるところにより、知事に県防災ヘリコプターの出場を要請する。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を県に要求し、人命又は財産を保護するものとする。

第1 災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

- 1 緊急性の原則
差し迫った必要性があること。
- 2 公共性の原則
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- 3 非代替性の原則
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1 被害状況の把握 | 9 人員及び物資の緊急輸送 |
| 2 避難者の誘導、輸送 | 10 炊事及び給水支援 |
| 3 避難者の捜索、救助 | 11 救援物資の無償貸付又は贈与 |
| 4 水防活動 | 12 交通規制の支援 |
| 5 消防活動 | 13 危険物の保安及び除去 |
| 6 道路又は水路等交通上の障害物の除去 | 14 予防派遣 |
| 7 診察、防疫、病虫害防除等の支援 | 15 その他 |
| 8 通信支援 | |

第2 災害派遣要請の要求

町長は、災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、災対法第68条の2の規定に基づき、直ちに知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

1 要請依頼方法

町長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電信、電話等により県（統括部）に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄りの部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

(1) 提出（連絡）先

県（統括部）

(2) 記載事項

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

2 連絡（通知）先

(1) 県

連 絡 先	電 話 番 号	F A X 番 号
統括部	048-830-8131	048-830-8129

(2) 自衛隊

部隊名（駐屯地等）	連 絡 責 任 者		電 話 番 号
	時 間 内	時 間 外	
陸上自衛隊第32普通科連隊（さいたま）	第 3 科 長	部隊当直司令	(048) 663-4241～5
陸上自衛隊第1師団司令部（東京都練馬区）	第 3 部 長 又は防衛班長	第1師団司令部 当直長	(03) 3933-1161～9
航空自衛隊中部航空方面隊司令部（入間）	運用第2班長	司令部当直幕僚	(0429) 53-6131

第3 派遣部隊の受入体制の確保

災害派遣を依頼した場合は、派遣部隊の受入に際し、次の事項に留意して派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう努める。

1 緊密な連絡協力

町長は、県、警察、消防機関等と、派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題など発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

3 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要なとする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

(1) 作業箇所及び作業内容

(2) 作業の優先順位

(3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を総務部総務班に設置する。

5 派遣部隊の受入れ

自衛隊派遣が決定したときは、速やかに派遣部隊に対して次の施設等を準備する。

(1) 本部事務室

小鹿野文化センター

(2) 宿舎

小鹿野中学校第一体育館

(3) 材料置場（野外の適当な広さ）

小鹿野町役場南側駐車場

(4) 駐車場（車一台の基準：3 m×8 m）

小鹿野中学校校庭

(5) ヘリコプター発着場（2 方向に障害物がない広場）

資 料 編 ◦ 飛行場外離着陸場一覧 (P 14)

第 4 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、派遣部隊の長と協議の上知事に依頼する。

第 5 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上費及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 4 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- 5 その他救助活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

第5節 県防災ヘリコプター出場要請計画

災害の状況に応じ、県に対し防災ヘリコプターの出場を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を迅速に行うものとする。

第1 応援要請の範囲等

1 応援要請の範囲

小鹿野町内で、次のいずれかの事項に該当し、防災ヘリコプターの活動を必要と判断する場合には、「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

- ① 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ② 町の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- ③ その他救急搬送等防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 防災ヘリコプター緊急運航基準の種類

防災ヘリコプターの緊急運航の種類は、次のとおりである。

区 分	出 場 基 準
災害応急 対策活動	① 情報収集を必要とする場合 ② 警戒又は指揮支援を必要とする場合 ③ 避難誘導又は広報を必要とする場合 ④ 被災地を救援するため、物資、資機材又は人員等を搬送する場合で、地上からの搬送が不可能又は長時間を要する場合
火災防御活動	① 中高層建築物又は特定防火対象物の火災で、航空機の活動が必要な場合 ② 林野火災で、航空機の活動が必要な場合 ③ 密集地における建築火災で、3棟以上又は延べ面積300㎡以上の延焼拡大が見込まれ、航空機の活動が必要な場合 ④ 高速自動車国道及び自動車専用道路上の火災で、航空機の活動が必要な場合 ⑤ 油脂類等の火災で航空機の活動が必要な場合 ⑥ 工場等の火災（爆発事故を含む。）で、航空機の活動が必要な場合
救助活動	① 水難事故又は山岳遭難事故における人命救助を行う場合 ② ①のほか、航空機による人命救助の必要がある場合
救急活動	① 救急車による搬送が不可能な場合 ② 救急車による搬送が可能であっても、傷病者の搬送に長時間を要し、かつ、救急の処置が必要な場合 ③ 救急資機材等の搬送（臓器搬送含む。）を実施する場合

第2 応援出場要請方法

航空機の出場要請は、埼玉県防災航空センター所長に対して、電話により次の事項を速報後、「防災航空隊出場要請（受信）書」を、FAXで送付することにより行うものとする。

要請時の明示事項

- ① 災害の種別
- ② 災害の発生場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑤ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑥ その他必要な事項

第 3 経費の負担

埼玉県防災ヘリコプター応援協定に基づく応援に要する経費は、県が負担する。

第6節 注意報及び警報伝達計画

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に収集・伝達して防災対策の適切な実施を図り、もって被害の防止又は被害の軽減を図る。

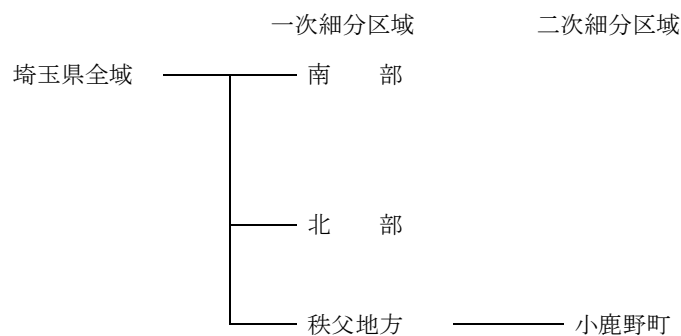
第1 注意報・警報等の種類及び発表基準等

熊谷地方気象台が発表する気象特別警報・警報・注意報の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。

1 対象地域

熊谷地方気象台は、市町村単位（二次細分区域）に区分して気象特別警報・警報・注意報を発表する。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。なお、天気予報は一次細分区域として県内を3つの地域に区分して発表する。

本町は、秩父地方（一次細分区域）に該当する。



2 種類及び発表基準

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、別表に掲げるとおりである。

3 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」

という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類については、次のとおりである。

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ・「今後の情報等に留意」（無色）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、雨が強まってきたときや、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：重大な浸水害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況で、周囲の状況を確認し、各自の判断で屋内の浸水が及ばない階に移動することが必要 ・「警戒」（赤）：安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。高齢者等は速やかに安全確保行動をとることが必要 ・「注意」（黄）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。ただし、各自の判断で、住宅の地下室から地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないように注意 ・「今後の情報等に留意」（無色）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意

洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ・「今後の情報等に留意」（水色）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

5 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県秩父地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

6 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

埼玉県の雨量による発表基準は、1時間100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。

7 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や町民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と熊谷地方気象台から共同で発表される。

町内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

8 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水位周知及び水防警報

気象庁大気海洋部及び関東地方整備局が共同して行う洪水予報並びに国土交通大臣又は知事が行う水位周知及び水防警報については、当町ではいずれも該当する河川はない。

9 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県秩父地方など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県秩父地方など）で発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

10 消防法に基づく火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が知事に対して通報し、町及び秩父消防本部は県を通じて伝達される。通報実施基準は以下のとおりである。

- (1) 熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当又は該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

11 消防法に基づく火災警報

町長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法の定めるところにより火災警報を発令してその周知徹底を図る。

12 その他の情報

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症（特別）警戒アラートなどがある。

第2 気象注意報・警報等の伝達

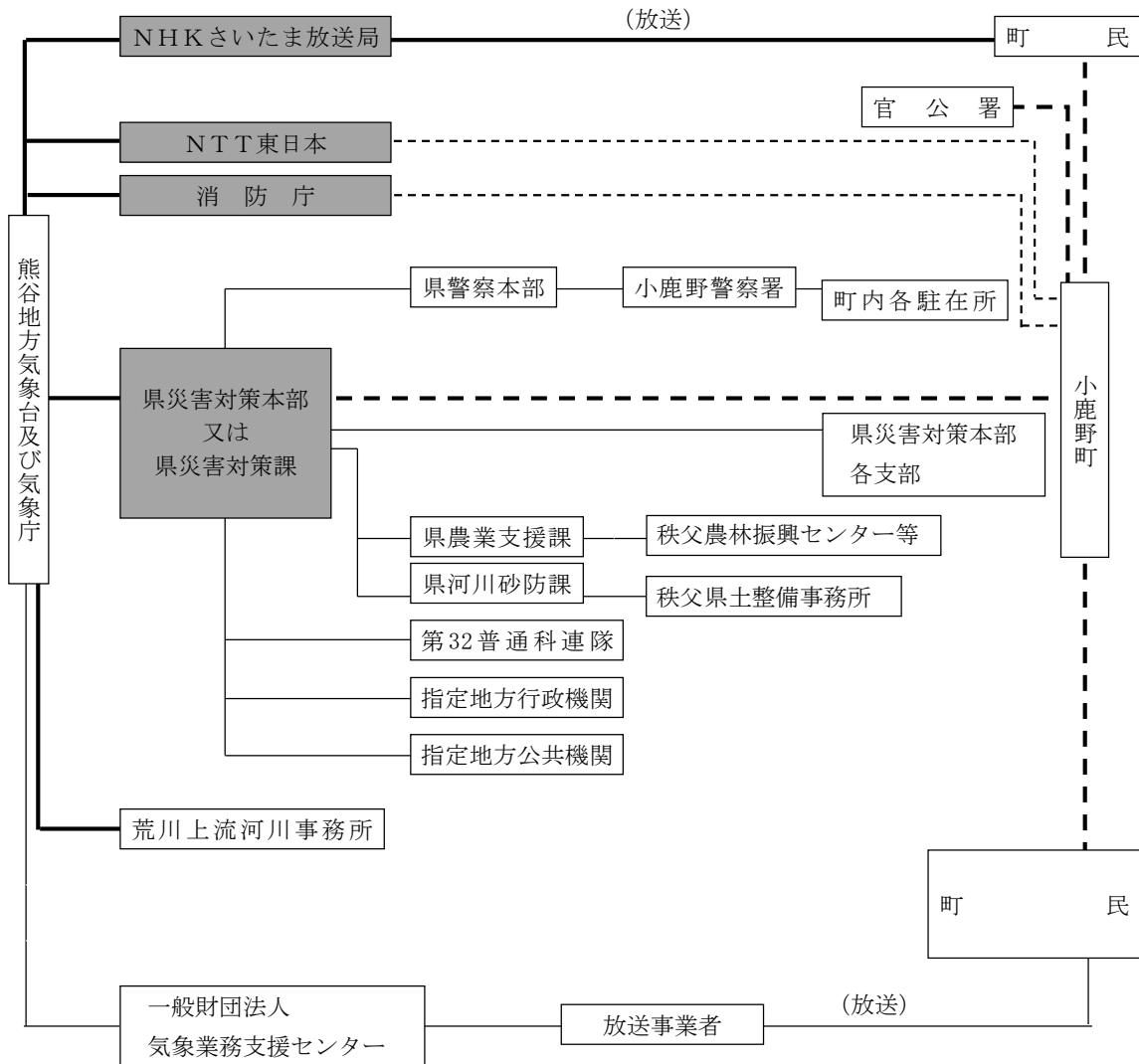
1 気象警報等の伝達

町長は、県等関係機関から気象警報等の伝達を受けた場合、関係機関及び町民その他関係のある公私の団体に伝達を行う。（災対法第56条）特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により町民へ周知するなどの対応をとるものとする。

町は、気象警報等の伝達の責任者、体制及び方法等を定めておく。

気象注意報・警報等の受領及び伝達系統は次のとおりとし、迅速かつ正確に行う。

気象注意報・警報等の受領及び伝達系統



凡例

- 気象業務法による伝達又は周知経路（義務）
- 気象業務法による伝達又は周知経路（努力義務）
- - - うち、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられる伝達経路
- 地域防災計画、行政協定等による伝達経路
- 気象業務法施行令第8条第1号、第3号及び第9条の規定に基づく

第3 異常現象発見時の通報

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、災対法第54条に基づき、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報する。

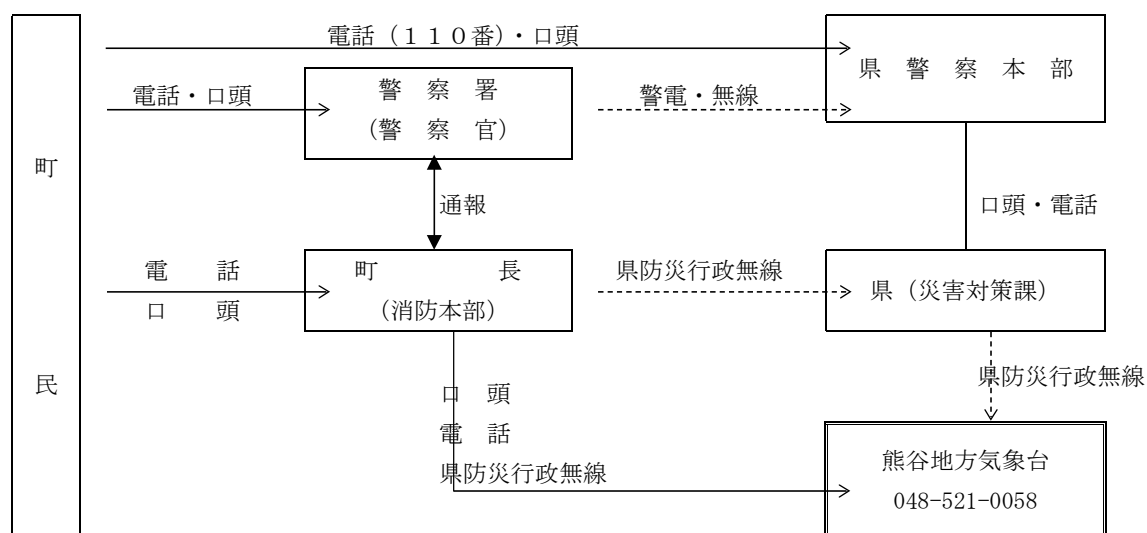
何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

2 町長の通報及びその方法

前項の通報を受けた場合、町長は、次の伝達系統図により熊谷地方気象台その他の関係機関に通報する。

異常現象の通報、伝達経路



別表

(令和6年5月23日現在)

発表官署 熊谷地方気象台

小鹿野町	府県予報区		埼玉県	
	一次細分区域		秩父地方	
	市町村等をまとめた地域			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)		表面雨量指数基準	18
			土壌雨量指数基準	124
	洪水	流域雨量指数基準	赤平川流域=27.5	
		複合基準※ ¹	—	
		指定河川洪水予報 による基準	—	
	暴風	平均風速	15m/s	
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	88	
	洪水	流域雨量指数基準	赤平川流域=22	
		複合基準※ ¹	—	
		指定河川洪水予報 による基準	—	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%		
	なだれ			
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温－6℃以下※ ²		
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

※2 冬期の気温は秩父特別地域気象観測所の値。

【警報・注意報の種類及び発表基準一覧表の解説】

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (4) 表中において、対象の市町村等で現象による災害が極めてまれであり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- (5) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は1km 四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
- 1km 四方ごとの基準値については、(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- 主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

(参考) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

(参考) 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

(参考) 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

第7節 災害情報通信計画

第1 災害情報計画

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、県及び関係機関と緊密に連絡を取り合い、災害情報を迅速かつ的確に収集するものとする。

1 風水害時に収集すべき情報

(1) 警戒体制時の活動

災害情報については総務課長が総括し、被害報告の正確を期するため、地域別に情報の収集及び報告に関する地区調査員を定めて、その任に当たらせる。警戒段階で収集すべき情報は、次のとおりである。

警戒段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
①警報・注意報 気象情報	○予測される雨量等 ○警戒すべき災害事項	発表後、 即時	・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム（気象庁） ・テレビ、ラジオ
②雨量等の気象 情報の収集	○降雨量 ・先行雨量 ・近隣市町の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・テレビ、ラジオ ・県水防情報システム ・雨量観測実施機関からのFAX等 ・消防団員 ・自治組織
③危険箇所等の 情報収集	○河川周辺地域及び土砂災害警戒区域等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想時期 ・河川の氾濫の予想箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	随時	・地区調査員 ・消防団員 ・自治組織
④町民の動向	○警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等） ○自主避難の状況	避難所受 入れの後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防署・警察署 ・自治組織

(2) 町本部体制時の調査活動

町本部が設置された後の災害情報については総務部が総括して行う。収集すべき情報は、次のとおりである。

発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
①発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等） ・浸水区域、浸水高及びその拡大・減衰傾向 ・内陸滞水による浸水状況 ・がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、規模等） ・発災による物的・人的被害に関する情報（特に死者・負傷者等人的被害及び発災が予想される事態に関する情報）	発災状況の覚 知後、即時	・消防団員 ・消防署 ・警察署 ・自治組織 ・公共施設の管理者等
	・ライフラインの被災状況（応急対策に障害となる各道路、橋梁、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況）	被災後、被害 状況が確認さ れた後	各ライフライン関係機 関

調査上の留意事項

- ① 被害の程度の調査に当たっては、部課内の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整する。
- ② 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、被災人員についても平均世帯人員により計算して速報する。
- ③ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録、食料配給事務等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。
- ④ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。状況に応じて災害現場写真を撮影し、被害状況を記録する。
- ⑤ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町区域内で行方不明となった者については、小鹿野警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(4) 被害の判定基準

被害の判定については、別表に定めるところにより認定する。

(5) 郵便局からの情報収集

「秩父郡小鹿野町と郵便局との地域における協力に関する協定書」の「災害発生時の協力に関する覚書」に基づき、小鹿野郵便局から町内の被災情報を収集する。

(6) ちちぶ農業協同組合による協力

「災害時における協力支援に関する協定」に基づき、ちちぶ農業協同組合から町内の被災情報を収集する。

(7) 新技術の検討

町は、災害発生時、迅速かつ的確な情報を収集・伝達するため、立入が困難な被災箇所の調査や広範囲にわたる被害状況調査を、安全な場所から操作が可能なドローンを用いて実施することを検討する。

4 情報の整理・分析

総務部広報班は、収集した情報を整理・分析し、災害の全容の把握に努めるとともに、総務部長を通じて把握した情報を直ちに本部長に報告するものとする。

5 情報の共有・伝達

町の地域に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、次により県に報告するとともに、災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。（災対法第53条第1項）

(1) 報告すべき災害

ア 町の地域において、大雨等により人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水）被害及びがけ崩れのいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの

- イ 救助法の適用基準に合致するもの
- ウ 町が災害対策本部を設置したもの
- エ 災害が近隣市町にまたがるもので、本町における被害が軽微であっても、全体的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- カ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～オの要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度
- オ 災害に対してとられた措置
- カ 救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事項

(3) 報告の種別

ア 被害速報

「発生速報」と「経過速報」に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町関係公共土木被害を優先して報告する。

(ア) 発生速報

被害の発生直後に災害オペレーション支援システムにより報告する。同システムが使用できない場合には、FAX、電話又は県防災行政無線で報告する。

(イ) 経過速報

被害状況の進展に伴い、収集した被害について災害オペレーション支援システムにより報告する。同システムが使用できない場合には、FAX、電話又は県防災行政無線で報告する。特に県から指示がある場合のほか、2時間ごとに行う。

イ 確定報告

様式第3号の「被害状況調」により、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

資料編 ○ 県報告関係様式	(P133)
---------------	--------

(4) 報告先

ア 被害速報及び確定報告

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

(ア) 電話 048-830-8111 (直通)

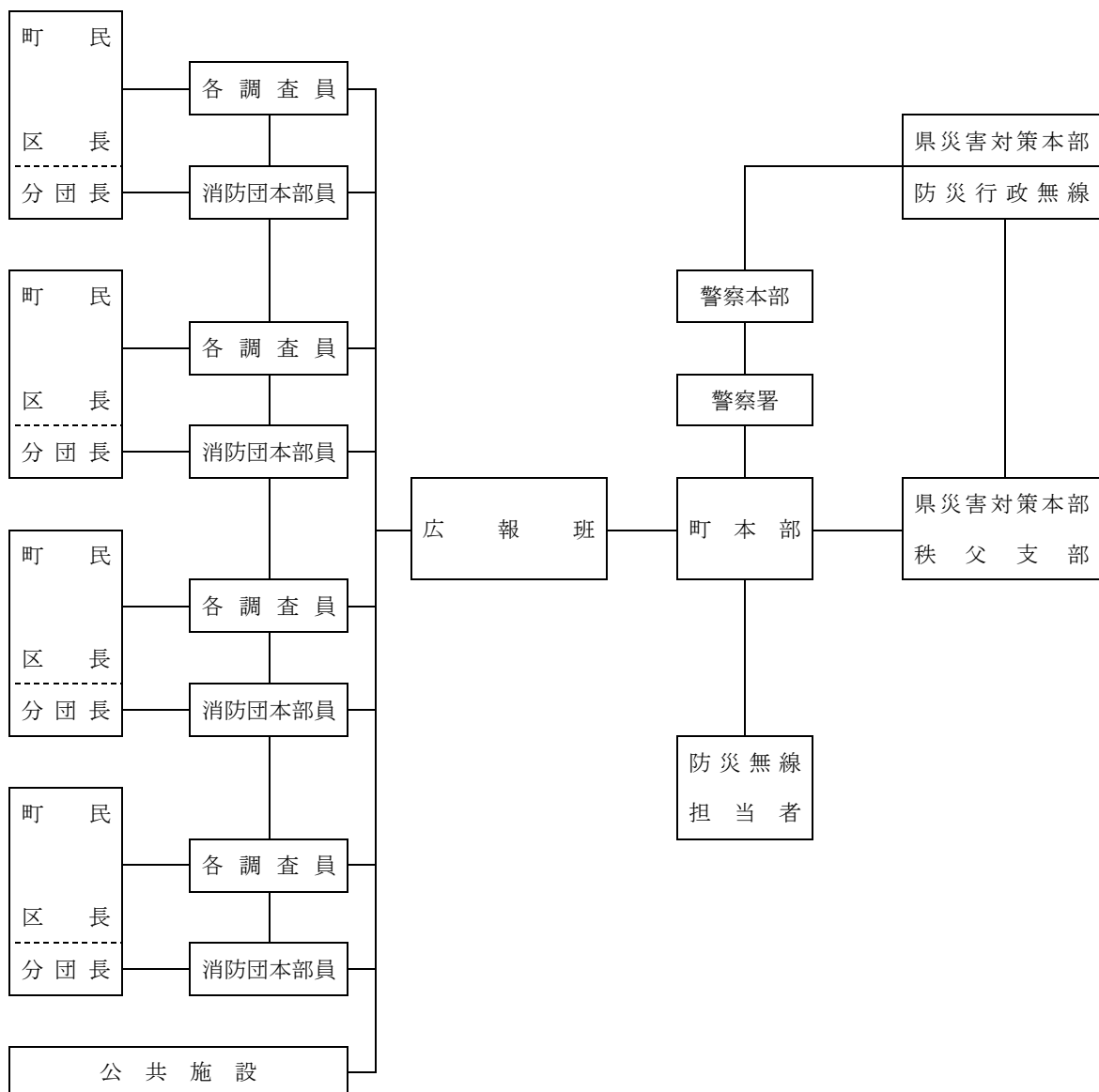
(イ) 防災行政無線 (発信特番)-200-6-8111

イ 消防庁への報告先

区 分		平日（９：３０～１８：１５） （消防庁応急対策室）	左 記 以 外 （消防庁宿直室）
回線別	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消 防 防 災 行 政 無 線	電 話	TN-90-49013	TN-90-49102
	F A X	TN-90-49033	TN-90-49036
地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	電 話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	F A X	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

※TNは、回線選択番号を示す。

災害情報の連絡系統図



別表

被害報告判定基準

区 分	基 準
人 的 被 害	1 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの 2 行方不明者とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの 3 重傷者とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの 4 軽傷者とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの
住 家 被 害	1 住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 全壊とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 半壊とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 一部破損とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの 8 床下浸水とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
非 住 家 被 害	1 非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 公共建物とは、庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの

区 分	基 準
田 畑 被 害	1 田の流失、埋没とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの 2 田の冠水とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったもの 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。
道 路 被 害	1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が破壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの 2 道路冠水とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの
その他の被害	1 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 2 橋梁被害とは、道路を連結するために河川等の上に架設した橋が一部又は全部流出等し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの 3 河川被害とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川若しくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 4 砂防被害とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって準用され天然河岸とし、これらが決壊又は埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 5 清掃施設被害とは、ごみ処理施設及びし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの 6 崖くずれとは、崖くずれによって人・住家等に被害が生じたもの、又は復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 7 鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの 8 被害船舶とは、ろ・かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの 9 水道被害とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 電話被害とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 ガス被害とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 り災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては1世帯として取り扱う。

区 分	基 準
その他の被害	また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として取り扱う。 15 り災者とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。
被害金額	1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部等	1 市町村災害対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当たり、とった配備体制の名称を記入する。 2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。
備考	1 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。 2 災害の発生日時とは、被害を生じた日時又は期間とする。 3 災害の種類概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況とする。 5 その他とは、その他特記事項。なお、町長が避難指示を行った場合には、その概況とする。

(注) 1 この報告の調査項目にないものは「その他被害」欄に具体的に掲載すること。

2 県要領第13条の規定に基づく報告は、累計とすること。

第2 孤立集落に関する状況把握

町は、道路等の途絶による孤立集落の早期解消のため、所管する道路のほか、ライフライン等の途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。また、町は、孤立集落における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

第3 災害通信計画

災害発生時には、災害応急対策等の実施の基礎的要件として不可欠な正確な情報を速やかに収集し、また県への報告等を実施するため、町所有の通信施設を活用するほか、通信施設が使用困難な場合は他機関の通信施設を利用するなど、通信の確保を図る。

1 災害情報のための電話の指定

町は、災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、その輻輳を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。

資料編	○災害時優先電話設置状況一覧	(P14)
-----	----------------	-------

2 災害情報通信に使用する通信施設

町は、災害情報の通報、被害状況の報告等を行う場合は、次の通信施設の中から状況に適したものを活用し、災害通信を行う。

(1) 報告又は通報先

- ア 県（本庁・地域機関）
- イ 防災関係機関

(2) 災害通信の種類

- ア 県防災行政無線
- イ 町防災行政無線（同報系）
- ウ 災害オペレーション支援システム
- エ 電話（災害時優先電話、携帯電話を含む）
- オ FAX

3 非常通話及び緊急電報の利用

防災関係機関は、災対法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常電報及び緊急電報を活用するものとする。

4 災害情報通信のための通信施設の優先使用

町は、緊急な災害情報通信を行う必要があるときは、災対法第57条の規定に基づいて通信施設を優先的に使用することができる。

(1) 有線電話通信設備及び無線設備を優先使用する機関等の範囲

- ア 警察機関
- イ 消防機関
- ウ 水防機関

(2) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

ア 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。

イ 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

(3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

ア 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておくものとする。

イ 町は、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、次の要領で使用するができる。

(ア) 使用の範囲は災害事務であって緊急、非常のときで他に適当な連絡方法がないときに限る。

(イ) 通信方法は、埼玉県警察本部経由で行う。

(ウ) 使用の方法は、原則としてその通信内容を書面又は口頭で示し、警察官に通信方法を依頼する。ただし、質疑を伴うような複雑なものにおいては、警察官が呼び出しを行い、内容は防災機関が行う。

(エ) 駐在所等で警察官が不在のとき警察電話を使用するときは、身分証明書等により身分を明らかにするとともに、家族の指示を受け自ら通信する。

(オ) 警察通信の使用については管轄警察署長又は警察本部にその都度申出の上、警察固有の事務に支障のない範囲内において使用する。

5 非常通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用するものとする。

(1) 非常通信の運用方法

ア 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

(ア) 人命の救助に関すること。

(イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関すること。

(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。

(エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。

(オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。

(キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。

(ク) 遭難者救援に関すること。

(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。

(コ) 道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材

の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること。

(サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。

(シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。

(ス) 精神の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

イ 非常無線通信文の要領

(ア) 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。

(イ) カタカナ又は通常の文書体で記入する。

(ウ) 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内（通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内）とする。ただし、通数に制限はない。

(エ) 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。

(オ) 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。

(カ) 余白に「非常」と記入すること。

ウ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

エ 非常通信の取扱料

原則として無料である。

(2) 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。

名 称	電 話 番 号	F A X 番 号
関東総合通信局無線通信部陸上第二課	03-6238-1776（直通）	03-6238-1769

6 全ての通信が途絶した場合の災害通信

全ての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

第8節 災害広報計画

町は、災害発生時に、被災町民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般町民の要望に適切に対応する。

第1 災害広報資料の収集等

1 災害広報資料の収集

町は、災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成、また関係機関等の協力を得て収集する。

- (1) 広報活動のため災害現場へ派遣した職員が取材した災害写真、災害ビデオ
- (2) 救助・水防等の応急対策活動時に撮影した災害写真、災害ビデオ
- (3) 関係機関・団体が撮影した災害写真、災害ビデオ
- (4) 地域の自治組織、町民等が撮影した災害写真、災害ビデオ
- (5) 報道機関等による災害現地の航空写真
- (6) 市町村長等が実施した避難に関する情報
- (7) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関する情報
- (8) 医療情報（医療機関の稼働状況、救護所の設置状況等）
- (9) 被災者生活再建支援に関する情報
- (10) 犯罪、流言飛語の防止に関する情報

2 災害資料の取りまとめ

災害広報資料は、広報活動の資料だけでなく、被災町民への各種援助措置や災害復旧・復興の資料となるため、収集した資料は適切に記録、整理しておくものとする。

第2 町民への広報活動

町は、保有する媒体を活用し、また関係機関・団体の協力を得て適切な広報活動を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。

広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行う。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行う。

1 広報内容

町民等への広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定め、町民の安全確保や精神的安定が図れる事項、町民生活に密接に関係ある事項等を中心に、また時間の経過とともに変化する被災者ニーズに留意して適切かつ迅速な広報を行う。

広報内容の主なものは、次のとおりである。

- (1) 気象に関する予警報及び情報
- (2) 地域の被害状況に関する情報

(3) 避難に関する情報

- ア 避難指示等に関すること。
- イ 避難施設に関すること。

(4) 地域の応急対策活動の状況に関する情報

- ア 救護所の開設に関すること。
- イ 交通機関の運行状況及び道路の交通規制状況・復旧状況に関すること。
- ウ 電気、水道等の復旧に関すること。

(5) 被災者生活再建支援に関する情報

(6) 町民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）

- ア 給水及び給食に関すること。
- イ スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること。
- ウ 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。
- エ 防疫に関すること。
- オ 臨時災害相談所の開設に関すること等

(7) その他必要と認められる情報

2 広報手段

次の広報手段を活用し、災害の状況等を勘案して適時適切な広報活動を実施する。

- (1) 町防災行政無線の放送
- (2) 広報車による巡回放送
- (3) 町ホームページへの掲載
- (4) 臨時広報紙の発行
- (5) 掲示板への掲示
- (6) 自治組織を通じての広報
- (7) 県を通じて報道機関への放送要請
- (8) インターネットメール
- (9) 町公式SNS

3 要配慮者への広報

在宅高齢者、障がい者や外国人などの要配慮者に対する広報は、民生委員、ボランティアや自治会等の協力を得て、手話通訳者等の派遣依頼、多言語による広報、紙媒体や文字放送による広報など、適切に行うものとする。

4 災害用伝言ダイヤル等の活用方法の周知

災害発生時には、東日本電信電話(株)や(株)NTTドコモの電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」及び各携帯事業者の「災害用伝言板」を開設するので、活用方法を臨時広報紙への掲載、町役場・避難所等への掲示等により、町民に周知させるものとする。

第3 報道機関への放送要請

本部長は、人命の安全確保、精神の安定を図るためなど、及び災害対策活動において緊急に町民、関係機関に通知等をする必要があり、放送局による広報が適当と判断した場合には、知事を通

じNHKさいたま放送局、テレビ埼玉及びエフエムナックファイブに対して放送要請を行う。

なお、県との連絡が不可能な場合には、放送局に対し直接、放送を要請し、事後県に報告する。

第4 報道機関への発表

町は、被害状況、ライフラインの復旧情報など、被災者等に有用な情報を迅速かつ的確に伝えるため、報道機関に必要な情報を発表する。

報道機関等への情報の発表は、総務部広報班が行う。

第5 広聴活動

大規模災害時には、混乱と不安から町民の相談等が殺到することが予想される。町は、これらの被災者の悩みや不安などを聞き、助言などを行う相談所を設置し、被災者の生活を支援する。

1 臨時相談窓口の設置

町は、状況に応じて町役場等に臨時相談窓口を設置して、被災者から寄せられる相談、要望、問い合わせ等に対応するものとする。被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り被災者の安否情報の提供等に対応する。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

また、必要に応じて県及び関係機関・団体等に専門家の派遣を要請する。

2 広報の実施

臨時相談窓口等を設置した場合は、防災行政無線等により町民に対して周知を図る。

第9節 土砂災害防止計画

第1 土砂災害防止計画

1 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、町長の避難指示の発令や町民の自主避難の判断を支援するため、警戒を呼び掛ける情報で、県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。

町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされるのは、警戒レベル4に相当する。

土砂災害警戒情報に関する業務については、「埼玉県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」により措置する。

平成30年4月13日現在、本町の土砂災害警戒区域は572箇所、土砂災害特別警戒区域は526箇所を県が指定している。

(1) 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に判定するものではない。

また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象として、斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。

(2) 発表対象地域

土砂災害警戒情報の発表対象地域は、土砂災害警戒区域のある市町村等としており、本町も対象となっている。

(3) 発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と熊谷地方気象台が協議して行う。

ア 発表基準

大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合

イ 解除基準

降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

(4) 伝達体制

気象業務法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、熊谷地方気象台は土砂災害警戒情報を次の機関へ伝達するものとする。

NHKさいたま放送局、県、荒川上流河川事務所

(5) 町の対応

土砂災害警戒情報の発表により、警戒対象となった場合、町長は、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

2 情報の収集・伝達

- (1) 町は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、町民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- (2) 町は土砂災害の発生が予想される場合は、町民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の町民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
- (3) 町はボランティアとの連携等、地域に密着した土砂災害の情報提供体制の整備を図り、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努めるものとする。
- (4) 町は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発表された場合、町及び県で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。
- (5) 町は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

3 避難誘導

町は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の町民等に対しては、人命の安全を第一に考えて迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、老人、障がい者等の自力避難が困難な避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自治組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

4 二次災害の防止

町は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施
- (2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等の実施
- (3) 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施
- (4) 町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (5) 町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害警戒区域等の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や町民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- (6) 町は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

資 料 編	○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	(P 17)
	○土石流危険渓流一覧	(P 29)
	○地すべり危険箇所一覧	(P 31)
	○急傾斜地崩壊危険箇所一覧	(P 31)
	○砂防指定地一覧	(P 39)
	○地すべり防止区域一覧	(P 40)
	○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧	(P 40)
	○山腹崩壊危険地区一覧	(P 41)
	○崩壊土砂流出危険地区一覧	(P 42)
	○地すべり危険地区一覧	(P 44)

第 10 節 竜巻等突風応急対策

第 1 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

町は、町民が竜巻等突風から身の安全を守るため、町民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。また、町民の適切な対処行動を支援するため、町民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、町民が対処行動をとりやすいよう情報の付加等を行う。

市町村単位での情報の付加に係る参考

(埼玉県竜巻等突風対策局長級会議報告(平成24年8月15日))

(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応(竜巻に関する情報・状況の確認)

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応(竜巻に関する情報・状況の確認)

- 竜巻注意情報が埼玉県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、小鹿野町が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのかを確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10km格子単位の表示であるため、本町が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

(情報伝達)

- 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報FAX等を用いて情報伝達を行う。

(C) 小鹿野町において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

- 町内において、気象の変化(「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し)が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで本町が発生確度2の範囲に入った場合に、町民に対して防災行政無線や登録型防災メール(おがの安心・安全メール)等を用いて情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起(竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等)、及び町民の対処行動の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 現在、竜巻注意情報が発表され、小鹿野町内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

(D) 小鹿野町において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

- 町内及び周辺において竜巻の発生したことを本町が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール（おがの安心・安全メール）等を用いて町民へ情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び町民の対処行動の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）先ほど、町内に竜巻が発生したようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓のない部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じるなどです。）

第2 救助の適切な実施

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

第3 がれき処理

竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

第4 避難所の開設・運営

竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に受け入れる。

第5 応急住宅対策

竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

第6 道路の応急復旧

竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

第 1 1 節 交通対策計画

災害時における交通の混乱を防止し、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう、被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にして交通及び公共輸送の運行を確保する。

第 1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び通報

- (1) 町は、町の管理する道路（以下「町道」という。）について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には、土木部産業・交通班が地区調査員の協力を得て道路の被害状況を速やかに調査する。
- (2) 町が調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、う回路線の有無その他被災の状況等に関連する道路管理者相互間で連絡を取り合うものとする。
- (3) 町は、前号の状況を直ちに小鹿野警察署、秩父消防本部など関係機関に対して連絡をとるものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

(1) 道路施設の応急対策方法

道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち、比較的僅少な被害で応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

- (2) 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図る。

- (3) 一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、小鹿野警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

- (4) 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、県及び国に協力を要請し、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、風水害・事故災害等対策編第 2 章第 4 節「自衛隊災害派遣要請計画」及び第 20 節「障害物除去計画」等に掲げる必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、緊急交通路の確保を図る。

- (5) 大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図る。

第 2 道路確保対策

大規模災害発生時には、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。このため、町は、防災関係機関との連携を図り、被災地における交通の安全と円滑な緊急輸送を確保するための対策を実施する。

1 交通対策実施責任者及び対策方法等

実施者	規制種別	規 制 の 方 法	規制対象	根拠法令
道路管理者	通行の禁止 又は制限	道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。	歩 行 者 車 両 等	道路法第46 条第1項

2 被災地内の一般交通の確保

道路管理者及び県公安委員会は、交通対策を行った場合は、関係機関に連絡するとともに、広報媒体等を通じて町民に対し交通対策の内容、自動車使用の自粛等について広報を行い、一般交通の確保を図る。

3 通行禁止区域等における運転者の業務

道路の区間に係る通行禁止等が行われたとき、又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動、又は道路外の場所へ移動しなければならない。移動が困難な場合は、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車しなければならない。

第3 緊急通行車両の確認

災害発生後の応急対策において、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の確認手続等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施する。

1 緊急通行車両の要件

(1) 緊急通行車両

緊急通行車両は、災害応急対策のために使用する車両のうち、次のいずれかに該当する業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- イ 消防、水防その他の応急対策に関するもの
- ウ 被災者の避難、救助その他の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ク 緊急輸送の確保に関するもの
- ケ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

(2) 大規模地震対策特別措置法の緊急輸送車両

緊急通行車両は、地震防災応急対策のために使用する車両のうち、次のいずれかに該当する事項の業務に従事する車両とする。

- ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
- エ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 地震災害が発生した場合における食料、医療品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

ク 前各号に掲げるもののほか地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 緊急通行車両の確認手続

公安委員会が、災対法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条及び大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条の規定に基づく緊急通行車両の確認手続は、小鹿野警察署において実施する。

町は、「緊急通行車両等確認申請書」による申請等必要な手続を行い、緊急通行車両の円滑な運用を図るものとする。

3 緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両等確認証明書の交付

当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、公安委員会から申請者に対し災害対策基本法施行規則等で定めた「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」が交付される。

4 緊急通行車両等の事前届出

災害応急対策又は地震防災応急対策が円滑に行われるよう、確認手続の省力化・効率化を図るため、「緊急通行車両等事前届出書」により事前に緊急通行車両等に該当するか審査を申請することができる。審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」が交付される。

このため、町は、町有車両のうち災害応急対策に従事する車両をあらかじめ届け出るものとする。また、町は、災害時に公共的団体の車両についても緊急通行車両等として円滑に活用できるよう、公共的団体に対して当該事前届出制度の説明会等を通じて協力を求める。

5 標章等の取扱い

交付された標章は、使用車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付するとともに、証明書は常に当該車両に備えつけ、警察官等から提示を求められたときは、提示するものとする。

6 標章等の返還

次のいずれかに該当するときは、速やかに当該標章等の返還をするものとする。

- (1) 緊急通行車両等としての緊急業務が終了したとき。
- (2) 緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき。
- (3) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
- (4) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。

資 料 編	○ 緊急通行車両等確認申請書	(P 138)
	○ 標章	(P 139)
	○ 緊急通行車両等確認申請受理簿（届出済証・標章等）	(P 139)
	○ 緊急通行車両等事前届出書	(P 140)
	○ 緊急通行車両等事前届出済証	(P 140)

第 1 2 節 災害救助法適用計画

町内に救助法の適用基準を超える被害が生じた場合、同法の規定に基づく一時的救助が実施されるよう、直ちに適用申請を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

ただし、救助法の適用に至らない場合には、町が救助法に準じた応急対策を行う。

第 1 実施機関

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、町長が行うものとする。また、委任により町長が行う事務を除くほか、町長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第 2 救助法の適用基準

1 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位（政令指定都市については町又は区単位）の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに市町村ごとに実施される。

町における具体的な適用基準は、次のとおりである。

- (1) 町内の住家滅失世帯数が40以上になったとき。
- (2) 県内の住家滅失世帯数が2,500以上になり、かつ、町内の住家滅失世帯数が20以上になったとき。
- (3) 県内の住家滅失世帯数が12,000以上になり、かつ、町内で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 被害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

2 住家滅失世帯数の算定方法

住家の滅失世帯数は、次の基準により換算し算定する。

- (1) 住家が全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯を1世帯とする。
- (2) 住家が半壊、半焼等により著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

$$\begin{aligned} \text{滅失世帯数} = & (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失等世帯数}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼等世帯数} \times 1 / 2) \\ & + (\text{床上浸水等世帯数} \times 1 / 3) \end{aligned}$$

3 住家の滅失等の認定基準

	項 目	基 準
(1)	住家が滅失したもの	① 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
(2)	住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの	① 損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

	項 目	基 準
(3)	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	① (1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの ② 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

注1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4 住家及び世帯の単位

項 目	内 容
住 家	現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第3 救助法の適用要請等

町は、前記第2の「1 救助法の適用基準」に定める基準に従い被害状況の把握を行い、救助法の適用基準に該当するかどうかの判断をし、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して救助法の適用を申請する。

第4 救助法による救助の種類と実施者

救助法による救助の種類、実施期間及びその実施者は、次のとおりである。

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避難所の設置	7日以内	町
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	秩父広域市町村圏組合水道局及び町
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	町
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べんした日から7日以内）	医療班派遣＝県及び日赤県支部（ただし、委任したときは町）
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	町
被災者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	（建設型応急住宅） 20日以内に着工 （賃貸型応急住宅） 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県 （ただし、委任したときは町）

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための 緊急の修理)	10日以内	町
被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の 修理)	3か月以内 (災対法に基づく国の災害 対策本部が設置された場合 は6か月以内)に完了	町
死体の搜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

注1 期間については、全ての災害発生の日から起算する。

ただし、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

注2 実施者について、町は、県からの委任による。

資 料 編 ○災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

(P167)

第 13 節 避難計画

緊急時に際し、危険地域にある町民を安全地域に避難させ、必要に応じ避難所に受け入れ、人命被害の軽減と避難者の援護を図るものとする。

第 1 避難指示

1 実施責任者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のための立退きの指示、立退き先の指示又は屋内での退避等の安全確保措置の指示は、次の者が行う。

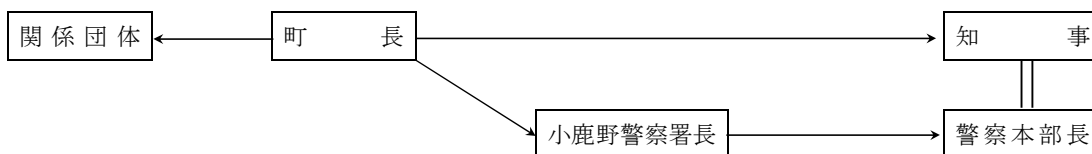
実 施 責 任 者	根 拠 法 令	適用災害
町長	災対法第60条	災害全般
知事、その命を受けた県職員	災対法第60条、水防法第29条	洪水、雨水出水
水防管理者	水防法第29条	洪水、雨水出水
警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る。)	自衛隊法第94条	災害全般

2 避難指示

(1) 町長

町長は、火災、がけ崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民に対し、速やかに立退きの指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うとともに、知事に必要な事項を伝達するものとする。

なお、洪水又は雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められ、必要と認める区域の町民等へ立退きの指示をする場合、水防管理者である町長は、小鹿野警察署長に通知するものとする。

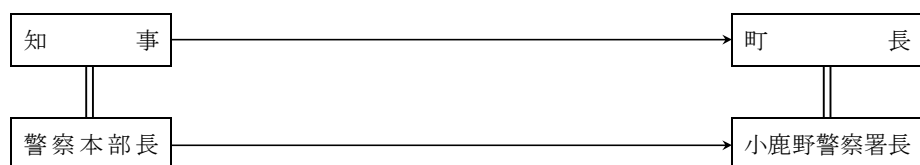


(注「→」は通知、「＝」は相互連絡を示す。以下同じ。)

(2) 知事又はその命を受けた県職員

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の町民に対し、速やかに立退きの指示を行う。

知事又はその命を受けた職員は、洪水又は地すべりによる著しい危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の町民に対して立退きを指示するものとする。



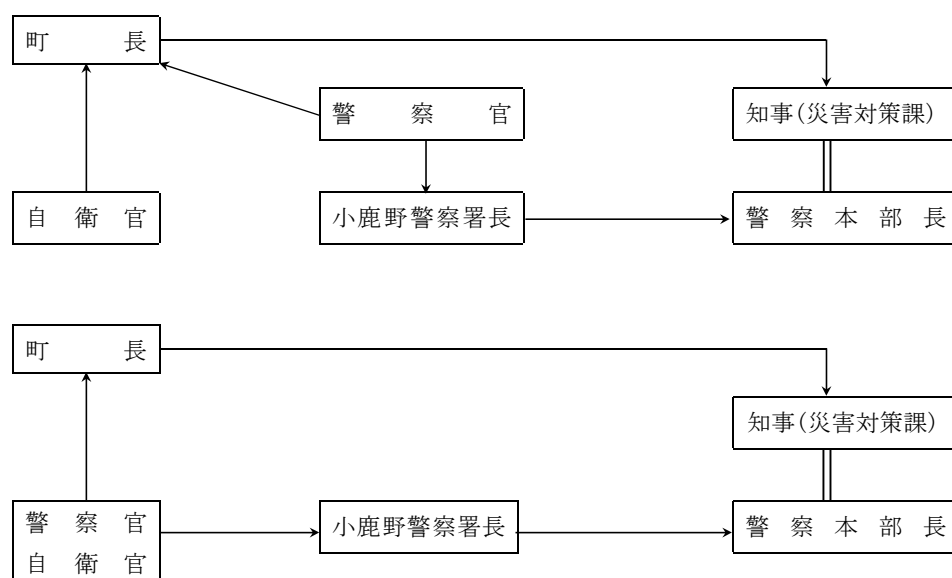
(3) 警察官

警察官は、災害の発生により、町民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求のあったときのほか、人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、急を要する場合においては、危険地域の町民等に対して、避難のための立退きを指示する。

(4) 自衛官

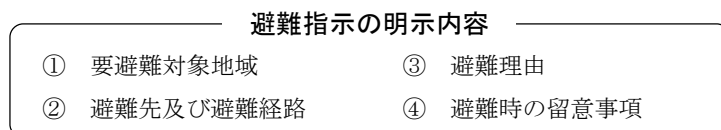
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる町民に避難の指示をする。

町長は、自衛官から通知を受け、必要な事項について知事に伝達する。



3 避難指示の内容

避難指示は、次の内容を明示して行う。



なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町民等への周知徹底に努める。

4 町長による避難情報の発令

町長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りをおそれず適切なタイミングで行うものとする。

種別	発令時の状況	町民に求める行動	発令判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	【危険な場所から高齢者等避難】 - 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 - その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。また、ハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 - 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難又は屋内安全確保）をすることが強く望まれる。	- 町に大雨警報（土砂災害）が発表された場合 - 大雨注意報において、夜間から翌朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 - 大雨警報（土砂災害）の危険度分布の実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の基準「警戒（赤）」以上となる場合 判断材料 - 大雨注意報 - 大雨警報（土砂災害） - 大雨警報（土砂災害）の危険度分布
【警戒レベル4】 避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	【危険な場所から全員避難】 - 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 - 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 - 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 - 平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。	- 町に土砂災害警戒情報が発表された場合 - 大雨警報（土砂災害）の危険度分布の実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準「危険（紫）」以上となる場合 - 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 判断材料 - 土砂災害警戒情報 - 大雨警報（土砂災害）の危険度分布

種別	発令時の状況	町民に求める行動	発令判断基準
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・災害発生(※1)又は切迫(※2)している状況 ※1 災害発生堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生 ※2 災害の切迫水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があるとして判断できる場合や集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況	【緊急安全確保】 ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取りべき行動を検討する。	・土砂災害の発生が確認された場合 ・町に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布の実況値がすでに大雨特別警報（土砂災害）の基準「災害切迫（黒）」以上となった場合 判断材料 ・大雨特別警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布

（用語の説明）

- 避難 : 災害から命を守るための行動
- 立退き避難 : 指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動
- 近隣の安全な場所 : 指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより、安全な浸水しない場所・建物等
- 屋内安全確保 : その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。
 - ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
 - ・自宅等に浸水しない居室があること
 - ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

第2 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災対法第63条）

警戒区域の設定に当たっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行った場合は、その旨を関係機関及び町民に周知する。

状 況	措 置	指 示 者	対 象 者
1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）	(1) 立入制限 (2) 立入禁止 (3) 退去命令	① 町長 ② 警察官（注1） ③ 自衛官（注3） ④ 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者
2 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(1) 立入禁止 (2) 立入制限 (3) 退去命令	① 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 ② 警察官（注2）	水防関係者以外の者
3 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(1) 退去命令 (2) 出入の禁止 (3) 出入の制限	① 消防吏員又は消防団員 ② 警察官（注2）	命令で定める以外の者
4 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(1) 引き留め (2) 避難 (3) 必要な措置命令	① 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者

（注1） 町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注2） ①に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注3） 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、①及び②がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注4） 知事は、災害によって町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代わって実施しなければならない。

第3 避難誘導

1 情報の提供

町は、町民が安全に避難できるよう、消防団、自治組織等に対して災害の概要、災害の今後の進展状況、その他避難に資する情報を提供する。

また、町は、避難指示又は高齢者等避難を町民に伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(1) 災害の発生状況に関する状況

ア 河川が氾濫する等の災害が発生したこと

（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）

イ 災害の拡大についての今後の見通し

(2) 災害への対応を指示する情報

ア 危険地区町民への避難指示

イ 避難誘導や救助・救援への町民の協力要請

ウ 周辺河川や斜面状況への注意・監視

エ 誤った情報に惑わされないこと

オ 冷静に行動すること

2 避難誘導方法

町は、避難町民を迅速かつ安全に避難できるよう、次の事項に留意して避難誘導を実施する。

避難誘導時の留意事項

- 避難経路は、できる限り、危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- 消防団、自治会と連携し、避難者の誘導措置を講ずる。
- 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により要所に誘導員を配置し、安全を期する。
- 避難誘導は、受入先での救助物資の配給等を考慮し、自治会等の単位で集団を形成して行う。
- 高齢者、障がい者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者、又は歩行困難者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。避難の際には、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- 安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。
- 山間集落など、安全な避難所までの距離が遠い場合、あらかじめ作成した搬送計画により、バス、ヘリコプター等の搬送手段を活用する。

3 携帯品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品など、避難に支障を来たさない必要最小限のものとするよう、指導する。

4 避難行動要支援者等への支援

風水害・事故災害等対策編第2章第14節「要配慮者の安全確保対策計画」を準用する。

- (1) 避難行動に時間を要する避難行動要支援者等については、あらかじめ高齢者等避難を発令し、避難行動要支援者等の安全な避難行動を支援する。
- (2) 避難立退きの誘導は、負傷者、避難行動要支援者等を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者等が安全に避難できるよう、近隣住民のほか、自治会等に対して介助等の必要な避難支援を行うよう協力を依頼する。

5 避難終了後の確認措置

- (1) 避難指示を発した地域に対しては、消防吏員及び消防団員の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとる。
- (2) 避難指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

第4 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

1 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

町は、県及び公共機関と協力し、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、バス等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよ

う努める。

2 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

町は、県及び公共機関と協力し、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するように努める。

第5 避難所の開設

1 避難所開設担当

避難所の開設は、原則として本部長の指示により、福祉部救護班が担当する。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要がある場合は、各施設の責任者又は最初に到着した職員が主体的に実施する。

2 避難所運営計画の策定

町では、避難所運営計画の見直しを定期的に行い、実効性の高い計画とするよう、特に以下の点に留意する。

- ・避難所の開放手順（夜間、休日等を中心に）
- ・避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ・避難所の管理・運営体制
- ・災害対策本部との情報連絡体制
- ・避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担
- ・生活再建の支援体制

3 避難所開設の基準

次の基準により開設するものとする。

(1) 開設の目的

災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならないものを一時的に受け入れ保護するため避難所を開設する。

また、災害発生の不安により、当該地域の町民からの要請があった場合、避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(2) 開設の方法

ア 町は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所を開設する。

イ 避難所は、町内で指定されている避難所に開設するが、これらの適当な施設を得難いときは、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。

ウ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。

エ 避難所を開設したときは、町はその旨を公示し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護しなければならない。

オ 町長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。

(ア) 避難所の開設の目的、日時及び場所

(イ) 箇所数及び受入人員

(ウ) 開設期間の見込み

資 料 編	○指定緊急避難場所一覧	(P 11)
	○指定避難所一覧	(P 12)

第6 避難所の管理運営

町は避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、避難所運営マニュアルに基づき避難所の運営を行う。

運営に当たっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

1 避難者名簿等の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。町内で不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

2 通信連絡手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。男女双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

4 避難者の受入れ

住民票の有無等に関わらず、避難所に避難した者に対し適切に受け入れることとする。

5 要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を開設当初から設置するように努める。

男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配

布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たってはジェンダー主流化推進センターや民間団体を積極的に活用する。

また、LGBTQなど性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。

6 トイレ施設の整備

町は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合は、県に斡旋を要請する。

なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。

7 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例示

- (1) 高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤
- (2) 乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
- (3) 肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
- (4) 病弱者・内部障がい者…医薬品や使用装具
- (5) 膀胱又は直腸機能に障がい：オストメイトトイレ
- (6) 咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭
- (7) 呼吸機能障がい：酸素ボンベ
- (8) 聴覚障がい者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
- (9) 視覚障がい者…白杖、点字器、ラジオ
- (10) 知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
- (11) 女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツなどの衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
- (12) 妊産婦…マット、組立式ベッド
- (13) 外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラル食、ストール

8 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。

9 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、秩父郡市医師会との協定に基づく災害医療支援隊の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

10 避難所における感染症対策

感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき町民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針」（埼玉県作成）及び避難所運営マニュアルに沿った対策を講じるものとする。

11 避難者とともに避難した動物の取扱い

避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど受入能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

12 避難所運営に対する協力要請

町は、避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社埼玉県支部、医師会、歯科医師会、埼玉県看護協会、薬剤師及びボランティア団体等関係機関の協力について要請を行う。

13 町民の心得

避難所に避難した町民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心がけるよう努める。

- (1) 避難所運営委員会を中心とした組織の結成と活動班の班長及び居住組の組長への協力
- (2) ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守
- (3) その他避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

第7 避難所の再配置

町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行う。

第8 避難所の集約及び閉鎖

町は、避難所の集約及び閉鎖について、避難所運営マニュアルに基づき、避難者の退所を促す時期を検討し、避難所の集約及び閉鎖を行う。

第9 避難所運営に係る人員の確保

町は、災害の規模が大きく、町職員等での避難者受入れや健康状態のトリアージ及び避難所の運営が困難である場合、受援計画に基づき、避難所運営に必要な人員の確保を図る。

第10 避難所運営マニュアルの作成

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、町民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルを作成する。

第11 救助法適用時の費用等

避難所設置に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」による。

資料編	。災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」
-----	-------------------------

(P167)

第12 避難所外避難者対策

町は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図る。

特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

第13 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては直接協議を行う。また、他の都道府県の市町村への受入要請については、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

町は、他の市町村から広域避難のための協力を求められた場合、町の被災状況を勘案し、避難所提供に向け協議を行う。

なお、町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第14 広域一時滞在

町は、平成27年9月の関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえて、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必

要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入要請については当該市町村に直接協議する。
また、他の都道府県の市町村への受入要請については、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、町は、他市町村からの広域一時滞在の協力を求められた場合、町の被災状況を勘案し、広域一時滞在のための避難所提供に向け協議を行う。

なお、町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災町民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第 1 4 節 要配慮者の安全確保対策計画

災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者や乳幼児、傷病者、障がい者、及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人など、要配慮者の安全を確保する。

また、要配慮者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいるため、現在の情報伝達手段（音声・文字）のほか、多様な手段の確保を検討していくものとする。

第 1 在宅の避難行動要支援者の安全確保

1 安否の確認の実施

福祉部救護班は、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難支援等関係者の協力を得ながら行う。

福祉部救護班は、安否確認の調査結果を直ちに町本部に報告する。町本部は、速やかに必要な援護対策を実施するとともに、安否確認結果を県に報告する。

2 在宅医療機器利用者の安全確保

人工呼吸器療法、在宅酸素療法等の利用者については、停電時には生命の危険に直面することから、町は、停電が発生した場合は、避難行動要支援者名簿の情報をもとに速やかに安否確認を行うとともに、電気事業者に当該名簿を提供し、優先して当該者の居住地域の電気を復旧するよう依頼する。

3 避難支援等関係者の安全確保

避難支援の実施は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全の確保を守ることが大前提である。避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を実施するものとする。

4 避難支援の実施

町は、避難支援等関係者の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者の避難を支援する。

5 避難所における支援対策

避難所においては、避難行動要支援者に対して、必要により専用の部屋等を割り当てるなどの措置を行う。

6 福祉避難所の開設

町は、必要に応じて指定福祉避難所を開設し、障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等を受け入れる。

併せて、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

7 救助法適用時の費用等

福祉避難所の設置に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」による。

8 生活救援物資の供給

町は、避難行動要支援者の被災状況を把握し、避難行動要支援者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の放出、調達を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を一般避難所と別に設けるなど配慮する。

9 情報提供

町は、在宅や避難所等にいる避難行動要支援者に対し、福祉ボランティア団体等の協力による手話通訳者の派遣等を実施し、必要な情報の提供を随時していく。

10 相談窓口の開設

町は、避難所等に臨時相談窓口を開設する。相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

11 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する避難行動要支援者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

第2 社会福祉施設等入所者の安全確保

1 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

2 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

町は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

3 受入先の確保及び移送

施設管理者は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、移送を行う。

町は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

4 生活救援物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を放出し、入所者等に配布する。

町は物資の調達を行い、施設入所者等への生活救援物資の供給を援助する。

5 ライフライン優先復旧

町は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

6 巡回サービスの実施

町は、自治組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等のニーズや状況を把握し、援助を行う。

第3 外国人の安全確保

1 安否確認の実施

福祉部救護班は、語学ボランティア等の協力を得ながら、住民基本台帳等に基づき外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

2 避難誘導の実施

町は、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

3 情報提供

町は、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、ちらし・臨時情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

4 相談窓口の開設

町は、町役場等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第 15 節 救急救助・医療救護計画

大規模災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助の初動体制を早期に確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携により、迅速に医療救護活動を実施する。

第 1 救急・救助

1 救急・救助体制の確立

福祉部は、秩父消防本部等と連携して、直ちに救助隊を編成し、救急・救助活動を実施する。

2 救急・救助活動

- (1) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。
- (2) 同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。
- (3) 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

3 資機材の確保

町・消防署等の資機材を活用するほか、現場関係者及び町民の協力を求め、現地調達する。重機等の資機材が必要な場合は、町本部に連絡して緊急確保する。

4 応援要請

災害が甚大で、町のみでの動員又は町で保有している資機材では救出が困難な場合は、県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。また、高度な専門性を必要とする救助・救命活動が必要と判断した場合には、知事に対し、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動を要請する。

5 救助法適用時の費用等

災害にかかった者の救助に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資 料 編 〇災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

(P 167)

第 2 医療・助産

1 医療体制の確保

(1) 関係機関への協力要請

本部長は、災害により医療救護の必要があると認めるときは、医療救護班を編成し、医療救護を行うほか、秩父郡市医師会に災害医療支援隊の派遣を要請する。

(2) 医薬品の確保

医療及び助産に必要な医薬品及び衛生材料は、災害の規模に応じて医薬品販売業者、秩父郡市薬剤師会等の協力を得て確保する。

2 医療救護の実施

(1) 救護所の設置

本部長は、医療救護が必要と認めた場合には、避難所又は本部長の指示する場所に救護所を設置するとともに、保健部医療班により医療救護班を編成する。災害による要救護者が町の医療救護班の処理能力を超えられる場合、秩父郡市医師会に対し救護所への災害医療支援隊の派遣を要請する。

(2) 医療救護班の業務内容

- ア 傷病者に対する応急処置
- イ トリアージの実施
- ウ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- エ 軽症者に対する医療
- オ カルテの作成
- カ 医薬品等の補給、災害医療支援隊等の派遣要請
- キ 助産救護
- ク 死亡の確認
- ケ 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

3 県への応援要請

町は、医療救護に関する協力が必要なとき、又は救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（保健医療部長）に保健医療活動チームの派遣等の協力を要請する。

4 救助法適用時の費用等

救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、町が医療・助産活動に着手したときに要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資料編。災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」（P167）

第3 傷病者の搬送

救護所では治療が困難な傷病者は、後方医療機関に搬送し、必要な応急医療を実施する。

1 傷病者搬送の判定

医療救護班又は災害医療支援隊の長は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

2 搬送先の決定

あらかじめ地区ごとに、医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、おおよその搬送順位を決定しておく。災害発生後は、後方医療機関の被災情報や搬送経路の状況など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

3 搬送手段の確保

- (1) 医療救護班又は災害医療支援隊の長から傷病者搬送の要請があった場合には、消防機関の救急車等により搬送する。

- (2) 多数の傷病者が発生し、搬送車両が不足する場合は、町有車両を活用するほか、輸送業者に
応援を要請する。
- (3) 傷病者の状況により、ヘリコプターによる搬送が最も有効と判断した場合には、知事に県防
災ヘリコプターの要請あるいは自衛隊の災害派遣要請の要求を行うものとする。

資料編 ○医療機関一覧 (P13)

第4 保健衛生

1 精神科救急医療の確保

町は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

2 栄養指導

(1) 栄養調査、栄養相談

災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水等による冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食品の腐敗、汚染等の発生が予想されるため、町は、定期的に避難所、炊き出し現場等を巡回し、被災者の栄養状態及び食品の管理状態等を調査するとともに、必要に応じ栄養相談及び栄養指導を実施する。

(2) 栄養指導班の派遣要請

町は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に栄養指導班の派遣を要請し、次の事項の指導を求めるものとする。

- ア 炊き出し、給食施設の管理指導
- イ 患者給食に対する指導
- ウ その他栄養管理に関すること。

第 16 節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画

災害により死亡又は死亡していると推定される者について、迅速かつ適切に搜索、収容、検視（見分）及び検案を行う。また、身元が判明しない死亡者については適切に埋・火葬を実施する。なお、遺体の取扱いに当たっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

第 1 行方不明者・遺体の搜索

1 行方不明者に関する相談窓口の設置

- (1) 福祉部は、行方不明者について、避難所や町役場に相談窓口を設置し、小鹿野警察署と連携を図りながら実施する。
- (2) 届出の受理に当たっては、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴及び連絡先等、必要事項を記録しておく。

2 遺体の搜索

町は、消防団、自治組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索を実施する。

第 2 遺体の処理

1 遺体の検視（見分）

収容された遺体は、警察が検視（見分）を行う。

2 遺体の検案

遺体の死因その他の医学的検査に基づく検案は、医療救護班又は災害医療支援隊の医師が実施する。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

3 遺体の輸送

警察官による検視（見分）及び医療救護班又は災害医療支援隊の医師による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、遺族等に引き渡し、身元不明の遺体は遺体収容所へ輸送し収容する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察機関、消防機関等の協力を依頼する。

4 遺体収容所の開設

町は、被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。また、必要に応じて遺体収容所に、警察官による検視（見分）及び医療救護班又は災害医療支援隊の医師による検案を行うための検視所を併設する。

遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。

5 遺体の収容

町は、収容した遺体について、識別確認のため写真撮影するとともに、遺留品等の整理を行う。

6 遺体の一時保管

町は、検視（見分）、検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

第 3 遺体の埋・火葬

1 埋・火葬の実施基準

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により町が実施する。

(1) 火葬の実施場所

火葬は、原則として次の施設において実施するものとするが、被災により火葬が行えない場合、又は火葬場の能力を上回る遺体が発生した場合は、県に協力を要請する。

火 葬 場

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
秩父斎場	秩父市大宮5361番地の2	0494-23-1678

(2) 他の市町村に漂着した遺体

遺体が他の市町村（救助法適用地域外）に漂着した場合で、身元が判明している場合は、原則として、その遺族・親戚縁者に連絡して引き取らせ、あるいは町が救助法適用地である場合は町が引き取るものとするが、町が混乱のため引き取る暇がないときは、漂着した市町村が知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。

(3) 被災地から漂流してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、救助法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、救助法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、遺体を撮影する等記録して、町が知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

(4) 葬祭関係資材の支給

次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬

ウ 骨つぼ又は骨箱

(5) 遺体の埋・火葬の実施

遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。また、焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

2 埋・火葬の調整及び斡旋

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合は、町は葬祭業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。

第4 救助法適用時の費用等

遺体の捜索等に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資 料 編 〇災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

（P 167）

第 17 節 飲料水・生活用水・食料・生活必需品の供給計画

災害時に町民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である飲料水、生活用水、食料及び生活必需品等の確保及び迅速な供給を実施する。

また、迅速かつ円滑な供給を行うために、備蓄及び調達並びに供給体制の整備を推進する。

第 1 飲料水の供給

災害のため飲料水が、こぼし、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し最小限度必要な量の飲料水の供給を実施する。

1 給水の方針

秩父広域市町村圏組合水道局及び町は、給水計画を樹立し、被災町民に対して飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、県に速やかに応援を要請する。

2 飲料水の供給基準

被災者に対する飲料水の供給は、次の基準で実施する。

(1) 対象者

飲料水の供給は、災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水がこぼし、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者を対象に行う。

(2) 供給量

1人1日当たりの供給量は、災害発生時から3日目までは約3リットル、4日目以後は約20リットルを目標とする。

なお、この供給量は、飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

3 応急給水

(1) 需要範囲の把握

災害によって町全域又は一部の地域で給水が停止し、若しくは汚染し、飲料水として適さない場合には、町は、次の方法により需要範囲を把握する。

ア 町民からの通報

イ 秩父広域市町村圏組合水道局からの報告

(2) 応急給水方法

ア 水源

(ア) 応急給水の水源は、各浄・配水場に貯溜する浄水とする。

(イ) 必要に応じて、公共施設の受水槽等に貯溜する飲料水を当該管理者の了解を得て、水源として利用する。

イ 給水方法

(ア) 応急給水は各浄・配水場に貯溜する浄水を給水することを基本とする。

(イ) 給水車等による運搬給水が困難な場合は、被害の状況、作業の難易、復旧能力等を勘案し、仮設給水が効果的と思われるときは、仮設の給水管で給水する。

(ウ) 給水タンク等資機材は、給水タンク1トン、ポリ容器20リットルを10個、10リットルを100個保管しているが、不足する分は必要に応じ関係機関から調達する。

(3) 広報の実施

応急給水を実施する場合は、被災地域住民等に対して防災行政無線、広報車等により給水場所・時間等について周知を図る。

4 応援協定に基づく緊急調達

大規模な災害が発生した場合は、近隣市町や業者から飲料水を緊急調達する。

第2 生活用水

町は、トイレ洗浄、清掃、風呂、シャワー、洗濯水などの用途に欠かせない生活用水について、タンク、貯水槽及び災害用井戸等の整備など、確保手段の多様化に努める。

災害用井戸（災害時に汲み上げた水を飲料水や生活用水として直接又は職員等を通じて住民へ提供できる井戸）の整備にあたっては、個人や事業者が管理する井戸の活用を検討する。

第3 食料の供給

災害時に被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食料について、救助に必要な食料の確保とその供給の確実を期するものとする。

1 供給の基準

(1) 供給対象者

供給対象者は、次のとおりであるが、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対しては、要配慮者に配慮した食料の提供、優先供給など、十分に配慮して供給するものとする。

ア 被災者及び災害救助従事者

イ 米穀の供給機構が混乱し、食料の確保ができない町民

(2) 供給品目

給与する食品の品目は、次のとおりとする。

ア 前項アにあつては、米穀（米飯を含む。）、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調製粉乳とする。

イ 前項イにあつては、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び乳製品とする。

(3) 供給基準量

1人当たりの配給量は、次表のとおりである。

品 目	基 準
米 穀	被災者 1食当たり 精米200グラム以内 応急供給受配者 1人1日当たり 精米400グラム以内 災害救助従事者 1食当たり 精米300グラム以内
乾 パ ン	1食当たり 1包（92グラム入り）以内
缶 入 り パ ン	1食当たり 1缶（100グラム入り）以内
食 パ ン	1食当たり 185グラム以内
調 製 粉 乳	乳児1日当たり 200グラム以内
ア ル フ ァ 米	1食当たり 100グラム以内
乾 燥 が ゆ	1食当たり 20グラム以内

2 必要数量の把握

福祉部調査・物資班は、避難者へ供給する食料の必要数量を把握する。

3 食品の調達

食品が必要な場合には、次により調達するものとする。

(1) 町内販売業者からの調達

町内の米穀小売販売業者や食品販売業者から必要量の米穀や食品を調達する。

(2) 応援協定に基づく緊急調達

町が締結している「災害時における協力支援に関する協定」に基づき、ちちぶ農業協同組合から農作物及び生鮮食料品の調達をする。また、大規模な災害により、町内販売業者から必要量の食品の調達が困難な場合は、近隣市町から必要量の食品を緊急調達する。

調達時の留意事項

- ① 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳幼児に対して調製粉乳など、また寒い時期には温かなものなど）。
- ② 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

資料編 ○災害時における協力支援に関する協定

(P 45)

4 県への調達要請

(1) 米穀の調達

ア 大規模な災害のため、町内米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請する。

イ 町長は、交通、通信の途絶、被災地の孤立化等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で、関東農政局企画調整室及び生産部業務管理課の協力のもと、農林水産省農産局又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付 総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引き渡しを要請し、供給する。

(2) その他の食品の調達

大規模な災害のため、町内食品販売業者等では不足する場合は、知事に調達を要請する。

5 緊急食料の集積所

町内販売業者から調達した食品や、県から搬送された食料は、資料編に記載の施設に集積する。

なお、集積を行う場合は、集積所ごとに管理責任者や警備員等を配置し、食品管理に万全を期する。

資料編 ○救援物資集積所一覧

(P 14)

6 炊き出しの実施

炊き出しは、自治組織及びボランティアの協力を得て、炊事設備を有する各小中学校等で行う。

多大な被害を受け、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、知事に炊き出し等について協力を要請する。

食品供給時の留意事項

- ① 食料の配分に当たっては、事前に広報等により情報を提供するとともに、公平の維持に努める。
- ② 食料の配分を希望する在宅避難者は、所定の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で配布を受けることとする。
- ③ 自ら受け取りに来られない高齢者や障がい者へは、自治組織やボランティアが配布を支援する。
- ④ 避難生活が長期化した場合には、提供する食事内容の改善と食中毒対策に努める。

7 実施状況報告

本部長は、炊き出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

第4 生活必需品等の供給

災害時に被災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資については、その確保と支給の確実を期するものとする。

1 供給の基準

(1) 対象者

対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(2) 給（貸）与の品目

急場をしのぐ程度の、必要最低限の生活必需品等を給与又は貸与する。具体的には、被害の実情に応じおおむね次に挙げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 寝具（タオルケット、毛布、布団等）

イ 外衣（洋服、作業衣、子供服等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等）

エ 身の回り品（タオル、手拭い、靴下、サンダル等）

オ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

カ 食器（茶碗、皿、箸等）

キ 日用品（石けん、塵紙、歯ブラシ等）

ク 光熱材料（マッチ、LPガス、ローソク等）

2 必要品目の把握

福祉部調査・物資班は、避難者が必要とする被服、寝具その他生活必需品を把握する。

3 生活必需品の調達

(1) 農業協同組合、町内販売業者からの調達

農業協同組合、町内販売業者から被災者ニーズに応じた生活必需品を調達する。

(2) 応援協定に基づく緊急調達

町が締結している「災害時における協力支援に関する協定」に基づき、ちちぶ農業協同組合から生活必需品の調達をする。また、大規模な災害により、町内販売業者等から必要な生活必

需品の調達が困難な場合は、近隣市町・業者から必要とする生活必需品を緊急調達する。

調達時の留意点

- ① 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。
- ② 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
- ③ 仕分、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。
- ④ 夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- ⑤ 避難所における感染症拡大防止に必要な物資を調達する。

資料編 ○災害時における協力支援に関する協定

(P 45)

5 県への応援要請

大規模な災害のため、町内小売販売業者等及び近隣市町等から必要物資が確保できない場合又は不足する場合は、県に県の備蓄物資の放出を要請する。

6 緊急物資の集積所

町内販売業者から調達した生活必需品や、県から搬送された生活必需品は、資料編に記載の施設に集積する。

なお、集積を行う場合は、集積所ごとに管理責任者や警備員等を配置し、生活必需品の管理に万全を期する。

資料編 ○救援物資集積所一覧

(P 14)

第5 支援物資に係る業務を対応する人員の確保

町は、災害の規模が大きく、町職員等での支援物資の受入れ、被災者に対して迅速かつ適切に物資を供給することが困難である場合、受援計画に基づき、支援物資に係る業務対応に必要な人員の確保を図る。

第6 救助法適用時の費用等

飲料水の供給に要した費用、炊出し等による食品の給与に要した費用、生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

(P 167)

第18節 応急住宅対策計画

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進する。

また、災害により大規模半壊、半焼又は半壊、又は準半壊の被害を受けた住宅については、被災者の生活を当面の間維持するため、応急修理を実施する。

第1 応急仮設住宅の供給

1 用地の確保

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。町は応急仮設住宅適地の基準に従い、次の場所を応急仮設住宅建設予定地としている。

応急仮設住宅適地の基準

- | | |
|---------------|--------------------|
| ① 飲料水が得やすい場所 | ④ 住居地域と隔離していない場所 |
| ② 保健衛生上適当な場所 | ⑤ 浸水・土砂災害のおそれのない場所 |
| ③ 交通の便を考慮した場所 | |

場 所	面 積	管 理 者
下小鹿野運動場	16,333㎡	小鹿野町長
長若運動場	6,016㎡	小鹿野町長

2 応急仮設住宅全体計画の策定

町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画を策定する。

- (1) 応急仮設住宅の入居基準
- (2) 入居者の選定方法
- (3) 応急仮設住宅の管理
- (4) 要配慮者に対する配慮

3 応急仮設住宅の建設

町は、救助法が適用され、町長が必要があると認めた場合は応急仮設住宅の建設を県に要請する。

なお、応急仮設住宅を建設する際には、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するよう努める。

4 入居者の選定

町は、被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき入居者を決定する。

選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。また、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することは可能とする。

応急仮設住宅の供与対象となる世帯は「生計を一にしている実際の世帯単位」と規定されており、要件が確認できれば同性パートナーであっても支援の対象となる。

- (1) 住居が全焼（壊）又は流出した被災者

- (2) 居住する住宅がない被災者
- (3) 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

5 入居時の留意事項

(1) コミュニティ形成への配慮

それまでの地域的な結びつきや近隣の状況など、コミュニティの形成に配慮して入居させるよう努める。

(2) 要配慮者への配慮

要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

(3) 入居者の把握

町は、入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

6 既存住宅の利用

(1) 公的住宅の利用

町は、町営住宅の確保に努めるとともに、県、他市町村及び公団・公社等に空室の提供を依頼し、被災者に供給する。

ア 入居者の選定については、応急仮設住宅の入居者の選定方法に準じて町が行う。

イ 入居者管理については、管理主体が実施する。

(2) 民間賃貸住宅の利用

町は、県と連携して関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、借上又は斡旋の方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。救助法が適用された場合は、県に対し民間賃貸住宅の一時借上又は斡旋による提供を要請することができる。

ア 入居者の選定については、応急仮設住宅の入居者の選定方法に準じて町が行う。

イ 入居者管理については、県が定める基準に準じ管理主体が実施する。

7 入居期間

応急仮設住宅の入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去する。

第2 被災住宅の応急修理

町は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象とし、日常生活に不可欠の部分について必要最低限の修理を行う。

1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

町は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊（相当）の被害を受けた者を対象とし、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある部分について緊急の修理を行う。

(1) 修理の判断

現場確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否かについて判断を行う。

(2) 修理の範囲

屋根、外壁、窓ガラス等で、雨水の侵入等による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分

(3) 修理の期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(1) 修理戸数の決定

町は、被害状況、住家の被害認定（り災証明発行のため実施するもの）等により修理戸数を決定する。

(2) 応急修理の実施基準

被害家屋の応急修理は、次の基準で実施するものとする。

ア 修理対象者

災害により住宅が半焼又は半壊若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者、又は大規模半壊の被害を受けた者

イ 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

ウ 修理の期間

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。

(3) 応急修理の実施

町は、一般社団法人埼玉県建設業協会秩父支部等の協力により応急修理を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

(4) 県への報告

町は、応急修理した結果を県（都市整備部）に報告する。

第3 救助法適用時の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を町長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用、また町が実施した被災住宅の応急修理の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

(P167)

第 19 節 文教対策計画

災害時において、幼児・児童・生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講ずる。

第 1 事前準備

1 応急教育計画の樹立

校長（「園長」を含む。以下同じ。）は、学校の立地条件などを考慮した上、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等につき明確な計画を立てておくものとする。また、学校の危機管理体制を整備し充実させるとともに、教職員の危機管理能力の向上に努める。

2 災害発生への備え

校長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。

- (1) 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法等を検討してその周知を図る。
- (2) 町教育委員会、警察、消防機関及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立すること。
- (3) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておくこと。

第 2 応急教育

1 文教施設・設備の応急復旧対策

被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

2 応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は、当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

3 応急教育の方法

- (1) 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- (2) 被害の程度により臨時休校の措置をとることも予想されるので、授業のできなかった時間について補習授業等を行い、その万全を期する。

4 給食等の措置

- (1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが、速やかに応急処理を行い給食実施に努める。
- (2) 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- (3) 学校が地域住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されることが予想されるので、学校給食及び炊き出しの調整に留意するものとする。
- (4) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

5 教育実施者の確保

災害のため、教職員に欠員を生じた場合は、県教育委員会に連絡し、不足職員の緊急派遣を求め、学校教育の正常な運営に支障のないよう努める。

第3 教材・学用品等の調達及び配給の方法

被災児童・生徒等に対する学用品の給与は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

1 給与の対象者

学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒に対して行う。

2 給与の範囲

学用品の給与は、被害の実情に応じて、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書（教材を含む。）
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 給付の時期

災害発生の日から教科書（教材を含む。）については1月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

4 救助法適用時の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

(P 167)

5 授業料の減免、奨学金貸与の措置

- (1) 被災により授業料の減免が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講ずるものとする。
- (2) 被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与を必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより奨学金貸与についての措置を講ずるものとする。

6 その他の事項

- (1) 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。なお、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休校の措置を含め、児童・生徒等の登下校の安全確保に努める。
- (2) 学校以外の教育機関においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。なお、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休所（館）を含む適切な措置を講ずる。
- (3) 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。
- (4) 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

第20節 障害物除去計画

災害に際して、土砂、立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障を来す場合には、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

第1 住宅関係障害物の除去

1 除去作業の実施

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

2 対象者

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

3 除去の期間

被災住宅の障害物除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

4 除去の支援

町は、災害の規模が大きく対応が困難な場合、県に隣接市町村からの派遣を要請する。

5 救助法適用時の費用等

住宅に対する障害物の除去に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」	(P167)
-----------------------------	--------

第2 道路等の障害物の除去

1 道路上の障害物

道路上の障害物の除去について、道路の応急復旧の計画の樹立とその実施は、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路管理者が行うものとする。

除去に当たっては、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定する。

2 河川における障害物の除去

河川における障害物の除去については、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川管理者が行うものとする。

除去する障害物の優先順位については、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮した上で決定する。

第3 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、次の基準により災害発生場所の近くに設けるものとする。

1 交通に支障のない町有地を選ぶものとする。

2 適当な場所がないときは、民有地を使用することとなるが、この場合においては、所有者との間に補償契約を締結するものとする。

第 2 1 節 緊急輸送計画

災害時における応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段等を的確に確保し、活動人員や救援物資等の円滑な輸送を行う。

第 1 輸送の基本方針

1 基本方針

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。

- (1) 町民の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 災害の防止、被害の軽減、拡大防止のために必要な輸送
- (3) 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

2 輸送の対象

輸送の対象は、おおむね次のとおりである。

- (1) 被災者の避難のための輸送（災害発生のおそれがある場合の要配慮者の避難支援含む。）
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 遺体の捜索のための輸送
- (6) 遺体の処理のための輸送
- (7) 救済用物資の輸送

第 2 陸上輸送

1 輸送路の確保

(1) 被害状況の把握

土木部産業・交通班及び地区調査員は、道路の被害状況等を速やかに把握し、町本部に報告する。町本部は、直ちに調査結果を県に報告する。

(2) 道路の応急復旧作業

ア 作業順位の決定

町は、道路の被害状況調査結果をもとに、緊急性を考慮し、応急復旧順位を決定する。

なお、効率的な応急復旧のために、一般社団法人埼玉県建設業協会秩父支部等と復旧区間等について、事前協議を行う。

イ 応急復旧作業

道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、一般社団法人埼玉県建設業協会秩父支部に協力を依頼するほか、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施し、迅速な交通確保に努める。特に、避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。

ウ 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

2 輸送手段の確保

(1) 町有車両の管理

町有車両は、総務部総務班が集中管理し、適切に配車する。

(2) 車両の調達

町有車両だけでは不足する場合、又は不足が予想される場合は、総務班は、次により必要な車両を調達する。

ア 民間輸送機関への協力依頼

イ 一般社団法人埼玉県トラック協会秩父支部への要請

ウ 県への要請

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の使用者は、確認機関による審査を受け、標章及び証明書の交付を受ける。なお、交付を受けた標章は車両の前面の見やすい場所に掲出する。

資 料 編	○緊急通行車両等確認申請書	(P 138)
	○標章	(P 139)
	○緊急通行車両等確認申請受理簿（届出済証・標章等）	(P 139)
	○緊急通行車両等事前届出書	(P 140)
	○緊急通行車両等事前届出済証	(P 140)

緊急通行車両の確認手続等については、風水害・事故災害等対策編第2章第11節「交通対策計画」に定めるところによる。

第3 航空輸送

1 航空輸送の実施

災害により道路が寸断されるなど陸上輸送が困難な場合、又は重症者など緊急輸送が必要な場合は、県、また必要によって県を通じて自衛隊にヘリコプターの出動を要請する。

2 交通の確保

直ちに臨時ヘリポートの緊急点検を行い、使用可能状況を県へ報告する。

資 料 編	○飛行場外離着陸場一覧	(P 14)
	○防災航空隊出場要請（受信）書	(P 141)

第4 集積場所及び要員の確保

救援物資の集積、配分業務を円滑に行うため、資料編に記載の施設を救援物資の集積場所として設定し要員を派遣する。

資 料 編	○救援物資集積所一覧	(P 14)
-------	------------	--------

第5 救助法適用時の費用等

応急救助のための輸送に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資 料 編	○災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」	(P 167)
-------	-------------------------	---------

第22節 要員確保計画

第1 労務供給計画

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、民間団体への協力依頼、公共職業安定所への求人依頼等により労働者を確保し、労務供給の万全を図る。

1 実施責任者

- (1) 災害応急対策に必要な作業員等の雇上げは、町長が行う。
- (2) 救助法が適用された場合の作業員等の雇上げによる労務の供給は、あらかじめ知事から職権を委任されている救助に関する雇上げや、知事の救助を待つことができないときは、町長が行う。

2 雇用方法

町本部は、災害の規模、程度により本部の要員等が不足すると判断したときは、次の方法により、労働力を確保する。

- (1) 一般社団法人埼玉県建設業協会秩父支部、女性団体等民間団体への協力要請
- (2) 秩父公共職業安定所長に対する求人依頼
- (3) 知事に対する斡旋の要請

3 労務内容

応急救助の実施に必要な労力の供給は、次の救助を実施する者に必要な最小限の要員の雇用によって実施する。

- (1) 被災者の避難に係る支援（災害発生のおそれがある場合の要配慮者の避難支援含む。）
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 遺体の搜索
- (6) 遺体の処理
- (7) 救済用物資の整理配分及び輸送

4 救助法適用時の費用等

応急救助のための賃金職員等雇上げ費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」	(P167)
-----------------------------	--------

第2 ボランティア受入対策

大規模な災害が発生した場合、多数のボランティアが救援活動に駆けつけることが予想されるため、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、小鹿野町社会福祉協議会と緊密な連携を図り、ボランティアの受入れ及び調整等ボランティア活動支援のための対策を講ずる。

1 ボランティアの受入れ

(1) 受入窓口の設置

町の地域以外からのボランティアを円滑に受け入れるため、小鹿野町社会福祉協議会等と連携を図り、ボランティアが効果的な活動ができるよう、町は、ボランティアの活動拠点となる「町災害ボランティアセンター」を「保健福祉センター」に設置する。

(2) 町災害ボランティアセンターの運営

町災害ボランティアセンターの運営は、ボランティア団体が主体となって、ボランティアの受入れ、振り分けなどを行う。

ボランティア活動の例示

- ① 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分等
- ② 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護 メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等
- ③ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士
- ④ 土砂災害に係る砂防ボランティア
- ⑤ 災害時動物救護活動 等

2 町の支援活動

(1) 関係機関との連絡調整

町は、町災害ボランティアセンターが、効果的なボランティア活動が実施できるよう、関係機関との連絡調整を行う。

(2) 情報の提供

ボランティア活動が円滑にできるよう、被災地に関する情報等を提供する。

(3) 県等への派遣要請

町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等の支援を要請する。

(4) ボランティア宿営地の提供

町の地域以外からのボランティアに対して、町有地の中からボランティア宿営地を提供する。

第 2 3 節 環境衛生計画

災害時には、道路障害等によりし尿、生活ごみの収集が困難となり、また大量のがれきが発生することが予想されるほか、汚水の溢水など衛生条件の悪化に伴い、感染症等がまん延するおそれがある。このため、廃棄物の処理を適正に行うとともに、保健所等の指導に基づき、感染症発生の未然防止を図るなどの確な防疫活動を実施し、環境衛生の保全に努める。

第 1 廃棄物処理計画

被災地におけるし尿、生活ごみ及びがれき、解体ごみの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

1 実施責任者

災害により生じた廃棄物の処理は、町が適正に行うものとする。町のみでは適正な処理が困難な場合は、県に広域的な支援を要請する。

町は、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備するため、事業者等との災害廃棄物処理に係る協定の締結を図るものとする。

また、「小鹿野町災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づき、発災後直ちに災害廃棄物の仮置き場の選定、分別等ができるよう、災害廃棄物処理に必要な体制整備の強化を図る。

2 し尿処理

大規模災害発生に伴い電気・上水道などのライフラインの供給が停止することにより、通常のし尿処理が困難となることが想定される。

このため、速やかに仮設トイレ、し尿処理活動体制を確立し、地域の環境衛生を確保する。

(1) 処理施設の被害状況の把握

衛生センターは、施設及び設備の被害状況を把握し、直ちに稼働できるよう応急措置をとるとともに、町本部に報告する。

また、甚大な被害が生じ、し尿処理が困難になったときは、近隣市町に協力を要請する。

し尿処理施設

施設名	所在地	処理能力	電話番号
小鹿野町衛生センター	小鹿野町伊豆沢10	50kℓ／日	0494-75-0352

(2) 応急し尿処理計画

被災状況によるし尿の排出量、「衛生センター」の処理能力、収集ルート of 道路事情を踏まえ、災害廃棄物処理計画を作成する。

ア し尿の排出量の把握

イ 簡易トイレ・仮設トイレの設置場所、必要設置箇数の確認

(3) 仮設トイレの設置

ア 水洗トイレや浄化槽が使用不可能な場合には、備蓄の簡易トイレや民間から借り上げた仮設トイレを避難所等に設置する。

なお、設置に当たっては、障がい者等への配慮を行うものとする。

イ 浄化槽のマンホールを取り、板を渡し、浄化槽を便槽代わりに使用してし尿を汲み取るものとする。

ウ 仮設トイレの設置、清掃、消毒等の維持管理は、自主防災組織の協力を得て行い、仮設トイレの使用方法及び衛生の確保について町民に啓発する。

エ 水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに行い、避難所の衛生向上を図る。

(4) し尿収集活動

避難所等のし尿の汲み取りは、民間業者に業務を委託し、効率的な配車、収集に努める。

3 ごみ処理

災害時に発生するごみは、避難所ごみを含む生活ごみや家具等の粗大ごみ加わり、膨大な量になることが予想される。

このため、町は、速やかに人員を確保し、関係機関との連携・応援を含めた活動体制を早期に確立することにより、災害により排出されたごみを迅速かつ効率的に処理し、地域の環境衛生を確保する。

(1) 処理施設の被害状況の把握

秩父広域市町村圏組合は、施設及び設備の被害状況を把握し、直ちに稼働できるよう応急措置をとるとともに、町本部に報告する。

また、甚大な被害が生じ、ごみ処理が困難になったときは、近隣市町に協力を要請する。

ごみ処理施設

施設名	所在地	処理能力	施設管理者	電話番号
秩父クリーンセンター	秩父市栃谷1477	150 t / 24 h	秩父広域市町村圏組合	0494-24-8050
秩父環境衛生センター	秩父市山田1100	—	秩父広域市町村圏組合	0494-23-8921

(2) 応急ごみ処理計画

被災状況によるごみの排出量、「秩父クリーンセンター」「秩父環境衛生センター」の処理能力、収集ルート of 道路事情を踏まえ、災害廃棄物処理計画を作成する。

ア 処理能力を超える大量のごみが発生すると予測される場合は、周辺の環境、道路交通や被災地の状況等に留意し、一時集積場を確保する。

イ 道路の被害状況により、収集ルートを検討し、ごみ集積場の変更を行う。

(3) ごみ収集活動

ア 地域での一時仮置き

大規模災害時には、大量のごみが発生し、また道路交通の支障等により、迅速な収集・処理が困難なことが予想されるため、状況によって被災地域に一時的な仮置場を設置する。

(ア) 収集困難な地域においては、自治会、避難所ごとに一時仮置場を設けて対応する。

(イ) 一時仮置場の整理、管理は、自治会等の協力を得て行う。

(ウ) 一時仮置場は、定期的に消毒を実施するなど環境衛生に十分配慮する。

イ ごみの収集

(ア) 廃棄物のうち、腐敗しやすく防疫上早急に収集すべき生ごみを最優先に収集する体制を確立し、「秩父クリーンセンター」での処理に努める。

(イ) 家具等のごみは、大量に発生することが予想されることから、道路通行上支障がある等緊急を要するものから収集するなど、適切な収集処理計画を策定して実施する。

(4) 広報活動

分別の徹底等を広報するとともに、ごみの排出抑制や不法投棄禁止などごみ出しマナーの徹底を呼び掛ける。

(5) 応援要請

ア 民間の廃棄物処理業者へ協力を要請し、稼働可能な人員、車両等を把握し、計画的な収集に努める。また、必要に応じ一般社団法人埼玉県建設業協会秩父支部等へ協力を要請する。

イ 町本部は、町だけで対応できないと認める場合には、県等に対して応援を要請し、計画的、効率的な収集に努める。

4 がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理

大規模災害発生時には、建物の倒壊、焼失及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等が大量に発生することが予想される。

そのため、選別・保管のできる仮置場と大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確認し、それらの廃棄物を適正かつ効率よく処理する。

(1) 仮置場の確保

除去した災害廃棄物の仮置場は、原則として交通に支障のない次の公有地とする。ただし、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や、発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握にも努める。

当該公有地だけでは不足する場合等には、賃貸借契約を締結し私有地を使用する。ただし、緊急の場合は口頭をもって了解を求め、事後速やかに契約を締結するものとする。

災害廃棄物仮置場

名 称	位 置
山村広場	小鹿野町両神薄2650

(2) 応急がれき処理計画

被災状況によるがれきの発生量、最終処分までの処理ルートの道路事情を踏まえ、災害廃棄物処理計画を作成する。

(3) がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理活動

町は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬するものとする。また、町の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。

町は、町民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努める。

(4) 応援要請

民間処理業者に協力を要請し、また、県等に対して応援要請し、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。

また、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

5 損壊家屋の解体

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

6 災害廃棄物の処理に係る業務対応の人員の確保

町は、災害の規模が大きく、町職員等での災害廃棄物等の処理対応が困難である場合、受援計画に基づき、生活ごみ、避難所ごみ等及び災害廃棄物に係る対応に必要な人員の確保を図る。

第2 防疫活動

被災地においては、衛生条件の悪化により、感染症等がまん延するおそれがある。

そのため、家屋の消毒、昆虫駆除等により感染症等の防止措置や被災者に対する防疫活動を実施する。

1 町の防疫組織

保健部医療班は、秩父保健所の指示のもとに秩父郡市医師会等の協力を得て、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

町は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示にしたがって次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施する。実施に当たっては、同法施行規則第14条に定めるところにしたがって行う。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、同法施行規則第15条に定めるところにしたがって行う。

(3) 物件に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては、同法施行規則第16条に定めるところにしたがって行う。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を受け入れ、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。町は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成し、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

第3 食品衛生監視

1 食品衛生監視の実施

町は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、救援物資集積所等の救護食品の監視指導及び炊き出し実施時の衛生指導など食品に起因する危害発生の防止を実施する。

2 食品衛生監視班の派遣要請

町は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に食品衛生監視班の派遣を要請し、次に示す食品衛生の監視活動を求める。

- (1) 救護食品の監視指導及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する被害発生の防止

第4 被災動物の救援

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立する。

1 動物救護本部への要請

災害時には、県、獣医師会及び動物関係団体が連携して動物救援本部を設置し、次の事項を実施することとなっている。

このため、状況によっては、動物救援本部に必要な救援を要請する。

- (1) 動物保護施設の設置
- (2) 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- (3) 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- (4) 飼養困難動物の一時保管
- (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- (6) 動物に関する相談の実施等

2 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は、県、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

3 避難所における動物の適正な飼養

町は、避難所を設置した場合に、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、県から適正飼養の指導等を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第3章 災害復旧復興対策計画

第1節 迅速な災害復旧計画

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

第1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、町が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は、次に示すとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他の資金計画
- 11 その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。

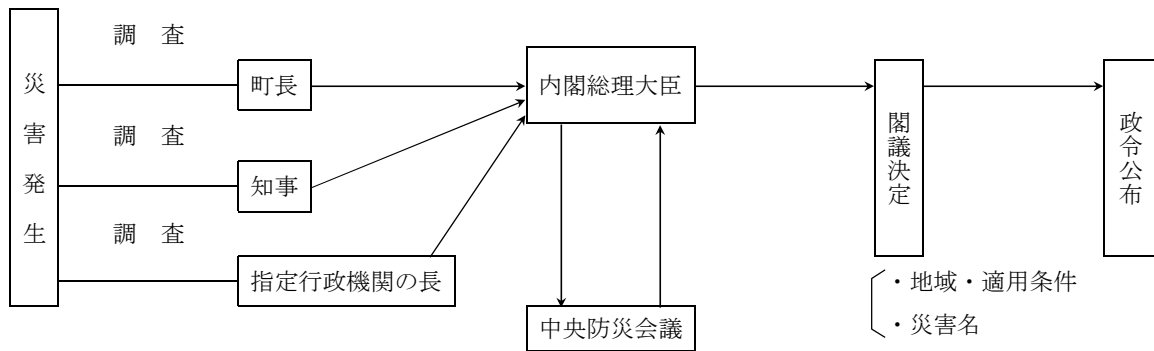
財政援助根拠法令は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 水道法

2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は県と連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(1) 財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設復旧事業関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
- (セ) たん水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (キ) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

(ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

(イ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の特別の財政援助及び助成

(ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(ウ) 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

(オ) 水防資材費の補助の特例

(カ) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

(キ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(2) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定されしだい速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係町民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第2節 計画的な災害復興計画

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機にまちや地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。また、ジェンダー主流化の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障がい者等あらゆる県民が住みやすい共生社会を実現する。

第1 災害復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第2 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

2 災害復興計画の策定

町は、大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の町民が避難等を余儀なくされた地域など、大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に定める要件に該当する地域が発生した場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3 災害復興事業の実施

1 被災市街地復興特別措置法上の手続

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

(1) 町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

(2) 町は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ復興手続について検討を行う。

(3) 町は、復興まちづくりの人材育成のため、復興まちづくりイメージトレーニングを実施する。

第4 職員の派遣要請

1 地方行政機関の職員の派遣要請及び斡旋要求

町は、復興計画の作成等のため必要があるときは、関係地方行政機関の長に対し復興法第53条の規定により、職員の派遣を要請することができる。また、知事に対し復興法第54条の規定による関係地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町は、事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を求めることができる。

第3節 生活再建等の支援計画

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、関係者が連携し、被災者の生活再建等のきめ細かな支援を行い、町民生活の安定を講ずる。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育等広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。

第1 被災者支援・相談業務に対応する人員の確保

町は、災害の規模が大きく、町職員等での被災者支援・相談業務が困難な場合、受援計画に基づき被災者支援・相談業務に必要な人員の確保を図る。

被災者支援・相談業務は下記のとおりとする。

- 1 被災者の生活再建の支援
- 2 被災者の不安軽減を目的とした電話による問合わせ対応
- 3 生活再建・事業再建に係るワンストップ相談窓口の設置 等

第2 被災者の生活確保

- 1 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び町は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3 被災者への融資等

- 1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対し、生活福祉資金貸付制度に基づき、「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」の貸付を相談支援とともに行う。

【住宅の補修等に必要な経費】

貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がある場合は無利子）

【災害を受けたことにより臨時に必要な経費】

貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

(2) 災害復興融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復旧住宅資金融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

【建設資金融資】

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金と併せて融資する。
貸付限度	①建設資金（基本融資額）1,460万円以下 ②建設資金（特例加算額）450万円以下 ③土地取得資金（基本融資額）970万円以下 ④整地資金（基本融資額）390万円以下
利率	基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

【補修資金融資】

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ「り災証明書」（り災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金と併せて融資する。
貸付限度	①補修資金 640万円以下 ②引方移転資金・整地資金 390万円以下
利率	基本融資年額1.20%
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。 （ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、町が実施主体となり、小鹿野町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき実施する。

【災害弔慰金の支給】

対 象 災 害	① 県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 町の区域内において、自然災害により 5 世帯以上の住居の滅失があった場合、町の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が 5 以上の市町村が 3 以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支 給 対 象	① 上記の災害による死亡者（3 か月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支 給 対 象 遺 族	死亡した者の死亡当時における配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）である。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫、又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。
支 給 額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② ①以外の場合 250万円
費 用 負 担	国 1 / 2、県 1 / 4、町 1 / 4

【災害障害見舞金の支給】

対 象 災 害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者とする。
支 給 額	① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円
費 用 負 担	災害弔慰金の場合と同様である。

【災害援護資金の貸付】

対 象 災 害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が 1 箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が 1 人 220万円 ② " 2 人 430万円 ③ " 3 人 620万円 ④ " 4 人 730万円 ⑤ " 5 人 730万円に、世帯員の人数から 4 人を除いた者 1 人につき 30 万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず 1,270 万円

貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1／3以上の損害		
貸付金額	① 世帯主の1か月以上の負傷	限度額	150万円
	② 家財の1／3以上の損害	〃	150万円
	③ 住居の半壊	〃	170（250）万円
	④ 住居の全壊	〃	250（350）万円
	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	〃	350万円
	⑥ ①と②が重複	〃	250万円
	⑦ ①と③が重複	〃	270（350）万円
	⑧ ①と④が重複	〃	350万円
	※（ ）は、特別の事情がある場合の額		
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間		
利率	年1％ ただし、据置期間中は無利子（保証人がいる場合は無利子）		
費用負担	貸付原資の2／3を国庫補助、1／3を県負担とする。		

2 被災中小企業への融資

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう、次の措置を実施する。

また、町は、中小企業関係団体と連携してこの特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

(1) 県制度融資の貸付

【経営安定資金（災害復旧関連）】

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの（組合含む） ① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、町長の認定を受けている者又は災害の影響を受け、町のり災証明を受けていること	
融資限度額	設備資金8,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金8,000万円	
資金使途	設備資金及び運転資金	
	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金10年以内
	利率	大臣指定 年1.0～1.2％以内（令和5年10月時点） 知事指定 年1.1～1.3％以内（ 〃 ）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
申込受付場所	中小企業者は西秩父商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

(2) 埼玉県信用保証協会への要請

埼玉県信用保証協会に対し、り災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。

(3) 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

(4) 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

(5) 中小企業者に対する周知

町及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

3 被災農林漁業関係者への融資等

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資される。また、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に行われるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

【天災融資法に基づく資金融資】

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額 （激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合又は金融機関
担保	保証人
その他	町長の被害認定を受けたもの

【①農林漁業施設資金（災害復旧）】

貸付の相手方	①農林漁業を営む者 ②農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等
資金使途	災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金 ①果樹の改植等（主務大臣指定施設） 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 ②個人施設（主務大臣指定施設） 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 ③共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用
貸付利率及び償還期限	①貸付利率 0.16～0.30%（令和4年2月21日現在） ②償還期限 15年（うち据置期間3年）以内 ただし、果樹は25年（うち据置期間10年）以内 共同利用施設は20年（うち据置期間3年）以内
貸付限度額	負担額の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額 （共同利用施設は負担額の80%）
取扱融資機関	株式会社日本政策金融公庫

【②農林漁業セーフティネット資金】

期 間	15年（据置3年以内を含む）以内
貸付利率	年0.20%～0.60%（令和4年9月20日現在）
貸付限度額	600万円以内、簿記記帳を持っているものに限り、特例を受けられる場合有り
取扱融資機関	株式会社日本政策金融公庫

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】

貸付の相手	被害農林水産業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	町長の被害認定を受けたもの

【農業災害の補償等】

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体と連携し、農業保険業務の迅速、適正化を図る。

支 払 の 相 手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業 対象物	農作物（水稻、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）
支 払 機 関	農業共済組合

第4 義援金・義援物資の受入れ・配分計画

全国の市町村から送付されてくる義援金・義援物資を適切に受け付け、仕分等を行い、被災者に確実に配分するものとする。

1 義援金・義援物資の受入れ

(1) 義援金・義援物資の受付

町に寄託された義援金、町長あての見舞金及び義援物資は、福祉部調査・物資班が受け付ける。

(2) 義援物資の仕分

受付を行った義援物資は、食料、生活必需品や医薬品などの種別ごとに仕分を行い、避難所等に搬送する。

なお、仕分作業は、必要に応じて他の部班の応援やボランティア等の活用等により行う。

2 義援金・義援物資の配分

町は、町に寄託された義援金、また県又は日赤から送付された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。また、町は、被災者への義援金の支給状況について、県配分委員会に報告を行う。

町は、町に寄託された義援物資、また県又は日赤から送付された義援物資を日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。

3 義援物資の保管場所

受付・仕分された義援物資は、状況によっては配分までの間、一時的に救援物資集積所において保管する。

第5 被災者生活再建支援制度

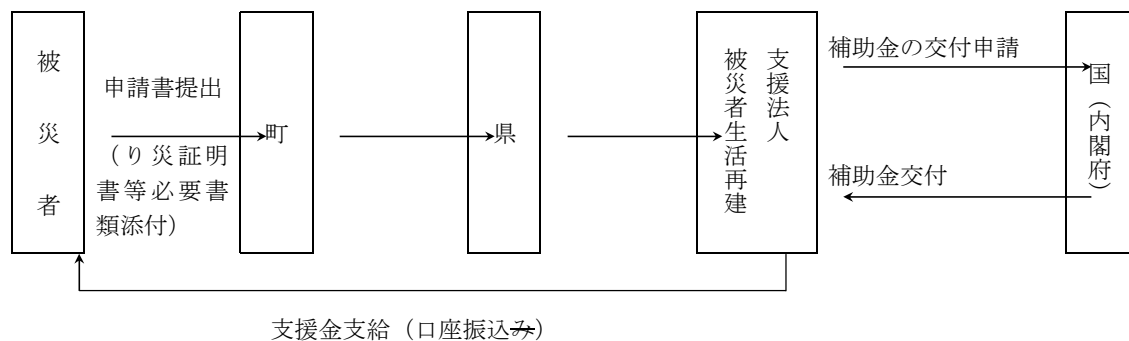
自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者生活再建支援制度の概要

目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。																													
対 象 災 害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																													
対 象 災 害 の 規 模	政令で定める自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害																													
支 援 対 象 世 帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満																													
支 給 金 の 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の3／4の額） ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ＜ 全壊、解体、長期避難、大規模半壊 ＞ <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ＜ 中規模半壊 ＞ <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr></table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給				住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																										
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																										
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																											
支給額	200万円	100万円	50万円																											
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																											
支給額	100万円	50万円	25万円																											
町	①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び県への送付																													

県	①被害状況の取りまとめ ②災害が法適用となる場合の内閣府等へ報告及び公示 ③支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付
被災者生活再建支援法人	①国への補助金交付申請等 ②支援金の支給 ③支給申請書の受領・審査・支給決定 ④申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

被災者生活再建支援金の支給手続



第6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にもかかわらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

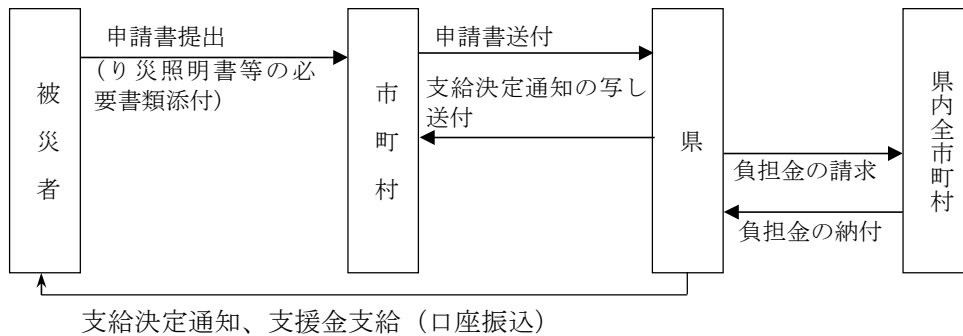
このため、県と県内市町村の相互扶助により、支援法の適用にならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

町は、当該被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

目 的	被災者生活再建支援法の適用とならなかった地域において、県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																				
対 象 災 害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																				
対 象 災 害 の 規 模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																				
支 援 対 象 世 帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																				
支 援 金 の 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額） ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>支給額</td></tr><tr><td>全壊、解体、長期避難</td><td>1 0 0 万円</td></tr><tr><td>大規模半壊</td><td>5 0 万円</td></tr></table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr><tr><td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td><td>2 0 0 万円</td><td>1 0 0 万円</td><td>5 0 万円</td></tr><tr><td>中規模半壊</td><td>1 0 0 万円</td><td>5 0 万円</td><td>2 5 万円</td></tr></table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容			住宅の被害程度	支給額	全壊、解体、長期避難	1 0 0 万円	大規模半壊	5 0 万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	全壊、解体、長期避難、大規模半壊	2 0 0 万円	1 0 0 万円	5 0 万円	中規模半壊	1 0 0 万円	5 0 万円	2 5 万円
住宅の被害程度	支給額																				
全壊、解体、長期避難	1 0 0 万円																				
大規模半壊	5 0 万円																				
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																		
全壊、解体、長期避難、大規模半壊	2 0 0 万円	1 0 0 万円	5 0 万円																		
中規模半壊	1 0 0 万円	5 0 万円	2 5 万円																		
町	①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付																				
県	①被害状況の取りまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ支援金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定																				

埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続



埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

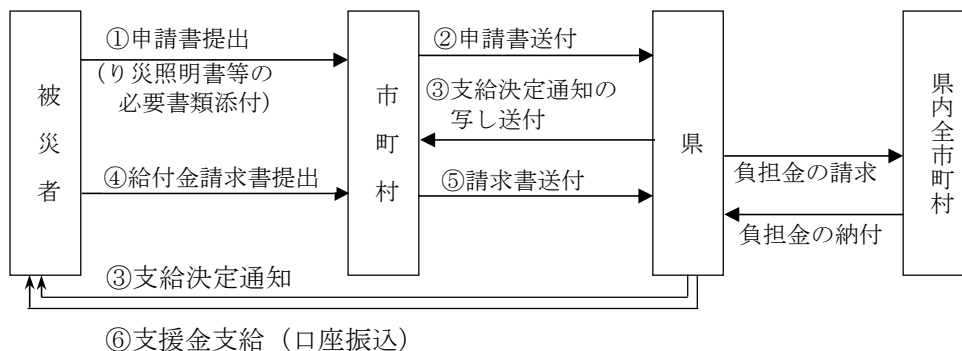
目 的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対 象 災 害	自然災害 (暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害)
対 象 災 害 の 規 模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支 援 対 象 世 帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給 付 金 の 額	補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 (※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円)
町	①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定

※埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続は、埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ

埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目 的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対 象 災 害	自然災害 (暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害)
対 象 災 害 の 規 模	自然災害の規模は問わない。
支 援 対 象 世 帯	下記の特別な理由により、県又は町が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ①全壊世帯に身体障がい者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ②全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給 付 金 の 額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
町	①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	①被害状況の取りまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定

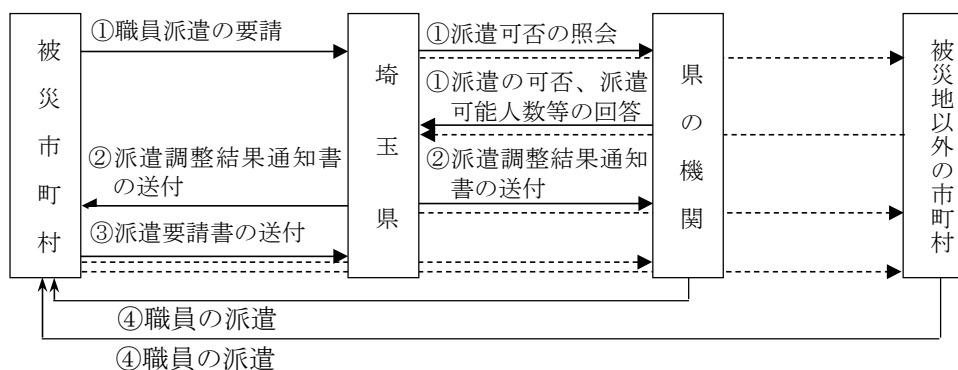
埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目 的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対 象 災 害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応 援 内 容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被 災 市 町 村 （要請市町村）	①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④派遣職員の受入れ
被 災 地 以 外 の 市 町 村 （派遣市町村）	①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣
県 （統括部、支部）	①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣

埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



第7 被災者台帳の作成・り災証明書の発行

1 取組方針

町は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。また、り災証明書は、町長が証明し、発行する。ただし、火災については秩父消防本部消防長が証明し、発行する。

2 取組内容

(1) り災証明書の発行に関する普及啓発

町は住民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図るものとする。

(2) 実施体制の整備

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(3) 被災者台帳の作成

被災者台帳の記載（記録）内容

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ・ 援護の実施の状況
- ・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・ その他（内閣府令で定める事項）

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(4) 台帳情報の利用及び提供

町は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

(5) り災証明書の発行

町は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等をもとにり災証明書を発行する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(6) 被災者支援業務の標準化

町は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定やり災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

(7) 被災者支援業務の人員の確保

町は、災害の規模が大きく、町職員等での住家の被害認定、り災証明及び被災者台帳等に係る業務の対応が困難である場合、受援計画に基づき業務対応の人員の確保を図る。

第4章 複合災害対策計画

第1節 基本方針

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、町及び県、防災関係機関は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関し必要な体制を確立し、町民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

第1 基本方針

町及び県、防災関係機関が複合災害に対応するに当たっての基本的な方針を次に示す。

1 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2 二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

3 ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや交通機関の早期復旧を図る。

第2 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、町内の災害対応資源で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、受援計画に基づき応援を速やかに確保する。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、町内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国及び県、他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

第2節 予防・事前対策

第1 複合災害に関する防災知識の普及

町は、自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、町民等に対して周知する。

1 複合する可能性のある災害の種類

- ・地震災害
- ・風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- ・大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、道路災害、放射性物質事故） など

2 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。県が想定する複合災害のパターンは以下のとおり。町においては、パターン2が想定される。

(1) パターン1

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

(2) パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

(3) パターン3

町内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはならない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

なお、いずれのパターンにしても、近隣市町や、近隣都県が同時被災する可能性を含んでおり、近隣市町及び近隣都県からの迅速な支援が得られない可能性がある。

県が想定するパターンごとの具体的なシナリオ例

パターン1	先発災害	巨大地震の発生→堤防・水門が損傷、機能低下
	後発災害	巨大台風が直撃
	影 響	河川氾濫が発生（荒川・利根川決壊など）
パターン2	先発災害	巨大地震の発生
	後発災害	復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃
	影 響	先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ
パターン3	先発災害	県内A地区で巨大地震発生
	後発災害	県内B地区で巨大地震がさらに発生
	影 響	県内対応資源が不足し、対応が困難になる

第2 複合災害発生時の被害想定の実施

町は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

第3 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、町は、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

第4 非常時情報通信の整備

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

第5 避難対策

風水害・事故災害等対策編第1章第8節「避難予防対策計画」を準用する。

なお、町は、避難所の選定に当たっては、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

第6 災害医療体制の整備

風水害・事故災害等対策編第1章第11節「医療体制等の整備計画」を準用する。

なお、町は、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

第7 災害時の要配慮者対策

風水害・事故災害等対策編第1章第9節「要配慮者安全確保計画」を準用する。

なお、町は、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

第8 緊急輸送体制の整備

風水害・事故災害等対策編第1章第5節「防災活動拠点等整備計画」及び第20節「道路災害予防計画」を準用する。

なお、町は、代替輸送路及び輸送手段について検討を行う。

第3節 応急対策

第1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給

災害時に町民の基本的な生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の調達及び迅速な供給を実施する。

1 飲料水の供給

(1) 給水の実施

ア 給水の方針

秩父広域市町村圏組合水道局及び町は、所管地域における給水計画を樹立し、飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、県に速やかに応援を要請するものとする。

イ 給水方法

町は、給水に当たっては、被災地の必要な地点に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等により浄水を供給し、浄水が得られない場合には、ろ水器機等を活用する。

ウ 応急給水資機材の調達

秩父広域市町村圏組合水道局及び町は、必要な資機材を確保する。

(2) 給水施設の応急復旧

ア 被害箇所の調査と復旧

秩父広域市町村圏組合水道局及び町は、上水道の被害状況の調査及び応急復旧工事を1週間以内に完了するよう目指すものとする。

イ 資材の調達

応急復旧資材、秩父広域市町村圏組合水道局備蓄分の他、関係機関（他市町村等、日本水道協会）及び関係業者より調達する。

ウ 技術者の斡旋

町は、応急、復旧工事を実施するため、技術者等の斡旋を県に要請する。

2 物資拠点の開設、運営及び要員の確保

(1) 物資拠点の開設、運営

町は、別に定める要領やマニュアル等に基づき、地域内輸送拠点等の物資拠点を速やかに開設・運営し、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

(2) 物資拠点の要員の確保

町は、物資拠点の要員を確保する。

3 物資（食料、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給

(1) 物資の調達、供給

町は、備蓄物資又は「災害時における協力支援に関する協定」を締結しているちちぶ農業協同組合をはじめ、他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資、冷暖房器具、燃料等の被災地の実情を考慮した物資を調達するとともに、要配慮者等のニーズや、男女

のニーズの違いにも配慮する。

(2) 米穀の供給要請

町は、被災状況等により、米穀小売販売業者の精米のみでは米穀が不足する場合は、県に米穀の供給を要請することができる。

また、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引き渡しを要請し供給する。

(3) 炊き出しの実施

町は、被災状況等に応じ避難所等の適当な場所で、炊き出しによる食料の給与を実施する。炊き出しが不足する場合は、県に炊き出しの協力を要請することができる。

4 埼玉県広域受援計画の適用について

東京23区で震度6強を観測する程度の首都直下地震が発生した場合、「首都直下地震における応急対策活動に関する具体計画」（中央防災会議幹事会）に基づき、国の応急対策活動が実施される。

その場合は、大量の救援物資を迅速かつ円滑に県広域物資拠点で受け入れ、被災市町村へ輸送する必要があるため、県地域防災計画と整合性を図りつつ、別に定める「埼玉県広域受援計画」を適用して対応するものとする。町は、県の要請に基づき協力する。

第2 緊急輸送

町は、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達、斡旋、又は人員及び物資の輸送を要請する。

第5章 広域応援計画

第1節 基本方針

7つの都県と県境を接する埼玉県は関東の中心に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。5つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側から首都圏への玄関口でもある。

首都圏同時被災となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。）が発生した場合、首都圏の都県による相互応援も困難な状況となるため、全国からの応援が必須となる。北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する埼玉県の担う役割は大きい。

本町も同時被災することから、首都圏広域災害が発生した場合には、まず迅速に町内の被害に対応し、その後、県に協力し、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとする。

また、熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ報告書を踏まえ、地方公共団体の受援を想定した体制整備が検討され策定された、国の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月）」には、応援・受援の基本的な考え方や基礎知識をはじめ、応援・受援班（担当）の設置と組織への位置づけ等、地方公共団体が応援の受入体制整備を推進するための参考事項が示されている。これを踏まえて、受援体制の整備に努めるものとする。

第2節 具体的取組

第1 事前対策

1 広域応援体制の整備

(1) 取組方針

県は、他の自治体と相互に協力して災害対応を行うため、九都県市、全国知事会（関東地方知事会）、三県知事会で相互応援協定を締結している。また、平時から、国、関係機関・団体等との連携を図るとともに、九都県市合同防災訓練等を通じて災害対応の実効性を高めている。町は、県と連携し、広域応援に当たっての協力体制の整備に努める。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・広域応援に当たっての協力体制の整備

(3) 具体的な取組内容

ア 九都県市合同防災訓練等の実施

町は、県とともに九都県市合同防災訓練等を実施し、広域連携体制を実動、図上の両面から検証する。検証結果や町の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

2 広域支援拠点の確保

(1) 取組方針

町と県は、広域応援を実施するときに必要となる物資・人的応援の受け皿となる拠点の候補地を選定・確保する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・ 広域支援拠点の確保 ・ 広域支援拠点の情報の共有
警察、消防、自衛隊	・ 広域支援拠点の情報の共有

(3) 具体的な取組内容

ア 広域支援拠点の確保

町は、県の要請に基づき、県内外の自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地を事前選定する。

なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて幅広く候補地を選定する。

(ア) 広域支援拠点

県は、首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うため、本県内の被災地近隣地域に応援の拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）を確保する。

広域支援拠点として、高速道路のインターチェンジ等から近い民間企業の所有地7か所を、部隊の宿营地や救援物資の集積地として活用する。また、広域物資拠点として、民間の卸売団地4か所において、在庫商品を救援物資として供給を受ける。

(イ) 道の駅の活用

県は、防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。

3 広域応援要員派遣体制の整備

(1) 取組方針

町は、県の要請に基づき、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、発災直後に現地に派遣する応援要員の体制を事前に整える。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・ 応援職員派遣体制の整備 ・ 広域応援要員の活動体制の整備

(3) 具体的な取組内容

ア 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員派遣に係る体制整備

町は、県が行う応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣体制の整備に協力する。

イ 国等が関与して全国的に行われる応援要員の派遣の仕組みに係る体制整備

町は、上記ア以外の国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

4 広域避難受入体制の整備

(1) 取組方針

首都圏広域災害発生時には、多くの人々が他都県から埼玉県に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、町は県と連携して、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。また、避難の長期化に備え、応急仮設住宅を提供できる体制を整備する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・避難所の選定、確保 ・公営住宅等の空き室状況の把握 ・応急仮設住宅の適地調査の実施

(3) 具体的な取組内容

町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

町は、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。

5 県内被害の極小化による活動余力づくり

(1) 取組方針

町は、減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・町民への普及啓発 ・自主防災組織の育成 ・防災基盤整備・防災まちづくり等の促進 ・事業者等による事業継続の取組の促進

(3) 具体的な取組内容

ア 町民への普及啓発

家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。

家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。

D I G、H U Gを取り入れた住民参加型の実践的な訓練を推進する。

イ 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

ウ 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

町は、防災空間の確保や建物の耐震化・不燃化を促進する。また、民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進する。

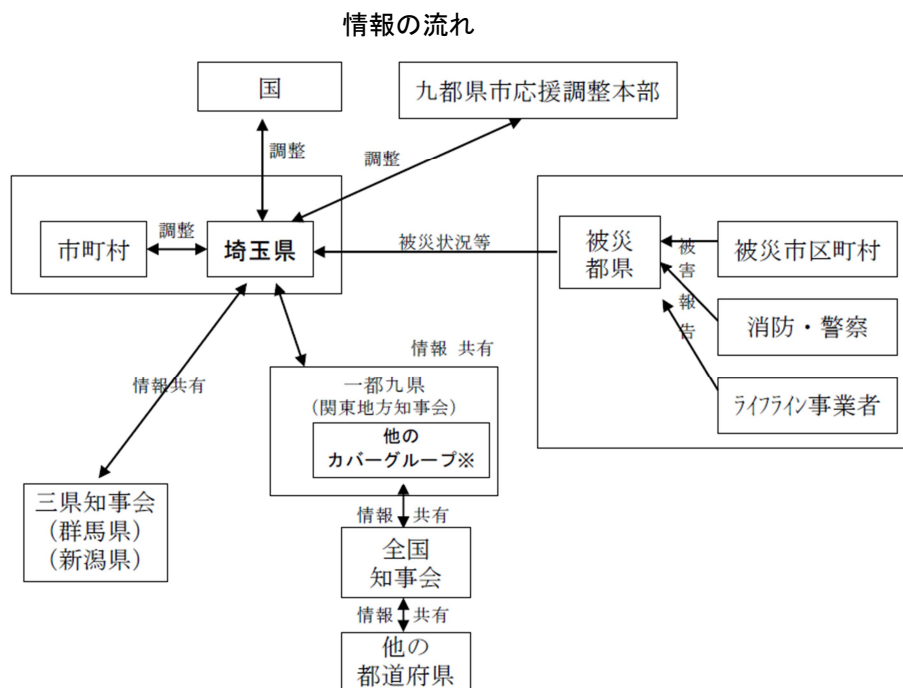
さらに、古い基準で建設された橋梁の耐震補強工事を計画的に進めるとともに、工事実施に当たっては、緊急輸送道路等を優先して実施するよう努める。

町は、老朽化の進む社会資本（橋梁等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

し、必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣する。町は、広域応援に当たって県への協力を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・広域応援に当たって県への協力



※他のカバーグループ

	グループ構成都県
第1グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
(第2グループ)	(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)
第3グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

3 広域応援要員の派遣

(1) 取組方針

町は、県の要請に基づき、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員を派遣する。被災市町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

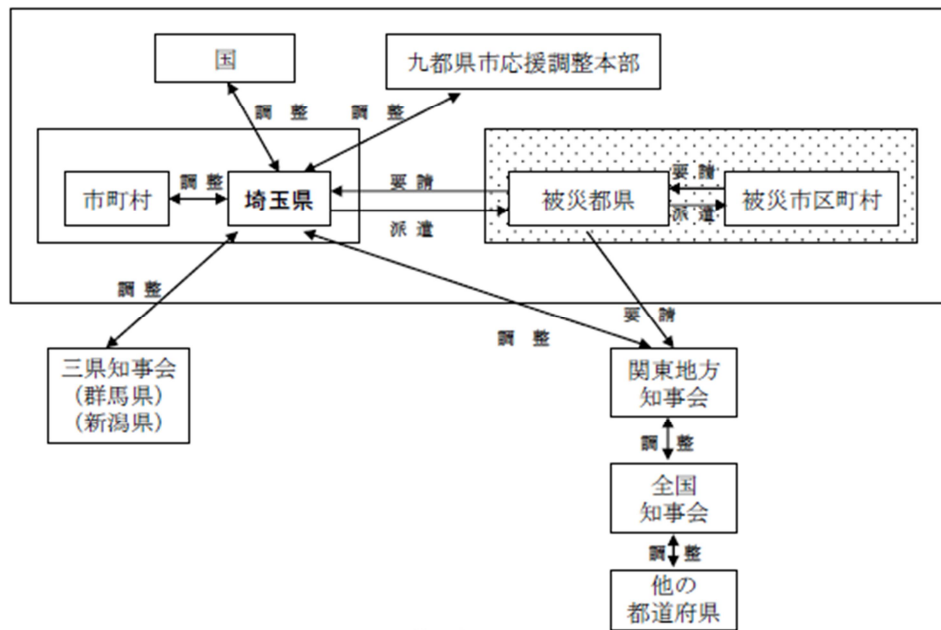
なお、様々な枠組みによる応援要員の派遣が想定されるが、どの枠組みにより派遣するかは状況により判断する（複数の枠組みによる派遣が並行して行われることも想定される。）。

町は、必要な要員の確保が困難な場合、九都県市や全国知事会、三県知事会等に要請する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・応援要員の派遣

相互応援協定に基づく広域応援要員派遣の流れ



(3) 具体的な取組内容

県は、相互応援協定や全国的な応援要員派遣の仕組み等に基づき応援要員を派遣する。町は、県の要請に基づき協力する。

<参考>災害対応時期ごとに必要とされる業務

時期	必要とされる応援要員の業務例
応急対応（短期派遣）	○避難者対策 ・避難所運営、物資搬出入、ボランティア受入支援、り災証明・住民相談、家屋被害調査 ○保健・医療・健康・福祉 ・救護所における診察・治療、死体検案支援、防疫・消毒 ・被災者の健康相談・避難所の衛生対策、心のケア支援 ○建物二次被害防止対策 ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定 ○環境 ・災害廃棄物処理支援 ○応急住宅対策 ・応急仮設住宅建設支援 ○教育・文化財 ・児童・生徒の心のケア、博物館復旧支援、文化財保護 ○環境・衛生 ・がれきの除去・運搬、し尿収集・運搬 ○ライフライン復旧 ・給水、上水道復旧 ○被災市町村行政業務支援

時期	必要とされる応援要員の業務例
復旧・復興期（中・長期派遣）	○公共土木・農林水産施設 ・公共土木施設（道路・河川・砂防）や農林水産施設（農地・農業用施設・治山・林道）の災害査定、復旧工事 ○まちづくり・都市再生 ・建築（県立学校等）の復旧工事、公営住宅整備支援、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりに係る用地取得業務 ○環境 ・震災廃棄物処理 ○保健・医療・福祉 ・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者の心のケア、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援 ○教育・文化財 ・教育活動支援 ・復旧・復興に伴う埋蔵文化財の発掘調査

4 広域避難の支援

(1) 取組方針

町は、首都圏広域災害発生時に、埼玉県との避難者発生状況を踏まえつつ、他都県からの避難者を県と連携し受け入れる。

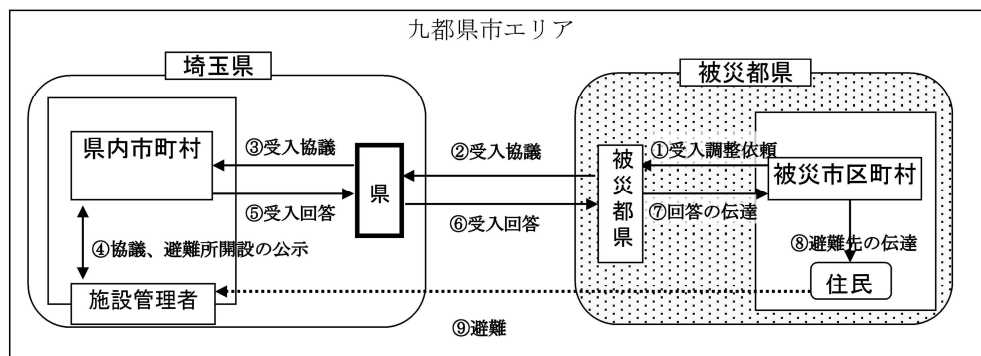
町は、県から協力を求められた場合は、町の被災状況を勘案し、広域一時滞在のための避難所提供に向けて協議を行う。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他の都県からの避難者（広域一時滞在者）を町が受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・避難所の開設・運営、避難所開設の公示
交通事業者、バス協会	・移送の実施
自主防災組織、災害ボランティア	・広域一時滞在者向け避難所の運営支援

広域避難（広域一時滞在）の流れ



(3) 具体的な取組内容

ア 応援要請と受入の流れ

- ①被災市区町村からの被災都県へ避難者受入調整の依頼
- ②被災都県内では受入困難な場合、県への要請。被災都県との受入協議
- ③県内市町村と県との受入協議
- ④県内市町村と避難所（施設管理者）との協議
- ⑤県への受入回答及び避難所開設の公示
- ⑥被災都県への受入回答
- ⑦被災都県から被災市区町村への受入回答の伝達
- ⑧被災市区町村から町民へ、避難先決定の伝達及び避難支援
- ⑨避難者の受入れ（避難誘導を含む）、避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都県と県が行う）

イ 被災都県からの応援要請及び県内市町村との受入協議

県は、首都圏広域災害の発生に伴い、被災都県知事から避難者受入の要請があった場合、本県に避難してきた者を一次的に受け入れ保護するため、町長に対して町が設置する避難所での避難者の受入を要請する。

町は、他都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう、多数を受け入れることができる施設を優先して選定する。

ウ 避難者受入方針の決定

県は、町に対し、当該避難者の受入に係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。

エ 避難所開設の公示及び避難者の受入れ

町は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び受入人員並びに開設期間の見込みを公示し、受入対象者を誘導して保護する。

オ 避難所の管理運営

風水害・事故災害等対策編第1章第8節「避難予防対策計画」を準用する。

カ 要配慮者への配慮

町は、透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。町は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

キ 自主避難者への支援

町は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

ク 避難者登録システム等の活用

県は、町の協力を得て避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都県に提供するとともに、避難者に対し被災都県に関する情報を提供する。

5 がれき処理支援

(1) 取組方針

町は、県の要請に基づき、膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理を支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・被災都県のがれき処理への協力

6 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

(1) 取組方針

町は、被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理を支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・し尿処理、ごみ処理の支援

第3 復旧・復興対策

1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）

(1) 取組方針

町は、県の要請に基づき、首都圏広域災害を想定した首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・広域復旧復興支援（職員派遣）の実施

<参考>復旧・復興に被災地で発生する主な業務

応急後期～復旧期	・帰宅困難の代替輸送、徒歩帰宅支援 ・避難所の生活環境改善 ・被災者の要望調査 ・被災者の生活相談 ・「こころのケア」のためのカウンセリング ・被災者の域外避難 ・防疫体制の確立 ・火葬体制の確立 ・被害認定調査、り災証明書の発行 ・被災住宅の応急修理の実施 ・仮設住宅（民間賃貸住宅等のみなし仮設を含む）の供給 ・税金の徴収猶予・減免措置 ・被災者生活再建支援金の給付 ・被災企業等への金融相談、事業再建相談 ・義援金の募集、配分 ・一般生活ごみ、粗大ごみの収集 ・がれき類の収集・処理
----------	--

復興期	・震災（災害）復興本部の設置、復興方針の策定 ・復興計画策定 ・震災復興事業の実施 ・仮設住宅入居者の健康管理 ・遠方避難者への支援窓口 ・市街地復興事業（建築制限等の指定） ・被災者の職業斡旋 ・被災者個人への融資 ・中小企業、農林業従事者への融資
-----	---

(3) 具体的な取組内容

ア 首都圏の復興業務への支援

被災自治体では、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。町は、県、国や全国知事会等に協力し、職員派遣や必要資材の調達支援を行う。

イ 主な応援業務

(ア) 復興計画の策定

町は、県の要請に基づき、被災自治体の復興計画等を策定するため、応援職員の派遣を行う。

(イ) インフラ施設の復旧・復興

町は、県の要請に基づき、県道、市町村道や河川等の復旧のため、応援職員の派遣や必要資材の調達を実施する。

(ウ) まちづくりの復旧・復興

町は、県の要請に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を実施するため、応援職員の派遣を行う。

(エ) 恒久住宅への移行支援

町は、県の要請に基づき、災害公営住宅整備・供給支援を行うため、応援職員の派遣を行う。

(オ) その他、復旧・復興に係る業務支援

町は、県の要請に基づき、応援職員の派遣をはじめ、必要業務の支援を行う。

2 ライフライン施設の復旧活動支援

(1) 取組方針

ライフライン事業者は、被災地における大規模災害発生時におけるライフライン施設の大規模復旧作業を支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
ライフライン事業者	・全国からの応援部隊の進出拠点の確保 ・全国からの応援の指揮

3 遺体の埋・火葬支援

(1) 取組方針

県は、首都圏広域災害発生時、埼玉県における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげる。町は県の要請に基づき協力する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・他都県からの火葬依頼への対応

4 仮設工場・作業場の斡旋

(1) 取組方針

県は、事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場を仮設工場・作業場として斡旋する。町は県の要請に基づき協力する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・空き工場・作業場の情報の提供、斡旋の協力

5 生活支援

(1) 取組方針

町は、県の要請に基づき、長期にわたる避難生活をサポートし、被災者の生活支援を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・県の取組への協力

6 首都機能の維持

(1) 取組方針

県は、中央官庁を含める都内が甚大な被害を受けた場合、さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。町は、県の要請に基づき、政府の災害対応及び業務継続の支援を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・政府の災害対応及び業務継続の支援

第6章 事故災害等対策計画

第1節 火災対策計画

大規模な火災等が発生した場合は、秩父消防本部と連携し、町の全機能を挙げて消防活動を実施する。

第1 町の活動体制の確立

町は、火災発生後速やかに職員を招集し、被害情報の収集活動に努めるとともに、関係機関と連携して必要な災害応急対策を講ずる。

また、大規模な災害に発達した場合は、町本部を設置し、関係機関との連携のもと、災害応急活動を円滑に実施する体制を整える。

第2 災害情報の収集・連絡等

1 災害情報の収集・連絡

町は、火災発生の通報等があった場合は、消防・警察等関係機関から火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握した範囲から直ちに県へ連絡する。

2 応急対策活動情報の連絡

町は、自ら実施する応急対策の活動状況、町本部の設置状況等を県に連絡し、状況によっては県に対して応援の必要性等を連絡する。また、県、関係機関と応急対策活動情報に関して相互に情報交換を行う。

第3 消防団による消防活動

小鹿野町消防団は、秩父消防本部との連携のもと、次の消防活動を実施する。

1 出火防止

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の町民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は町民と協力して初期消火を図る。

2 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは秩父消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

3 救急救助

秩父消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

4 避難誘導

避難指示がなされた場合は、これを町民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら町民を安全に避難させる。

5 情報収集

早期に災害情報を収集し、町本部及び秩父消防本部に連絡する。

6 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を秩父消防本部と協力して行う。

資 料 編	○小鹿野町消防団条例	(P 123)
	○小鹿野町消防団規則	(P 127)

第4 応援要請

町長は、町の消防力で十分な活動が困難である場合には、各種応援協定に基づき応援を要請する。

1 要請方法

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして要請する。

なお、要請は、緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

応援要請時の明示事項

- ① 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- ② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ④ 町への進入経路
- ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

2 応援消防隊の受入体制の整備

応援要請を行う場合は、応援消防隊の円滑な受入れを図るため、あらかじめ次のような準備を行い、受入体制を整えておく。

- (1) 応援消防隊の誘導方法
- (2) 応援消防隊の人員、資機材数、指揮者等の確認
- (3) 応援消防隊の活動拠点の確保

資 料 編	○秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書	(P 46)
-------	------------------------	--------

第2節 林野火災対策計画

町及び消防関係機関は、林野火災が発生した場合には相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施し、人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

第1 発災直後の情報収集等

1 災害情報の収集・連絡

(1) 林野火災発生情報等の連絡

町民等関係者が林野火災を覚知し、発見した場合は、速やかに町、消防署等の消防機関、警察署、県等に連絡するものとする。

(2) 林野火災発生直後の被害情報収集等

町は、火災の発生状況、人的被害状況、林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

2 通信手段の確保

町等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また、電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 職員の非常参集

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

2 町本部の設置等

大規模な林野火災が発生した場合には、町本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

3 応援要請

町長は、応急措置を実施するために必要があると認められるときは、知事に対し、応援を求めるほか、応援協定に基づく応援要請を行う。

また、状況によっては、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

第3 緊急輸送活動

町は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

第4 避難誘導等

発災時における避難誘導については、風水害・事故災害等対策編第2章第13節「避難計画」及び震災対策編第2章第12節「避難計画」に準ずる。

山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期に避難を指示する。

第5 施設・設備の応急復旧活動

町は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

第6 的確な情報伝達活動

1 被災者等への情報伝達活動

町は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

2 町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに町民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

災害時における危険物等施設の被害を最小限にとどめ、また従業員及び町民に対する危害防止を図るため、防災関係機関は相互に協力し、被害を軽減するための対策を講ずるものとする。

第1 危険物施設等災害応急対策

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防機関、警察に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

資料編 ○危険物施設数 (P16)

第2 高圧ガス災害応急対策

1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合は、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。

併せて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、町民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。
- (2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。
 - ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
 - イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
 - ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の町民に退避するよう警告する。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

- (3) 知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には、高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

第3 火薬類災害応急対策

1 活動方針

火薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関、警察署等に通報する。通報を受けた者は直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内的の町民等を避難させるための措置を講ずる。

第4 サリン等による人身被害対策

町の地域にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町防災計画に定める町本部等の組織に必要な職員を動員配備すると同時に、県、防災関係機関に応援を要請し、迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進する。

1 活動体制

(1) 組織

本編第2章第1節「活動体制計画」に定める町本部体制とする。

(2) 配備体制

配備基準等は、本編第2章第1節「活動体制計画」に定める非常体制により対処する。

2 応急措置

(1) 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた場合は、防災関係機関と連携協力して、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努める。

(2) 情報収集

町は、町の地域に人身被害が発生したときは、速やかに防災関係機関と連携し、被害状況を収集する。また、当該調査結果を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関

して既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

(3) 立入禁止等の措置

警察、消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害にかかわる建物、車両その他の場所への立入を禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

(4) 救出、救助

消防機関を主体とした救出、救助活動に当たるものとするが、具体的な対策については本編第2章第15節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

(5) 医療救護

町は、町内に人身被害が発生した場合、本編第2章第15節「救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県その他の関係機関と緊密に連携協力して、医療救護活動を実施する。

(6) 救急搬送

本編第2章第15節「救急救助・医療救護計画」に準じる。町は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県に対して県防災ヘリコプターの出場要請、又は自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(7) 避難誘導

町長、警察官等は、本編第2章第13節「避難計画」に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の町民に対して避難の勧告又は指示を行う。

(8) 応援要請

町は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、速やかに県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第4節 原子力事故災害対策計画

福島第一原子力発電所における事態、対応を踏まえ、緊急の課題に対しては、国の検証を待つことなく、講じるべき対策を定めておくことが必要である。本町において、原子力事故による放射性物質の降下等が発生し、又はそのおそれがある場合、国、県、電力事業者、その他防災関係機関と連携し、被害を軽減するため迅速な放射線量モニタリング、避難措置、除染などの対策を実施する。

第1 環境放射線等モニタリング

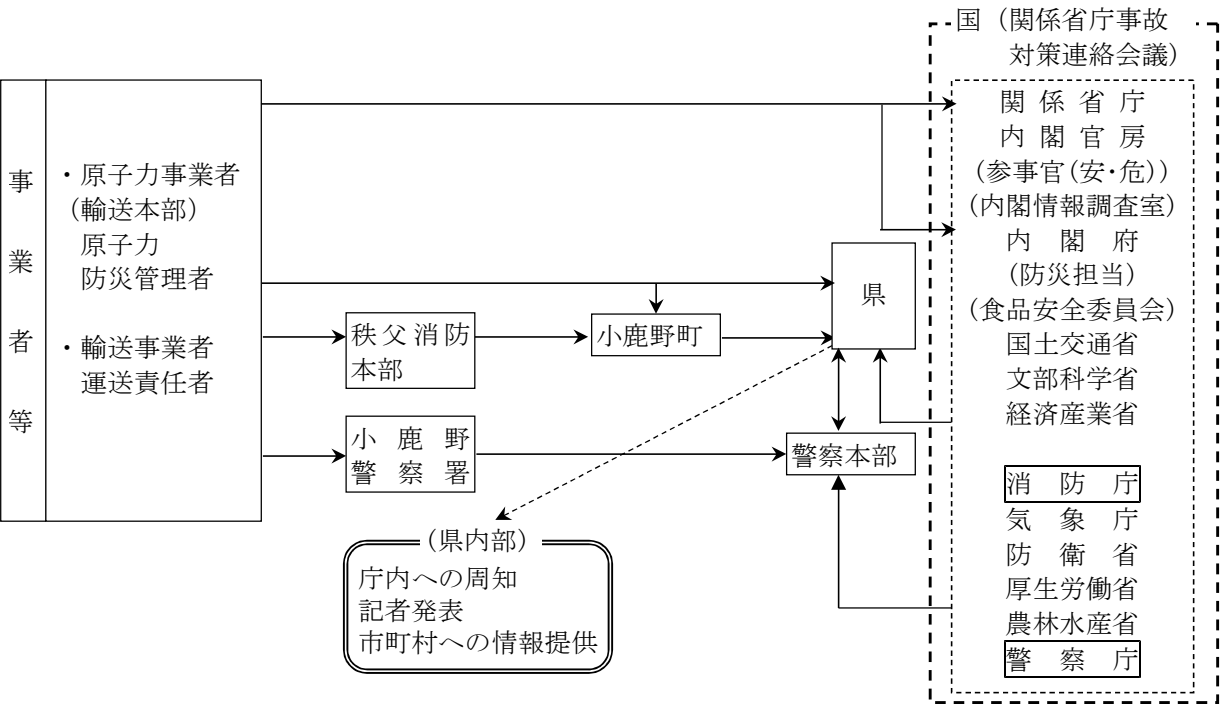
緊急時における原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時からの県等の環境放射線モニタリングの公表値を監視するとともに、町保有の線量計によるモニタリングを実施し公表する。

第2 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

町は、輸送事故の発生を知ったときには、県、消防本部、警察等関係機関との情報交換及び当該原子力事業者からの通報等により、次の事項について情報収集する。

- (1) 特定事象発生の場所及び時刻
- (2) 特定事象の種類
- (3) 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- (4) 気象状況（風向・風速など）
- (5) 周辺環境への影響
- (6) 輸送容器の状態
- (7) 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- (8) 応急措置
- (9) その他必要と認める事項

放射性物質輸送事故発生時の連絡系統



第3 活動体制の確立

事故によりその影響が周辺に及んだ場合又は及ぶおそれがある場合には、本編第2章第1節「活動体制計画」により、応急活動体制をとり、必要な要員を確保する。

なお、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発表して、原子力災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する。この場合、町は町本部を設置するとともに、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席する。

第4 情報収集・連絡、緊急連絡体制等の確保

- 1 原子力事故（特定事象又は緊急事態）に関する情報について、国・県の通報等により速やかに入手する。
- 2 あらゆる手段を講じて情報収集に努め、県が関係機関及び原子力事業者から入手した情報についても、適宜提供を受けるとともに、県及び関係市町村が行う応急対策活動状況及び被害状況等の情報を把握し、相互の連絡を密にする。
- 3 町は継続して町内の放射線モニタリングを実施するとともに、測定結果を公表する。
- 4 県のテレメータシステム等を通じ放射線や気象情報の入手に努め、町民等に広報する。また、県が本町において可搬式のモニタリング機器を設置する場合等、緊急時モニタリングの実施に協力する。

第5 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

第6 緊急輸送活動

町は県と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

特に傷病者の搬送については、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後、搬送する。

第7 退避・避難受入活動等

1 退避・避難等の基本方針

町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、屋内退避、又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線 : 13,000cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{*9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h $\times$ 6 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

(2) 屋内退避・避難等の実施の指示

町長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等する。

(3) 関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

3 退避・避難等の実施

屋内退避対象地域の町民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。その際、退避・避難時の被ばくを避けるため、次の事項について広報し、周知徹底を図る。

- (1) ゴーグル、マスク、ビニールカップ、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、ガムテープで隙間を塞ぐ。マスクがなければ、折り畳んだハンカチでもよい。
- (2) 外出する前に、身体の傷口の有無をチェックする。

4 避難所の管理運営

避難所の管理運営については、風水害・事故災害等対策編第2章第13節「避難計画」を参照のこと。

5 町民への広報活動

町は、防災行政無線、広報車、掲示板、広報紙等により、次の事項について広報する。

(1) 被ばく防止措置

退避・避難誘導後の被ばくを防止するため、次の広報を行う。

ア シャワーによる洗浄

汚染地域を移動した町民には放射性物質が付着している可能性も考えられるため、速やかに全身（爪の間なども）を石けんとシャワーで洗浄する。

イ 衣服の処理

汚染地域を移動した場合には、衣服に放射性物質が付着していることが考えられる。このため、ビニール袋等に密封し、隔離しておく。

(2) 民心安定のための広報

デマによる混乱等を避けるため、事故の状況、実施されている応急活動の内容、安否情報等、正しい情報を適時、的確に町民に伝達する。

また、町民からの問い合わせに対応する窓口を速やかに設置し、その旨周知する。

第8 放射性物質による汚染の除去等

町は、国が示す追加被ばく線量等に関する基準に応じ、国、県、原子力事業者及び防災関係機関、町民・事業者等と協力して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

除染作業は、「除染に関する緊急実施基本方針」、「市町村による除染実施ガイドライン」（原子力災害対策本部：平成23年8月26日）等に基づき実施する。

第9 各種規制措置と解除

1 飲料水・飲食物の摂取制限

町は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国、県の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行う。

これらの措置についての指標は、次の表のとおりである。

■食品中の放射性物質に係る規格基準

食 品 区 分	放射性セシウムの基準値 (Bq/kg) Bq：ベクレル
飲 料 水	10
乳児用食品	50
牛 乳	50
一 般 食 品	100

※放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種は別途。

2 解除

町、県、原子力事業者等及び消防本部等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

3 農林畜水産物の採取及び出荷制限

町は、国の指導・助言及び指示に基づき、県が農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、出荷制限等の措置を行った場合又は町にこれらの措置を指示した場合は、これに協力する。

第10 被害状況の調査等

1 被災住民の登録

町は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、避難所に受け入れた町民を避難者名簿により登録する。

2 被害調査

町は、次に掲げる事項について被災地の町民が受けた被害を調査する。

- (1) 退避・避難等の措置
- (2) 立入禁止措置
- (3) 飲料水、飲食物の制限措置
- (4) その他必要と認める事項

第11 町民の健康調査等

町は、県の協力を得て、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、町民の健康維持と民心の安定を図るものとする。

また、被ばく治療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携し、受入れ等を行う。この場合、二次汚染に十分配慮して行う。

第12 風評被害対策

町は、国及び県と連携し、原子力災害対策指針及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保する。

町は、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報等に努め、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第5節 農業災害対策計画

暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪、火山灰等の天災による農業関係災害に関し、関係機関との連携により、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るものとする。

第1 注意報及び警報の伝達

町は、県から災害オペレーション支援システムにより気象注意報及び警報等の伝達を受けたとき、又は秩父農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、電話又は町防災行政無線等により速やかにちちぶ農業協同組合等関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼び掛け等を行う。

第2 農業災害対策

1 被害状況の把握

町は、ちちぶ農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

2 農業用施設応急対策

農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとる。

3 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、秩父農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

(2) 病虫害の防除

病虫害が発生した場合には、埼玉県病虫害防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努めるものとする。

(3) 風水害対策

台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は浸冠水の被害を受けたときは、圃場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

第3 畜産災害対策

1 被害状況の調査

町は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。

2 家畜伝染病等対策

災害に伴い家畜伝染病及びその他の多発性病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、熊谷家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

3 飼料の確保対策

町は、飼料の確保について、県内飼料の円滑な流通と価格の安定を図るよう指導する。畜産農家から飼料の斡旋を求められた場合は、県に必要な飼料の斡旋を要請するなどして飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行うものとする。

第6節 道路災害対策計画

風水害により道路の冠水、道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合、直ちに道路管理者、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

第1 発災直後の情報収集等

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに町、県、関係都県と相互に連絡を取り合うものとする。

(2) 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

道路管理者は、被害状況を町、県、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

また、町は、調査班を編成し、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策活動の実施状況、町本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

2 通信手段の確保

町は、災害発生後は直ちに、移動系無線等の災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 職員の非常参集

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

2 町本部の設置等

大規模な災害が発生した場合には、町は町本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

3 応援要請

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求めるほか、応援協定に基づく応援要請を行う。

また、状況によっては、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

第3 緊急輸送活動

町は、輸送のための車両を確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

第4 危険物流出時の応急対策

1 除去活動

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、消防機関等関係機関と協力し、直ちに除去活動を実施する。

2 避難誘導活動

町は、危険物の流出が認められた場合、直ちに避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第6 的確な情報伝達活動

1 被災者等への情報伝達活動

町は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、掲示板、広報紙、ホームページ、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

2 町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに町民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

第7節 航空機事故対策計画

本計画は、町内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、町域を管轄し、又は町内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

第1 活動体制

1 事業者

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、国土交通大臣に報告するものとする。（航空法第76条）

警察官又は消防要員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

2 町

町は、町の地域に航空機事故が発生した場合、法令、町防災計画及び県防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び町民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

第2 応急措置

1 情報収集

(1) 町

町は、町内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責任は、本編第2章第7節「災害情報通信計画」に準ずる。

(2) 警察

本編第2章第7節「災害情報通信計画」に準じ、航空機事故対策上、特に以下の項を定めるものとする。

警察は、ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、捜査上支障のない場合は上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像伝送システムより、県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 警察の対応

警察は、航空機事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

ウ 消防機関の対応

消防機関は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

(2) 災害現場周辺の町民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の町民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は本編第2章第13節「避難計画」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

3 救出、救助

本編第2章第15節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

(1) 町

ア 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動に当たる。

イ 協力者の動員を行う。

(2) 警察

ア 警察は、町長等事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行い、状況により、町長の行う救出、救助活動に協力する。

イ 警察は、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力して生命の危険にひんしている者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

4 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、町は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は本編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」に、また他機関への応援要請は本編第2章第3節「応援協力要請計画」に準ずるものとする。

第8節 雪害対策計画

大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、町民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、降雪による災害に対応するための必要な事項を定める。

第1 応急対策

1 応急活動体制の施行

(1) 取組方針

町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・災害応急対策の実施 ・初動期の人員確保

(3) 具体的な取組内容

ア 町

町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。

イ 初動期の人員確保

町は、体制配備に当たっては、気象注警報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員メール等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

2 情報の収集・伝達・広報

(1) 取組方針

町は、積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・積雪に関する被害情報の収集・伝達 ・町民への情報発信 ・積雪に伴うとるべき行動の周知 ・県等との情報共有機能の強化

(3) 具体的な取組内容

ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

風水害・事故災害等対策編第2章第6節「注意報及び警報伝達計画」を準用する。

イ 積雪に関する被害情報の伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

ウ 町民への情報発信

町は、気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、降雪状況及び積雪の予報等について町民等へ周知する。また、異常な積雪又はなだれ等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など町民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

報道機関への情報提供に当たっては、記者会見や簡単な事情説明等を定期的に開催する等、計画的に実施する。

エ 積雪に伴いとるべき行動の周知

町は、大量の積雪が見込まれるときにとるべき行動を、町民に周知する。

(例)

- 不要不急の外出は極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- 除雪作業を行う際や児童の通学時、徒歩での通勤時には、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪や電線など頭上からの落雪にも注意する。
- 電線の断線を発見した時は、絶対に手を触れず直ぐに東京電力パワーグリッドへ連絡する。電話番号0120-995-007

オ 県等との情報共有機能の強化

町は、大雪の際は、被害の全容を把握するために、県防災ヘリコプター等による上空からの偵察により得られた被害情報について、県から災害オペレーション支援システム等を通じて共有する。

3 道路機能の確保

(1) 取組方針

町は、県及び関係機関等と連携し、異常な積雪時において、拠点施設及び病院など町民の命を緊急的・直接的に救助する施設、町民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

(2) 役割

機関名等	役割
道路管理者	・ 効率的な除雪 ・ 必要に応じた交通規制
町、防災関係機関	・ 除雪の応援
建設業者等	・ 各道路管理者が行う除雪の支援

(3) 具体的な取組内容

ア 効率的な除雪

町及び道路管理者は、異常な積雪時には、管内ごとにあらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。また、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

さらに、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察本部と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理に協力する。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

イ 除雪の応援

町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

防災関係機関は、町又は県から応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。

除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

4 救出・救助及び孤立地区への支援の実施

(1) 取組方針

町は、なだれ事故や異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど、危険地帯における救助要請及び孤立地区の救援要請については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・ なだれ事故に対する応急対策 ・ なだれ発生に伴う避難 ・ 滞留車両の乗員保護 ・ 孤立地区の応急対策
道路管理者	・ なだれ事故に対する応急対策 ・ 滞留車両の乗員保護 ・ 孤立地区の応急対策
交通事業者	・ なだれ事故に対する応急対策 ・ 孤立地区の応急対策

(3) 具体的な取組内容

ア なだれ事故に対する応急対策

町及び道路管理者は、なだれによる人命等の損失を極力回避するため、なだれのおそれがある箇所を中心にパトロールを実施する。なだれの兆候等異常な事態を発見したときは、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を講じ、なだれ発生の事前回避に努める。

なだれにより施設が被災した場合には、直ちに車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を講じ、交通の早期回復に努める。また、車両がなだれにより被災した場合は、直ちに消防機関、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

イ なだれ発生に伴う避難

町は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、町民に対し避難指示等を行うものとする。町民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。町民等がなだれにより被災したときは、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

ウ 雪害時の滞留車両の乗員保護

町及び道路管理者は、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関と連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供、安全確保等の乗員保護支援を行う。

エ 孤立地区の応急対策

町及び防災関係機関は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立した地区の町民の人命及び財産を保護するため、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。その他、風水害・事故災害等対策編第2章第3節「応援協力要請計画」、第21節「緊急輸送計画」を準用する。

(ア) 状況の調査等

町は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数を知事に報告するとともに、地区代表者と連絡を取るなどして病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査するものとする。

(イ) 救援の要請

町は、孤立地区の状況について、食料及び飲料水、灯油、医薬品、緊急搬送要請について、必要数量や品目、緊急度（品目残量・残日数等）が分かるように、県に要請するものとする。

(ウ) 医師の派遣・物資の輸送等

町は、県に対し、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣、医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び地区住民全員の避難救助等必要な対策を要請する。

(エ) 交通の確保

町及び道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図るものとする。

5 避難所の開設・運営

町は、なだれや大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った町民や、交通途絶により孤立した地域の町民を受け入れるため、避難所を開設・運営する。また、気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

その他、風水害・事故災害等対策編第2章第13節「避難計画」を準用する。

6 医療救護

町は、積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

その他、風水害・事故災害等対策編第2章第15節「救急救助・医療救護計画」を準用する。

7 ライフラインの確保

(1) 取組方針

ライフライン事業者は、ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
ライフライン事業者、 町	・ライフライン施設の応急対策の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 応急対策の実施

町及びライフライン事業者は、なだれ、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。また、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や町民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

8 地域における除雪協力

(1) 取組方針

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第2 復旧対策

1 長期化する雪害への対応

(1) 取組方針

大量の積雪があった場合には、なだれが発生するおそれが長期間継続する。町及び道路管理者は、積雪後は、なだれによる災害防止に取り組む。

(2) 役割

機関名等	役割
道路管理者	・ なだれ対策の実施
町	・ なだれ対策の実施 ・ 農林水産業者への支援

(3) 具体的な取組内容

ア なだれ対策の実施

町は、気象台が発表するなだれ注意報を参考にしながら、適宜、町民への注意喚起を行う。また、町及び道路管理者は、気象台が発表するなだれ注意報や専門家による見解等を参考にしながら、道路の通行規制解除を行う。

2 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。町は、被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

風水害・事故災害等対策編第3章第3節「生活再建等の支援計画」を準用する。

3 その他復旧対策

風水害・事故災害等対策編第3章第3節「生活再建等の支援計画」を準用する。

4 生活再建等の支援

風水害・事故災害等対策編第3章第3節「生活再建等の支援計画」を準用する。

第9節 火山噴火降灰対策計画

火山噴火の降灰による被害の軽減、実施すべき措置、農林水産業者への支援及び応援協力等、大規模な降灰に対応するための必要な事項を定めるものである。

第1 応急対策

1 応急活動体制の確立

(1) 取組方針

町は、降灰による被害が発生した場合、防災機関及び県などの協力を得て災害応急対策を実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・災害応急対策の実施

(3) 具体的な取組内容

町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

2 情報の収集・伝達

(1) 取組方針

町は、降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するため、県及び各防災機関との緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(2) 役割

機関名等	役割
町、県	・降灰情報の収集・伝達

(3) 具体的な取組内容

ア 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは県内に降灰があったときは、町は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を町民等へ周知する。

発信手段は、風水害・事故災害等対策編第2章第7節「災害情報通信計画」及び第8節「災害広報計画」を準用する。

【災害オペレーション支援システムで取得する情報】

- ・噴火警報・予報
- ・火山の状況に関する解説情報
- ・噴火に関する火山観測報
- ・噴火速報
- ・降灰予報

イ 降灰に関する被害情報の伝達

町は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

町は、降灰に関する情報を熊谷地方気象台に提供する。

【降灰調査項目】

- ・降灰の有無・堆積の状況
- ・時刻・降灰の強さ
- ・構成粒子の大きさ
- ・構成粒子の種類・特徴等
- ・堆積物の採取
- ・写真撮影
- ・降灰量・降灰の厚さ

ウ 降灰に伴う取るべき行動の周知

町は、降灰時にとるべき行動を、町民に発信する。

町民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール・エリアメール、LINE、Yahoo!防災速報、データ放送など）も活用する。

（例）

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。
- ※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウオッシャー液等で洗い流してから作動させる。

3 避難所の開設・運営

町は、降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った町民を受け入れるため、避難所を開設・運営する。

風水害・事故災害等対策編第2章第13節「避難計画」を準用する。

ただし、避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、秩父広域市町村圏組合水道局と連携し、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

4 医療救護

風水害・事故災害等対策編第2章第15節「救急救助・医療救護計画」を準用する。

火山灰による目の痛みや呼吸器系への影響など健康への影響が懸念されるため、対応が必要である。

5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

風水害・事故災害等対策編第2章第11節「交通対策計画」を準用する。

- 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書(令和2年)では、以下の被害が想定されている。

- ・鉄道：微量の降灰で地上路線の運行が停止する。大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や、車両・作業員の不足等により運行停止や輸送力低下が発生する。また、停電エリアでは地上路線、地下路線ともに運行が停止する。
- ・道路：乾燥時10cm以上、降雨時3cm以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。
- ・物資：一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。
- ・人の移動：鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。
- ・電力：降雨時0.3cm以上で碍子の絶縁低下による停電が発生する。数cm以上で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保しきれない場合は停電に至る。
- ・通信：噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。
- ・上水道：原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、又は断水となる。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。
- ・下水道：降雨時、下水管路（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。
- ・建物：降雨時30cm以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。5cm以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。
- ・健康被害：降灰による健康被害としては目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。

町は、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

6 農林水産業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、町は県の支援の下、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。

火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

河川や養魚池への降灰により、水質が悪化し魚が死亡する可能性があるため、被害状況を把握するとともに、養殖業者に対し、被害状況に応じた技術指導等を実施する。

7 降灰の処理

(1) 取組方針

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

宅地など各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

具体的な処分先及び処分方法については、今後の国の検討状況を踏まえ検討、決定する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・一時的仮置き場の設置 ・火山灰の利用、処分
秩父広域市町村圏組合水道局	・上水道施設における降灰の除去
町民	・堆積した降灰の除去（宅地等）
事業者	・堆積した降灰の除去（事業施設等） ・一時的仮置き場までの運搬
道路管理者	・道路上の除灰の除去

(3) 具体的な取組内容

ア 降灰の収集

町は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

8 物価の安定、物資の安定供給

(1) 取組方針

町は、噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されないよう、町民や事業者に冷静な行動を求める。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・買い占め・売り惜しみをする事業者への監視、指導等

(3) 具体的な取組内容

県は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い

占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。町は県の指導等に協力する。

第2 復旧対策

1 継続災害への備え

(1) 取組方針

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が繰り返し、継続して発生する可能性がある。そのため、町は、降灰後に、降雨による土石流による災害防止に取り組む。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・警戒基準雨量の見直し ・警戒避難体制の確立 ・降雨時の避難の実施

2 その他復旧対策

風水害・事故災害等対策編第3章第1節「迅速な災害復旧計画」を準用する。

第10節 文化財災害対策計画

町内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

また、文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する町民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

第1 文化財の現況

国・県・町指定建造物は、建造物自体が老朽化しているものが多いので、相応の防護策とし計画的な修理の促進が必要である。

資料編	○指定文化財一覧	(P173)
-----	----------	--------

第2 文化財の応急措置

- 1 建造物が被災した場合には、町教育委員会やボランティアによる災害状況報告を受けて次の応急措置を施し、本修理を待つこととする。
 - (1) 被害が小さいときは、県と連絡を取り合って応急修理を施す。
 - (2) 被害が大きいときは、損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設けるよう県に要請する。
 - (3) 被害の大小にかかわらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図るよう県に要請する。
- 2 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。
- 3 建造物等のなかで崩壊するおそれのあるものがあるが、被害の程度によっては、復旧が可能であり、指導して保存の処置を進める。

第3 県等への報告

文化財に被害が発生した場合は、文化庁又は県教育委員会へ報告する。

第 1 1 節 大規模停電対策計画

第 1 応急対策

町は、大規模停電発生時には直ちに防災活動拠点、災害拠点病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常電源の稼働状況を確認するとともに、電源の確保が必要な施設を把握した上で、県及び電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備を進める。

1 実施事項

(1) 町

町は、当該地域において停電事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合は、速やかにその状況を取りまとめて、知事に報告するものとする。

(2) 東京電力パワーグリッド株式会社

停電事故が発生した場合は、町及び防災関係機関等に停電状況等を連絡する。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、地域住民等に対して行う災害広報は、風水害・事故災害等対策編第 2 章第 8 節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町、県、東京電力パワーグリッド株式会社、消防機関

(2) 実施事項

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項について地域住民への広報を実施する。

ア 事故の発生日時及び場所

イ 被害状況

ウ 応急対策実施状況

エ 町民及び被災者に対する協力及び注意事項

オ その他必要と認められる事項

3 応急活動体制

町及び防災関係機関は、事前に停電事故に関する情報提供を受けた場合、停電事故に備えた配備体制をとるとともに、停電による被害の発生を防ぐため、次により応急対策に努めるものとする。

(1) 町

町は、長期にわたり停電が予想される場合には、次のような避難対策を行うものとする。

ア 電源、暖房、毛布、食料等を整えた避難所の開設及び食料や燃料の補充体制の確保

イ 広報車、ホームページ等による町民への避難施設情報等の周知

ウ 自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、高齢者等の避難行動要支援者を含む在宅者に対する声かけ

エ 避難者の健康管理に配慮した保健師等による巡回

オ 県に対し、必要に応じて備蓄資器材の貸与、民間資器材の調達、広域応援の調整、自衛隊

の災害派遣等の応援要請依頼

(2) 消防機関

ア 消防車等を活用した警戒パトロール

イ 停電地区での通電火災の注意喚起

ウ エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

(3) 警察

ア 信号機停止時の交通整理、必要に応じ、通行の禁止や規制措置の実施

イ 防犯対策のための警戒活動

(4) 道路管理者

ア 信号機や街路灯の滅灯に伴う安全確保の実施

イ 各道路管理者間で道路情報の共有を行い、道路通行の確保に努める。

(5) 東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社は、町と優先度を協議の上、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車等による緊急的な電力供給を行う。

4 応急給水活動

町は、飲料水、生活用水等の供給に関しては、関係機関と密接な連携を保ちながら、円滑な給水体制の確保を図る。また、公共施設の水道利用、給水タンク等による応急給水を実施する。

5 医療機関の機能確保

大規模停電発生時における医療機関の状況を早急に把握し、公的医療機関については、その機能確保及び患者の安全対策に万全を期するとともに、医療救護体制の確保を図る。

また、民間医療機関については、県、医師会等の協力を得て機能確保に努め、必要に応じて資機材の供与等の支援を行う。

6 火災予防対策

大規模停電発生時において、ガスコンロ、ろうそく等、火気使用の増加や電力復旧に伴う二次災害の発生を防止するため、自主防災組織及び消防団等による火気取扱い等に関する注意喚起等、必要な対応を実施する。

7 広域応援

町、県及び消防機関は、停電事故の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、風水害・事故災害等対策編第5章「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都道府県及び国へ応援を要請するものとする。

第12節 ライフライン災害対策計画

震災対策編第2章第25節「ライフライン災害対策計画」を準用し、交通規制については次のとおり対応する。

第1 交通規制

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

震災対策編

第 1 章 震災予防計画

第 1 節 防災組織整備計画

風水害・事故災害等対策編第 1 章第 1 節「防災組織整備計画」を準用する。

第 2 節 防災まちづくり計画

風水害・事故災害等対策編第 1 章第 2 節「防災まちづくり計画」を準用する。

なお、大規模に盛土造成された宅地については、その分布状況の把握と公表を行い、耐震化を推進する。また、町は、不正な盛土を監視する体制の整備を図る。

第 3 節 震災に強い地域（社会）づくり計画

全ての町民、事業所等が、「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する。

町は、町民に食料・飲料水等の備蓄など平時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守る行動をとるように周知を図る。

また、震災時において、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発などから地域を守るため、町民や事業所が、町、防災関係機関と連携して、災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図る。

町は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。

第 1 町民の役割

町民は、震災に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担うものとする。

平 時	① 防災に関する学習 ② 火災の予防 ③ 防災（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）設備の設置 ④ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ⑤ 3 日分（推奨 1 週間分）の飲料水、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、 トイレトペーパー等生活必需品の備蓄 ⑥ 自動車へのこまめな満タン給油 ⑦ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止 ⑧ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 ⑨ 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル(171)など） ⑩ 町が実施する防災訓練への参加 ⑪ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加 ⑫ 住宅の耐震化 ⑬ 保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え ⑭ 家庭や地域での防災総点検の実施 ⑮ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
--------	--

発 災 時	① 出火防止、初期消火 ② 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める ③ 自主防災活動への参加、協力 ④ 避難所でのゆずりあい ⑤ 町、防災関係機関が行う防災活動への協力 ⑥ 風評に乗らず、風評を広めない
-------	---

第2 自主防災組織等の充実強化

大規模な地震災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、町民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。

このため、地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自治会を単位とする自主防災組織等の結成、リーダーの育成等を促進する。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、ジェンダー主流化の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

1 自主防災組織の活動内容

平 時	① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ② 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ④ 防災用資機材の購入・管理等 資機材の例：初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー） ⑤ 地域の把握 (例：危険箇所の把握、要配慮者の現状)
発 災 時	① 出火防止、初期消火の実施 ② 情報の収集・伝達の実施 ③ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ④ 集団避難の実施 (特に、要配慮者の安全確保に留意する。) ⑤ 避難所の自主運営活動の実施 (例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)

2 自主防災組織の育成

町は、自主防災組織の新規結成を促進するとともに、活動において中心的役割を担う者の育成強化を図る。

第3 民間防火組織

地域社会においては、町民一人一人が常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

町は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化を図る。

第4 事業所等の防災体制の充実

大規模な地震災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、防災関係機関と連携して、町内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図るとともに、企業等における事業継続のための取組を支援する。

1 一般事業所

(1) 防災活動の推進

町は、県の支援・指導等を得て、また秩父消防本部と連携して事業所における自主的な防災組織の整備の促進を図り、災害時には各事業所が設置する自衛消防隊と連携して被害の拡大を防止する。

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要事務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町や県及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 業務継続計画（BCP）の策定支援

町は、西秩父商工会と連携して、町内企業における業務継続計画（BCP）の策定について必要な情報提供や支援の実施を図る。

(3) 事業継続力強化支援計画の策定

町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

2 危険物等関連施設

秩父消防本部は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規程等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており、消防機関の活動も自ず

から限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、育成・強化を図る。

3 集客施設

町は、学校、病院及び文化センター等不特定多数の人が出入する施設の管理者に対し、指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。

第4節 建築物耐震性向上等計画

地震による建築物被害を最小限にとどめるため、耐震改修の推進体制を整備し、応急対策活動の拠点となる建築物など防災上重要な公共建築物の耐震性の向上を図るとともに、一般建築物の耐震化の推進に努めるものとする。また、「小鹿野町公共施設等個別施設計画」に基づき、施設の統廃合や耐震化を進め、適切な維持管理を実施する。

第1 公共建築物等

町が所有又は使用する公共建築物等については、計画的に次の対策を講じて耐震性の向上を図る。

1 町有建築物の耐震改修等の推進

(1) 耐震改修等の実施順位

町は、建築基準法で規定されている現行の耐震基準（昭和56年新耐震基準）以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を次の順に実施する。

ア 防災上重要な公共建築物

イ 不特定多数の人が利用する施設

ウ 上記のア、イ以外の施設

(2) 町の防災上重要な公共建築物

防災上重要な公共建築物とは、応急対策活動の施設、避難機能を備えた施設、要配慮者の利用施設等で、本町の場合には次の施設とする。

ア 町本部が設置される施設（町庁舎）

イ 医療救護活動施設（保健福祉センター、病院）

ウ 避難受入施設（各小・中学校等）

エ 社会福祉施設等（保育所、児童館等）

(3) 耐震診断の実施推進

避難所に指定されている施設については、計画的に耐震診断を実施し、診断結果に基づき、必要な耐震補強等を実施していくものとする。

2 水道施設の整備

町は、秩父広域市町村圏組合水道局と協力し、災害発生時においても、安定給水を継続するため、給水に関する重要な基幹施設及び基幹管路の耐震化を推進する。

3 耐震性貯水槽等の整備

大規模地震が発生した場合には、断水、停電などライフライン施設に被害が発生し、また道路被害や道路上の障害物等により、消防車等の出動に支障が生じることが予想されるため、防災上重要な施設については、耐震性貯水槽や非常電源設備等を計画的に整備する。

第2 一般建築物

1 耐震化対策

一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

(1) 重点的に耐震診断を誘導すべき区域や施設の指定

避難又は復旧活動上必要な区域、不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や、医療施設等について、重点的に耐震診断を誘導すべき区域や施設を設定し、当該区域や施設における下記(2)以降の耐震化対策を積極的に行っていく。

(2) 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する町民等の相談に応じるため、県及び建築関連団体と協力し、相談窓口を設置する。

(3) 耐震性に関する知識の普及啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、町民への知識の普及啓発に努める。

(4) 木造住宅耐震化の推進

町は、木造住宅の耐震化に要する経費の一部について助成し、地震に強い住宅整備や災害に強いまちづくりを推進する。

2 窓ガラス等の落下・脱落防止対策

町は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、必要により県の協力を得て次の対策を実施するよう依頼する。

(1) 落下物防止対策の実施

道路沿いにある3階建以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下対象物の調査の実施を指導し、その結果の報告を求める。

(2) 落下物防止に関する普及啓発

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下物防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について啓発を行う。

(3) 改修等の指導

調査結果の報告に基づき、窓ガラス等の落下・脱落のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

3 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

(1) ブロック塀の実態調査

避難路、避難所及び通学路等を中心にブロック塀の実態調査等を実施し、倒壊危険箇所の把握を行う。

(2) ブロック塀の倒壊防止に関する普及啓発

広報紙等を通じて、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く町民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

(3) ブロック塀の点検・改修等に関する指導

ブロック塀を設置している町民に対し、点検を行うよう指導するとともに、(1)の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては、撤去・改修及び生け垣化等を奨励する。

第3 空き家対策

1 空き家の実態把握及び措置

町は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときや、老朽危険空き家の所有者又は管理者に対して、必要に応じ県と連携して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

2 空き家の利用促進

秩父地域1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）と公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会秩父支部が連携して取り組んでいる「ちちぶ空き家バンク」について広く町民に周知し、利用可能な空き家の積極的な活用を推進する。

町は、空き家など中古住宅の積極的な活用を促進する。

第4 家具等転倒防止対策

1 安全確保対策の普及啓発

町は、地震発生時にタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、町ホームページへの掲載、パンフレット等の配布を通じて、町民に対し家具類の安全確保対策等の普及啓発を図る。

2 支援制度の普及啓発

町は、家具固定の取組を促進するため、県と建設業関係団体が連携して実施している「家具固定サポーター登録制度」について広く町民に周知し、制度の活用を推進する。

第5節 防災教育計画

風水害・事故災害等対策編第1章第3節「防災教育計画」を準用する。

なお、町民に対する防災教育のうち、普及啓発の内容及び家庭での防災力の向上については次のとおり対応する。

第1 町民に対する防災教育

1 普及啓発の内容

- (1) 地震についての基礎知識と地震災害の特性
- (2) 地域における災害特性と危険箇所の周知
- (3) 家庭における地震対策
- (4) 避難所等の周知
- (5) 地震発生時の行動指針
- (6) 地震保険への加入
- (7) 緊急地震速報の周知
- (8) その他震災対策に必要な事項

2 家庭での防災力の向上

町は、家庭内での備蓄の普及啓発のほか、家具の固定や配置の見直しについても啓発する。

第6節 防災訓練計画

風水害・事故災害等対策編第1章第4節「防災訓練計画」を準用する。

第7節 防災活動拠点等整備計画

風水害・事故災害等対策編第1章第5節「防災活動拠点等整備計画」を準用する。

なお、防災活動拠点の耐震化と緊急輸送道路等の整備については次のとおり対応する。

第1 防災活動拠点の耐震化

災害時に町本部が設置され、災害時の拠点となる町庁舎、また避難所が開設される学校等の公共施設については、耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図る。

第2 緊急輸送道路等の整備

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物やがれき等の障害物の発生を少なくするように努めるものとする。

第8節 応急活動及び応援協力体制の整備計画

風水害・事故災害等対策編第1章第6節「応急活動及び応援協力体制の整備計画」を準用する。

第9節 災害情報体制の整備計画

風水害・事故災害等対策編第1章第7節「災害情報体制の整備計画」を準用する。

なお、緊急速報メール・エリアメールの活用については次のとおり対応する。

第1 情報通信設備の安全対策

1 地震動に対する備え

防災情報システムのコンピュータは、振動を緩和する免震床に設置するよう努める。また、各種機器には転倒防止措置を施すものとする。

第2 緊急速報メール・エリアメールの活用

携帯電話会社は、気象庁が配信する緊急地震速報を受信することができる携帯電話向けサービスを提供し、対象エリアにいる利用者限定して配信している。

サービス内容としては、気象庁から配信された緊急地震速報（警報）を利用して最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上と推定した地震の際に、強い揺れ（震度4以上又は長周期地震動階級3以上）の地域（全国を約200の地域に区分）の携帯電話に一斉配信している。平成19年12月21日からサービスを拡充し、これまで配信対象としてきた気象庁の緊急地震速報に加えて、地方公共団体による災害情報や避難情報などの緊急情報をも配信している。

第10節 避難予防対策計画

風水害・事故災害等対策編第1章第8節「避難予防対策計画」を準用する。

なお、避難路沿いの安全確保については次のとおり対応する。

第1 避難路沿いの安全確保

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀・石塀の倒壊によって多くの人が死傷し、新たな災害要因としてその危険性が注目された。

このため、町は、既存木造住宅の耐震化を促進するほか、次の対策を実施し、避難路沿いの安全確保を推進するものとする。

- 1 広報紙等を通じて、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の重要性について町民に啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。
- 2 避難路沿いのブロック塀等の実態調査を実施し、調査結果に基づき、危険なブロック塀に対しては、改修及び生け垣化等を奨励する。

第11節 要配慮者安全確保計画

風水害・事故災害等対策編第1章第9節「要配慮者安全確保計画」を準用する。

なお、社会福祉施設等の耐震性の確保については次のとおり対応する。

第1 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

第 1 2 節 物資及び資機材等の備蓄計画

風水害・事故災害等対策編第 1 章第10節「物資及び資機材等の備蓄計画」を準用する。

第 1 3 節 医療体制等の整備計画

風水害・事故災害等対策編第 1 章第11節「医療体制等の整備計画」を準用する。

第14節 帰宅困難者対策

多くの町民が本町から他市町村に通勤、通学をしているため、東京圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が町外で帰宅困難になることが予想される。特に行政機関は、発災後一定期間は、救出・救助に重点を置くため、帰宅困難者に対する十分な対応は困難であることが予想される。

このため、帰宅困難者対策を実施するに当たっては、行政機関による「公助」だけではなく、「自助」や「共助」も含めた社会全体で取り組むことが不可欠となる。

また、地震直後は、火災や余震等で危険な状態にあり、安易に移動することは二次被害を発生させる危険性がある。さらに公共交通機関が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、主要駅などで大きな混乱が生じ、救出・救助などの災害応急対応に支障が生じるおそれもある。

このため、「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則の周知・徹底を図る必要があり、併せて、家族等の安否確認手段の確保、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保など、安心してとどまれるための対策を実施する。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

第1 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者のうち、徒歩により容易に帰宅することができないものを帰宅困難者とする。

第2 帰宅困難者数の把握

埼玉県地震被害想定調査において、本町の帰宅困難者が最も多くなるのは、「関東平野北西縁断層帯地震」で休日12時の帰宅困難者が最も多く、約1,300人と推計されている。また、「東京湾北部地震」では、休日12時の帰宅困難者が最も多く、約745人と算出されている。

第3 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

1 地域の災害対応力の低下

多くの町民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。

2 非居住者の増加

本町で働き、町外に居住している者も、町内において多数の帰宅困難者となることが想定される。

3 都内帰宅困難者

帰宅困難者の大部分は県外において帰宅困難となるが、特に都内全体では390万人が帰宅困難になるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれる。

4 県内主要駅等での帰宅困難者

県内では67万人の帰宅困難者の発生が予想され、鉄道の運行停止により、県内主要駅等では、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱する。

第4 帰宅困難者等への普及啓発等

帰宅困難になった場合の対処方法等について、平時から町民に対して広報紙等により普及啓発を図る。

1 町民への普及啓発

「自らの身の安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう普及啓発を図る。

- (1) 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- (2) 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること。

2 災害用伝言ダイヤル(171)等の利用周知

災害発生時には、東日本電信電話(株)や(株)NTTドコモの電話がかかりにくい場合でも、安否等を確認できる「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」及び各携帯事業者の「災害用伝言板」を開設するので、平時から活用方法を広報紙や町ホームページ等で周知を図る。

3 企業等への要請

職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

要 請 事 項

- | | |
|---------------|------------------|
| ・施設の安全化 | ・従業員等との安否確認手段の確保 |
| ・災害時のマニュアルの作成 | ・災害時の水、食料や情報の提供 |
| ・飲料水、食料の確保 | ・仮宿泊場所等の確保 |
| ・情報の入手手段の確保 | |

4 徒歩帰宅訓練の実施等

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を実施し、町民への啓発を行っていく。また、近隣市町との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する支援方策を検証・検討していく。

さらに、大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備する等の内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

第15節 調査研究

地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、町の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、男女別データの収集と分析、県及び防災関係機関が行う自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究の資料を収集、活用し、実践的な震災対策を推進する。

第1 基礎的調査研究

地質、地盤、環境、災害危険度などの地域特性を詳細に把握し、震災対策の前提資料として活用する。

1 防災アセスメントに関する調査研究

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。

防災アセスメントは、地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。

なお、地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性を診断した「カルテ」から構成される。

2 地震被害想定に関する調査研究

震災対策を効果的に実施するためには、県内に大きな被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、被害の規模や特徴を地域別に把握することが必要である。

県は、地震による地域の危険度及び被害の想定に関する調査を定期的実施するので、町はこれらの調査結果を収集し、町の震災対策に活用する。

第2 震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐にわたるため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映していくことが必要である。

町は、県が公表する震災予防に関する調査結果又は成果を、地震に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組に活用する。

実践的な震災対策を行うために必要な調査研究の分野は、次のとおりである。

1 公共施設・既存建築物の震災対策に関する調査研究

公共施設やライフライン施設は、現代の都市生活に必要不可欠なものであり、地震災害でこれらの機能が喪失した場合には、大きな社会的混乱が予想される。そこで、これらの公共施設等の耐震性の向上や代替性の確保、迅速な復旧方法に関する調査研究が必要である。

また、地震災害による人的・物的被害の大きな原因は、住宅等の民間建築物の倒壊と延焼火災である。そこで、既存建築物の耐震性及び耐火性を向上するための方策について、技術的側面とそれを誘導するための政策的側面から調査研究を行うことが必要である。

2 大震火災対策に関する調査研究

大規模地震時に予想される同時多発性による大震火災対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査

研究が必要である。

3 避難住民の安全確保に関する調査研究

避難住民を安全に誘導するため、避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究が必要である。

4 効果的な緊急輸送に関する調査研究

地震災害発生時には、応急対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要である。そこで効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路の確保、防災拠点の連携や広域応援の受入れ等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究が必要である。

5 災害情報の伝達等に関する調査研究

震災時には、地震情報や被災地の被害情報、災害活動情報など、町民が適切な行動を行うために有用な情報の迅速な伝達が求められる。そこで、最も効果的な情報伝達方法（内容・メディア・方法）等に関する調査研究が必要である。

6 社会的混乱の防止に関する調査研究

平常時に機能している社会システムも大規模地震の発生時には、大きな混乱が予想される。そこで物価高騰や都市機能低下等による社会的混乱の防止に関する調査研究が必要である。

7 震災時の生活確保に関する調査研究

被災者への食料、飲料水、生活必需品及び住宅等の迅速な供給は、被災者の経済的・精神的な安定化を図るとともに、社会的な混乱を防止する面からも重要である。そこで、供給物資の適正備蓄、迅速な調達・輸送体制や供給体制についての調査研究が必要である。

8 震災復興に関する調査研究

被災者の生活再建や地域経済の健全な回復を図るためには、被災地の迅速な復興が不可欠である。そのため、震災復興についての基本方針や行政手続等に関する調査研究が必要である。

第 16 節 地盤災害予防計画

風水害・事故災害等対策編第 1 章第 13 節「土砂災害予防計画」を準用する。

なお、大規模盛土造成マップの作成・公表については次のとおり対応する。

第 1 大規模盛土造成地マップの作成・公表

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第 17 節 地震火災等の予防計画

地震火災は、地震に起因して同時多発火災が発生し、迅速かつ適切な消火活動に支障が生じることが予想され、また地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

第 1 地震に伴う住宅からの出火防止

1 一般火気器具からの出火防止

町は、地震による火災の発生を未然に防ぐため、防災訓練及び広報紙等を通じて次の事項等の出火防止についての知識の普及を図る。

- (1) 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。

地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機構の付いたガス器具の普及に努める。

- (2) 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。

また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のため、タールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。

- (3) 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。

こうした火災の防止のため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、感震ブレーカーの設置や、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

- (4) 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

2 化学薬品からの出火防止

学校や事業所等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

このため、平時から秩父消防本部は、査察計画に基づき査察を実施し、次の措置の徹底を図っておくよう、指導する。

- (1) 混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。
- (2) 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

第2 初期消火体制の充実強化

1 初期消火

(1) 地域住民の初期消火の強化

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があるため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という住民自治の精神にたって、地域住民が力を合わせて災害に立ち向かう地域の自主防災体制を充実する必要がある。このため、地震時に有効に機能するよう自治会を単位とする自主防災組織の編成を図る。また、町民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高めるなど、秩父消防本部及び小鹿野町消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

(2) 事業所の初期消火力の強化

震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平時から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

(3) 地域住民と事業所の連携

平時から消火器等の常備や風呂水のくみ置き等を行うよう啓発するとともに、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、町民の災害対応力を一層高めていく。また、家庭、自治会及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

2 消防力の強化

(1) 消防団の強化

小鹿野町消防団は、秩父消防本部と一体となって消防活動を実施するとともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の中核として重要な役割を担っている。災害時に定員545名の消防団員が効果的に防災活動を行うよう、平時から技能向上を図るべく教育訓練を実施する。

(2) 消防水利の整備

消火栓が機能しない場合に備えて、計画的に防火水槽の増設を進めるとともに、河川等の自然水利の活用を図る。

第3 建築物の不燃化・耐震化

- 1 老朽度の著しい、又は構造上危険と判定される公共建築物については、年次計画により鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物へ改築を図る。
- 2 公共建築物の定期点検及び臨時点検を実施して、破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。

第4 危険物等関連施設の予防対策

秩父消防本部は、地震による危険物等関連施設の災害を未然に防止するため、危険物取扱施設、高圧ガス保管施設等に対して、消防法等に基づく立入検査の実施、保安施設等の整備改善や訓練実施の指導、自主保安体制の強化と施設自体の耐震性能の向上など、各種法令に基づく規制の遵守を徹底するとともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の高揚を図る。

第 18 節 危険物等災害予防計画

風水害・事故災害等対策編第 1 章第 17 節「危険物等災害予防計画」を準用する。

第 19 節 ライフライン災害予防計画

第 1 電気施設の震災予防対策

1 電気施設の予防措置

電気施設は以下に示す耐震設計基準に基づいて設置されている。東京電力パワーグリッド株式会社は、地震に対して、各設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果などを参考とし、さらに従来経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

実施主体	施設		耐震設計基準
東京電力パワーグリッド(株)	変電設備		機器の耐震は、変電所設備の重要度、町で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。
	送電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
		地中線	終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。
	配電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
		地中線	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。

2 電気供給の応援協力

町は、長期にわたる電力供給の途絶が発生しないように、東京電力パワーグリッド株式会社との停電復旧の連携等に関する協定に基づき、連絡体制及び復旧体制を確立し、電源供給車の配置箇所等を検討する。

第 2 ガス施設の震災予防対策

県は、ガス施設について、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、消防法及び建築基準法等の関係法令並びに関係学会が定める設計基準に適合するよう指導している。町は、県と協力して予防対策を講じる。

施設名	震災対策	
高圧ガス施設	長期計画	昭和57年以前に設置された高圧ガス施設については、「既存施設地震対策指針」に基づき、耐震性強化対策の実施指導を行った。さらに、その更新時に新設施設と同様、現行の「高圧ガス製造施設等地震対策要綱・基準」（平成11年4月1日改正）に適合するよう指導する。
	現況	①貯槽等 耐震構造とし、毎年1回以上不同沈下量を測定する等の点検を指導している。 ②配管 配管系の耐震設計を行い、曲管あるいはフレキシブルチューブの効果的使用の技術指導を行うとともに、液化塩素等の毒性ガスについては、住宅等の密集している地域においては二重配管化を指導している。 ③防消火設備 停電時にも機能を保持するよう、保安電力（自家発電装置、バッテリー等）の保有を指導している。 また、災害時を想定し、緊急操作が複数の遠隔な場所で行えるよう指導している。 ④防液堤等 屋内貯蔵の建屋は、耐震構造を徹底させ、防液堤は貯蔵の基礎構造と同一とするよう指導している。
	短期計画	上記対策に加え、保安検査及び立入検査を行うことによって「高圧ガス製造施設等地震対策要綱・基準」の遵守状況を確認し必要な指導を行う。
一般消費施設 (LPガス)	長期計画	液化石油ガス販売事業者に対して、以下のとおり指導する。 ①特定供給設備は「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」に適合すること。 ②地震による二次災害を防止するため一般消費者が地震時にとるべき緊急措置等を年1回以上周知すること。 ③洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては一般消費者が使用する液化石油ガス充てん容器が流出しないよう必要な措置を講ずること。
	現況	震災等対策として次のとおり指導している。 ①充てん容器は、堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用チェーンで固定するなど、震災時に転倒しないようにしておくこと。 ②ガス配管には、全配管のガスが即時に停止できる元バルブを操作しやすい位置に取り付けること。 ③ガス配管は、地盤の若干の移動及び家屋の振動に耐えられるよう固定するとともに、可とう性を持たせること。 ④ゴムホースの接続部は、ホースバンドによる固定等離脱防止・ガス漏れ防止の措置を講ずること。 ⑤洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては充てん容器の大きさに応じて1本又は2本のベルト又は鉄鎖によりゆるみなく取り付けること。もしくは充てん容器を容器収納庫に保管すること。
	短期計画	液化石油ガス販売事業者に対して、以下のとおり指導する。 ①特定供給設備が「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」に適合すること。 ②震度5弱以上の地震を検知すると自動的にガスを遮断する、感震機能のついたS型保安ガスメーターなど地震対策用の安全器具の普及を促進すること。

		③洪水浸水想定区域図で1 m以上の浸水が想定される地域においては充てん容器の大きさに応じて1本又は2本のベルト又は鉄鎖によりゆるみなく取り付けること。もしくは充てん容器を容器収納庫に保管すること。
--	--	--

第3 上水道施設の震災予防対策

秩父広域市町村圏組合水道局は、町内の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管を耐震性を有するダクタイル鋳鉄管に布設替える等、配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化に関する計画を策定し、それに基づいて耐震強化対策を実施していくものとする。

第4 通信施設の震災予防対策

1 通信設備の安全対策

電気通信事業者は、災害時においても重要通信の確保ができるよう、平時から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図る。

また、災害が発生した場合においては、東日本電信電話(株)の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

施設名	震災対策
建物	①新潟地震及び十勝沖地震を参考として関東大地震級の地震に耐えられる独自の構造設計指針により耐震設計を実施している。 ②二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉を設置している。
建物内設備	①建物内に設置する電話交換機、伝送、無線及び電力等の機器は振動による倒壊損傷を防止するため補強措置がされている。 ②災害により商用電源が停電した場合でも自家用発電機、蓄電池、移動電源設備等の配備により電源が確保されるようにしてある。
建物外設備	①地下ケーブル ア 耐震性の高いとう道（通信ケーブル専用）の建設を行い、逐次地下ケーブルをこれに収容していくようにする。 イ マンホール及びとう道内のケーブルの固定化を実施している。 ②橋りょう添架ケーブル 二次的災害の被害を想定して耐火防護及び耐震補強を実施している。 ③架空ケーブル 隣接構造物に対する防護及び火災・事故等による損傷を考慮して地中化を促進している。 ④NTTビル相互を結ぶ通信伝送については、多ルート化を進める。 ⑤公共機関等、重要加入者の必要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。 ⑥通信が途絶するような最悪な場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるように特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。 ⑦町指定の避難所等へ特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。
移動用無線	①通信回線の応急回線・特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星車載局を常備している。 ②その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。 ③衛星携帯電話等の町役場等への貸出しによる通信確保の準備。
非常用電源	重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして蓄電池、自家用発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。 今後、移動電源設備の増備、増強を行っていく。

2 事業計画

電気通信事業者は、防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を進める。また、平時から災害復旧用資材を確保しておき、町民等に「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」及び各携帯事業者の「災害用伝言板」の周知に努める。

災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平時から災害対策諸施策等を積極的に推進するとともに、以下に掲げる訓練を定期又は随時実施する。なお、町及び県、関係機関等と連携した防災訓練を計画、実施していく。主な防災訓練はつぎのとおり。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 発災時初動立ち上げ訓練 | (4) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練 |
| (2) 気象に関する情報伝達訓練 | (5) 消防及び水防の訓練 |
| (3) 災害時における通信疎通訓練 | (6) 避難及び救助訓練 |

第5 ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定

ライフライン事業者は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

第2章 震災応急対策計画

第1節 活動体制計画

大規模地震発生時には、道路網の寸断、通信網の輻輳等により、防災関係機関の初動体制の遅れが予想される。このため、町の活動体制を迅速に確立し、防災関係機関のほか、自治組織等と連携協力して、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

第1 町の活動体制

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するには、正確な情報をいかに素早く収集するかにかかっているが、大規模地震発生時には、交通の途絶、通信の混乱等が予想されるため、町は直ちに町の地域の被害状況を把握するとともに、被害状況に応じた職員の動員配備を徹底して初動体制を確立し、的確な応急対策を実施する。

1 初動体制及び緊急体制（災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当たる体制）

配備区分	活動開始基準	体 制	配 備 要 員
初動体制	・原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	必要最小限の人員を動員（町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、保健課長、まちづくり観光課長、産業振興課長、建設課長、その他指示を受けた職員）
緊急体制	・原則として震度5強の揺れが発生した場合 ・甚大な災害が発生するおそれのある場合	被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制	当該災害に関係ある職員のみ動員（初動体制で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員）

2 非常体制（災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制）

配備区分	活動開始基準	体 制	配 備 要 員
非常体制	・原則として震度6弱以上の地震が発生したとき ・激甚な災害が発生した場合	全職員を動員して町の組織及び機能の全てを挙げて活動する体制	全職員

第2 町本部の設置及び運営

1 町本部の設置

(1) 町本部の設置基準

町本部は、震度6弱以上の地震が発生した場合に、設置する。

(2) 町本部の設置場所

町本部は、「小鹿野町役場」とする。被災状況によっては、場所を変更して設置する。

(3) 本部室の開設

町本部を設置したとき、本部室を開設し、その入口に「小鹿野町災害対策本部」の標識を掲げる。

(4) 町本部の活動分担任務

ア 本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、町長をもって充てる。

イ 副本部長

災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長、教育長、病院長をもって充てる。

ウ 本部員

災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、全課長、技監、病院事務長、消防団長をもって充てる。

災害対策本部長、災害対策副本部長、本部員の構成及び事務分掌

職 名	担当者名	事 務 分 掌
本 部 長	町 長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副 本 部 長	副 町 長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
	教 育 長	副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。
	病 院 長	教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。
本 部 員	全課長・技監・病院事務長・消防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

エ 部、班

（ア）町本部に部及び班を置き、部に部長、班に班長を置く。

（イ）部長は、本部長の命を受け、部に属する業務を掌理し、所属の各班を指揮監督する。

（ウ）班長は、部長の命を受け、所属職員を指揮監督し、当該班の業務に従事する。

（エ）各班に属する職員は、当該班員となりあらかじめ定められた業務に従事する。

オ 情報連絡員

部長は、所属職員の中から情報連絡員を指名し、部長の指示の周知及び当該部各班が実施する応急活動状況、収集した情報の取りまとめ等に当たる。

(5) 組織及び分掌事務

町本部の組織及び分掌事務は、風水害・事故災害等対策編第2章第1節「活動体制計画」の別表に定めるところによる。

(6) 町本部の閉鎖時期

町の地域に災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したときに、町長が町本部を閉鎖する。

(7) 町本部設置及び閉鎖の通知

町本部の設置及び配備体制の決定又は町本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われたときには、直ちに総務課長はこの旨の放送を行い、次の機関に対し通知する。

ア 知事

イ 小鹿野町防災会議委員

ウ その他必要と認める機関の長

(8) 行政機能の確保状況の報告

町は、震度 6 弱以上の地震を観測した場合、所定の様式により速やかに県（統括部）に報告する。第 1 報は原則として発災後 12 時間以内、第 2 報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。報告事項は下記のとおりとする。

- ① トップマネジメントは機能しているか
- ② 人的体制は充足しているか
- ③ 物的環境（庁舎施設等）は整っているか

2 本部会議の開催

- (1) 本部長は、町の災害対策を推進するため、本部会議を招集・主宰し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (3) 本部会議において協議する主な事項は、次のとおりである。

本部会議における主な協議事項

- ① 災害情報、災害対策現地報告等に基づく対策の検討
- ② 災害の規模及び動向の把握
- ③ 災害救助法の適用等災害対策の協議決定
- ④ 本部長指令
- ⑤ 自衛隊災害派遣要請
- ⑥ 災害対策の調整
- ⑦ 配備体制の変更及び本部の閉鎖

3 現地対策本部

町本部に、災害地にあつて町本部の事務の一部を行う組織として、災対法第 23 条の 2 第 5 項の規定に基づき、現地対策本部を設置することができる。

4 災害対応業務を行う人員の確保

町は、災害の規模が大きく、町職員等での災害対応の円滑な実施や総合的なマネジメント（情報分析、計画策定、組織調整等）が困難である場合、受援計画に基づき、災害対応業務に必要な人員の確保を図る。

第 3 職員の動員体制

1 勤務時間内

勤務時間内においては、庁内放送、防災行政無線及び電話等で動員の指令を行う。

2 勤務時間外

震度 5 弱の揺れが発生した時点で、初動体制の配備要員（町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、保健課長、産業振興課長、建設課長、まちづくり観光課長）は登庁し、その後被害状況等の情報収集に応じて必要な配備体制をとり、初期応急活動を行う。

3 参集時の留意事項

- (1) 参集する際には、災害応急活動が行える服装、手袋、懐中電灯、ラジオその他必要なものを携行する。
- (2) 職員は、人命救助以外はできる限り参集に努めるとともに、参集途上における被害状況、道路交通状況等の情報を可能な限りメモをとりながら参集する。

4 自主参集

- (1) 勤務時間外等において、大規模な地震が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、所定の場所に参集する。
- (2) 職員は、災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず、速やかに登庁する。

5 非常参集

町職員は、勤務時間外等において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、直ちに所属課長に連絡して、今後の対応について確認を行う。直ちに所定の配備につく必要がないとされた場合は、当該施設管理者等の指示にしたがって応急活動に従事する。

なお、災害状況の推移に従い、参集が可能となった場合、直ちに所定の場所に参集する。

第4 災害初動期における防災体制の確立と対応

町職員は、災害が発生した場合、災害発生の初動期において実効性のある活動を実施できるよう、職員初動マニュアルに基づき初動活動を行うものとする。

第5 災害時の行政サービス業務について

町は、災害が発生した場合、災害応急対応の業務や行政サービス等の通常業務を中断しない、又は早急に復旧させるため、業務継続計画に基づき業務遂行を図る。

第6 町民等の活動体制

発災後、直ちに各地区において応急活動が円滑に実施されるよう、町民は被害の発生の防止又は軽減を図り、各自主防災組織を中心に、町及び防災関係機関と緊密な連携を図り、初期消火、救出・救護、避難誘導等の応急活動を実施する。

また、各事業所は、防災コミュニティの一員として各自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。

1 町民の行動

町民は、「自らの生命は自らで守る」という自覚のもと、次のことについて可能な限りの防災活動を行う。

- (1) 身の安全の確保
- (2) ラジオ、テレビや町の防災行政無線等による正確な情報の把握
- (3) 出火防止措置及び初期消火活動
- (4) 近隣相互の助け合い精神による救出、救護活動
- (5) 適切な避難行動（自家用車の利用の自粛等）

2 自治組織の活動

自治組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯感に基づき活動を行うものとし、町や防災関係機関と連携協力した次のような活動を行う。

(1) 情報の収集及び伝達

- ア 地域における災害の被害状況（人的被害、住宅の倒壊等の状況）等を早期に収集把握し、直ちに防災関係機関に対して通報するとともに、必要な場合には防災関係機関に災害応急活動を要請し、防災関係機関と協力して適切な災害応急活動を行う。
- イ 防災行政無線、口頭連絡など多様な手段により防災関係機関からの災害情報の収集に努め、これらを地域住民に対し迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努める。

(2) 出火防止及び初期消火

- ア 地震が発生した場合、自分の家庭や家族の安全対策を講じた後、近隣住民に対して使用している火を直ちに消すよう、拡声器等により周知徹底する。
- イ 地域内に火災が発生した場合には、直ちに出動し、消火活動に当たる。
- ウ 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- エ 消防機関が到着したら、その指示に従う。
- オ 地域内に事業所の自衛消防隊がある場合には、協力して消火活動に当たる。

(3) 避難誘導

- ア 自治組織は、地域の避難誘導の中心的役割を担当し、地域に適合した避難計画に基づき、避難誘導の責任者の指示にしたがって集団で避難する。
- イ 避難に際しては、町民が不必要な荷物を持たないように注意するとともに、乳幼児や高齢者、障がい者、外国人など要配慮者の避難支援を行い、安全避難に努める。

(4) 救出救護

ア 救出活動

- (ア) 救出活動が必要な場合には、速やかに消防機関等の出動を要請するとともに、近隣住民の協力を得ながら、資機材を有効に活用して迅速な救出活動を行う。
- (イ) 救出活動は、状況に応じて周囲の人の協力を求め、二次災害の発生防止に努めながら活動を行う。
- (ウ) 救出に際し火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動に当たる。

イ 救護活動

- 負傷者が出た場合は、町民自らにより応急救護活動を行うとともに、その負傷者の程度により、軽傷者は救護所へ、重症者は救護病院への搬送を行う。

(5) 避難所開設時の避難生活の管理運営協力

- 避難所が開設された場合には、自治組織は避難所住民、町、学校等施設管理者、ボランティア等と協力して、避難生活が良好に秩序だてて管理運営されるよう努める。

(6) 自主防犯組織の活動

- 自主防犯組織は、町・警察等の関係機関と協力し地域の安全確保に努める。

3 事業所の活動

- 事業所は、利用者、従業員の安全を確保し、災害の拡大防止と混乱防止に努めるとともに、地域コミュニティの一員として自主防災組織等と連携をとり地域社会に貢献する防災活動を行い、地域社会の安定確保に積極的に協力する。

(1) 自衛消防組織の迅速な編成、出動

(2) 正確な情報の収集と顧客等への伝達

- (3) 出火防止措置及び初期消火活動、危険物の安全管理の確認
- (4) 顧客等の安全確保、適切な避難誘導行動
- (5) 自治組織と連携した地域における救出救護、消火等の防災活動
- (6) 災害応急資機材の提供などの地域貢献活動
- (7) 事業所としてできる経済社会安定活動

第2節 事前措置及び応急措置等計画

風水害・事故災害等対策編第2章第2節「事前措置及び応急措置等計画」を準用する。

第3節 応援協力要請計画

風水害・事故災害等対策編第2章第3節「応援協力要請計画」を準用する。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害・事故災害等対策編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第5節 県防災ヘリコプター出場要請計画

風水害・事故災害等対策編第2章第5節「県防災ヘリコプター出場要請計画」を準用する。

第6節 災害情報通信計画

地震災害が発生した場合、効果的に応急対策を行う上で、被害状況等の情報の収集は不可欠である。

地震災害の発生時に応急対策を適切に実施するため、県及び防災関係機関と相互に密接に連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集・分析・加工・共有・伝達を行う。

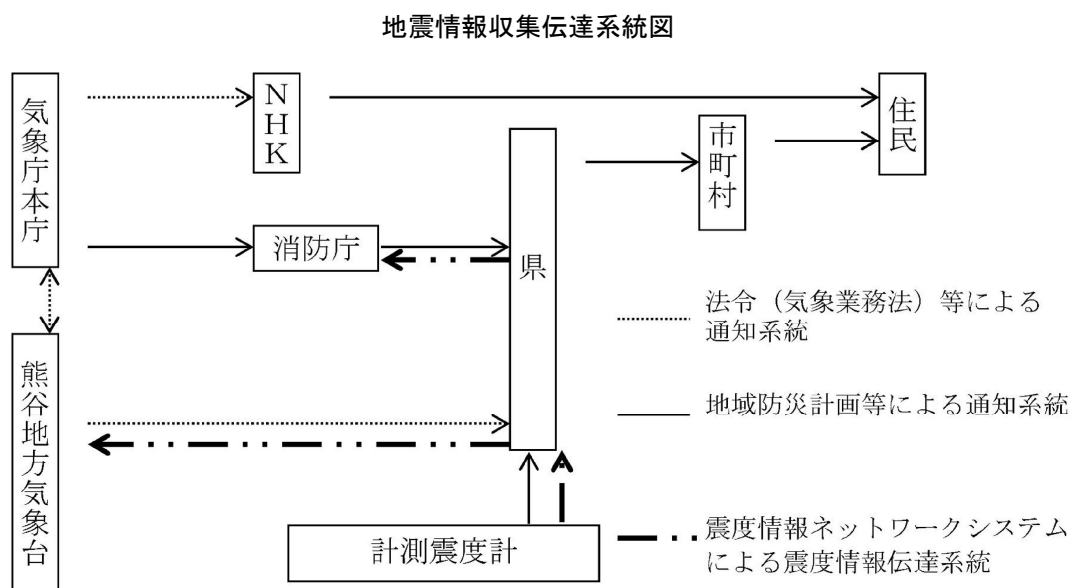
第1 地震情報の収集伝達

(1) 地震情報の収集・伝達

県は、県内に設置された計測震度計から地震情報を収集する。収集した情報は県防災行政無線により町に伝達する。

町は、県からの通知や気象庁の発表する正確な地震情報をテレビ、ラジオ等により収集し、町防災行政無線等により直ちに町民等に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。

地震情報の収集伝達系統は、次のとおりである。



(2) 緊急地震速報の伝達

町は、気象庁が発表する緊急地震速報を町民に伝達するに当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第2 情報収集体制の整備等

1 情報収集体制の整備

被害報告の迅速正確を期するため、地区又は地域別及び被害の種別ごとの部門別に、次の情報収集体制をあらかじめ整備しておくものとする。

- (1) 情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設
- (2) 報告用紙の配布
- (3) 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等について打合せ
- (4) 情報収集機器の整備
- (5) 情報機器操作員の配置等

2 情報総括責任者の選任

町は、災害情報の収集、総括及び県への報告等を行う情報総括責任者として総務課長を選任し、あらかじめ秩父地域振興センターに報告しておくものとする。

第3 情報の収集

町は、災害の状況等に応じて災害情報の収集に努めるものとするが、収集に当たっては、小鹿野警察署と緊密に連絡を行うものとする。

1 情報の収集

総務部広報班は、直ちにテレビ・ラジオから地震に関する情報等を収集するほか、県から一斉にFAX送信される県内の震度分布・震度状況等の情報を収集する。

地区調査員は、あらかじめ指定された担当地区において被害状況等の情報収集を行う。

2 消防団による情報収集

消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報活動を実施する。

調査上の留意事項

- ① 被害の程度の調査に当たっては、部課内の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整する。
- ② 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録、食料配給事務等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。
- ③ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- ④ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町区域内で行方不明となった者については、小鹿野警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。
- ⑤ 状況に応じて災害現場写真を撮影し、被害状況を記録する。

3 被害の判定基準

被害の判定基準は、風水害・事故災害等対策編第2章第7節「災害情報通信計画」の別表に定めるところによる。

第4 情報の整理・分析

総務部広報班は、収集した情報を整理・分析し、災害の全容の把握に努めるとともに、総務部長を通じて把握した情報を直ちに本部長に報告するものとする。

第5 情報の共有・伝達

町の地域に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、次により県に報告するとともに、災害応急対策に関する既に町の措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

1 報告すべき災害

- (1) 救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 町が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が近隣市町にまたがるもので、本町における被害が軽微であっても、全体的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(1)～(4)の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- (6) 地震が発生し、町内で震度4以上を観測したもの
- (7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

2 報告すべき事項

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度
- (5) 災害に対してとられた措置
- (6) 救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (7) その他必要な事項

3 報告の種別

(1) 被害速報

「発生速報」と「経過速報」に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町関係公共土木被害を優先して報告する。

ア 発生速報

被害の発生直後に災害オペレーション支援システムにより報告する。同システムが使用できない場合には、FAX、電話又は県防災行政無線で報告する。

イ 経過速報

被害状況の進展に伴い、収集した被害について災害オペレーション支援システムにより報告する。同システムが使用できない場合には、FAX、電話又は県防災行政無線で報告する。特に県から指示がある場合のほか、2時間ごとに行う。

(2) 確定報告

様式第3号の「被害状況調」により、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

資料編 ○県報告関係様式 (P133)

4 報告先

(1) 被害速報及び確定報告

被害速報及び確定報告は、県消防防災課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

ア 電話 048-830-8111 (直通)

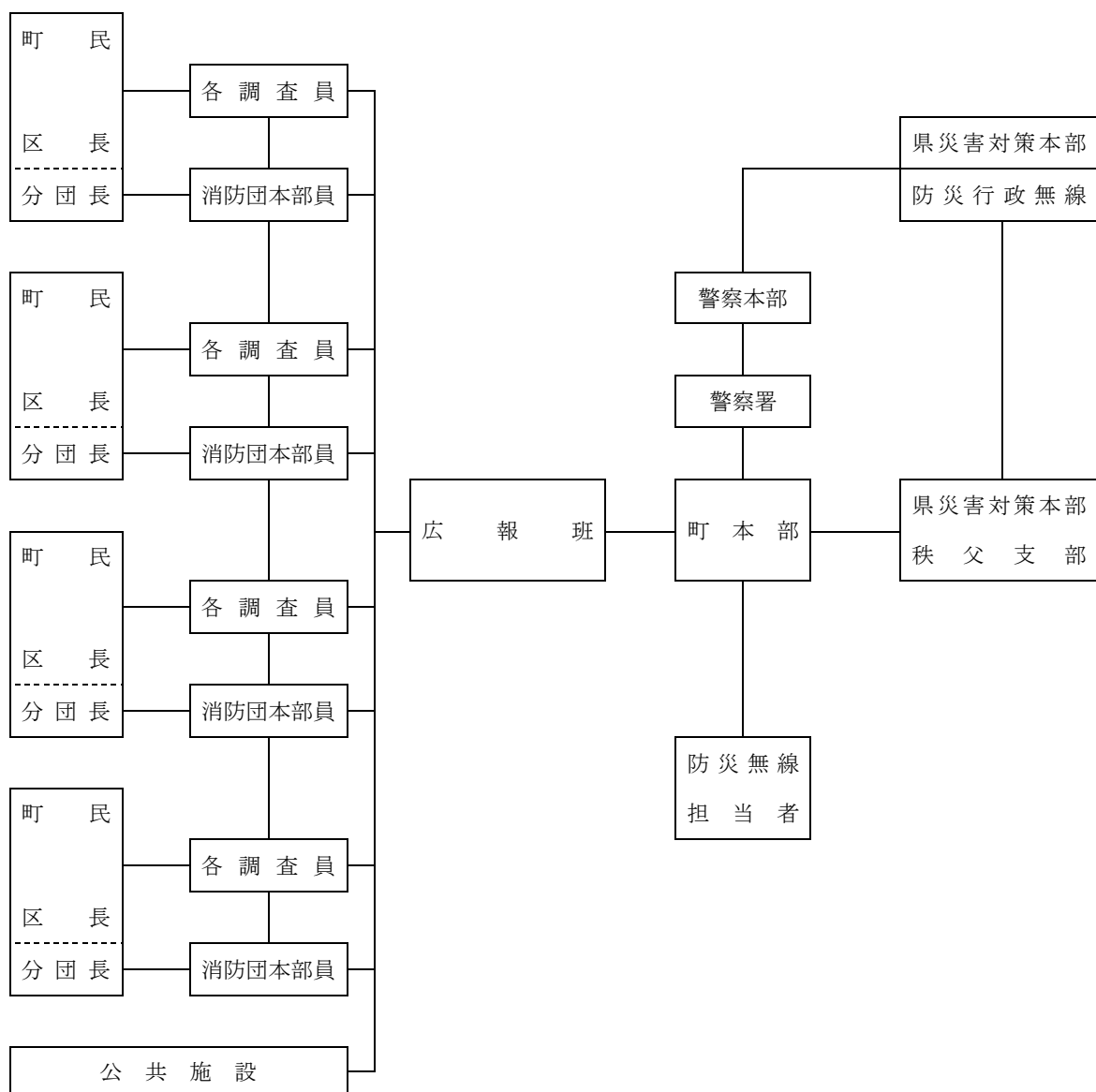
イ 防災行政無線 (発信特番)-200-6-8111

(2) 消防庁への報告先

区分		平日 (9:30~18:15) (消防庁応急対策室)	左記以外 (消防庁宿直室)
回線別	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

※TNは、回線選択番号を示す。

災害情報の連絡系統図



第7節 広報広聴計画

町は、地震発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や町民の要望に適切に対応する。

第1 災害広報資料の収集等

1 災害広報資料の収集

町は、関係機関等の協力を得て、災害広報活動を行うために必要な資料を収集する。

- (1) 総務部広報班、福祉部救護班、調査・物資班、保健部医療班、土木部施設班、産業・交通班、教育部学校施設班によって収集した情報
- (2) 県、報道機関から収集した情報
- (3) 関係機関から伝達された情報
- (4) 自治組織、町民等からの通報による情報
- (5) 報道機関等による航空写真
- (6) 市町村長等が実施した避難に関する情報
- (7) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関する情報
- (8) 医療情報（医療機関の稼働状況、救護所の設置状況等）
- (9) 被災者生活再建支援に関する情報
- (10) 犯罪、流言飛語の防止に関する情報

2 災害資料の取りまとめ

災害広報資料は、広報活動の資料だけでなく、被災町民への各種援助措置や災害復旧・復興の資料となるため、収集した資料は適切に記録、整理しておく。

第2 町民への広報活動

町は、保有する媒体を活用し、また関係機関・団体の協力を得て適切な広報活動を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。

広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行う。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行う。

1 広報内容

町民等への広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定め、町民の安全確保や精神的安定が図れる事項、町民生活に密接に関係ある事項等を中心に、また時間の経過とともに変化する被災者ニーズに留意して適切かつ迅速な広報を行う。

広報内容の主なものは、次のとおりである。

- (1) 地震に関する情報
- (2) 地域の被害状況に関する情報

(3) 避難に関する情報

- ア 避難指示等に関すること。
- イ 避難施設に関すること。

(4) 地域の応急対策活動の状況に関する情報

- ア 救護所の開設に関すること。
- イ 交通機関の運行状況及び道路の交通規制・復旧状況に関すること。
- ウ 電気、水道等の復旧に関すること。

(5) 被災者生活再建支援に関する情報

(6) 町民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）

- ア 給水及び給食に関すること。
- イ スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること。
- ウ 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。
- エ 防疫に関すること。
- オ 臨時災害相談所の開設に関すること等

(7) その他必要と認められる情報

2 広報手段

次の広報手段を活用し、災害の状況等を勘案して適時適切な広報活動を実施する。

- (1) 町防災行政無線の放送
- (2) 広報車による巡回放送
- (3) 町ホームページへの掲載
- (4) 臨時広報紙の発行
- (5) 掲示板への掲示
- (6) 自治組織を通じての広報
- (7) 県を通じて報道機関への放送要請
- (8) インターネットメール
- (9) 町公式SNS

3 要配慮者への広報

在宅高齢者、障がい者や外国人などの要配慮者に対する広報は、民生委員、ボランティアや自治会等の協力を得て、手話通訳者等の派遣、多言語による広報、紙媒体や文字放送による広報など、適切に行うものとする。

4 災害用伝言ダイヤル等の活用方法の周知

災害発生時には、東日本電信電話(株)や(株)NTTドコモの電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」及び各携帯事業者の「災害用伝言板」を開設するので、活用方法を臨時広報紙への掲載、町役場・避難所等への掲示等により、町民に周知させるものとする。

5 緊急速報メール・エリアメール等の活用方法の周知

緊急速報メール・エリアメールとは、災害発生時に、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができる携帯電話向けサービスのことで、回線混雑の影響を受けずに受信することができる。緊急速報メール・エリアメールの

活用方法を町民に周知させるとともに、本町においても、大規模災害の情報や、それに伴う避難情報など、町民の安全にかかわる様々な情報提供体制整備を検討する。

また、町民の安全にかかわる様々な情報の提供については、ホームページへの掲載及びLINEなどのソーシャルメディア等も活用するものとする。

第3 報道機関への放送要請

本部長は、人命の安全確保、精神的安定を図るためなど、災害対策活動において緊急に町民、関係機関に通知等をする必要があり、放送局による広報が適当と判断した場合には、知事を通じNHKさいたま放送局、テレビ埼玉及びエフエムナックファイブに対して放送要請を行う。

なお、県との連絡が不可能な場合には、放送局に対し直接、放送を要請し、事後県に報告する。

第4 報道機関への発表

町は、被害状況、ライフラインの復旧情報など、被災者等に有用な情報を迅速かつ的確に伝えるため、報道機関に必要な情報を発表する。

報道機関等への情報の発表は総務部広報班が行う。

第5 広聴活動

地震災害時には、通常では考えられない状態が生じ、被災者は、混乱と不安から自ら考え行動することができない場合が想定される。町は、これらの被災者の悩みや不安などを聞き、助言などを行う相談所を設置し、被災者の生活を支援する。

1 臨時相談窓口の設置

町は、状況に応じて町役場等に臨時相談窓口を設置して、被災者から寄せられる相談、要望、問い合わせ等に対応するものとする。被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り被災者の安否情報の提供等に対応する。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

また、必要に応じて県及び関係機関・団体等に専門家の派遣を要請する。

2 広報の実施

臨時相談窓口等を設置した場合は、防災行政無線等により町民に対して周知を図る。

3 震災相談連絡会議の設置

県は震災後早期に、災害情報相談センターにおいて、県、市町村及び関係団体との連携体制を強化するため、震災相談連絡会議を開催する。

震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報センターマニュアル」が作成されることとなっている。

第8節 土砂災害防止計画

風水害・事故災害等対策編第2章第9節「土砂災害防止計画」を準用する。

第9節 消防活動計画

大規模な地震が発生した場合は、二次災害である火災が同時多発に発生し、また家屋の倒壊等により、消防活動に支障が生じることが予想される。このため、発災時には自治組織や町民等による出火防止、初期消火を徹底し、火災の拡大防止を図る。

なお、消防活動全般については、秩父消防本部が主体となって実施するものとするが、本節においては、町民による出火防止、初期消火活動、町及び小鹿野町消防団等が実施する消防活動の基本事項について定める。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

地震火災の特徴

- ① 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- ② 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- ③ 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- ④ 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- ⑤ 倒壊建物等による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及ぶ大問題である。このため消防体制を整備し、出火の防止、初期消火・延焼拡大防止に努める。

第2 町の活動体制の確立

1 町職員の非常招集

地震が発生した場合、二次災害である火災の発生に備え、配備該当職員を招集し、火災発生情報等の収集を行う。

また、大規模な災害に発達した場合は、町本部を設置し、関係機関との連携のもと、災害応急活動を円滑に実施する体制を整える。

2 消防団員の招集

大規模地震発生と同時に、消防団員は、自主的に消防団詰所に参集し、火災発生に備える。消防団長及び副団長は、災害情報等を共有するため直ちに町庁舎に参集し、町本部と協働し、災害対策に当たる体制を整える。

第3 災害情報の収集・連絡等

1 災害情報の収集・連絡

町は、火災発生の通報等があった場合は、消防・警察等関係機関から火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握した範囲から直ちに県へ連絡する。

2 応急対策活動情報の連絡

町は、自ら実施する応急対策の活動状況、町本部の設置状況等を県に連絡し、状況によっては県に対して応援の必要性等を連絡する。また、必要に応じて県、関係機関と相互に情報交換を行う。

第4 消防団による消防活動

小鹿野町消防団は、秩父消防本部との連携のもと、次の消防活動を実施する。

1 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の町民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は町民と協力して初期消火に努める。

2 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは秩父消防本部に協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

3 救急救助

秩父消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

4 避難誘導

避難指示が発せられた場合は、町民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら町民を安全に避難誘導する。

5 情報の収集

秩父消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

6 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を秩父消防本部と協力して行う。

第5 町民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

1 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等は、直ちに使用を中止し、ガス栓の閉鎖等、適切な処置を行う。

2 電気器具は電源コードをコンセントから抜く。また、停電後の通電再開時における電気器具の取扱いに万全の注意を払う。

3 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に大声等で応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。

4 屋外に避難するときは、電気のブレーカーを遮断してから避難する。

5 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報等の緊急通報以外は電話の使用を自粛する。

第6 応援要請

町長は、町の消防力で十分な活動が困難である場合には、各種応援要請に基づき応援を要請する。

1 要請方法

町長は応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして消防機関等の応援要請を行う。

なお、要請は、緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

応援要請時の明示事項

- ① 活動を要する場所又は区域
- ② 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況
- ③ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ④ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ⑤ 町への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ⑥ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

消防機関等の応援要請

- ① 埼玉県下消防相互応援協定による要請は他の市町村長等
（大部隊若しくは特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とする場合）
- ② 埼玉県特別機動援助隊要請は知事
（高度な専門性を必要とする救助、救命活動を必要とする場合）
- ③ 緊急消防援助隊要請は知事等
（地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動を必要とする場合）

2 応援消防隊の受入体制の整備

応援要請を行う場合は、応援消防隊の円滑な受入を図るため、あらかじめ次のような準備を行い、受入体制を整えておく。

- (1) 応援消防隊の誘導方法
- (2) 応援消防隊の人員、資機材数、指揮者等の確認
- (3) 応援消防隊の活動拠点の確保

第 10 節 災害救助法適用計画

風水害・事故災害等対策編第2章第12節「災害救助法適用計画」を準用する。

第 11 節 交通対策計画

震災時における交通規制、緊急通行車両の確認等については、風水害・事故災害等対策編第2章第11節「交通対策計画」に定めるところによるものとするが、本節では、地震発生時における運転者がとるべき措置等について定めるものとする。

第 1 被害状況の把握等

1 被害状況の把握

大規模な地震が発生した場合は、地区調査員があらかじめ指定された担当地区の道路、橋梁等の被害状況を調査する。また、警察、道路管理者から交通対策状況、道路被害状況等を収集し、道路の通行可能状況等を把握する。

2 広報の実施

把握した道路通行状況等について防災行政無線や町ホームページ等により広報を行い、町民及び自動車運転者に運転の自粛等の協力を求める。

第 2 運転者のとるべき措置

地震が発生した場合は、運転者は次の措置をとるものとするが、町はあらかじめ当該事項を広報紙等で周知を図るとともに、地震発生時には防災行政無線等で周知を図る。

1 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難のために車両を使用しない。

3 災対法に基づく交通対策が行われたときには、通行禁止区域等（交通対策が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとる。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

- (2) 速やかに移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わない、又は運転者が現場にいない場合、警察官が自らその措置をとることがあり、やむを得ない限度で車両等を破損することがある。

第 1 2 節 避難計画

風水害・事故災害等対策編第 2 章第 13 節「避難計画」の定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の避難方法、避難誘導について、次のとおり定めるものとする。

第 1 避難方法等

1 町民の自主避難

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても建物倒壊等の危険状況が異なるため、町の避難指示を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、町民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難の方法を確認し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 町の役割

平時から避難のあり方を検証し、町民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、地震時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における町民の安全が守られるよう各防災関係機関、自治組織等との連携により、避難指示の徹底や、避難誘導に努める。

第 2 避難誘導

1 自治組織による避難

- (1) 各自治組織は、集団を形成して、ブロック塀の倒壊、落下物等に注意しながら近くの避難所に避難する。

避難する際には、高齢者、障がい者等の要配慮者に対して必要な介助を行う。

- (2) 全員が無事に避難できるよう、出発時、避難所到着時には必ず点呼を行い、また避難途中時においても声を掛け合う。

2 消防団の避難誘導

各地区の消防分団は、警察、消防等の関係機関と連携し、町民が安全に避難できるよう、避難誘導を行う。

第 1 3 節 要配慮者等の安全確保対策

風水害・事故災害等対策編第 2 章第 14 節「要配慮者の安全確保対策計画」を準用する。

第 1 4 節 救急救助・医療救護計画

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救急救助活動が必要であるため、町は、町民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害・事故災害等対策編第 2 章第 15 節「救急救助・医療救護計画」の定めるところによる。

第 1 地域住民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、町民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動に当たるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等を行い、必要により医療機関への搬送など、負傷者等の救急活動に努める。

3 要配慮者への救護

地域に住む高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、地域住民が協力して安全確認や必要な介助等を行うなど、要配慮者の安全確保を図る。

第 2 町の救急活動等

町は、秩父消防本部等関係機関と連携し、及び町内関係業者等の協力を得て救急救助活動を実施するものとするが、災害が広範囲にわたる等のため、迅速な救急救助活動は困難と判断した場合は、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

また、地震による延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。

第 15 節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画

風水害・事故災害等対策編第2章第16節「遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画」を準用する。

第 16 節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画

風水害・事故災害等対策編第2章第17節「飲料水・食料・生活必需品の供給計画」を準用する。

第 17 節 応急住宅対策

風水害・事故災害等対策編第2章第18節「応急住宅対策計画」を準用する。

第 18 節 文教対策計画

風水害・事故災害等対策編第2章第19節「文教対策計画」の定めるところによるが、大規模地震発生時に児童・生徒、施設利用者等の安全を第一に、とるべき事項について定める。

第 1 学校の震災対策

1 発災時の対応

地震発生時には校長は、次の措置をとるものとする。

(1) 緊急避難等の措置

ア 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難するものとする。

緊急避難した場合、速やかに児童・生徒及び教職員の人数確認、負傷状況等の確認を行う。

イ 応急救護

児童・生徒及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当を行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など応急救護の万全を図る。

ウ 地震情報等の収集

町本部から町の地域の被害状況や地震情報を収集し、また周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒を帰宅させるかどうか町教育委員会との協議等により決定する。

エ 下校時の危険防止

児童・生徒を帰宅させる場合は、その安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。下校の際には、地区担当教職員が地区別に引率するなど、児童・生徒の安全を第一に必要な措置を講ずる。

オ 校内保護

災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

(2) 被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに児童・生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、町教育委員会に報告する。必要によっては被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

(3) 臨時休業等の措置

被害状況によっては、町教育委員会と連絡の上、臨時休業等の適切な措置をとる。

(4) 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行う。危険な箇所にはロープ等による立入禁止措置など必要な措置を行う。

(5) 保健衛生

学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

(6) 避難所開設等への協力

町が実施する避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。

2 応急教育の準備

校長は、速やかに応急教育が実施できるよう、次の措置をとるものとする。

(1) 校舎内外の整備

教職員を掌握するとともに、教育活動の再開に当たっての校舎内外の整備を行う。

(2) 教科書等供与への協力

児童・生徒等の被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。

(3) 指導内容の周知

教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点を置くようにする。

(4) 避難児童・生徒等の把握

避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行うよう努める。

(5) 授業再開への取組

ア 避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、町教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

イ 災害の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

第2 生涯学習施設等の震災対策

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

施設管理者は、開館時に地震が発生した場合は、直ちに火気の始末を行うとともに、施設利用者の混乱防止措置を行い、状況により、屋外等の安全な場所に避難誘導を行う。

(2) 応急救護

施設利用者及び施設職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など応急救護を実施する。

(3) 地震情報等の収集・広報

町本部から町の地域の被害状況、道路の通行可能状況や地震情報を収集し、施設利用者に広報する。

2 被害状況の把握、報告

開館時の場合は、速やかに施設利用者及び施設職員、施設及び設備並びに保有資料等の被害状況を把握し、町教育委員会に報告する。

閉館時の場合は、直ちに出勤して、施設、設備、保有資料等の被害状況を把握し、町教育委員会に報告する。

なお、生涯学習施設等については、当該施設管理者は、避難所として使用可能の有無についても町本部に報告する。

3 臨時休館等の措置

施設管理者及び町教育委員会は、町の地域の被害状況等から臨時休館等の措置をとることが適切と判断した場合は、関係機関等に連絡をするとともに、町本部を通じて町民への広報を行う。

第 19 節 障害物除去計画

風水害・事故災害等対策編第2章第20節「障害物除去計画」を準用する。

第 20 節 緊急輸送計画

風水害・事故災害等対策編第2章第21節「緊急輸送計画」を準用する。

第 21 節 要員確保計画

風水害・事故災害等対策編第2章第22節「要員確保計画」を準用する。

第 22 節 環境衛生計画

風水害・事故災害等対策編第2章第23節「環境衛生計画」を準用する。

第23節 公共施設等の応急対策

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、関係機関と相互に連携を図って応急対策を実施する。

また、災害発生時には、公共施設等の責任者に対し、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように次の措置を講じるよう指導する。

災害復旧に向けた応急措置項目

- ① 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- ② 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- ③ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- ④ 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- ⑤ 受入施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- ⑥ 被害状況を町担当部局に報告する。

第1 公共建築物

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

(1) 危険度判定の目的

被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するもの
被災宅地危険度判定	被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、町民の安全を確保するもの

(2) 危険度判定の実施

各施設責任者からの被害状況報告に基づき、建築物の危険性を確認するための建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の防止と、建築物の地震後での使用可能性について判断を行う。

なお、町内において被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を確保できない場合は、近隣市町又は県（県土整備部、都市整備部）に危険度判定士の派遣を要請する。

2 被災度区分判定調査

各施設責任者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ県、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

なお、被災度区分判定調査とは、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

3 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第2 その他公共施設等

1 不特定多数の人が利用する公共施設

- (1) 施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- (2) 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

2 畜産施設等

町長は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。

3 医療救護活動施設

- (1) 各施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- (2) 施設の責任者は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

4 社会福祉施設

- (1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- (2) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- (4) 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第 2 4 節 帰宅困難者支援対策

埼玉県地震被害想定調査において、本町の帰宅困難者が最も多くなるのは、「関東平野北西縁断層帯地震」が休日12時に発生した場合で約1,300人にのぼると推計されている。

地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅などで大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時的滞在などの対策が求められる。

帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、県、防災関係機関と連携して適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

第 1 帰宅困難者への情報提供

1 帰宅困難者への情報提供

各関係機関は、帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

〈帰宅困難者に伝える情報例〉

- ・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰宅に当たって注意すべき情報（交通不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

実施機関	項目	対策内容
県	情報の提供、広報	・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・危機管理・災害情報ブログによる情報提供 ・駅前の大型ビジョンによる情報提供 ・緊急速報メール・エリアメールによる発災直後の注意喚起
町	誘導	・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供 ・緊急速報メール・エリアメールによる情報提供
鉄道機関	情報の提供、広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信(株)	安否確認手段の提供	・災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)のサービス提供
各携帯事業者	安否確認手段の提供	・災害用伝言板
ラジオ、テレビ等放送・報道機関	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)

2 帰宅困難者対策協議会の設置

県内主要駅周辺を対象に、県、市町村、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等で構成する帰宅困難者対策協議会を設置し、平時から各構成団体の役割分担や地域の行動ルールの策定、訓練によるルールの検証等を実施している。

令和3年1月現在、7つの協議会（大宮駅周辺、浦和駅周辺、川口駅周辺、川越市主要駅周

辺、新越谷駅・南越谷駅周辺、熊谷市主要駅周辺、所沢駅周辺）が設置されている。

第2 一時滞在施設の確保

1 一時滞在施設の確保

帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設（以下「一時滞在施設」という。）を確保する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保し、公衆無線LANなど通信環境の整備に努めるものとする。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

なお、一時滞在施設の受入能力には限りがあるため、要配慮者の受入を優先することとする。

2 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

3 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

第3 企業・学校等における帰宅困難者対策

1 企業等における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。また、自社従業員等を一定期間とどめるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等同様な対応が取れるよう対策を検討する。

さらに、とどまった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

2 学校における帰宅困難者対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内にとどめる対策を講じる必要がある。このため、飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

第4 帰宅支援

1 帰宅活動への支援

各関係機関は、帰宅活動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

実施機関	項目	対策内容
県、町	一時滞在施設の提供	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放
	飲料水、食料の配布	一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布
	一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
鉄道機関	トイレ等の提供	トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド(株)	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

2 帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。地域の避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高いため、可能な限り地域の避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

第5 外国人旅行者等、観光客対策

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、町、国、県、関係機関が連携し、対応していく。

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 町における観光客対策

ア 観光地での災害発生時の町、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。

イ 観光地での災害発生時には、警察、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。

ウ 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

(2) 住民、自主防災組織及び観光事業者における観光客対策

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、福祉部救護班に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。

2 外国人旅行者の安全確保

(1) 町における外国人旅行者対策

通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行うものとする。

(2) 関係機関における外国人旅行者対策

多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行うものとする。

第25節 ライフライン災害対策計画

第1 電気施設応急対策（東京電力パワーグリッド(株)）

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

1 応急対策

(1) 応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう、下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。

ア 非常災害時は対策本（支）部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

イ 社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

(2) 災害時における広報宣伝

ア 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、次の事項を十分PRする。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド（株）事業所に通報すること。
- ③ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は、危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること。
- ⑤ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ⑥ 警戒宣言が発せられた場合は、不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- ⑦ 地震発生時において使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
- ⑧ その他事故防止のため留意すべき事項

イ 震災時における町民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

ウ 上記のア及びイについては、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

なお、この伝達経路は、次のとおりとする。

(ア) 感電事故防止周知

各現業機関 → 広報車 → 直接一般公衆に周知する

(イ) 復旧周知

非常災害対策支社本部 → 県本部 → 町本部

(3) 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察・消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

2 復旧

(1) 被害状況の早期把握

全般的被害状況の情報は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

(2) 災害時における復旧資材の確保

ア 調達

非常災害対策本（支）部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

（ア）請負工事会社保管在庫の相互流用

（イ）本（支）部相互の流用

（ウ）本店対策本部に対する応急資材の請求（支店外からの調達を必要とする資材）

イ 輸送

非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調達し、適宜配車を行い輸送力の確保を図る。

なお、道路被害状況（橋梁損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他）については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。

ウ 復旧資材置場の確保

災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、置場の迅速な確保を図る。

(3) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び町民の精神的安定に寄与する重要施設等を原則的に優先するなど、各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

第2 ガス施設応急対策

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

1 高圧ガス製造施設応急対策（地震発生直後）

地震等による災害が発生した直後は、各事業所において高圧ガス製造施設のガス種別に次に掲げる対策を講ずる。

(1) 高圧ガスの漏洩又は爆発等のおそれがあるガス事業所の配管の各種弁等の緊急停止及び応急点検を行い、出火防止の措置を行う。なお、毒性ガスの場合は、防毒マスク等を使用する。

(2) 災害発生時には、その状況に応じ、付近住民及びガス事業者従業員に対し、災害の状況及びガスの種類に応じた避難誘導を行うとともに、毒性ガスの場合にあっては風向を考慮して人命の安全を図る。また、消防、警察その他関係機関との連絡を密に行い、その任務を明確にする。

(3) 漏洩ガスが着火した場合は、その状況を的確に把握し、消防機関への通報及び延焼防止の初期消火活動を行う。

2 高圧ガス災害対策（地震発生後）

高圧ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生した場合の応急対策として「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成20年7月1日施行）」に基づき、消防、警察、防災事業所その他関係機関と協力して高圧ガスによる災害拡大防止の応急措置を講ずる。

3 LPガス及び燃焼器具等の供給対策

町から供給要請があった場合は、避難所等における被災者の生活を援助するため、LPガス及び燃焼器具等を供給する。

第3 上水道施設応急対策（秩父広域市町村圏組合水道局）

震災による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上と町民生活に重大な影響を与える。

このため、秩父市町村圏組合水道局及び町は速やかに水道施設の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

第4 電気通信設備応急対策（東日本電信電話(株)）

災害が発生した場合には電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう通信手段を確保する。また被害を受けた電気通信設備をできるだけ早く復旧するとともに、災害復旧及び被災地における情報流通について国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等と連携を図る。

1 災害時の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により埼玉事業部に災害対策本部を設置する。

(2) 情報連絡

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、町本部、その他各関係機関と密接な連絡を取るとともに、気象情報、報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

2 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は次の各号の応急措置を実施する。

(1) 重要通信の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の処置を講ずる。

(2) 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、利用制限等の措置を行う。

(3) 災害用伝言ダイヤル(171)の提供

地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生するおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル(171)等を速やかに提供する。

3 応急復旧対策

(1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資

材及び輸送の手当てを行う。

(3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 災害時の広報

(1) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

(2) 通信の疎通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(3) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

(4) 災害用伝言ダイヤル(171)等を提供した場合、トーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。

5 現地作業調整会議の開催

町は、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

第3章 震災復旧復興対策計画

第1節 迅速な災害復旧計画

風水害・事故災害等対策編第3章第1節「迅速な災害復旧計画」を準用する。

第2節 計画的な災害復興計画

風水害・事故災害等対策編第3章第2節「計画的な災害復興計画」を準用する。

第3節 生活再建等の支援計画

風水害・事故災害等対策編第3章第3節「生活再建等の支援計画」を準用する。

第4章 複合災害対策計画

第1節 基本方針

風水害・事故災害等対策編第4章第1節「基本方針」を準用する。

第2節 予防・事前対策

風水害・事故災害等対策編第4章第2節「予防・事前対策」を準用する。

第3節 応急対策

風水害・事故災害等対策編第4章第3節「応急対策」を準用する。

第5章 広域応援計画

第1節 基本方針

風水害・事故災害等対策編第5章第1節「基本方針」を準用する。

第2節 具体的取組

風水害・事故災害等対策編第5章第2節「具体的取組」を準用する。

第6章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第1節 基本方針

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的として制定され、同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。

本県域は、推進地域には指定されていないが、令和元年6月に内閣府が発表した「南海トラフ巨大地震の被害想定について（施設等の被害）」では、発生しうる最大クラスの地震において、震度4から震度5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することとなり、臨時情報発表に伴う社会的混乱が懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定める。

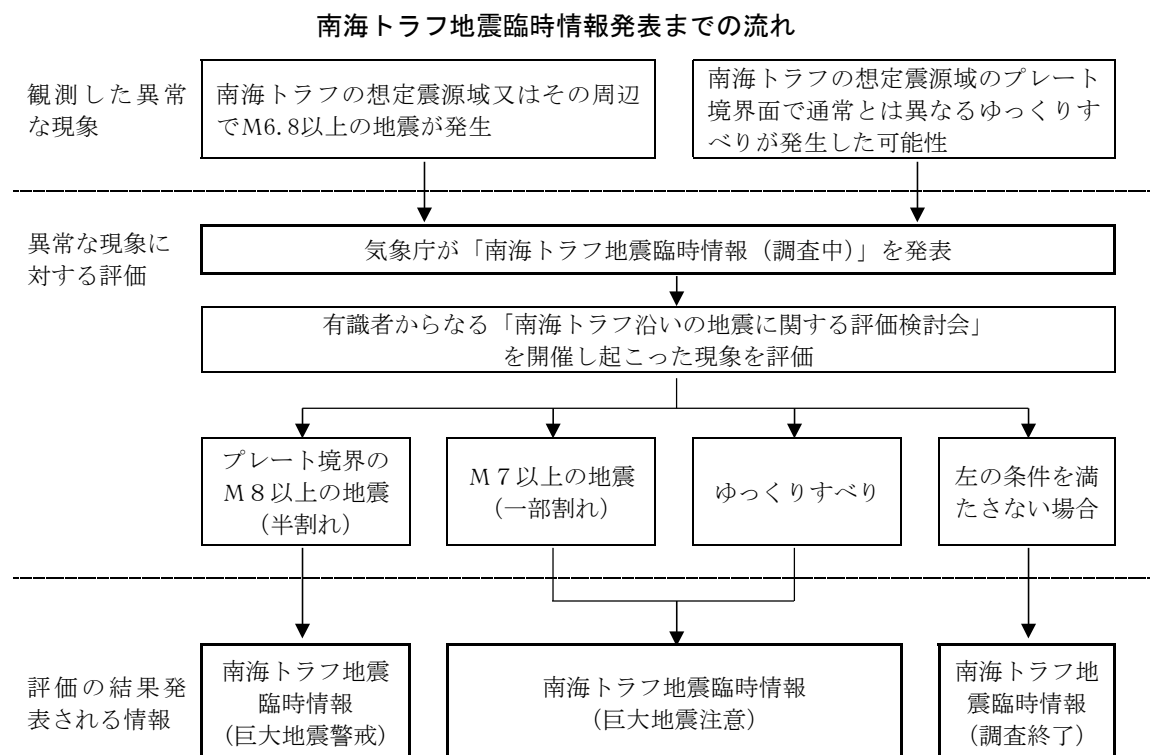
第2節 具体的取組

第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合、直ちに町及び防災関係機関に伝達する。

町は、庁内、機関内及び防災関係機関に県からの情報を伝達する。



2 町民、企業等へのよびかけ

町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、町民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ（プレート境界のM8以上の地震）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	2週間（警戒：1週間） （注意：1週間）
一部割れ（M7以上の地震）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間

(1) 住民の防災対応

日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動や、できるだけ安全な行動をとるように呼びかける。

（例）・家具の固定状況の確認

- ・非常用持ち出し袋の確認
- ・避難場所や避難経路の確認
- ・家族との安否確認方法の確認
- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活する
- ・すぐに避難できる準備（非常用持出品等）
- ・危険なところにできるだけ近づかない 等

(2) 企業等の防災対応

地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続するよう呼びかける。

（例）・安否確認手段の確認

- ・什器の固定
- ・落下防止対策の確認
- ・食料や燃料等の備蓄の確認
- ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- ・発災時の職員の役割分担の確認 等

第2 地震発生後の対応

町は、異常な現象が発生した後、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、本編に基づき災害対応を行う。

第7章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置

第1節 基本方針

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和4年9月30日現在で、北海道から千葉県にかけての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。

このため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定める。

第2節 具体的取組

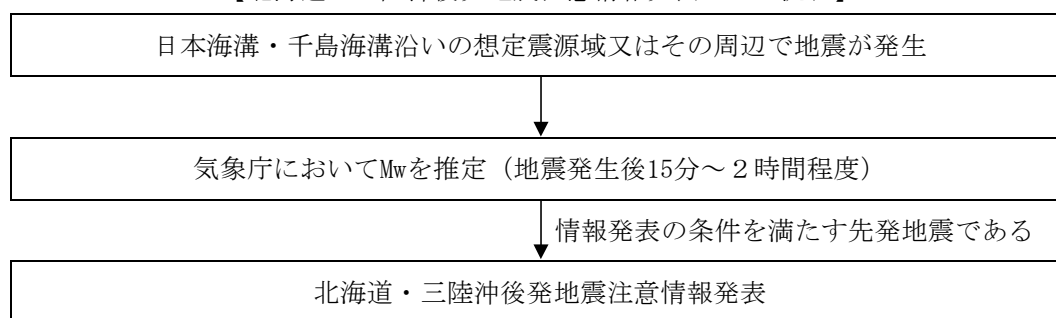
第1 北海道・三陸沖後発地震情報発表に伴う対応

1 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達

県は、北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでM_w（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合に、気象庁と内閣府が発表する「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

町は、庁内、機関内及び防災関係機関に県からの情報を伝達する。

【北海道・三陸沖後発地震注意情報発表までの流れ】



2 町民、企業等へのよびかけ

町は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、町民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

3 町民の防災対策

日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

4 企業等の防災対策

地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認等

第2 地震発生後の対応

町は、異常な現象が発生した後、実際に後発地震が発生した場合は、本編に基づき災害対応を行う。

第8章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1節 シビアコンディションを設定する目的

地域防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率をもとに、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、地方公共団体の防災対策は、比較的局地的な地震を想定にして実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生したときは、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2節 シビアコンディションへの対応

震災対策編第1章から第6章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備をはじめ、町民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施

大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても町民の命を守ることが重要である。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる本町においても、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行っていく可能性がある。町域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

第1 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になる～

1 シビアな状況

阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われている。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立つことがない。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。

被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる予測となっており、また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みとなっている。緊急医療の受入能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい膨大な人数である。

2 課題

- (1) 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- (2) 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

3 対策の方向性

- (1) 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- (2) 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- (3) 地震に備えた防災総点検を行う。
- (4) 平時から避難を視野に入れ、「揺れたらドアを開ける」、「ガラスから離れる」を徹底する。

第2 支援者の犠牲はあってはならない

1 シビアな状況

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になる。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっている。阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはならない。

大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぐことになる。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠である。

しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にしてはならない。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要である。

2 課題

- (1) 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- (2) 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

3 対策の方向性

- (1) 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- (2) 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- (3) 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- (4) 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

第3 火災から命を守る

1 シビアな状況

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く状況の上、昼食時の発災でかまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していった。

延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では百箇所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言われている。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、町民への被害が多大になる。

2 課題

- (1) 消防機関に頼らない初期消火を確実に言い、火災を拡大させない。
- (2) 消防機関の現場到達を早める。
- (3) 火災から逃げ遅れる人をなくす。

3 対策の方向性

- (1) 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- (2) 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- (3) 被害や危険地域の正確な把握と、町民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、スマートフォン、マスメディア、防災行政無線等あらゆる手段を活用する。
- (4) 道路啓開や交通規制を行うため、町は、県、県警、協定締結先事業所等と協力し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

第4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

1 シビアな状況

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4か月を要した。これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1か月以上続くことも想定しなければならない。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると各種石油燃料も枯渇する。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。

2 課題

- (1) 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1か月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- (2) 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- (3) 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

3 対策の方向性

- (1) 町の主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保するとともに、災害拠点病院等にも同様の取組を働きかける。
- (2) 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- (3) 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- (4) ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- (5) 県内外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- (6) 長期避難を想定し、町内避難所の環境を向上させるとともに、町民・県民及び他都県民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

第5 そのとき、道路は通れない

1 シビアな状況

国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策がおおむね施されている。しかし、沿道建造物から道路へのがれきの散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。

走行中の自動車にも激震が直撃し、一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われている。各所で車両事故が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生し、また、ガス欠や事故車両、置き

去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。

これらは全て、最悪の可能性を挙げたに過ぎない。しかし、万が一のときに冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することが重要である。

2 課題

- (1) 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- (2) 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- (3) 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

3 対策の方向性

- (1) 徒歩帰宅を支援するため、沿道サービスを拡大する。
- (2) 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- (3) 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

第6 首都機能の麻痺

1 シビアな状況

東京には、政治、行政、経済の中枢を担う機関が高度に集積している。首都直下地震により政府機関の業務継続に支障が生じた場合、緊急災害対策本部等による情報収集や指示、調整が実施されず、被災者救助や事態収拾に影響が出る。

官公庁施設は耐震化が順次進められているが、ライフラインの途絶や交通の麻痺、停電や通信の途絶などの悪条件が影響しあい、復旧が大幅に遅延する可能性もある。

最も懸念されるのが、夜間及び休日に大規模地震が発災した場合、交通機関の運行停止に伴い、多くの職員が都心に到達できず、業務継続に支障が出ることである。

(1) 国が被害想定の中で示している被害シナリオ

発災直後	省庁の職員及び国会議員が同時に多数被災し、一時的に国家の運営機能が低下する。
1日後～	都心部の中央省庁において、職員の不足や室内の混乱、PCやサーバの不調等により、災害対応の中核としての機能が低下する。
更に厳しい被害様相	想定外の庁舎等の甚大な被害や、職員の被災、電力・通信の途絶が発生する。 →応急対応や全国への波及影響が数日間以上続く。

これは、あくまでも国が提示した、最悪な事態としての一つの想定である。

なお、首都直下地震応急対策要領では、官邸が被災した場合は、緊急災害対策本部の設置順位が定めてられており、官邸内に設置される緊急災害対策本部の代替順位として、中央合同庁舎第5号館（千代田区霞が関）→市ヶ谷駐屯地（新宿区市谷本村町）→立川広域防災基地（立川市緑町・泉町）の順番で代替拠点が移ることが決められている。

しかし、現在想定されている代替拠点はいずれも都内であり、国が提示している諸課題（職員の参集など）が依然残ることとなる。

多くの国の職員が県内に居住している現状も踏まえ、被害が少なく首都に隣接する埼玉県としては、国に全力で協力する体制の整備も、考えなければならない。

2 課題

- (1) 首都機能の停止。国による災害対応の遅れ。
- (2) 情報や職員が集まりやすいところに、代替拠点を用意すべきである。
- (3) 立川や都庁は被災地に近すぎる。大阪府や北関東では、都心から離れすぎる。

3 対策の方向性

- (1) さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。
- (2) さいたま新都心周辺に後方支援の資源を確保し、国と協力して首都復旧に努める。

ア 埼玉県支援機能の分析

- (ア) 内閣府がまとめた「政府中枢機能の代替拠点に係る基礎的調査業務報告書」（2013.3）では、さいたま市は候補都市の一つになっている。
- (イ) 警察庁、経済産業省は、災害時の代替拠点をさいたま新都心合同庁舎にしている。
- (ウ) さいたま新都心は大宮台地に位置し地盤が固いことから想定震度は5強にとどまる。
- (エ) さいたま新都心は都心から約20キロメートルの位置にあり、短期間で政府中枢機能の移転が完了する。
- (オ) 国の省庁機関が17ほど集積しており、すぐに代替機能を発揮することが可能である。
- (カ) 出先機関を持たない省庁も、周辺に存在する既存のビルやホテル、貸し会議室群を活用することが可能である。
- (キ) 省庁の代替拠点が首都近傍に置かれることで、復旧・復興の取組が迅速に進む。
- (ク) 埼玉県内に居住する国の職員も多く、すぐに代替拠点での活動が可能である。
- (ケ) 代替拠点で活動する要員の住宅など、生活環境の確保が対応可能である。
- (コ) 東北道、関越道、圏央道などの高速道路網を活用し、北日本、西日本からの物資などを首都に送り込むことが可能である。
- (サ) 近隣には広大な大宮駐屯地と陸上自衛隊第32普通科連隊があるため、連携が容易である。

4 参考資料

- (1) さいたま新都心周辺における利用可能な資源の状況

機能	項 目	数 量	利用可能数（推計）
執務	民間賃貸オフィスビル空き面積（想定）	111,872人分	11,187人分
宿泊	宿泊施設（ホテル）数	1,240室	74室
居住	貸家・共同住宅の空き住宅数（想定）	16,376戸	3,275戸
食事確保	徒歩可能圏内のコンビニエンスストア数	約60店	-

出典：内閣府調べ

- (2) 震ヶ関から代替拠点への移動シミュレーション結果（首都直下地震発生時）

都市名	札幌	仙台	さいたま	名古屋	大阪	広島	福岡
移動時間 （分）	953 +乗換時間	850	193	696	800	875 +乗換時間	923 +乗換時間

出典：内閣府調べ

第7 デマやチェーンメールは新たな災害

1 シビアな状況

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。

その中で、SNSによる新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性がある。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになる。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被ばくが防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がった。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性がある。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時にはかえって危険となることも考えられる。

2 課題

- (1) 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- (2) 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- (3) 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

3 対策の方向性

- (1) 電力事業者や通信事業者は、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- (2) 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- (3) 町は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

第8 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

1 シビアな状況

阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められた。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなったが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となった。

首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられる。国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みである。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心となる。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要なになる。

2 課題

- (1) 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- (2) 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- (3) 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

3 対策の方向性

- (1) 衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーター等の養成及び活用を図る。
- (2) 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- (3) 都内等から県内医療施設への傷病者の受入を支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。
- (4) 平時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- (5) 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。
- (6) 災害拠点病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の備蓄・供給体制を確立するとともに、全ての病院の耐震化を進める。

第9 都心からの一斉帰宅は危険

1 シビアな状況

県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行った。

まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は136万人であると推計され、そのうち88万人は東京23区内で被災すると推計された。交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タスキングやルート選定が課題となる。

次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションを行った。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となった。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は1時間当たり最大12万人という大混雑が予測される。

その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられる。

発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因となる。

2 課題

- (1) 余震による落下物のおそれがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。
- (2) 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる。
- (3) 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

3 対策の方向性

- (1) 近隣都県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。
- (2) 慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。
- (3) 都内にいる県民も含め、県内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。
- (4) 主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。
- (5) 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じ企業内備蓄を推進する。

第10 危険・不便な首都圏からの避難

1 シビアな状況

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定される。

1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになる。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなる。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がある。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、県では、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなる。

2 課題

- (1) 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- (2) 緊急避難的な広域受入は速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入は計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- (3) 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。
- (4) 他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

3 対策の方向性

- (1) 都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入

先や輸送手段等を確保する。

- (2) 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。
- (3) 県が九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、県は、県内市町村との受入調整を行う。
- (4) 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- (5) 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

第11 助かった命は守り通す

1 シビアな状況

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺する。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまうおそれがある。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上がった。死亡に影響のあった事由としては、「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割であった。例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいる。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶したとき、被災地内での処置は極端に制限される。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になる。

2 課題

- (1) 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- (2) 福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- (3) 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）。

3 対策の方向性

- (1) 被災地外で、受入れ可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平時から情報を持ち合う。
- (2) 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- (3) 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- (4) 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

第12 食料が届かない

1 シビアな状況

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかった。

もちろん輸送には、道路の確保が重要となる。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確保し、沿岸部の支援に使用した。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効であったが、確保されたのは発災4日後となった。国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後であった。そのような中、避難所には十分な食事が行きわたらなかった。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食

料は62万食だけであった。また国の物資調達、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけであった。概算で、一人一日約1食になる。

道路の不通やライフラインの途絶、生産工場や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる。また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。

2 課題

- (1) 広域物資供給体制の整備
- (2) 広域緊急輸送体制の整備

3 対策の方向性

- (1) 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- (2) 国や他都道府県からの応援を埼玉県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受け入れ、救援物資の広域物資拠点における受領、及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施する。
- (3) 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- (4) 複合災害も視野に入れ、市町村、県と合わせた備蓄を十分に行う。

第13 災害の連鎖の防止

1 シビアな状況

災害の連鎖を防止することが重要である。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性がある。例えば、次のような最悪シナリオが考えられる。

- (1) 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- (2) 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- (3) 工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- (4) 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能である。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきある。

2 課題

- (1) 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

3 対策の方向性

- (1) 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ
- (2) 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し

小鹿野町地域防災計画

令和7年3月
小鹿野町防災会議

発行：小鹿野町
編集：小鹿野町 総務課
〒368-0192
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
TEL：0494-75-1221